

日中組織犯罪共同研究 日本側報告書 I
暴力団受刑者に関する調査報告書

平成 23 年 6 月

財団法人 社会安全研究財団

まえがき

本調査報告書は、財団法人社会安全研究財団が2010年度に行った、暴力団構成員で現に服役している者に対する質問紙調査の結果をまとめたものである。

本財団は、2008年度から2010年度にかけて、中国犯罪学学会に対して「中国国内の組織犯罪の実証的研究」を委託した。

この研究の目的は、中国が経済的に大発展し、我が国との経済交流が日中双方にとって不可欠ものとなった結果、我が国の治安維持上の重大な問題である暴力団の活動も中国の犯罪組織との交流を強化して行われている実態があり、この交流がさらに拡大する可能性が大きいことを念頭に、中国の組織犯罪の実態と日本の暴力団との関係を中国において解明することにあつた。

日本国内においても、この中国における研究と対応して、日本の暴力団と中国人犯罪組織との関係を服役中の中国人受刑者及び暴力団員に対する調査から解明することとした。それが、暴力団受刑者に関する調査報告書及び中国人受刑者に関する調査報告書である。

この両者の調査研究に当たって、法務省矯正局成人矯正課の絶大な支援を賜ったことに対し、厚く謝意を表したい。

両調査は、本財団内に受刑者調査研究会（石川正興早稲田大学法学学術院教授を代表とする。）を設置して実施した。

暴力団受刑者調査は、中国人犯罪組織との関係の解明に力点を置いたものであるが、同時に組織離脱の可能性を探る等暴力団員の属性を多面的に分析したものであり、受刑者の更生にも資するものとする。調査の概要は、冒頭と末尾に記載したように、今後、暴力団と中国人犯罪組織の連携による犯罪の広域化・多様化が懸念されることを示す結果となった。また、属性分析の結果を暴力団対策に生かしていただくことも可能かと思われる。警察をはじめとする治安当局及び行刑当局に本調査が有益なものであることを願う次第である。

財団法人社会安全研究財団
専務理事 上田正文

目 次

まえがき

第Ⅰ部 調査の概要.....	1
第1章 調査の目的と調査実施の概要.....	3
1. 調査の目的／2. 調査方法／3. 標本構成／4. 調査研究の機関	
第2章 調査結果の概要.....	9
1. 本報告書の構成／2. 調査結果の全体的概要	
第Ⅱ部 暴力団の情勢.....	15
第1章 暴力団構成員等の状況.....	17
1. 暴力団構成員等の人員の推移／2. 暴力団の解散・壊滅と暴力団対策／3. 暴力団の指定状況	
第2章 暴力団犯罪の検挙状況.....	21
1. 全般的検挙状況／2. 主要3団体の構成員等の検挙状況／3. 対立抗争事件	
第3章 暴力団関係者の処遇.....	25
1. 検察／2. 矯正	
第4章 暴力団と来日外国人犯罪者とのつながり.....	28
1. 来日外国人犯罪の検挙状況／2. 来日中国人犯罪組織等の動向／3. 中国人犯罪組織と暴力団等とのつながり	
第Ⅲ部 暴力団受刑者調査の結果.....	33
第1章 暴力団員の属性と生活.....	35
1. 暴力団員の属性／2. 暴力団員の所属団体／3. 暴力団員の生活／4. まとめ	
第2章 所属団体との関係と暴力団員の意識.....	42
1. 所属団体との関わり／2. 組織の統制／3. 利益の配分方法／4. まとめ	
第3章 暴力団関係者の犯罪.....	57
1. 服役の根拠となった犯罪／2. 犯罪歴／3. 共犯者／4. 被害者／5. まとめ	

第4章 中国人犯罪組織との関係	78
1. 知り合い・関係の有無／2. 役割分担／3. 関係のきっかけと継続性／4. 連絡 の手段／5. まとめ	
第5章 刑事司法に対する意識	85
1. 裁判の公正性／2. 主観的刑罰の重さ／3. まとめ	
第IV部 暴力団受刑者調査の分析	93
第1章 暴力団受刑者の離脱意思の分析	95
1. 離脱意思に関するクロス集計分析／2. 離脱意思についての多変量解析／3. ま とめ	
第2章 日中の犯罪組織の関係の分析	118
1. クロス集計を用いた分析／2. 中国人犯罪組織の知り合いの分析／3. 中国人犯 罪組織との関係の分析／4. まとめ	
第V部 資料	135
資料1. 調査票／資料2. 単純集計表／資料3. 自由記述	

第 I 部 調査の概要

第1章 調査の目的と調査実施の概要

1. 調査の目的

この調査は、暴力団員の属性と生活、所属団体との関係と暴力団員の意識、暴力団員の犯罪および中国人犯罪組織との関係について調査し、暴力団員による犯罪の基本的な状況を把握し、組織犯罪を予防・抑止するための基礎資料とすることを目的として実施した。

日本の治安悪化の大きな要因の一つに、暴力団による犯罪、組織的な違法薬物・偽造品等の密輸入・密売、来日外国人犯罪組織による犯罪等、組織を背景とする犯罪「組織犯罪」がある。組織犯罪対策は、現代の治安対策の中でも疑いなく大きなウエイトを占めている。組織犯罪では、違法なモノやサービスが取引され、被害者となるのは一般市民である。

日本の暴力団は、世界的に見ても人員・組織数とも最大級の犯罪組織である。日本の警察当局は、これまで、ヒト・モノ・カネの三つの側面から厳しい取締りを継続してきた。その結果、暴力団構成員および準構成員の数は、最盛期である1963年の約18万人から2009年現在の約8万人へと減少した。また、法的規制の面でも1991年に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、いわゆる「暴力団対策法」が制定されたのを初め、1999年には「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、いわゆる「組織犯罪処罰法」が制定されるなど、暴力団犯罪の取締りの強化が図られてきた。

しかしながら、近年の暴力団情勢は、暴力団人員の過半数が正規の組織加入者ではない準構成員や暴力団と共生する者であるなど、組織の不透明化が進んでいる。これは、暴力団による企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動が活発化しているためである。違法薬物の売買、恐喝や賭博といった裏社会に特有の資金獲得活動に留まらず、建設業、不動産業、金融業、産業廃棄物処理業や証券取引といった、表の経済にその活動が拡大している。そのために、さまざまな手段を講じて利益の上がる市場に参入しようとし、暴力団であることを隠し、正当な経済活動を行っているように見せかけようとする。

また、近年、暴力団は社会経済情勢に応じて資金獲得の方法を多様化させており、安定して資金を獲得するため、外国人犯罪組織と連携して各種の違法活動を行っている。その背景には、暴力団は日本の国内事情に通じている一方、外国人犯罪組織は海外におけるネットワークを有しており、それぞれが連携することで安定した資金獲得が実現できるということがあげられる。中でも懸念されるのは中国人犯罪組織との連携協働の拡大である。中国の経済発展に伴って日中間の交流が一層拡大することは明らかである。表社会の交流拡大に裏社会の交流拡大が一体となる恐れは十分にある。

本報告書では、これらの問題を暴力団員の生活、意識、犯罪、中国人犯罪組織との関係等の角度から、暴力団関係受刑者への質問紙調査を通じて検討した。

2. 調査方法

(1) 調査対象者

刑の確定後、処遇施設に移送等された男子の暴力団関係受刑者（確定施設において処遇要領に基づく矯正処遇を行う場合を含む。以下「暴力団関係受刑者」という。）を調査対象とした。なお、現に暴力団に加入している者に限らず、加入歴のある者、準構成員および周辺者を含む、暴力団への関係が認められる者についても、調査対象者に含めた。

(2) 調査時期

平成 21 年 12 月 14 日（月）から平成 22 年 3 月 31 日（水）までの間に処遇施設に移送等された調査対象者について、処遇施設における刑執行開始時の調査の後に、本調査を実施した。

(3) 調査実施施設

調査は、刑務所 35 庁、少年刑務所 4 庁、拘置（支）所 11 庁で実施した。

(4) 調査方法

調査票（「第 V 部 資料」を参照）は、受刑者記載用と職員記載用の 2 種類を用意した。調査は、所定の調査票を各矯正施設に送付し、施設職員が次の方法により実施した。

刑執行開始時の調査の際、施設の職員が個別に本調査に協力する意思があるか否かを確認し、協力の意思を示した者について実施した。なお、その際に、記載内容によって不利益な取り扱いがなされることはないことを説明した。

受刑者記載用調査票への記入は、調査票と封筒を対象者の居室に配布し、居室において記載するよう依頼した。記入済みの調査票は封筒に入れて封をした上で、翌朝職員が回収した。なお、受刑者記載用と職員記載用の調査票とを対にするために、封筒の表紙に称呼番号を記載させた。回収した封筒は開封することなく調査実施者に送付し、施設において内容確認は行わないこと、受刑者が記載した回答内容について個別に施設に情報提供等がなされることはないこととした。

職員記載用調査票は、刑執行開始時の調査の結果を参照し、施設職員が記載した。

(5) 回収標本数

回収した標本数は、受刑者記載用も職員記載用も共に 521 標本で、すべての受刑者と職員記載用調査票が対となっていた。平成 21 年 12 月 14 日（月）から平成 22 年 3 月 31 日（水）までの間に処遇施設に移送等された調査対象者は 916 人で、回答率は 56.9%である。

3. 標本構成

回答が得られた 521 人の標本構成は以下のとおりである。なお、調査票と各質問項目の集計表を、第V部に資料として添付した。

(1) 生年（西暦）

区 分	人 数 (%)
1949 年以前	31(5.9)
1950～1959 年	67(12.9)
1960～1969 年	164(31.5)
1970～1979 年	160(30.7)
1980～1989 年	99(19.0)
1990 年以降	0
無回答	0
計	521(100.0)

(2) 入所時の年齢

区 分	人 数 (%)
19 歳～29 歳	97(18.6)
30 歳～39 歳	164(31.5)
40 歳～49 歳	162(31.1)
50 歳～59 歳	66(12.7)
60 歳以上	31(5.9)
無回答	1(0.2)
計	521(100.0)

(3) 罪名（1 刑）

罪 名	度 数 (%)
刑法犯 凶悪犯	47(6.0)
粗暴犯	106(13.5)
窃盗犯	92(11.8)
知能犯	72(9.2)
風俗犯	4(0.5)
その他の刑法犯	112(14.3)
特別法犯 銃砲刀剣類所持等取締法	19(2.4)
麻薬及び向精神薬取締法	11(1.4)
覚せい剤取締法	228(29.1)
道路交通法	56(7.2)
その他の特別法犯	35(4.5)
無回答	1(0.1)
計	784(100.0)

(4) 刑期（1 刑）

刑 期	人 数 (%)
無期懲役	5(1.0)
懲役 1 年未満	45(8.6)
懲役 2 年未満	153(29.4)
懲役 3 年未満	153(29.4)
懲役 4 年未満	68(13.0)
懲役 5 年未満	32(6.1)
懲役 5 年以上	51(9.8)
懲役年月不明	1(0.2)
無回答	13(2.5)
計	521(100.0)

(5) 入所度数

回 数	人 数 (%)
1 回	155(29.7)
2 回	116(22.3)
3 回	69(13.2)
4 回以上	176(33.8)
無回答	5(1.0)
計	521(100.0)

(6) 前回入所した時の罪名

罪 名	度 数 (%)
刑法犯 凶悪犯	11(3.0)
粗暴犯	51(14.1)
窃盗犯	38(10.5)
知能犯	11(3.0)
風俗犯	2(0.6)
その他の刑法犯	14(3.9)
特別法犯 銃砲刀剣類所持等取締法	1(0.3)
麻薬及び向精神薬取締法	1(0.3)
覚せい剤取締法	149(41.3)
道路交通法	10(2.8)
その他の特別法犯	5(1.4)
無回答	68(18.8)
計	361(100.0)

(7) 前回の刑期

刑 期	人 数 (%)
懲役 1 年未満	241(66.8)
懲役 2 年未満	28(7.7)
懲役 3 年未満	31(8.6)
懲役 4 年未満	14(3.9)
懲役 5 年未満	6(1.7)
懲役 5 年以上	13(3.6)
無回答	28(7.7)
計	361(100.0)

(8) 前回の出所年

出 所 年	人 数 (%)
1999 年以前	21(5.8)
2000 年	1(0.3)
2001 年	7(1.9)
2002 年	9(2.5)
2003 年	10(2.8)
2004 年	22(6.1)
2005 年	21(5.8)
2006 年	35(9.7)
2007 年	75(20.8)
2008 年	87(24.1)
2009 年	43(11.9)
無回答	30(8.3)
計	361(100.0)

(9) 前回の出所種別

種 別	人 数 (%)
仮釈放	109(30.2)
満期釈放	222(61.5)
その他	1(0.3)
無回答	29(8.0)
計	361(100.0)

(10) 配偶者の有無(内縁関係者がいる場合は「あり」とした)

有 無	人 数 (%)
なし	277(53.2)
あり	225(43.2)
無回答	19(3.6)
計	521(100.0)

(11) 最終学歴（在学、中途退学を含む）

学 歴	人 数 (%)
中学校	246(47.2)
高等学校	251(48.2)
専門学校・短大	6(1.1)
大学・大学院	13(2.5)
その他	3(0.6)
無回答	2(0.4)
計	521(100.0)

(12) 就学状況（最終学歴が「その他」
よび「無回答」であった者を除く）

就学状況	人 数 (%)
在学	1(0.2)
中退	198(38.4)
卒業	315(61.0)
無回答	2(0.4)
計	516(100.0)

(13) 入所前の居住地

居住地	人数 (%)
不定	99(19.0)
あり	417(80.0)
無回答	5(1.0)
計	521(100.0)

4. 調査研究の機関

この調査研究は、(財)社会安全研究財団内に設置された「受刑者調査研究会」が調査の企画、立案、調査結果の分析、報告書の作成を行った。なお、調査に当たっては法務省矯正局成人矯正課の協力を得て実施した。研究会の構成と各メンバーが担当した本報告書の部および章は次のとおりである。

代表	石川正興	早稲田大学法学学術院教授
	星野周弘	日本犯罪学会理事、日本犯罪社会学会名誉会員 (第Ⅲ部：第1章)
	小柳 武	常磐大学大学院被害者学研究科教授
	辰野文理	国士舘大学法学部教授
	島田貴仁	科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室長
	小西暁和	早稲田大学法学学術院准教授
	中條晋一郎	ノースアジア大学法学部専任講師
	菊池城治	科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室研究員 (第Ⅰ部：第2章、第Ⅲ部：第2章・4章・5章、第Ⅳ部)
	高橋正義	早稲田大学社会安全政策研究所客員研究員
	渡辺昭一	(財)社会安全研究財団研究主幹 (第Ⅰ部：第1章、第Ⅱ部：第1章～4章、第Ⅲ部：第3章)

オブザーバー

山本司修 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付課長補佐
西崎隆彦 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付係長
上田正文 (財) 社会安全研究財団専務理事

第2章 調査結果の概要

1. 本報告書の構成

本報告書は、日中の組織犯罪受刑者を対象に行った調査のうち、日本人暴力団受刑者の調査についての結果の記述および分析の報告である。調査報告書は二分冊となっており、中国人受刑者に関する調査報告については、別冊を参照されたい。

本報告書の第Ⅱ部では、警察白書や犯罪白書など公的資料に基づいて、近年の暴力団情勢について概観する。第Ⅱ部第1章では、暴力団構成員の状況や人員の変化、暴力団の解散や指定状況について記述する。第2章では、暴力団関係者による犯罪の検挙状況について見ていく。全般的な検挙状況に加えて、山口組・稲川会・住吉会の主要3団体の構成員の検挙状況を取りあげる。また、近年の暴力団同士の対立抗争の傾向についても記述する。第3章は、暴力団関係受刑者の処遇について、法務省の資料を中心に概観する。第4章は、暴力団と来日外国人犯罪者とのつながりについて、来日外国人犯罪の検挙状況、来日中国人犯罪組織の動向、日中の組織犯罪のつながりに焦点をあてて見ていく。

第Ⅲ部は、暴力団受刑者調査の結果について、単純集計およびクロス集計を中心に報告する。第Ⅲ部第1章は、暴力団関係受刑者の属性や生活に関する調査結果を報告する。所属団体や組織内の地位などについて、年齢や配偶者の有無など暴力団関係受刑者の属性と組み合わせて記述する。第2章は、暴力団関係受刑者らの所属団体との関係や団体の特徴について記述する。具体的には、所属団体との関わりや、組織内の統制、犯罪の行った際の利益分配方法について結果を報告する。第3章は、暴力団関係受刑者らが行っていた犯罪について記述する。第4章は、中国人犯罪組織との関係について、単純集計を中心に報告する。日中の犯罪組織間関係の有無や役割分担、関係が生まれたきっかけと継続性、および双方の連絡手段などについて報告する。第5章は、日本の刑事司法に対する暴力団関係受刑者らの意識に関して報告する。具体的には、裁判の公正性と主観的刑罰の重さを取りあげる。

第Ⅳ部では、研究委員会で設定した二つの課題について、統計的分析を行った結果について記述する。第一の課題は、暴力団関係受刑者らの離脱意思についての分析である。組織の種類や組織内の地位など構造的な要因に加え、年齢などの個人属性、行った犯罪の種類など様々な観点から、暴力団関係受刑者の離脱意思に影響を与えている要因を分析する。第二の課題は、暴力団と中国人犯罪組織に関する検討である。第一の課題と同様に、組織的な要因に加えて、暴力団員らが関わっていた犯罪の種類などの観点から、日中の犯罪組織のつながりの有無に影響を与えている要因について分析を行う。

第Ⅴ部は、資料編である。暴力団受刑者調査に用いた調査票（職員記載用・本人記載用）に加え、全質問項目の単純集計表を添付した。また、自由記述があった質問項目について、

その回答をまとめて記載した。

2. 調査結果の全体的概要

第Ⅲ部および第Ⅳ部の各章の末尾に、それぞれの調査結果と分析についてのまとめが記載されている。それらをさらにまとめると以下ようになる。

(1) 暴力団関係受刑者の属性

本調査の対象となった暴力団関係受刑者らは、所属組織や地位に関しての公式資料から分かる全国的な傾向と比べて、やや偏りが見られた。すなわち、国内の全暴力団構成員のうち指定暴力団員の割合は95%以上なのに対して、本調査の回答者のうち指定暴力団に属していた者は85%であった。また、組織内の地位については、今回調査に回答した受刑者らは、全国的な傾向と比較して、一般構成員や幹部である割合が若干高かった。

暴力団関係受刑者の年齢構成については、過去の調査と比較して、若年世代の割合が減少しており、暴力団関係者らの高齢化がうかがわれた。また、年齢と地位との分析からは、暴力団組織内では、年功序列が維持されていることが示唆され、高い地位にある者は年長者かつ加入期間が長い者であった。教育については、過去の調査と比較して、高校進学者が増加している一方で、中退者や義務教育のみの者も相当数いることが明らかになった。

(2) 暴力団関係受刑者の生活

暴力団関係受刑者らの生活について見てみると、無職者が多く、有職者も単純労働者に就いている者が多かった。月収は、30万円以上のものが過半数であり、また地位が高くなるほど月収が高くなる傾向にあった。生計の維持は、非合法活動によるものが多かった。なお、非指定暴力団関係者らは、有職者の割合がやや高い傾向にあり、これらの団体に所属している者については、非合法活動のみで生計を立てることが困難であることがうかがえた。持ち家や配偶者を有している者の割合は比較的少なかった。その傾向は中級幹部以下に際立って見られ、地位の低い者ほど安定した生活様式ではない傾向にあった。

(3) 所属団体とのかかわりと組織の特徴

暴力団関係受刑者は、義理などの人間関係が加入動機や所属理由となっている者が多い傾向にあった。加入動機については、「自分の意思」は約4割なのに対して、「誘われた」(35.7%)や「面倒を見てもらった」(16.9%)ことが加入動機となっていた者の合計は半数を超えていた。また、貧困や職などの経済的理由が主たる加入動機となっていた者は3%未満と極少数であった。所属理由についても、経済的な理由を挙げている者は約10%と少数であり、最も多かった理由は「義理があるから」(46.1%)であった。加入動機や所属理由についての調査結果から、安定的な経済基盤を求めて暴力団に所属しているという者は少ないとい

うことが明らかになった。

組織からの命令違反に際しては、制裁が加えられない場合が最も多いという結果であった。しかしながら、地位によって制裁の種類は異なり、特に非組員（準構成員や周辺者）に対して暴力的な制裁が加えられる場合が多かった。また、命令違反に対して、何らかの制裁が加えられる組織に所属している者は、制裁がない団体と比較して、首領からの殺人命令に従う傾向にあった。したがって、組織内の統制の強さが暴力団関係受刑者らの忠誠心に影響を与えていることが明らかになった。

（４） 暴力団員の犯罪

刑法犯では、粗暴犯や窃盗犯が相対的に多かった。特別法犯では、薬物事犯が最も多く、中でも覚せい剤取締法違反がそのほとんどを占めており、伝統的な資金獲得犯罪が依然として暴力団の資金源になっている状況がうかがえた。

犯行の動機は、生活費や遊興費を得るための個人的動機による犯行が大半を占めており、犯罪に何らかの経済的要因（生活苦、利欲）のからむ犯行が 80.5%と際立って多かった。また、地位ごとに犯行動機の差はあまりなく、どの地位についても「生活のため」は約 25%を占めていた。この結果は、暴力団関係受刑者らが組織から十分な経済的基盤が得られていないことを示唆している。

本件犯罪から得られた利益については、暴力団の種類および地位との間には関連がみられなかったが、罪種との間には有意な差がみられた。すなわち、包括罪種が異なると、犯罪から得た利益が異なっていた。たとえば、利益が 100 万円以上あった罪種の構成比は、知能犯が最も高く（37.5%）、次いで窃盗犯が高かった（26.2%）。したがって、暴力団の資金獲得犯罪が、近年より知能的で巧妙な犯罪へと変化していると解釈できる。また、薬物事犯に利益なしの比率（70.7%）が高いが、この結果は、暴力団が業として行う密輸・密売等よりも自己使用事犯の比率が高いことによると考えられる。

暴力団関係受刑者による犯罪のうち、約半数が共犯を伴うものであった（49.1%）。共犯者の人数は、2 人組の犯行が 35.2%と最も多いものの、6 人組以上の犯行も約 20%を占めており、暴力団関係者による犯行は集団で組織的に遂行されている実態がうかがわれた。

被害者選択理由については、「馬鹿にされたから」が最も多く（16.1%）、次いで「警察に届けないと思ったから」（15.6%）、「お金をもっている情報があったから」（13.8%）などが多かった。概して、短絡的、無計画な犯行が多く、犯行の動機と合わせて考察すると、組織犯罪というよりは個人的理由による犯行が多いと解釈できる。

（５） 刑事司法に対する意識

暴力団関係受刑者の多くは、日本の裁判が不公正であると捉える傾向にあり、その傾向は、暴力団への加入期間が長い者で特に強かった。しかしながら、興味深いことに、裁判の公正感、本人の犯罪傾向や刑事裁判の結果とは関連が無いようであった。具体的には、

過去の入所度数や本件の刑期ごとに分析したところ、裁判の公正性の認知に差は見られなかった。

また、多くの暴力団関係受刑者らは、今回科された刑期が重いと捉えていた。この傾向は、非指定暴力団や三大主要暴力団以外の指定暴力団に所属している者の中で、特に強かった。さらに、年齢が高い者ほど刑罰が重いと感じる傾向にあった。一方で、本件刑期と主観的刑罰の重さとの間には、有意な関連が見られなかった。

(6) 暴力団関係受刑者の離脱意思

本調査の回答者については、半数以上の者が離脱意思を示していた(57.7%)。多くの者が離脱意思を表明していた背景には、もちろん刑事施設における調査という社会的望ましきの問題がありうる。しかしながら、社会的望ましきの問題があるのにも関わらず、はっきりと離脱したくないと表明していた受刑者が一定数いたのも事実である(20.2%、80人)。

離脱意思に影響を与えている背景要因の検討をさまざまな角度から行ったところ、暴力団の組織的な要因に加え、暴力団関係受刑者の個人的な要因なども離脱意思に強い影響を与えていることが明らかになった。具体的には、暴力団の種類、加入期間、年齢、職の有無、配偶者の有無、月収などが暴力団関係受刑者の離脱意思形成に影響を与えていた。これらの変数についての主要な分析結果をまとめると、以下ようになる。①三大指定暴力団に所属している者の方が離脱意思をより強く表明する傾向にある、②組織とのかかわりが長い者ほど離脱意思を持たない傾向にある(長く組織に関わっている者ほどに組織に依存するという生活様式を維持する傾向)、③若年世代では加齢とともに離脱意思が弱まる傾向にある、④中高年世代では加齢とともに離脱意思が強まる傾向にある、⑤有職者の方が組織から離脱したいと考える傾向にある、⑥配偶者を有している者は離脱意思が強い傾向にある、⑦月収の少ない者の方が離脱意思は強い傾向にある。特に、月収の少ない者ほど離脱意思を表明する確率が高いという結果は、暴力団に依存した生活様式の経済的基盤の弱さや不安定さを示唆しているといえる。

(7) 中国人犯罪組織との関係

暴力団関係受刑者のうち、中国人犯罪組織に知り合いがいる者は、比較的少なかった。個人的に知り合いがいる者は約18%いたものの、自己が所属する組織が組織レベルでつながりがあると回答した者は11%のみだった。特に組織間のつながりについては、「分からない」という回答が目立った。

組織間につながりがある場合には、日本側に主導権があるという連携の仕組みが明らかになった。日本側が情報提供や計画を行い、中国側が犯罪を実行するという構図である。そもそも関係が生まれたきっかけも日本の暴力団から積極的に呼びかけたという場合が多く、日本の犯罪組織が海外の組織との連携を模索している姿が明らかになった。組織間の

連絡は、直接会う場合が最も多く、コミュニケーションの言語は日本語が最も多かった。

中国人犯罪組織に知り合いがいるかどうかは、暴力団の種類や組織内における地位、関わっていた犯罪の種類によって異なっていた。具体的には、三大指定暴力団に属していて、中級幹部以上の地位にあり、薬物犯罪に関わっていた者は、中国人犯罪組織に知り合いがいる確率が最も高かった。また興味深いことに、暴力団の種類や地位、罪種などさまざまな要因を考慮に入れたときには、20代の暴力団関係受刑者らは、中国人犯罪組織に知り合いがいる場合も多い可能性があった。この結果は、10%水準での有意性であるため暫定的な結果として解釈されるべきではあるものの、若年世代において犯罪ネットワークを拡大しようとしている動きがある可能性を示唆している。今後、調査対象者を絞った上で、質的研究手法などを活用して、若年世代の国際犯罪ネットワークをより詳細に探る必要があるのかもしれない。

一方で、組織レベルにおいて、日中の犯罪組織間でつながりがあるかについては、暴力団の種類や個人属性による差異はほとんどなかった。組織レベルでのつながりについては、調査対象者が知り得ていることが少ないことがその理由のひとつとして考えられる。また、組織レベルでのつながりの有無は、暴力団関係受刑者の個人属性とは関係のない要因が影響を与えている可能性がある。

第Ⅱ部 暴力団の情勢

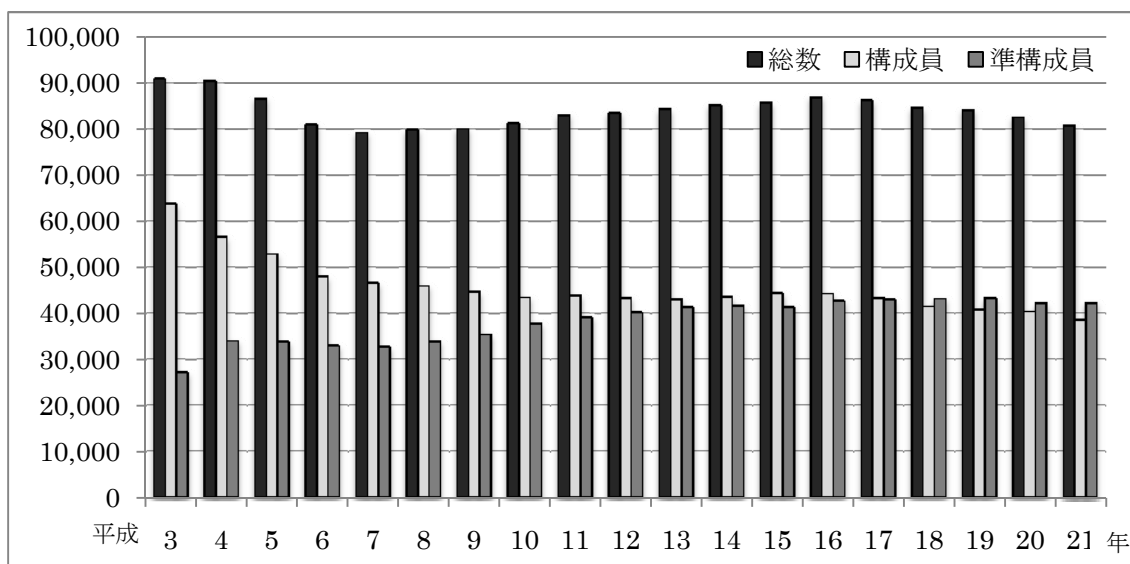
第1章 暴力団構成員等の状況

1. 暴力団構成員等の人員の推移

平成4年3月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という）が施行され、暴力団を「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義している（第2条第2号）。平成22年版警察白書によれば、平成21年12月末現在の暴力団構成員および準構成員（以下「暴力団構成員等」という）の数は80,900人で、このうち構成員の数は38,600人である。

平成3年から21年までの暴力団構成員等の人員の推移は、図Ⅱ-1-1のとおりである。その総数は、平成8年から緩やかに増加していたが、平成17年から漸減しているものの、平成9年以降、一貫して8万人台を維持している。このことは、それだけの規模の組織を支えるだけの資金力が依然として彼らにあることを示すものであろう。また、平成17年までは暴力団構成員が準構成員の数を上回っていたが、平成18年以降は構成員と準構成員の数が逆転している。

図Ⅱ-1-1 暴力団構成員等の人員の推移（平成3～21年）

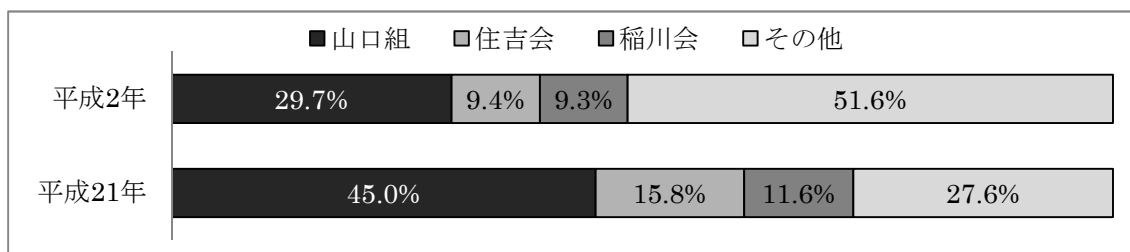


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

平成21年中の山口組、住吉会および稲川会の3団体の暴力団構成員等の数は58,600人で、全暴力団構成員等の数の72.4%を占めている。このうち暴力団構成員の数は29,800人で、全暴力団構成員の49.2%を占めており、主要3団体による寡占状態にある。中でも、山口組の構成員と準構成員の数は36,400人で、全体の45.0%を占め、構成員については全

暴力団構成員数の 49.2%を占めており、依然として一極集中の状態が続いている。これは、取締り等の暴力団対策の徹底により、資金の獲得が困難になってきた中小の暴力団組織が、より大きな組織の威力を求めて、山口組の傘下に入っていく傾向の表れといえる。平成 21 年中の主要 3 団体の暴力団構成員等の占める割合は、**図 II-1-2** のとおりである。

図 II-1-2 主要 3 団体の占める割合



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

2. 暴力団の解散・壊滅と暴力団対策

平成 21 年中に解散・壊滅した暴力団の数は 215 組織、所属する暴力団構成員の数は 1,165 人である。このうち山口組、住吉会および稲川会の 3 団体の傘下組織の数は 168 組織 (78.1%)、所属する暴力団構成員の数は 922 人 (79.1%) である。また、同年における暴力団事務所の撤去件数は 142 件である。

暴力団を解散・壊滅に追い込むためには、暴力団を存続させている収益システムを破壊し、資金獲得の剥奪につなげていくことが必要である。平成 4 年に施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、いわゆる「暴力団対策法」は、暴力団が組織の威力を用いてさまざまな民事取引や紛争に介入して資金を得る、いわゆる民事介入暴力を有効に取り締まることを主な目的として制定されたものである。この法律は、その後も暴力団の活動の変化に応じて、たびたび改正が行われている。最近では、平成 20 年 5 月の法改正により、

- 行政処分や公共事業の発注など、行政機関が行う行為に関する不当な要求の規制
- 対立抗争におけるヒットマン等に対する報奨金の交付、昇格等の賞揚行為の規制
- 暴力団がその威力を用いて資金獲得を行うに当たって、相手方に与えた損害についての暴力団トップの損害賠償責任
- 暴力団に対する損害賠償請求や事務所撤去請求に対する妨害行為の規制

等の規定が追加された。中でも損害賠償責任の規定は、組織の威力を利用した資金獲得全般について暴力団のトップに賠償責任を負わせるものであり、被害者の被害回復に資することはもちろん、暴力団からの資金剥奪の面でも極めて有効である。

法令に基づいて暴力団を各種の公共事業から排除する取り組みについては、現在 30 の法

令に所要の規定が整備されている。国や地方自治体が発注する公共事業の入札から暴力団を排除する施策については、暴力団が役員に就任している企業や暴力団が実質的に支配している企業を対象に実施されてきた。平成 18 年以降、その対象が拡大され、その事業に暴力団の威力を利用している企業、暴力団に資金を提供している企業、暴力団と社会的に不適切な交際を行っている企業も排除の対象とされている。

このような公共部門における暴力団排除活動に加え、民間企業から暴力団を排除する活動が進められている。平成 19 年 6 月、政府の犯罪対策閣僚会議（内閣総理大臣を長として全閣僚がメンバー）において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が策定された。指針では、企業は企業防衛の観点、社会的責任の観点および治安対策の観点から、反社会的勢力を排除するための対応をとることを求めている。具体的には、不当要求に対する組織としての対応、警察等の外部機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、有事における刑事と民事の法的対応、裏取引や資金提供の禁止等について定めている。この指針の策定を受けて、その後「暴力団排除条項」が金融業界（平成 20 年 11 月）、証券業界（平成 21 年 5 月）、建設業界（平成 22 年 4 月）等へ次々と導入されるようになった。

暴力団を弱体化させ、壊滅するためには、警察による徹底的な取締りと同時に、社会全体で暴力団を孤立させ、追い詰めていくことが不可欠である。平成 22 年 4 月に、福岡県において、暴力団排除に関する県民や事業者の役割、暴力団排除の基本的施策、事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止等を定めた「福岡県暴力団排除条例」が施行された。その後、平成 22 年末までに、福岡県を含む 27 の道府県において次々と暴力団排除に関する条例が制定されている。また、証券、金融、建設、さらには相撲等各業界における暴力団排除の取組みが大きく進展している。こうした取組みは、今まさに暴力団の取締りを強化し、壊滅させるための好機といえよう。

3. 暴力団の指定状況

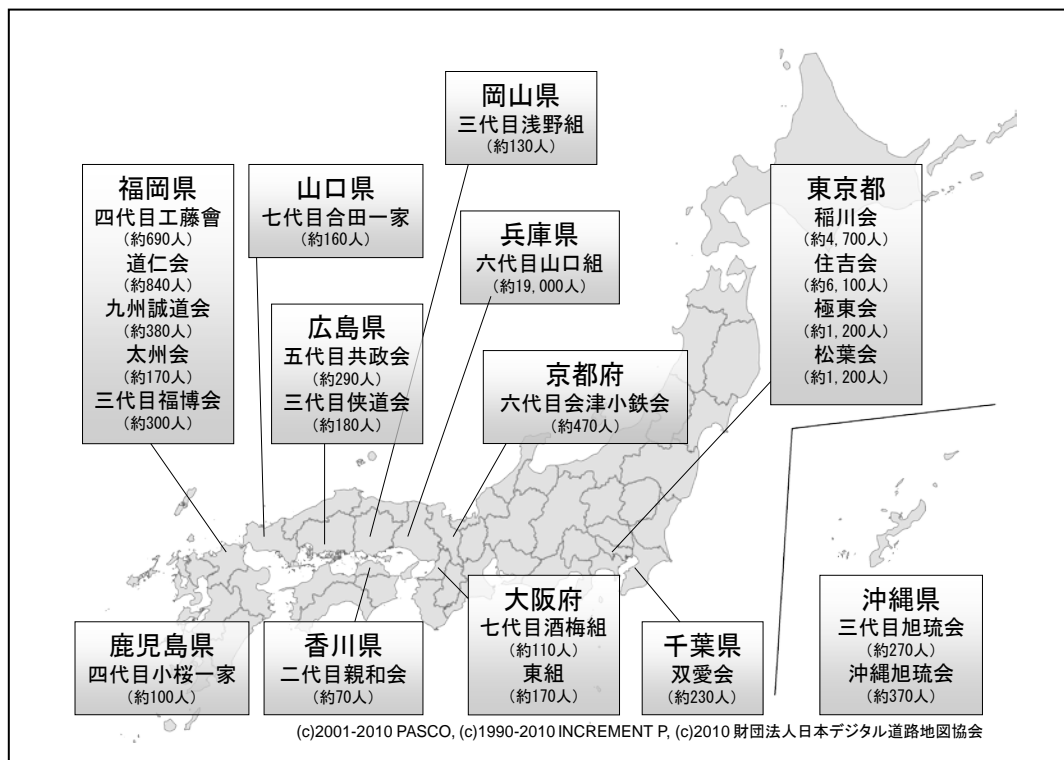
平成 4 年に施行された暴力団対策法により、一定の要件を満たした暴力団を「指定暴力団」として指定し、指定暴力団の構成員が同法 9 条に定められた暴力的要求行為(表Ⅱ-1-1)を行うことが規制された。そして、指定暴力団の構成員が暴力団対策法で禁止されている暴力的要求行為を行い、その相手方の生活の平穏等が害されている場合には、都道府県公安委員会が中止命令を発出することができるほか、類似の暴力的要求行為を反復するおそれがある場合には、再発防止命令を発出することができる。暴力団対策法により、指定暴力団の構成員は、他の暴力団よりも強い規制を受けることになる。

平成 22 年 3 月現在、全国で 22 団体が指定暴力団として指定されている。指定暴力団の主たる事務所の所在地と構成員数（概数）は、図Ⅱ-1-3 のとおりである。

表Ⅱ-1-1 暴力団対策法第9条で禁止している暴力的要求行為

1. 人の弱みに付け込み口止め料を要求する行為
2. 寄付金、援助金等を要求する行為
3. 下請工事、資材の納入等を要求する行為
4. 縄張り内の営業者に「あいさつ料」等を要求する行為
5. 縄張り内の営業者に用心棒代、入場券等の購入等を要求する行為
6. 高金利の債権を取り立てる行為
7. 不当な方法で債権を取り立てる行為
8. 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
9. 不当な貸付けや手形の割引を要求する行為
10. 証券会社に対して、不当に信用取引を要求する行為
11. 株式会社に対して、不当に株式の買取を要求する行為
12. 不当な地上げをする行為
13. 土地、建物を占拠するなどして不当に明渡し料を要求する行為
14. 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為
15. 商品の欠陥などに付け込んだ損害賠償、購入した有価証券に因縁を付けた損失補てんを要求する行為

図Ⅱ-1-3 指定暴力団の主たる事務所の所在地と構成員数（平成22年6月1日現在）



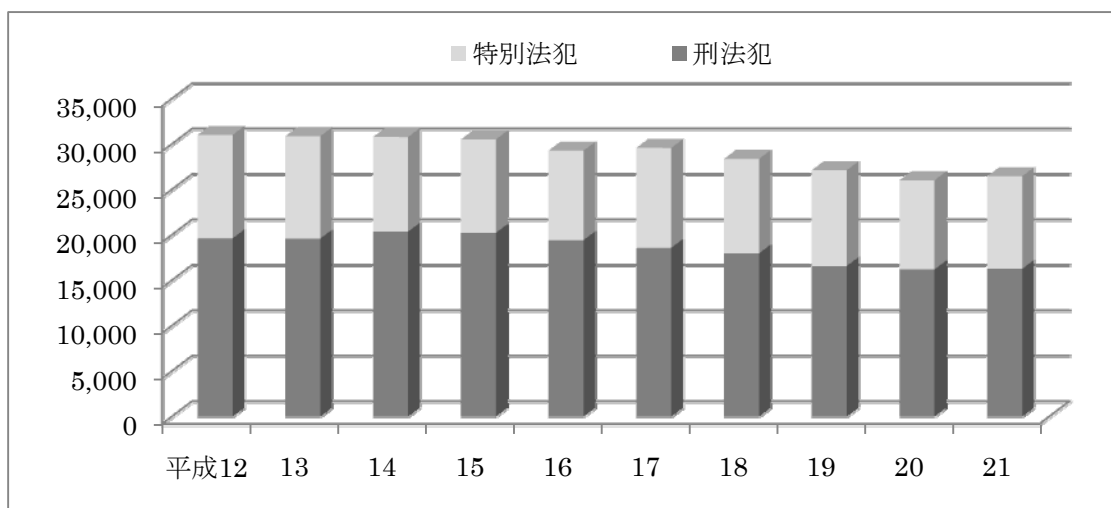
第2章 暴力団犯罪の検挙状況

1. 全般的検挙状況

平成21年中における暴力団構成員等の検挙人員（刑法犯および交通法令違反を除く特別法犯。以下この章において同じ）は26,503人で、このうち構成員は6,776人（25.6%）、準構成員は19,727人（74.4%）であった。刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は16,312人（61.5%）、特別法犯は10,191人（38.5%）である。

最近10年間の検挙人員の推移は、**図Ⅱ-2-1**のとおりである。その人員は、平成元年以降3万人台で推移していたが、16年からは3万人を下回っている。

図Ⅱ-2-1 暴力団構成員等の検挙人員の推移

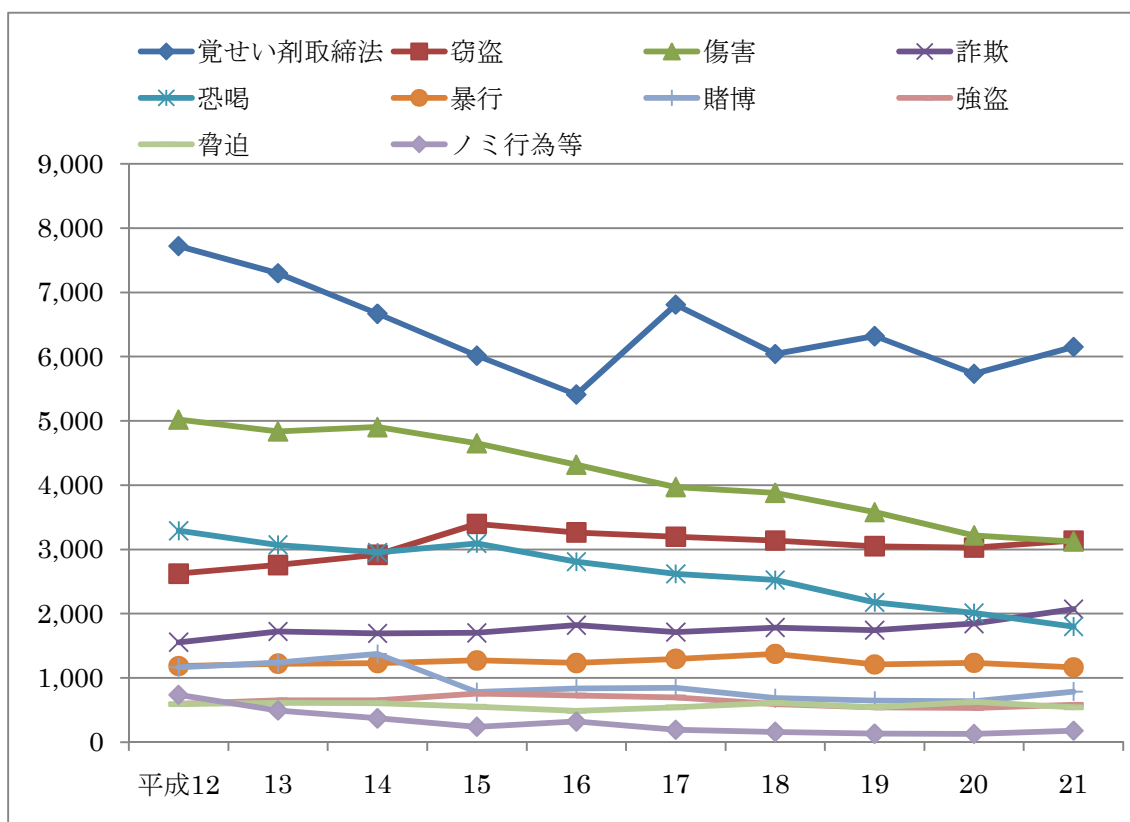


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

また、最近10年間における暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移は、**図Ⅱ-2-2**のとおりである。平成12年以降の検挙人員は、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、窃盗、傷害、詐欺および恐喝の順となっている。この状況に大きな変化はないが、恐喝、賭博および公営競技関係4法（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法およびモーターボート競走法）違反（ノミ行為等）の検挙人員が大きく減少している一方、詐欺および窃盗の検挙人員が増加していることから、暴力団が資金獲得の手段を変化させている状況がうかがわれる。

暴力団構成員等の資金獲得犯罪の検挙状況は、詐欺罪の検挙人員、検挙件数がともに大幅に増加しており、暴力団が融資詐欺、振り込め詐欺、保険金詐欺等の各種詐欺事犯を遂行して資金源としている状況がうかがわれる。

図Ⅱ-2-2 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

暴力団構成員等の検挙人員総数に占める比率は、刑法犯では4.9%、特別法犯では12.4%、全体では6.4%を占めている。罪種別にみると、刑法犯では、賭博(57.3%)、逮捕監禁(52.0%)、恐喝(45.4%)、脅迫(34.8%)で高く、特別法犯では、自転車競技法違反(91.9%)、競馬法違反(89.7%)、覚せい剤取締法違反(53.3%)、大麻取締法違反(29.7%)、麻薬及び向精神薬取締法違反(29.1%)で高い。この種の犯罪は、暴力団構成員等が遂行する割合が極めて高いといえる。

暴力団の伝統的な資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博および公営競技関係4法違反が挙げられる。このうち覚せい剤取締法違反を除けば、検挙人員は近年減少傾向にある。しかし、これらの犯罪の検挙人員は暴力団構成員等の総検挙人員の3割強を占めており、依然として、この種の犯罪が暴力団の有力な資金源になっている。

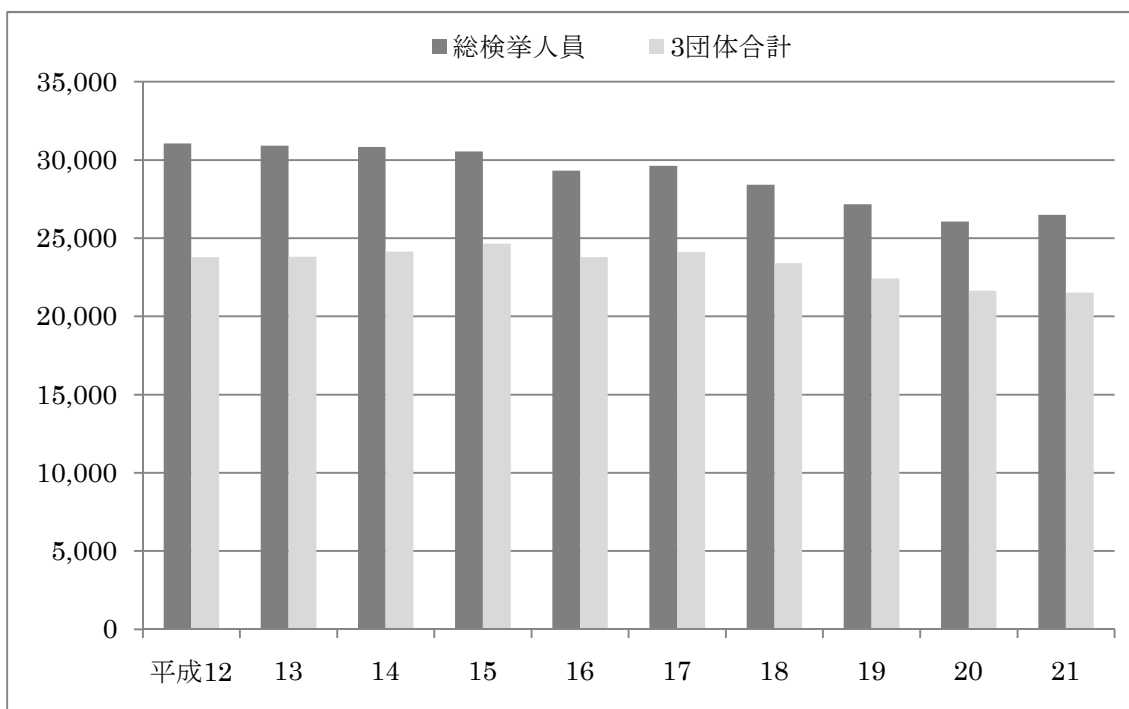
このような犯罪傾向からみると、伝統的に暴力団と親和性が高いと考えられる一部の犯罪の減少がみられる反面、詐欺、窃盗、覚せい剤取締法違反等の増加にみられるように、旧来の資金獲得犯罪の体質を残しながら、より知的、より巧妙な犯罪行為へと変化している様相がかいまみられる。

2. 主要3団体の構成員等の検挙状況

平成21年中における主要3団体（山口組、住吉会および稲川会）の暴力団構成員等の検挙人員は21,527人であり、このうち暴力団構成員は5,355人で、いずれも暴力団構成員等の総検挙人員の約8割を占めている。特に、山口組の暴力団構成員等の検挙人員は14,208人であり、このうち暴力団構成員の検挙人員は3,217人で、いずれも暴力団構成員等の総検挙人員の約5割を占めている。

最近10年間における主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員の推移は、**図Ⅱ-2-3**のとおりである。暴力団構成員等の検挙人員全体に占める主要3団体の割合は、平成14年までは70%台であったが、15年以降は一貫して80%台となっている。

図Ⅱ-2-3 主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員の推移

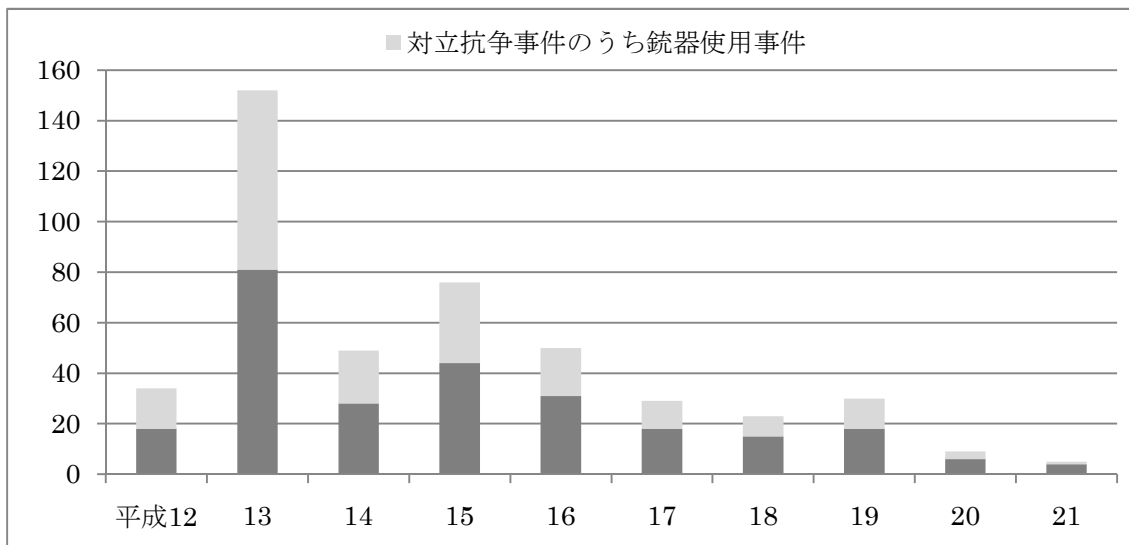


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

3. 対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件の発生回数および銃器使用数の推移は、**図Ⅱ-2-4**のとおりである。平成21年中、対立抗争事件は4回発生し、このうち銃器が使用されたのは1回である。最近10年間の対立抗争事件の発生回数についてみると、平成13年に81回、15年に44回発生しているが、16年以降は発生回数および銃器使用数ともにおおむね減少傾向にある。

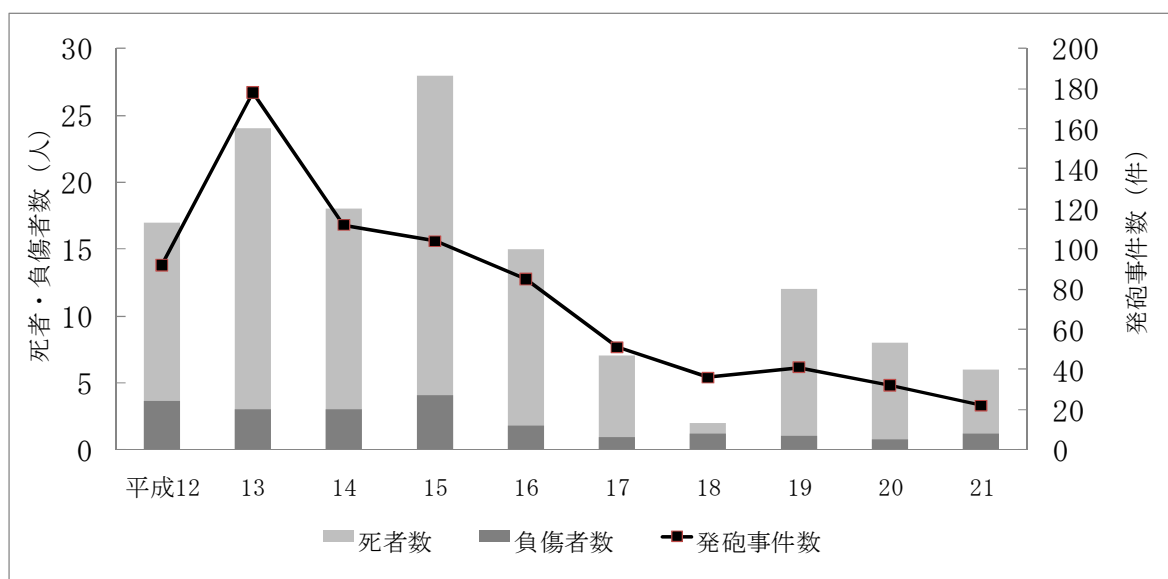
図Ⅱ-2-4 暴力団対立抗争事件発生回数の推移



注 平成22年版『警察白書』による。

平成21年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は22件で、死亡者は6人、負傷者は8人である。最近10年間の暴力団によるものとみられる銃器発砲事件数および死傷者数の推移は、図Ⅱ-2-5のとおりである。繁華街や住宅街等の市民に身近な場所で銃器発砲事件が発生しており、暴力団等が所持する拳銃は、依然として市民に対する脅威となっている。

図Ⅱ-2-5 暴力団によるものとみられる銃器発砲事件数および死傷者数の推移



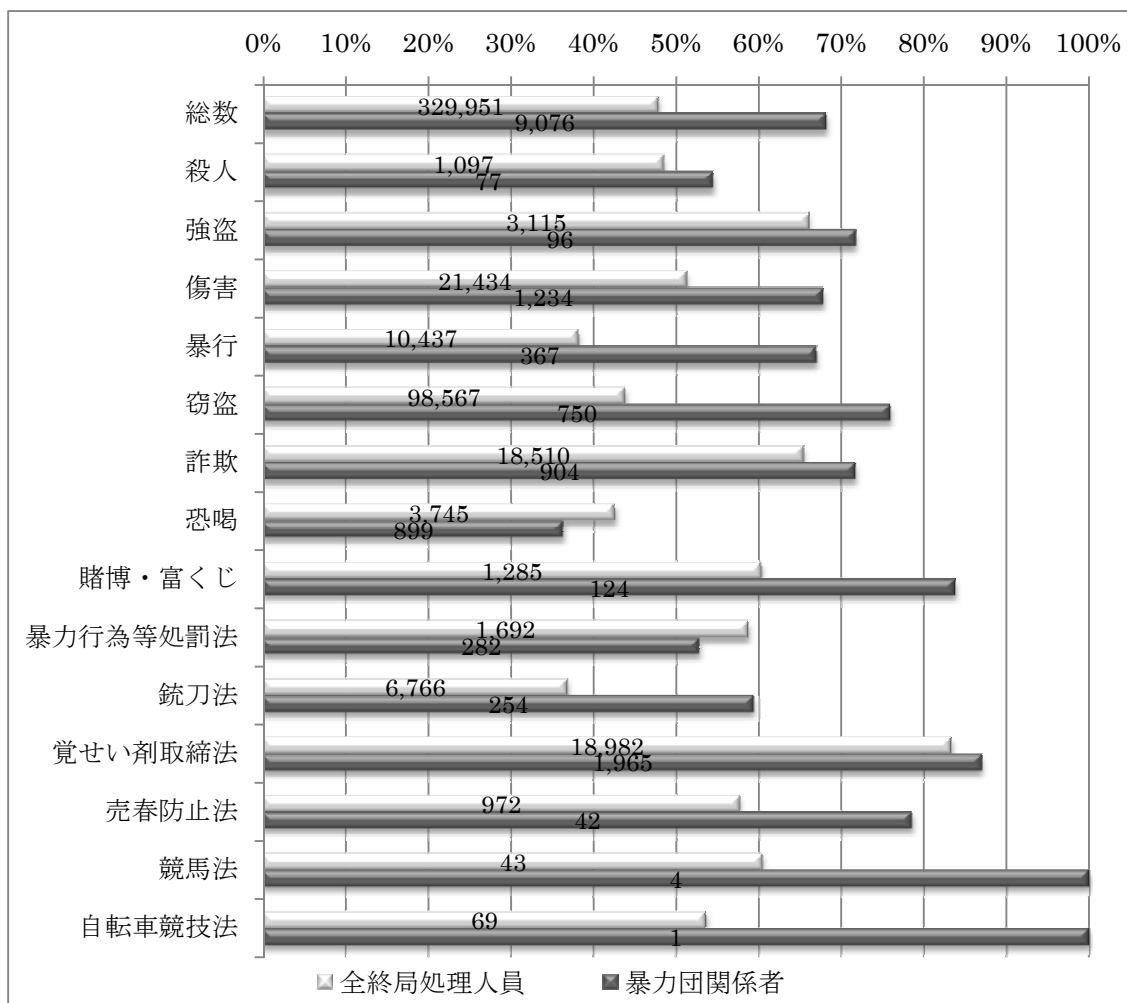
平成22年版『警察白書』による。

第3章 暴力団関係者の処遇

1. 検察

平成21年における暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。以下この章において同じ）の起訴率を罪名別にみると、**図Ⅱ-3-1**のとおりである。暴力団関係者の起訴率は、刑法犯および特別法犯（道交法違反を除く）の全体で68.2%であり、検察庁全終局処理人員において47.9%であるのに比べて著しく高い。罪名別にみても、恐喝および暴力行為等処罰法を除く全ての罪名において、暴力団関係者の起訴率は、全終局処理人員に比べて高い。

図Ⅱ-3-1 暴力団関係者の罪名別起訴率



注1 平成22年版『犯罪白書』による。

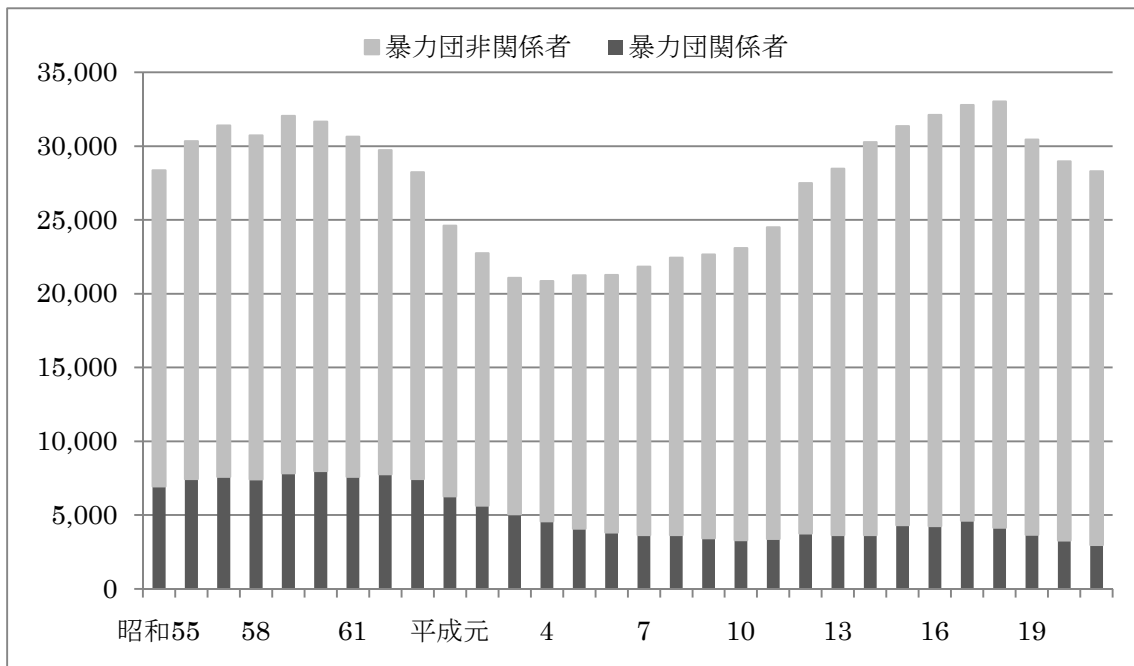
注2 「総数」は、刑法犯および道交法違反を除く特別法犯の総数である。

注3 図中の数字は実人員である。

2. 矯正

暴力団関係者の入所受刑者人員の推移は、**図Ⅱ-3-2**のとおりである。平成21年における入所受刑者人員は2,960人で、入所受刑者総数の10.5%を占めている。同年における入所受刑者中の暴力団関係者の地位別内訳は、幹部928人、組員1,745人、地位不明の者287人となっている。

図Ⅱ-3-2 暴力団関係者の入所受刑者人員の推移



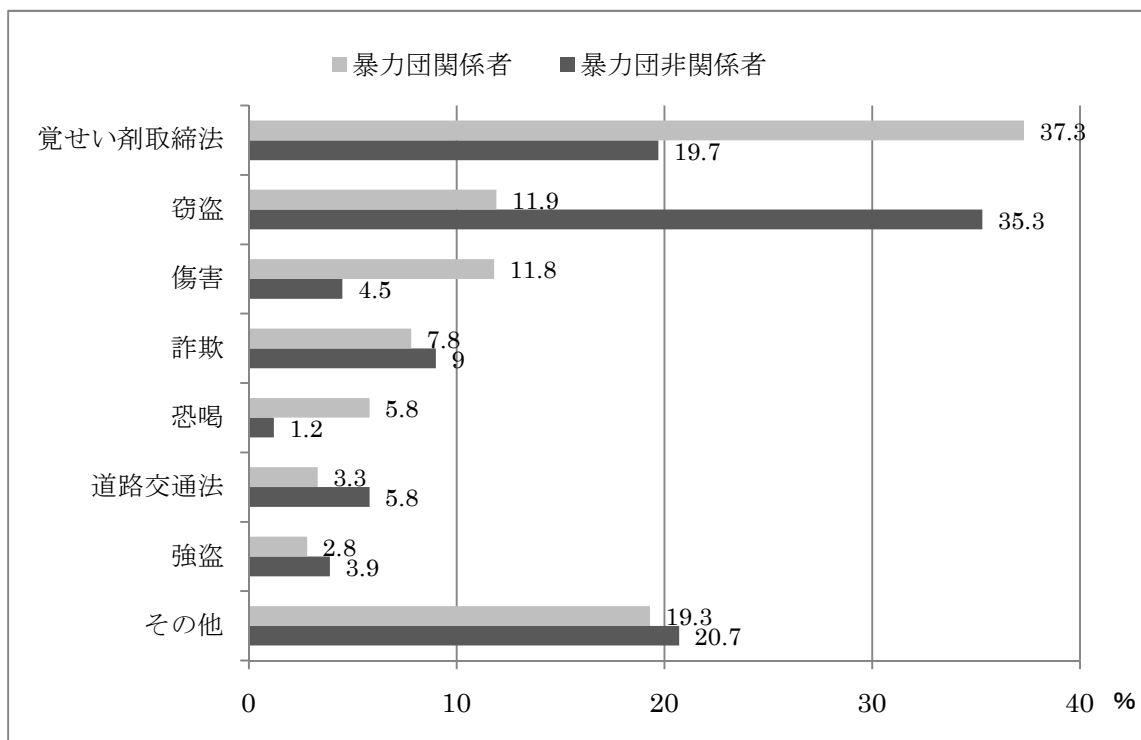
注 平成22年版『犯罪白書』による。

平成21年における入所受刑者中の暴力団関係者の年齢別構成比は、20歳代14.5%、30歳代33.7%、40歳代30.8%、50歳代12.1%、60歳以上8.7%である。

同年における入所受刑者について、暴力団関係者（2,960人）とそれ以外の者（25,333人）の罪名別構成比は、**図Ⅱ-3-3**のとおりである。暴力団関係者は、それ以外の者と比べて、覚せい剤取締法違反、傷害、恐喝の構成比が高く、窃盗はかなり低い。

また、同年における暴力団関係者の刑期別構成比は、6月以下の者が1.8%、「6月を超え1年以下」の者13.3%、「1年を超え2年以下」の者36.9%、「2年を超え3年以下」の者26.4%、「3年を超え5年以下」の者14.4%、5年を超える者（無期懲役を含む）7.3%である。暴力団関係者は、2年を超える刑期の者（無期懲役を含む）の構成比は48.1%であり、入所受刑者全体（28,083人）の構成比（41.8%）と比べて高い。

図Ⅱ-3-3 入所受刑者中の暴力団関係者・非関係者の罪名別構成比



注 平成22年版『犯罪白書』による。

第4章 暴力団と来日外国人犯罪者とのつながり

1. 来日外国人犯罪の検挙状況

過去20年間における来日外国人犯罪の長期的な検挙状況の推移は、図Ⅱ-4-1のとおりである。平成21年中の検挙件数は27,836件、検挙人員は13,257人であった。このうち刑法犯の検挙件数は20,561件、検挙人員は7,190人で、特別法犯の検挙件数は7,275件、検挙人員は6,067人である。過去20年間の総検挙件数の推移をみると、平成2年から来日外国人犯罪が顕著に増加し始め、平成6年に2万件を超えて以来、2万件台から4万件台で推移し、平成初期以前の1万件、5,000人以下の検挙水準を大きく超える状況が継続している。しかし、検挙件数は平成17年を、検挙人員は平成16年をそれぞれピークとして減少傾向にある。

また、来日外国人犯罪の動向を10年前（平成11年）と比較すると、中国人による犯罪が依然として最多を占める中、正規滞在者による犯罪が増加し、犯罪の組織化傾向が進行している状況にある。さらに、近年は、犯罪組織構成員の多国籍化、国際犯罪組織と暴力団等が連携して敢行する犯罪のような組織構成の多様化、さまざまな形態の犯罪インフラ事犯の出現など、来日外国人犯罪を取り巻く情勢は、一段と複雑、多様化している。

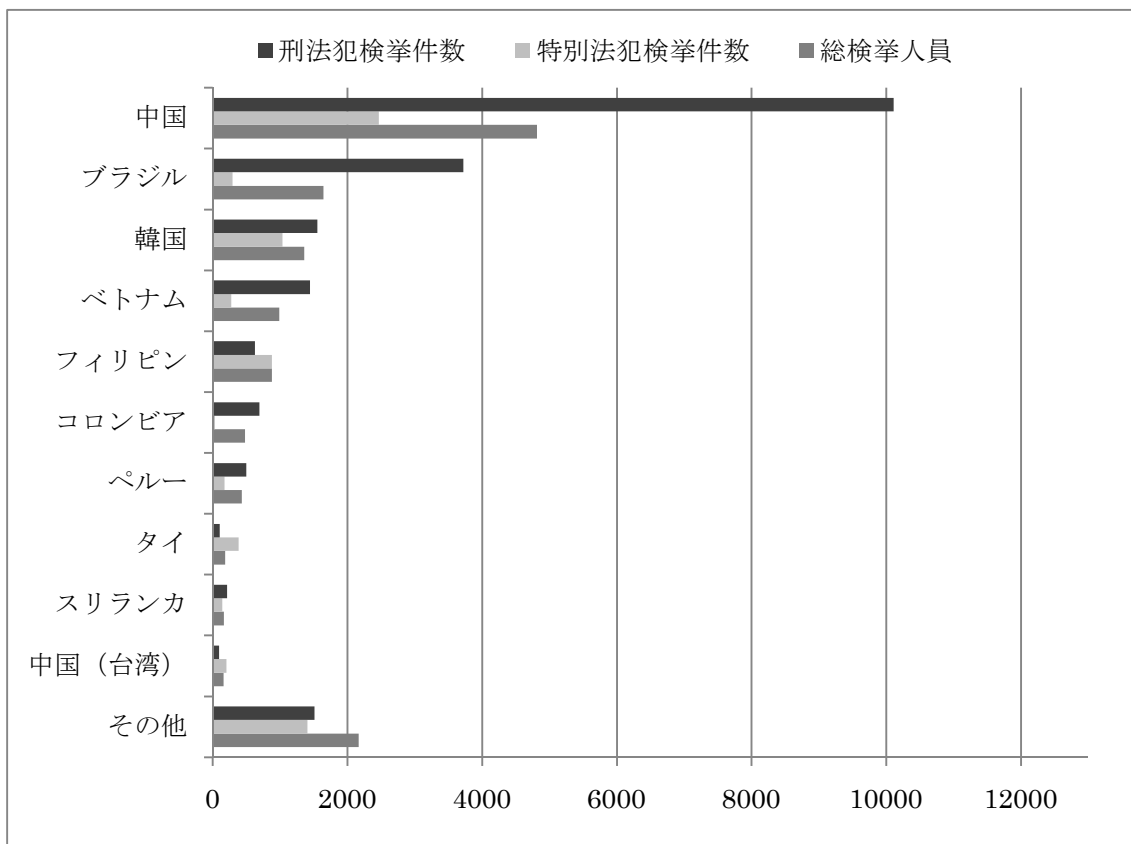
図Ⅱ-4-1 来日外国人犯罪の検挙状況の推移



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

平成21年中の来日外国人による犯罪の検挙を国籍別にみると、中国は、刑法犯、特別法犯を合わせた総検挙件数で12,572件（構成比45.2%）、検挙人員で4,812人（同36.3%）、また、刑法犯検挙件数で10,109件（49.2%）、検挙人員で2,747人（38.2%）を占め、他の国籍の外国人と比較して、最も高い割合を占めている（図Ⅱ-4-2参照）。

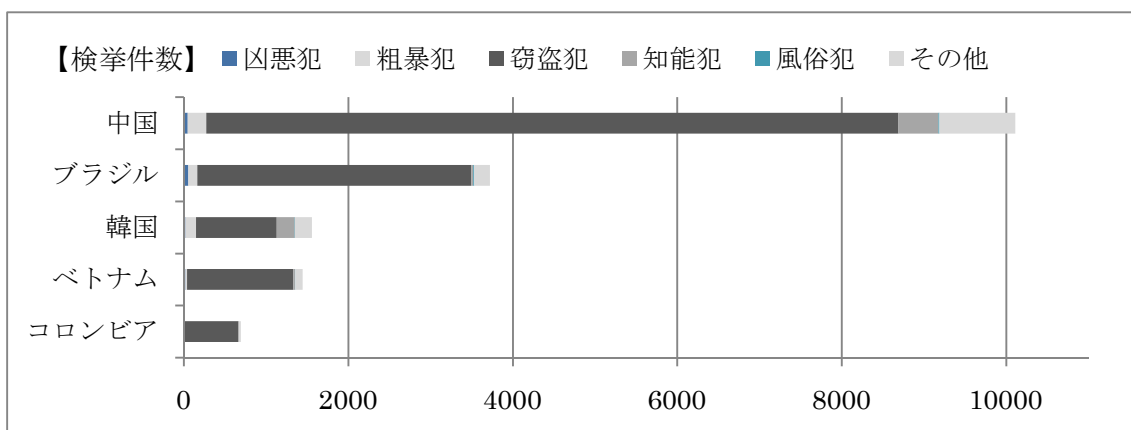
図Ⅱ-4-2 来日外国人の国籍・地域別検挙件数

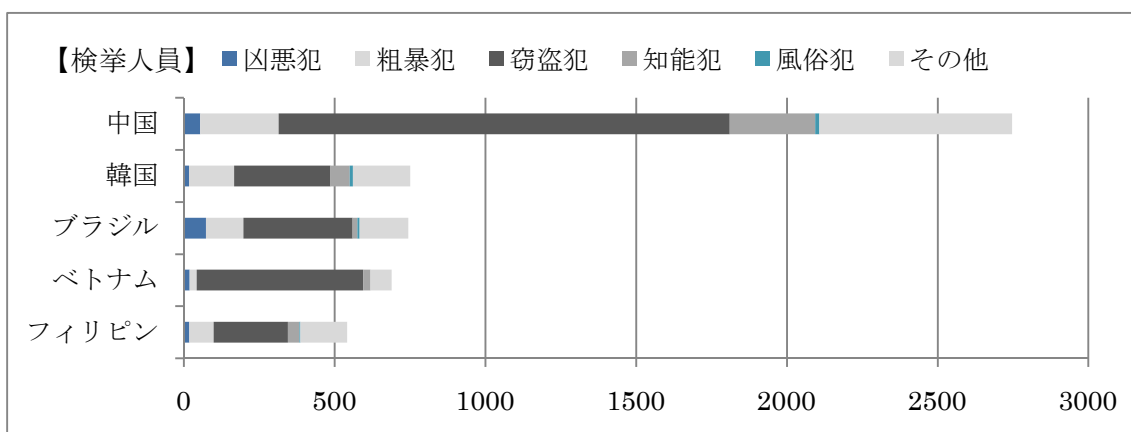


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

平成 21 年中の刑法犯の包括罪種別検挙状況を国籍等別にみると、検挙件数、人員が最も多い中国は、来日外国人の全窃盗犯検挙件数に占める割合が約 5 割、検挙人員も約 4 割を占めている（図Ⅱ-4-3 参照）。

図Ⅱ-4-3 刑法犯の包括罪種別、国籍等別検挙状況



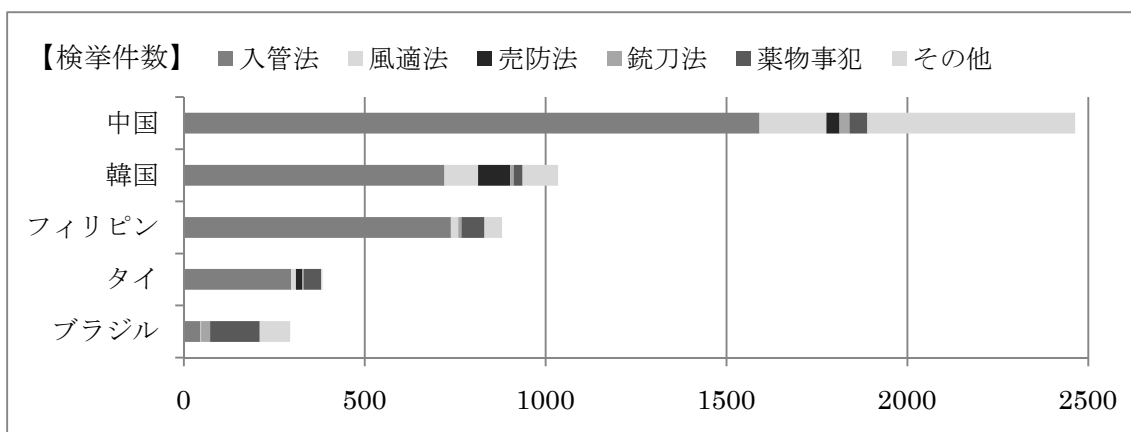


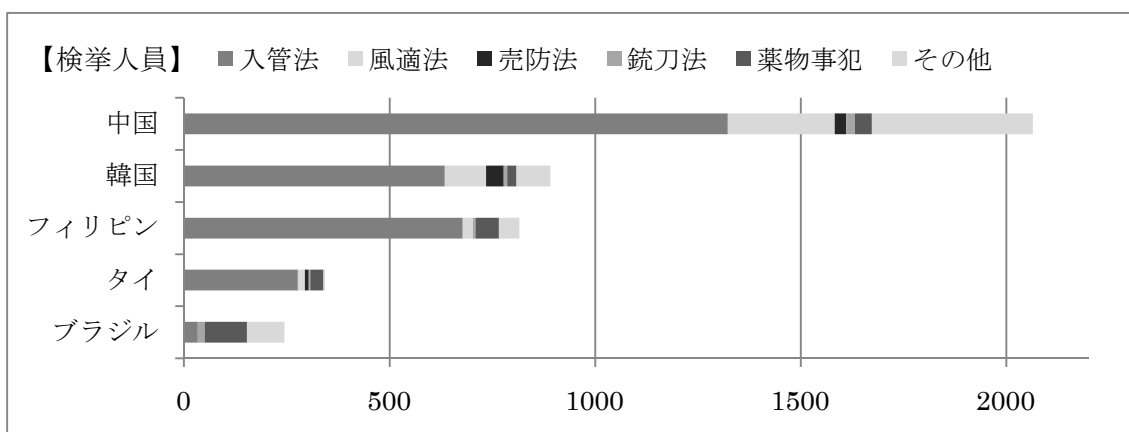
注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

平成 21 年中の特別法犯の違反法令別検挙状況を国籍等別にみると、**図 II-4-4** のとおりである。検挙件数、人員ともに最も多いのは入管法違反であり、次いで薬物事犯、風適法違反の順である。国籍別にみると、検挙件数、人員ともに中国が最も多く、次いで韓国、フィリピンが多い。

検挙件数、人員ともに最も多い中国は、来日外国人による特別法犯の全検挙件数に占める割合が 33.9%、検挙人員も 34.0% を占めている。違反法令別にみると、検挙件数では入管法違反の 33.6%、風適法違反の 55.1% を占め、検挙人員では入管法違反の 32.7%、風適法違反の 60.3% を占めている。

図 II-4-4 特別法犯の包括罪種別、国籍等別検挙状況



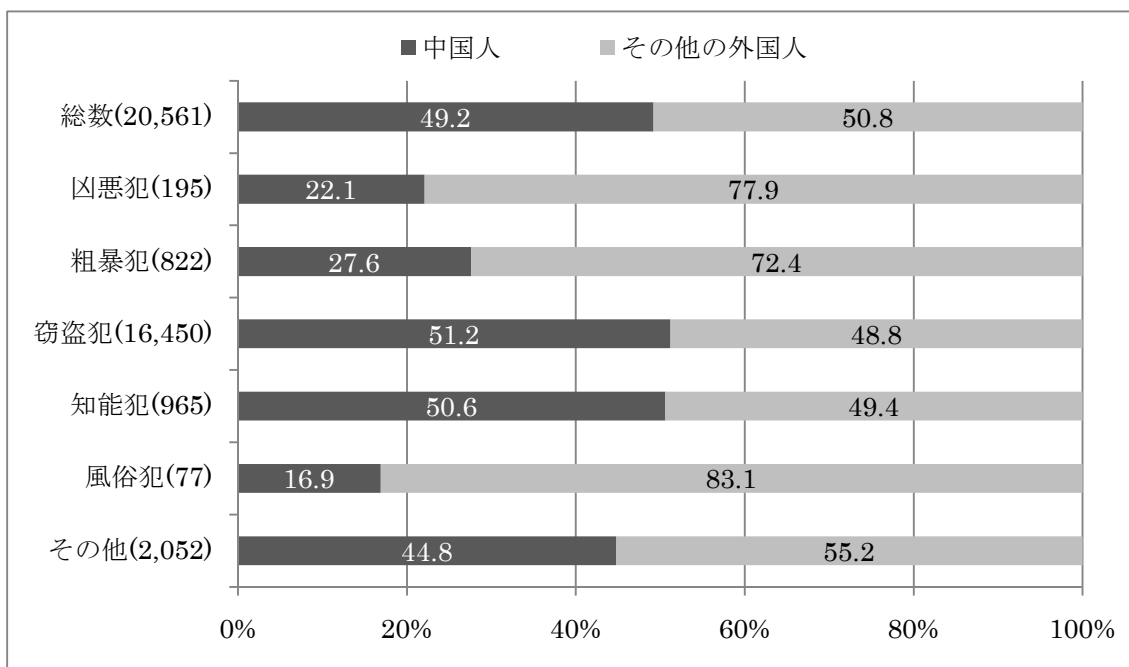


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

2. 来日中国人犯罪組織等の動向

来日中国人の刑法犯包括罪種別検挙件数が来日外国人全体に占める割合は、**図Ⅱ-4-5**のとおりである。窃盗犯、知能犯の約半数を来日中国人が占め、窃盗犯の中でも国民の体感治安に及ぼす影響が大きい侵入窃盗の検挙件数の77.5%を占めている。

図Ⅱ-4-5 来日中国人の刑法犯包括罪種別検挙件数の構成比



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

来日中国人の刑法犯検挙件数の73.0%が共犯事件である。共犯形態は、4人組以上が32.5%、2人組が24.6%、3人組が16.0%となっている。

また、刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、研修（18.0%）が最も多く、次いで、日本人の配偶者等（17.3%）、留学（14.9%）、不法滞在（10.7%）の順となっている。中国人が来日する目的には金銭獲得を目的とする場合も多く、留学先を退学、研修先から失踪するなどし、日常生活に必要な各種犯罪インフラを活用しながら、来日に伴う借金返済や家族への仕送りに必要な資金獲得のために、不法滞在や不法就労を続ける者も少なくない。その間、稼働先や遊技場、インターネットカフェ等で知り合った者に誘われるなどして、中国人犯罪組織に加入し、強盗、窃盗、カード偽造犯罪等を敢行する例が見られる。また、当初から中国人犯罪組織構成員が留学、研修等の在留資格を偽装して入国する実態もうかがえる。

3. 中国人犯罪組織と暴力団等とのつながり

中国人犯罪組織は、出身地域や血縁によって結びついたり、稼働先の同僚等を誘いこむなどしてグループを形成し、明確な役割分担の下に犯罪を遂行するケースが多いが、最近では、出身地域や国籍が混在した組織もみられる。また、中国人犯罪組織と暴力団が連携して、組織窃盗や支払用カード偽造、薬物事犯等の犯罪を組織的に敢行している状況がみられる。たとえば、中国人犯罪組織や中国人ブローカー等が暴力団と結託して、中国人経営の店舗等からみかじめ料を徴収、中国人女性と日本人男性の偽装結婚の仲介、中国人と暴力団組員が役割分担して広域的な空き巣や商品詐欺等を行っていた事例等、中国人犯罪組織と暴力団が緊密に連携している状況がみられる。

第Ⅲ部 暴力団受刑者調査の結果

第1章 暴力団員の属性と生活

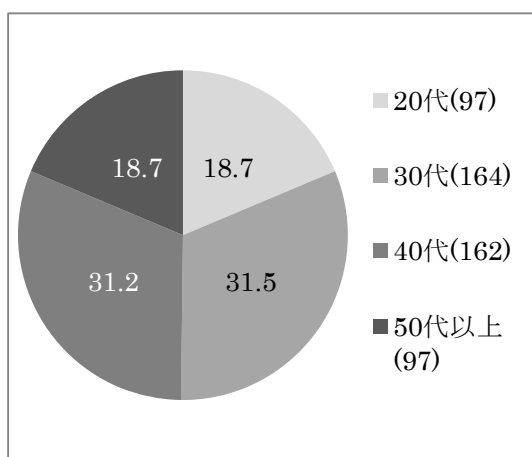
1. 暴力団員の属性

調査対象とされた暴力団員受刑者は 521 名である。以下に示す数値は、不明分を除く有効票を 100 としたときの割合である。

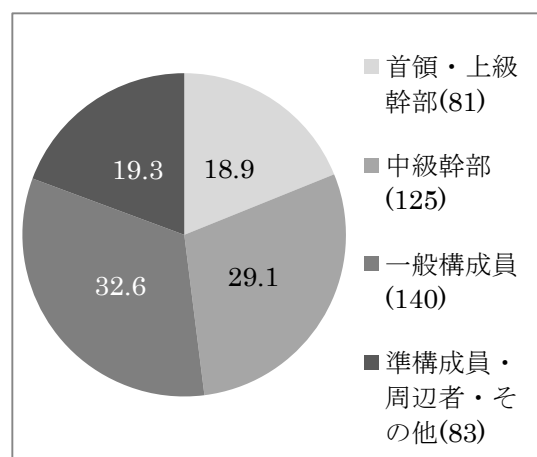
暴力団員の年齢別構成は、20代 18.7%、30代 31.5%、40代 31.2%、50代以上 18.7%となっている。受刑者と警察に逮捕された者という標本の違いはあるが、40年ほど前には20代の暴力団員が 51.2%を占めており（麦島ほか、1968）、20代の成員がしだいに減少し、暴力団員の高齢化がすすんでいることを反映しているとみられる。

地位別構成は、首領・上級幹部 18.9%、中級幹部 29.1%、一般構成員 32.6%、準構成員・周辺者 19.3%となっている。準構成員の全暴力団構成員中の割合は 50%強に達している（平成 22 年警察白書、P.110）ので、本調査の対象者では、組員以上の地位にあるものが占める割合が大きくなっている。

図Ⅲ-1-1 暴力団関係受刑者の年齢別構成比 (N=520) 図Ⅲ-1-2 暴力団関係受刑者の組織内の地位別構成比 (N=429)



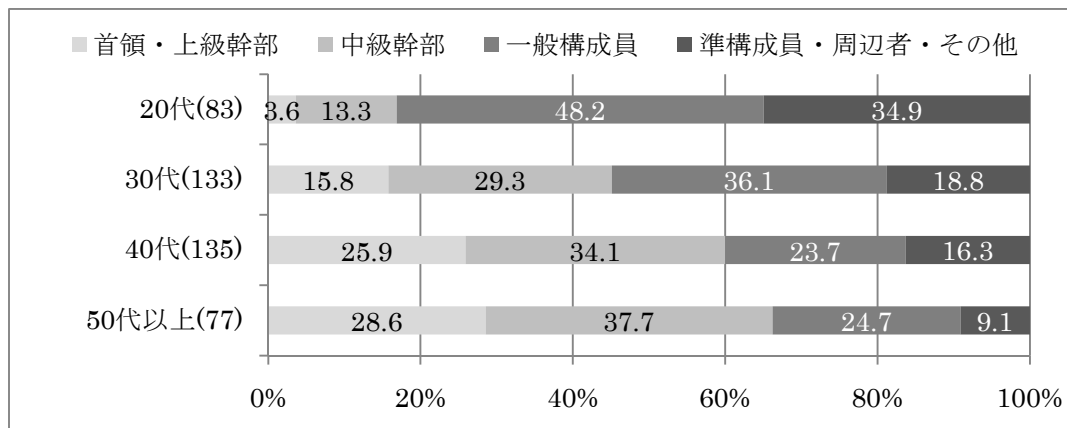
注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答を除く。
注3 平均値=40.1、中央値:39



注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答を除く。

年齢と暴力団内の地位との関係は、年長者ほど地位が上位になる傾向が認められる。また、暴力団に加入してからの期間と年齢との関係を見ると、若い者ほど加入期間が短くなっている。加入期間と地位との関係では、加入期間が長いほど地位が上位の者が多くなる。年齢および加入期間と地位との関係から、暴力団の世界では年功序列制度がなお維持されているとみられる。

図Ⅲ-1-3 暴力団関係受刑者の年齢と組織内の地位 (N=428)

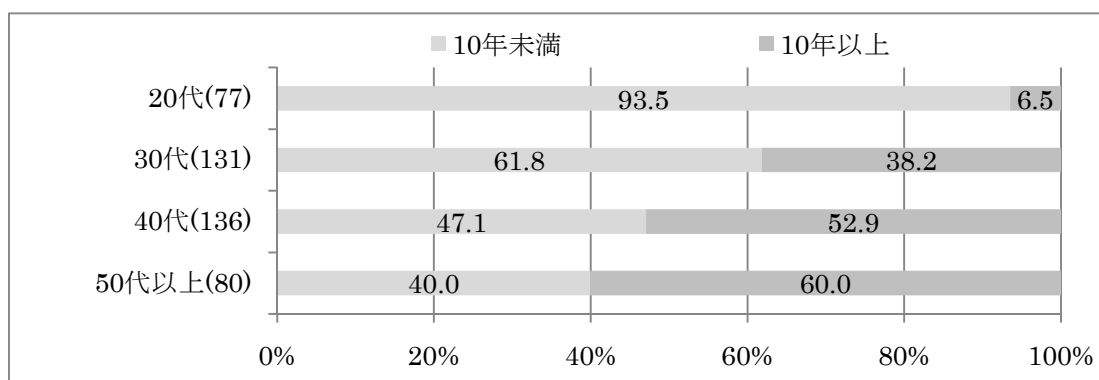


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=55.21, p<0.001$

図Ⅲ-1-4 暴力団関係受刑者の年齢と加入期間 (N=424)

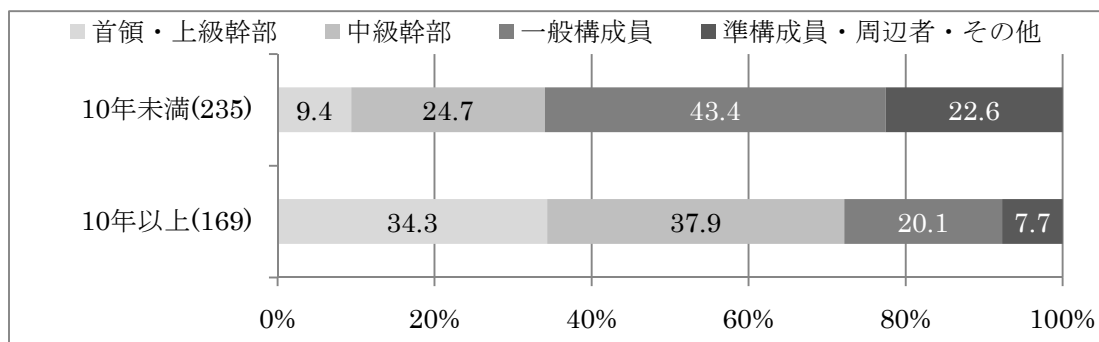


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=58.16, p<0.001$

図Ⅲ-1-5 暴力団関係受刑者の加入期間と組織内の地位 (N=404)



注1 ()内の数値は実人員である。

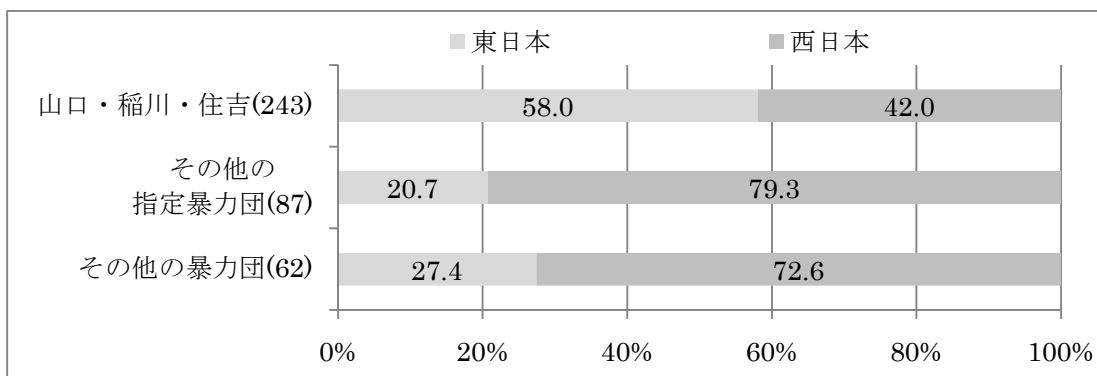
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=65.71, p<0.001$

2. 暴力団員の所属団体

暴力団員受刑者の所属団体の所在地は、東日本（北海道、東北、新潟・山梨・静岡を含む関東）45.1%、西日本（中部以西）54.9%となっている。所属団体が指定暴力団か否かについては、六代目山口組・稲川会・住吉会に属している者が62.4%、その他の指定暴力団に属している成員が22.3%（指定暴力団所属者は計84.7%）、その他の団体の成員が15.3%となっている。平成21年末の全暴力団構成員のうち、六代目山口組・稲川会・住吉会に属している者は72.4%、これを含む指定暴力団員の割合は95.9%であるから（平成22年警察白書、PP.110-111）、調査対象者には、指定暴力団以外の団体の成員が多くなっている。

図Ⅲ-1-6 団体の類型と地域（N=392）



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

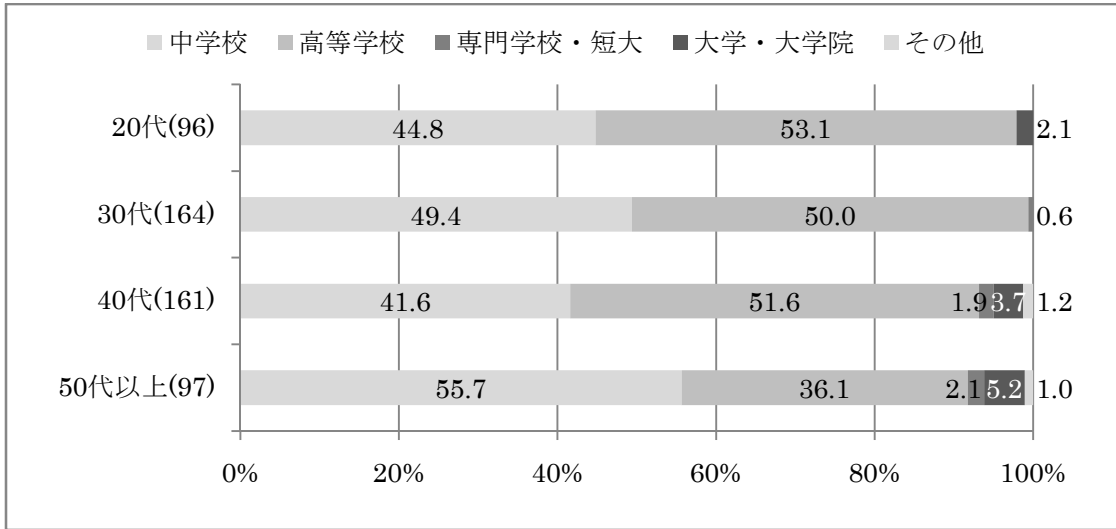
注3 $\chi^2=45.19, p<0.001$

3. 暴力団員の生活

暴力団加入者の特徴の1つに、以前は「学校への不適応」を指摘することができた。1968年の調査では、暴力団員の最終学歴は義務教育卒業あるいは不就学64.7%、高校・旧制中学中退14.5%となっており（麦島ほか、1968）、学校不適応の過程を経て暴力団に加入することが示されていた。本調査対象者の最終学歴は、中学卒業・未修了47.4%、高校卒業・中退48.4%、大学・短大・専門学校等卒業・中退3.7%、その他0.6%となっている。40年前と比べると、高校に進学した者の割合が高くなっており、若い世代ほど高校へ進んだ者の割合が高くなっているところから、社会における高校進学率の上昇を反映している。しかしながら、義務教育のみの教育歴をもつ者が多いこと、全教育段階を通じて中退者・未修了者の割合が40%ほどに達していることなどから、学校教育への不適応が、現在でもなお暴力団加入の一要因となっているとみられる。

暴力団員の地位別、加入期間別、所属団体別の類型別（山口組・稲川会・住吉会、その他の指定暴力団、指定以外の暴力団の別）の最終学歴には、明白な差異は認められない。

図Ⅲ-1-7 暴力団関係受刑者の年齢と最終学歴 (N=518)



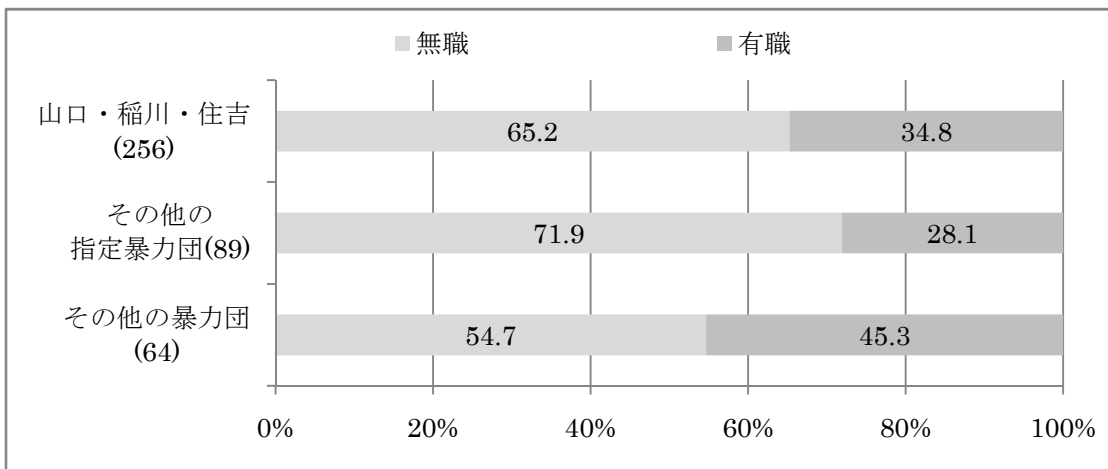
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=20.53, p=0.058$

今回の受刑直前の職業は、有職者 35.0%、無職者 65.0%となっており、有職者の大部分は工員・職人・単純労働者であり、サービス業・販売業従業員がこれに次いでいる。年齢別、加入期間別、地位別に有職者、無職者の割合は異ならない。したがって、首領・上級幹部などへ地位が上昇するにつれて合法的な職業をもつようになり、逆に合法的職業に生計を頼る必要がなくなったりする、という傾向はみられていない。ただ、指定暴力団以外の団体の成員では有職者の割合がやや高くなり、これらの団体の成員は非合法活動のみによって生計を維持することが比較的困難になっているとみられる。

図Ⅲ-1-8 団体の類型と職業 (N=409)



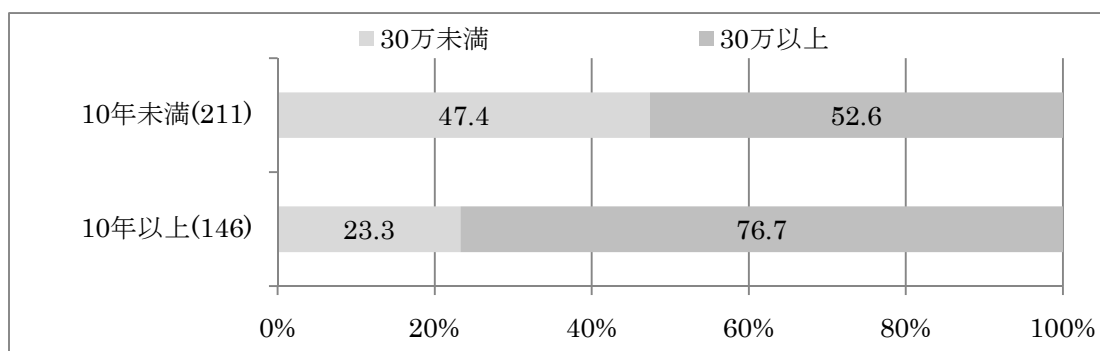
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=4.87, p=0.088$

暴力団受刑者の刑務所収容前の月収は 30 万円未満が 37.7%、30 万円以上が 62.1%である。全調査対象者の 40%ほどは、50 万円以上の月収を得ている。収入を得る手段は、「自分で働く（非合法活動を含む）」という者が大部分で、配偶者の収入に頼っている者は少ない。収入は有職、無職の別にかかわらず、地位が上位の者、加入期間の長い者が多い。地位の高さと加入期間の長さとは比例しているため、収入はおおよそ暴力団内の地位によって決定されるとみられる。

図Ⅲ-1-9 暴力団関係受刑者の加入期間と月収 (N=357)

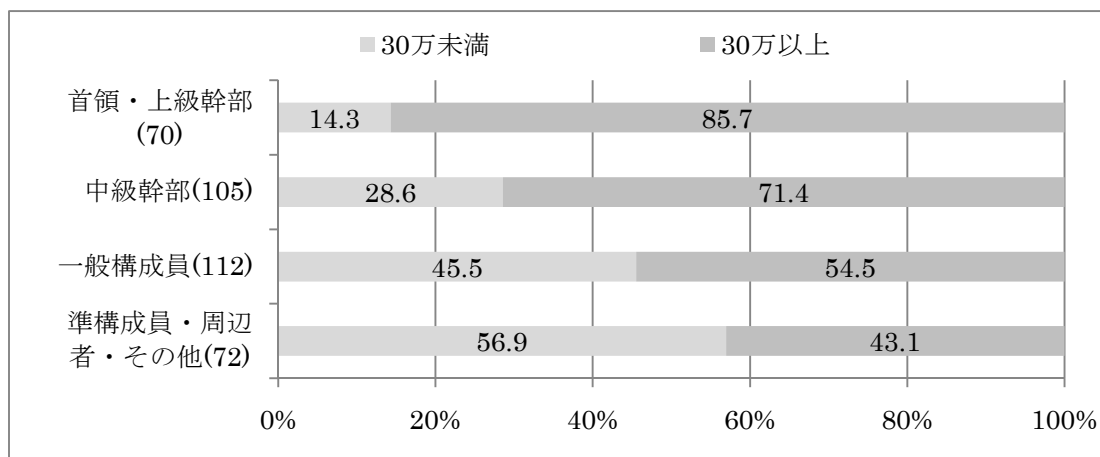


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=21.39, p<0.001$

図Ⅲ-1-10 組織内の地位と月収 (N=359)



注1 ()内の数値は実人員である。

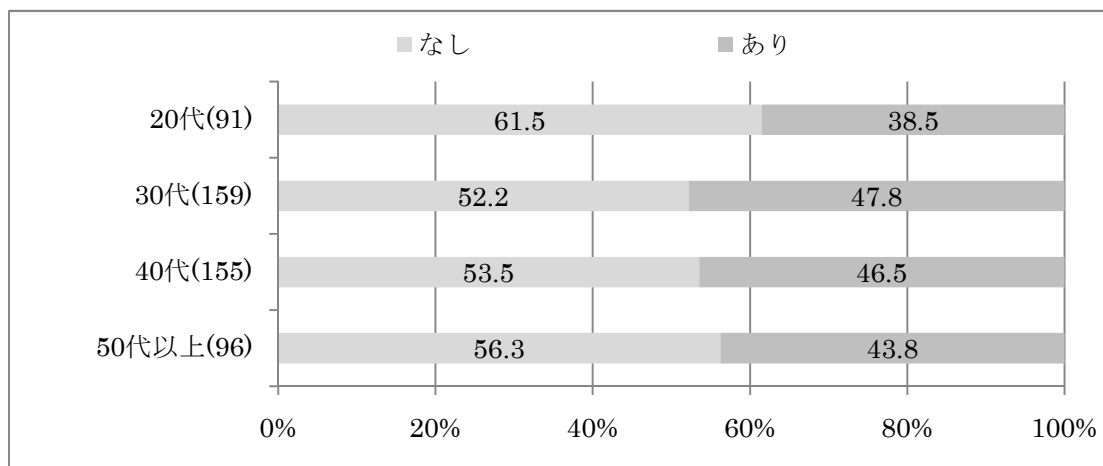
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=34.56, p<0.001$

配偶者をもつ暴力団員受刑者は 44.9%である。20 代では配偶者をもつものは 38.5%であるが、30 代、40 代、50 代以上のいずれの年齢層でも、配偶者をもつ者は半数に満たない。首領・上級幹部では 59.2%が配偶者をもっているが、中級幹部では 49.2%、組員・準構成

員では 36.4%とこの割合は低下する。地位が上昇するにともなって収入が多くなり、配偶者をもつようになるという傾向がみられるものの、持家のある者は全体の 18.1%にとどまり、多くは借家、賃貸マンションやアパート、友人・知人宅などで生活している。

図Ⅲ-1-11 暴力団関係受刑者の年齢と配偶者の有無 (N=501)

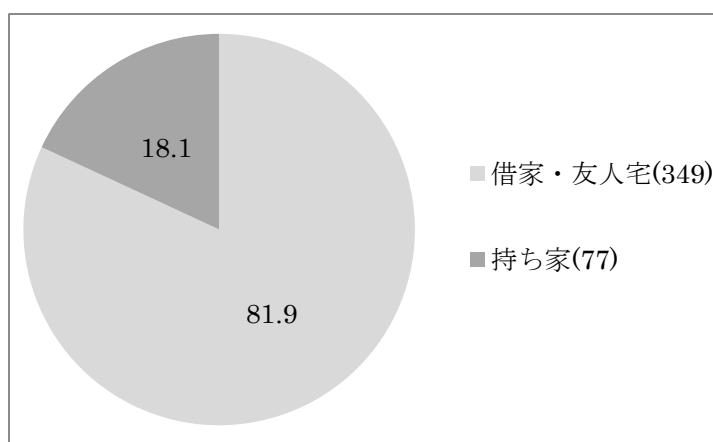


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=2.27$ 、 $p=0.519$

図Ⅲ-1-12 暴力団関係受刑者の住居の所有形態の構成比 (N=426)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

少し古い資料であるが、首領・上級幹部では、住民登録、健康保険への加入、税金の納入、町内会費の支払い、近所づきあい、結婚など、一般の人々の生活慣行への同調度が大きく、組員ではこれらの社会関係を保持する者は少ないことが示されている。支配者階層に到達するまでは、暴力団員は自らの暴力団活動のために平穏な家庭生活を営むことができず、内縁関係を結ぶにとどまったり、離婚、内縁関係の解消などを経験したりすること

が多い（星野ほか、1987）。暴力団員の日常生活が極めて不安定であることが、配偶者をもたず、住居を安定させずにいる現象をひきおこしているとみられる。

4. まとめ

今回の調査の標本には若干の偏りがみられ、山口組・稲川会・住吉会の各団体に所属する者およびその他の指定暴力団の成員がやや少なくなっていることと、地位別の偏り、すなわち組員・準構成員の割合が小さいことを指摘できるが、この調査を通じて認められた暴力団員の属性と生活の特徴は以下の通りである。

属性上の特徴としては、①20代の成員が少なくなっている、②高校進学者の割合が増加しているが、中退者や義務教育のみの教育歴をもつ者が多く、教育的不適応がみられる、③暴力団内の昇進システムに年功序列制度がなお維持されており、上位の地位にある者の多くは、年長者であり、暴力団加入期間の長い者である、などのことがあげられる。

生活については、①無職者が多いが、30万円以上の月収を得ていた者が60%以上あり、地位が上位であるほどその収入が増加する、②多くの成員は非合法活動によって生計を維持している、③指定暴力団以外の団体の成員には有職者が多く、これらの団体の成員では、非合法活動のみによる生計の維持は困難になっている、④30代、40代、50代以上の成員でも、持家があったり、配偶者をもったりする者は比較的少ない、⑤首領・上級幹部以外では、暴力団活動自体が日常生活を不安定なものにしており、配偶者をもたない者、持家のない者が極めて多いなど、逸脱した生活様式をもたらしている、などの特徴をみることができる。

【参考文献】

- ・警察庁「平成22年 警察白書」
- ・麦島文夫、星野周弘、高橋良彰「暴力団員の社会的背景と加入経過（第1報）」科学警察研究所報告 防犯少年編9-2、1968.
- ・星野周弘、内山絢子、原田豊、麦島文夫「暴力団員の生活構造の研究」科学警察研究所報告 防犯少年編28-1、1987.

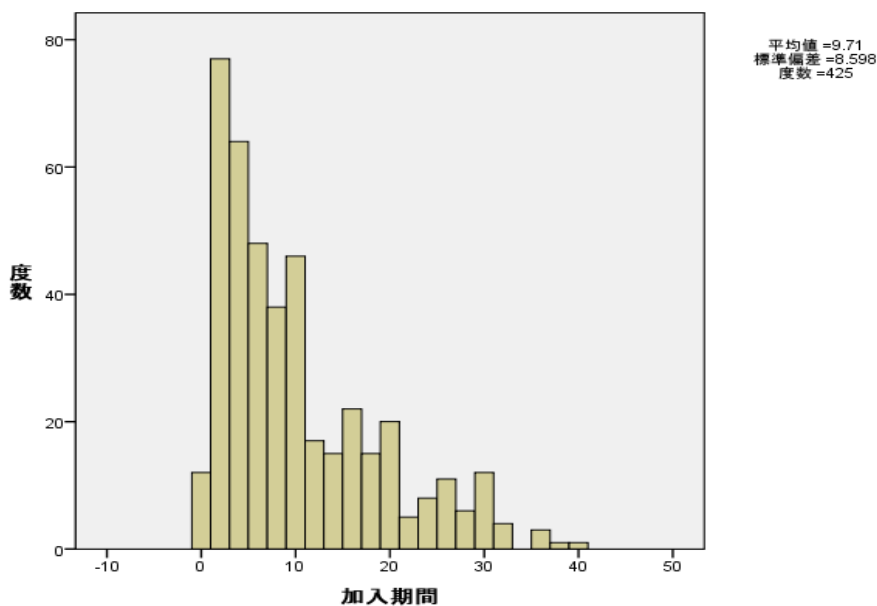
第2章 所属団体との関係と暴力団員の意識

1. 所属団体との関わり

所属団体との関わりについては、大設問「あなたが加入している、または関わりがある組織・団体について教えてください」と尋ねた上で、加入時期・期間、加入動機、所属理由、離脱意思について個別に調べた。

まず、加入期間については、小設問「組織・団体に加入した時期はいつですか。また加入している期間はどのくらいですか」で尋ねた（図Ⅲ-2-1）。加入期間の平均値は9.7年であり、中央値は7年であった。また、半数以上の暴力団員受刑者は、組織への加入は10年未満であった（58.6%）。なお、加入期間と年齢、地位、月収など暴力団員の属性別の分析については、第Ⅲ部第1章を参照されたい。

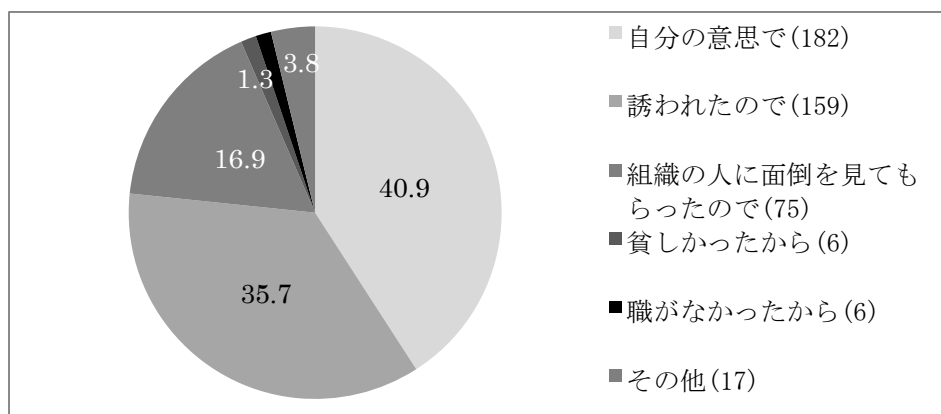
図Ⅲ-2-1 加入期間のヒストグラム（N=425）



注 無回答を除く。

加入動機については、小設問「組織・団体に加入した動機は何ですか」で尋ね、6つの回答類型のうち、最もあてはまるものひとつを選んでもらった（図Ⅲ-2-2）。暴力団員受刑者らは、自分の意思で組織に加入した者が最も多く、40.9%（182人）を占めていた。また、組織の者に誘われたり（35.7%）、面倒を見てもらったりした（16.9%）ことがきっかけとなっている者も相当数いた。一方で、貧困や職などの経済的理由が主たる加入動機となっていた者は、合わせて2.6%（計12人）と少数であった。

図Ⅲ-2-2 加入動機の構成比 (N=445)



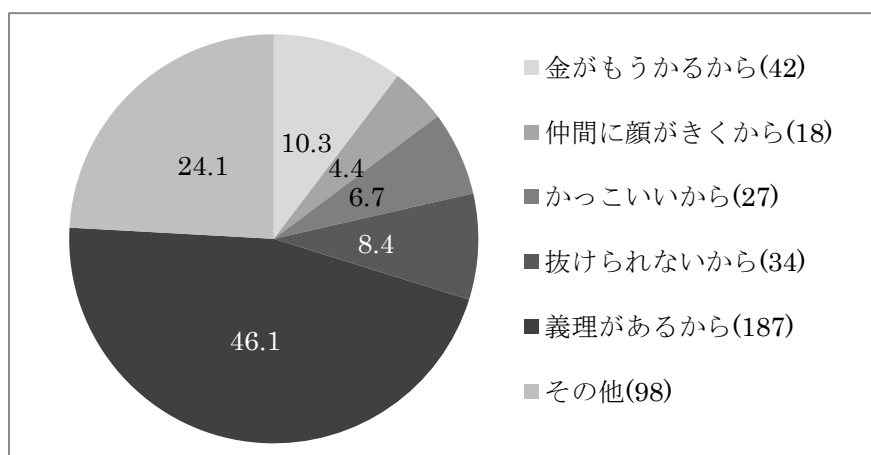
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

組織への所属理由については、小設問「組織・団体に所属している理由は何ですか」と尋ね、5つの回答項目とその他から最もあてはまるものひとつを選んでもらった(図Ⅲ-2-3)。調査結果から、加入動機と同様に、組織に所属している理由についても、経済的な理由を挙げている者は少なく、人間関係が組織との関わりに影響を与えていることが分かる。所属理由として最も多かったのは、組織に対しての義理であり、約半数が該当していた。(46.1%)。一方で、金がもうかる(10.3%)や仲間に顔がきく(4.4%)、カッコいい(6.7%)といった理由を挙げた者は相対的に少なかった。

なお、特筆すべきは、これらの理由に当てはまらず自由回答した者が相当数いたことである(24.1%)。この結果からは、組織への所属理由は非常に多岐にわたることが示唆される。自由記述の回答については、第V部資料編に添付する。

図Ⅲ-2-3 組織への所属理由の構成比 (N=406)



注1 ()内の数値は実人員である。

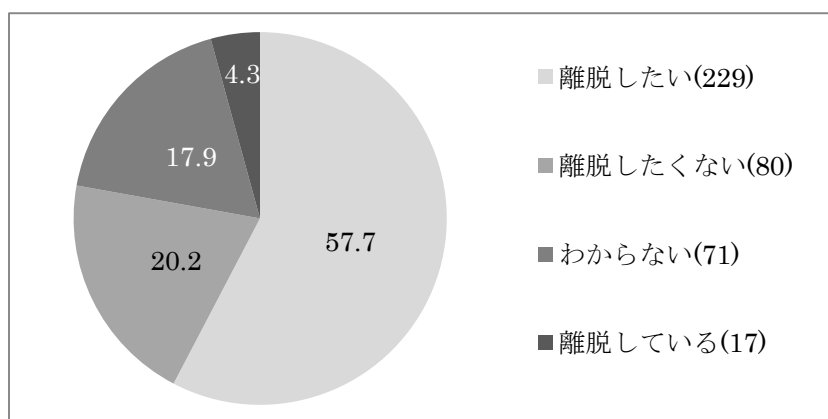
注2 無回答を除く。

暴力団員受刑者らの組織からの離脱意思について、小設問「組織から離脱しようと思えますか」と尋ねた。図Ⅲ-2-4 に示すように、半数以上の暴力団受刑者は、組織から離脱したいと思っていることが分かる（57.7%）。しかしながら、この結果の解釈に際しては、注意が必要である。なぜなら、一般的に質問紙調査においては、社会的望ましさの問題が伴うからである。社会的望ましさとは、アンケートの回答者が、調査に際して、本来の意思や行動にあてはまる選択肢ではなく、社会的に望ましいと思われる回答を選んだり、調査者が期待すると思われる選択肢を選んだりすることをいう。本調査に際しては、調査の回答は刑事施設における成績評価などには関係せず、いかなる回答でも不利益を被ることはないと説明した上で任意に調査協力をお願いしている。しかしながら、刑事施設という特殊な空間での調査であるがゆえに、社会的望ましさ問題の可能性は常に伴うため、結果の解釈は注意を要する。

一方で、特筆すべきは、相当数の受刑者が離脱したくないとも回答していることである（20.2%、80人）。これらの受刑者は、処遇に困難を伴う可能性があり、また健全なる社会復帰に結びつきづらいであろう。

暴力団受刑者の離脱意思に影響を与えている要因を明らかにすることは、刑事施設における暴力団離脱指導に役立つ知見となると考えられる。これについての詳細な分析は、第Ⅳ部第1章にて行う。

図Ⅲ-2-4 組織からの離脱意思の構成比（N=397）



注1 ()内の数値は実人員である。

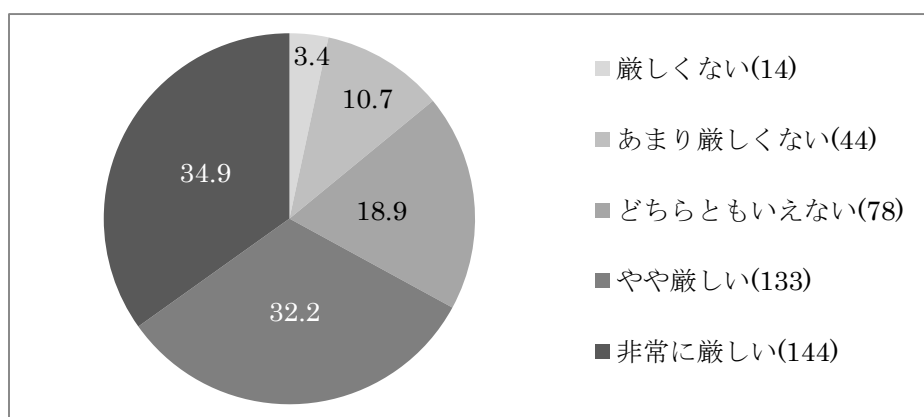
注2 無回答を除く。

2. 組織の統制

組織内の統制の厳しさについて、設問「あなたの加入している（関係を持っている）組織での決まりや指示を守る統制の厳しさはどの程度ですか」として、「厳しくない」から「非常に厳しい」の5件法で尋ねた。図Ⅲ-2-5 に示すように、6割以上の暴力団員受刑者らは、組織内の統制が厳しいと捉えていた（「やや厳しい」と「非常に厳しい」の合計で67.1%）。

統制の厳しさについて、統計的有意性は得られなかったものの、暴力団の種類や地位と統制の厳しさについて一定の傾向が見られた。暴力団の種類別に分析してみると、指定暴力団の方が、その他の暴力団よりも、統制が厳しい傾向にあった（図Ⅲ-2-6）。たとえば、山口組・稲川会・住吉会やその他の指定暴力団に所属している者のうち、それぞれ約4割の者が組織内の統制を「非常に厳しい」と捉えていた一方で、その他の暴力団員のうち25%のみが「非常に厳しい」と回答していた。同様に、統計的に有意な結果ではないものの、暴力団員の地位別に統制の厳しさの主観的認知について見てみると、地位が高い者ほど統制が厳しいと捉える傾向が見られた（図Ⅲ-2-7）。

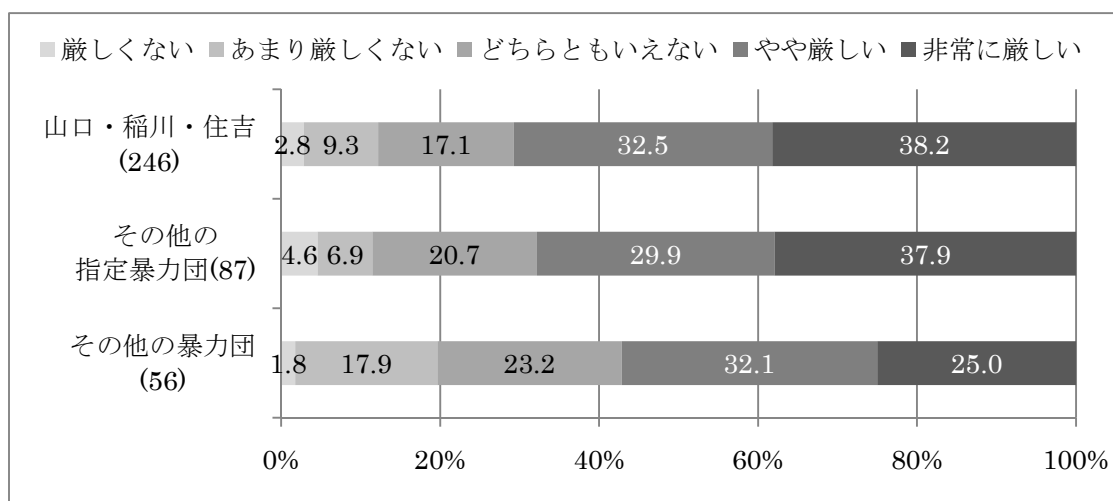
図Ⅲ-2-5 主観的統制の厳しさの構成比（N=413）



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

図Ⅲ-2-6 暴力団の種類と主観的統制の厳しさ（N=389）

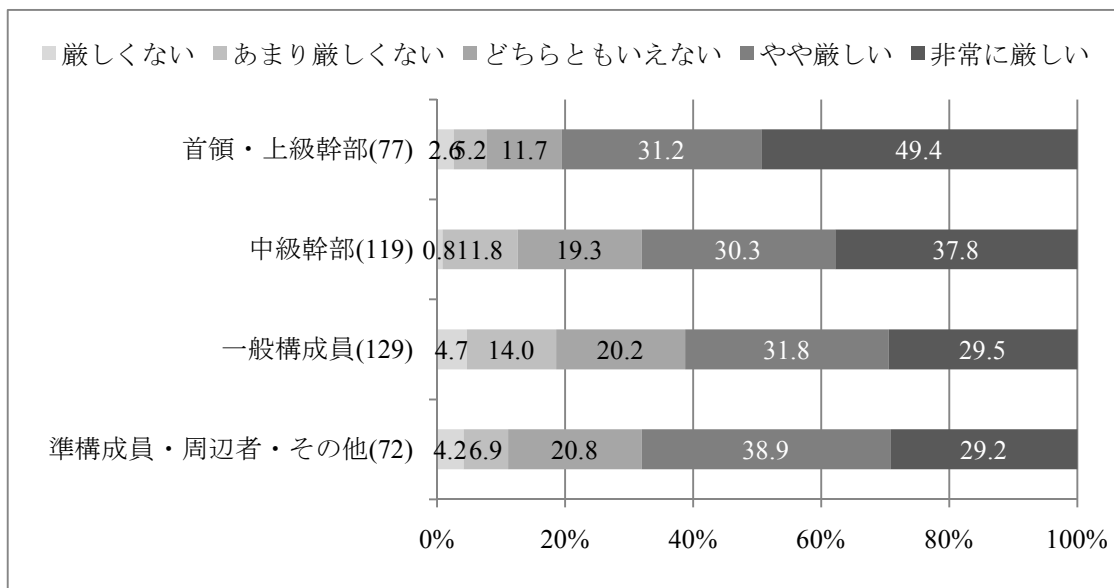


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=8.95, p=0.347$

図Ⅲ-2-7 地位と主観的統制の厳しさ (N=397)



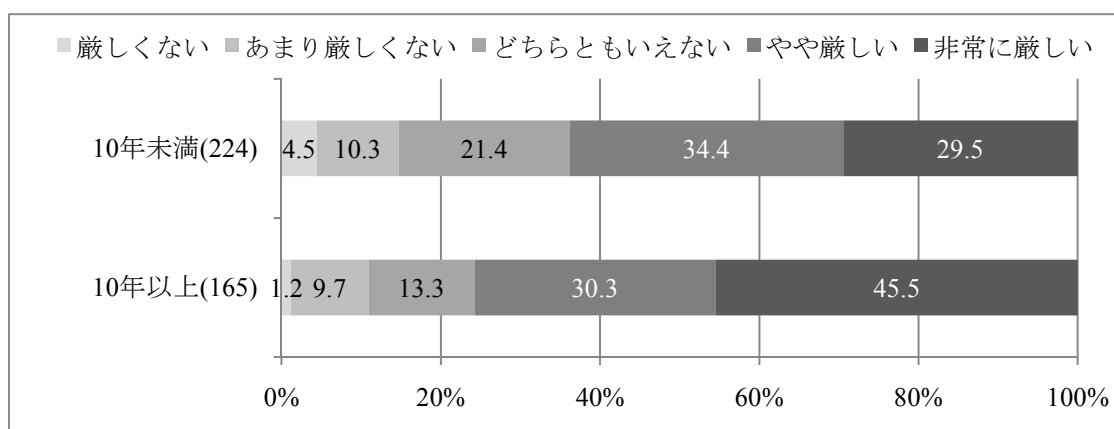
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=17.97, p=0.117$

一方で、加入期間や暴力団員らの年齢と統制の厳しさについては、統計的に有意な関係が見られた。図Ⅲ-2-8 に示すように、加入期間を10年未満とそれ以上に分けて分析したところ、加入期間が短い者ほど、組織内の統制は厳しくないと思う傾向にあることが分かった。また、年齢と統制の厳しさとの間には、図Ⅲ-2-9 に示すように、非線形的な関係が見られた(10%水準で有意)。つまり、20代や50代以上の暴力団員は、組織内の統制が厳しくないと思える傾向にあるのに対して、30代と40代の者は、統制が厳しいと思えていた。

図Ⅲ-2-8 加入期間と主観的統制の厳しさ (N=389)

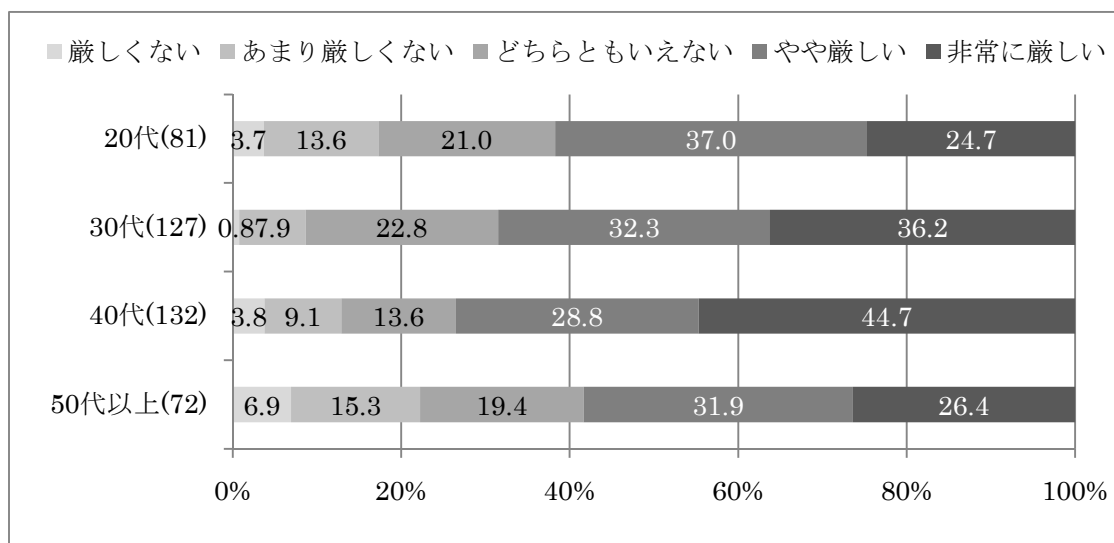


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=13.93, p=0.008$

図Ⅲ-2-9 年齢と主観的統制の厳しさ (N=412)



注1 ()内の数値は実人員である。

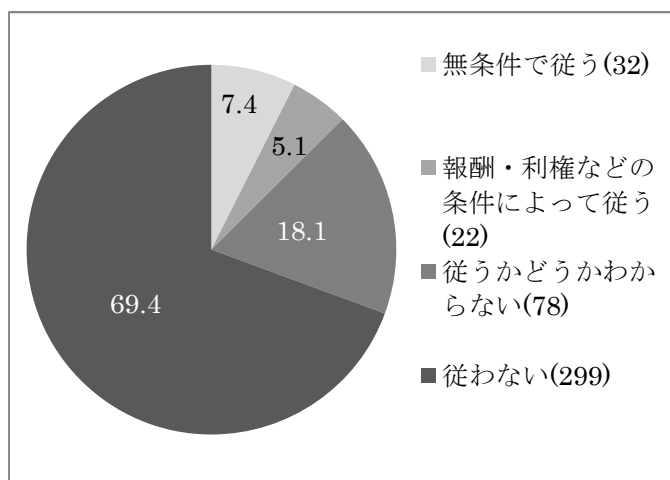
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=20.44, p=0.059$

組織内の統制について、より具体的に検討するために、首領からの命令に対する態度や、命令を違反した際の制裁の種類について調べた。

首領から金銭奪取の目的で殺人を命じられたと仮定した場合の本人の対応について尋ねたところ、多くの暴力団員は従わないとはっきり答えていた(約69%) (図Ⅲ-2-10)。一方で、無条件で従う者や条件次第で殺人を犯すと答えた者も約13%いた。強盗殺人という非常に凶悪な犯罪であっても、組織の命令に従うという者が相当数いるという結果である。

図Ⅲ-2-10 殺人の命令に対する態度の構成比 (N=431)

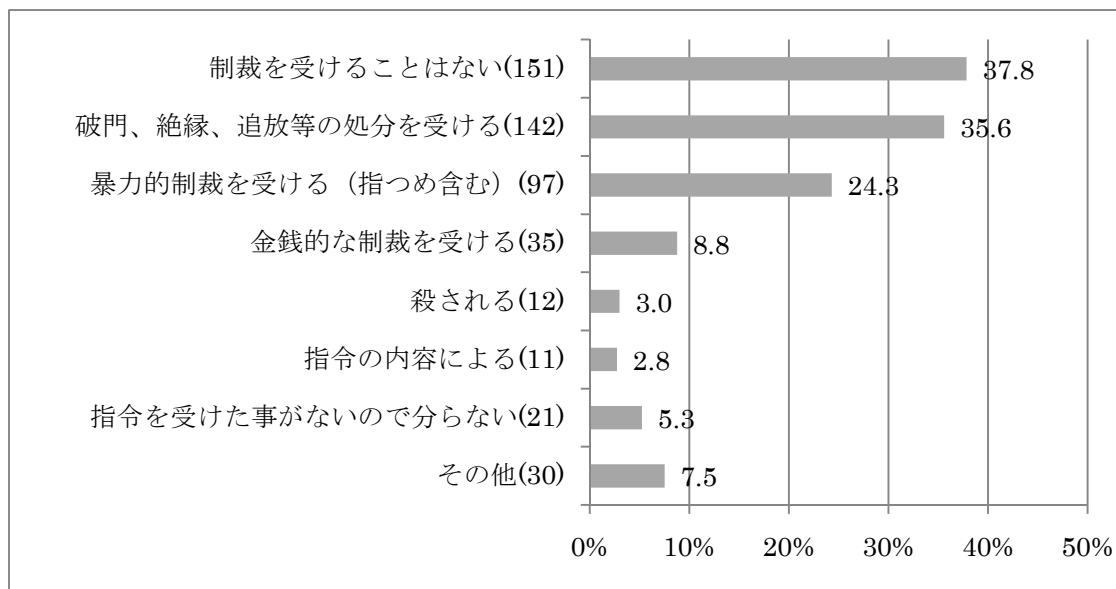


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

首領からの命令を断った場合の制裁については、興味深いことに、最も多かった回答は、制裁を受けないというものであった（37.8%）（図Ⅲ-2-11）。次いで多かった順に、破門・絶縁・追放などの処分を受ける（35.6%）、暴力的制裁（指詰めを含む）を受ける（24.3%）、金銭的な制裁を受ける（8.8%）であった。

図Ⅲ-2-11 命令に従わなかった際の制裁の種類構成比（N=399）



注1 ()内の数値は実人員である。

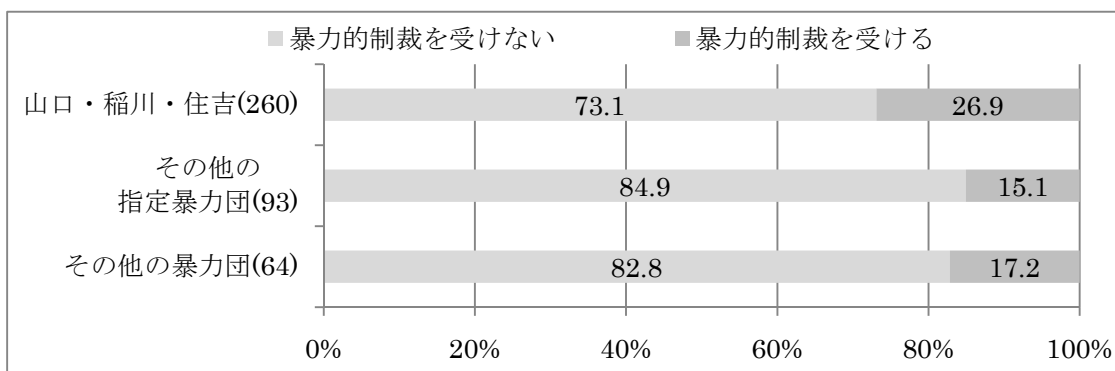
注2 無回答を除く。

注3 多重回答。

これらの制裁の種類と、暴力団の種類や暴力団員の地位との関係を見たのが図Ⅲ-2-12～図Ⅲ-2-19である。三大指定暴力団においては、命令を断った場合に暴力的な制裁が加えられると答えた者が、その他の指定暴力団や非指定暴力団と比較して、有意に多かった（図Ⅲ-2-12）。山口組・稲川会・住吉会に所属している暴力団員のうち約3割が暴力的制裁を受けると答えたのに対して、その他の指定暴力団や非指定暴力団に所属している者では、約15%程度であった。

また、暴力的な制裁は、特に準構成員や周辺者など非組員に対してより多く科せられていた（図Ⅲ-2-13）。暴力的な制裁が科せられると回答していた暴力団関係受刑者の割合は、幹部のうち約17%であり、一般構成員のうち約21%であった。それに対して、準構成員や周辺者など非組員については、暴力的な制裁が科せられると回答していた者の割合は約34%と際立って大きかった。

図Ⅲ-2-12 暴力団の類型と暴力的な制裁の有無 (N=417)

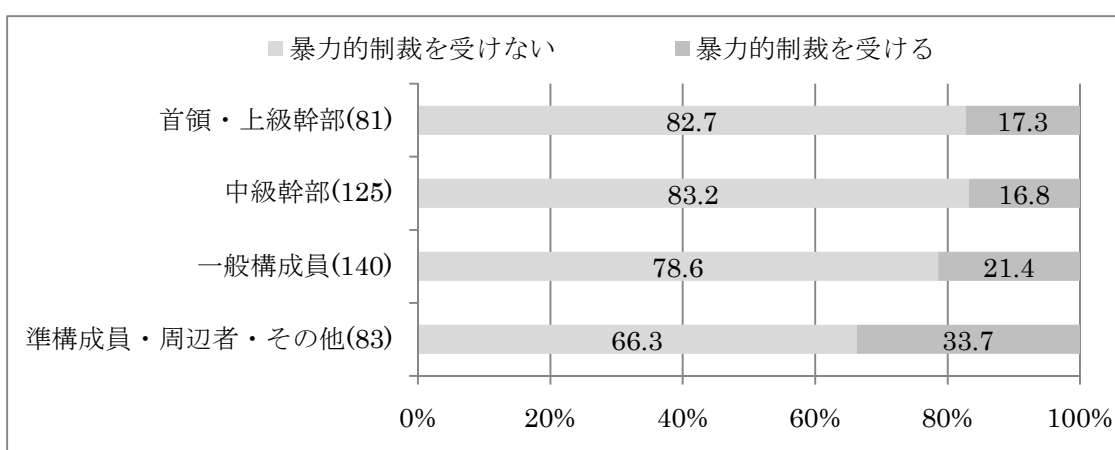


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=6.83, p=0.033$

図Ⅲ-2-13 地位と暴力的な制裁の有無 (N=429)



注1 ()内の数値は実人員である。

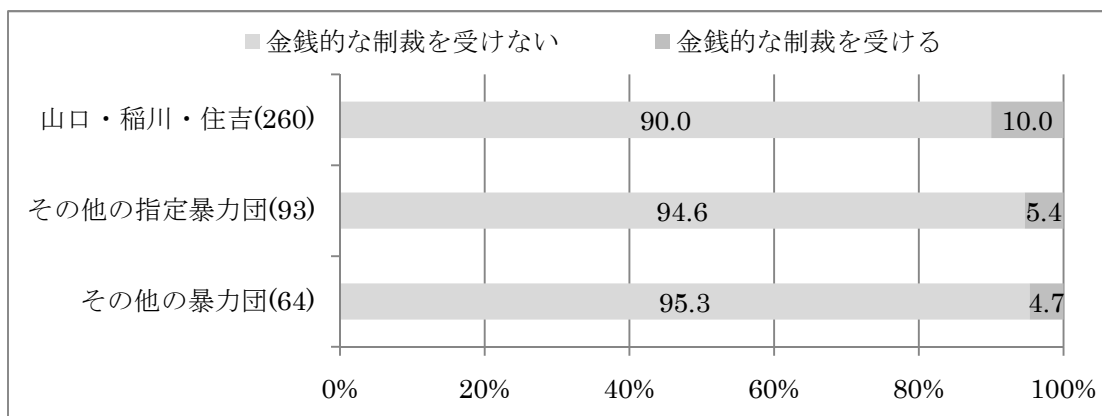
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=9.78, p=0.020$

金銭的な制裁については、三大指定暴力団において若干多く行われているという傾向が見られたが、統計的に有意な結果ではなかった(図Ⅲ-2-14)。暴力団の類型に関係なく、9割以上の暴力団関係受刑者が金銭的な制裁は科せられないと回答していた。

地位別に見た場合には、暴力的な制裁同様に、準構成員や周辺者など非組員に対して金銭的な制裁が科せられるということが分かった(図Ⅲ-2-15)。金銭的な制裁が科せられると回答していた暴力団関係受刑者の割合は、幹部のうち5%未満であり、一般構成員のうち約7%であるのに対して、準構成員や周辺者など非組員についてはその割合が約18%と特に大きかった。

図Ⅲ-2-14 暴力団の類型と金銭的な制裁の有無 (N=417)

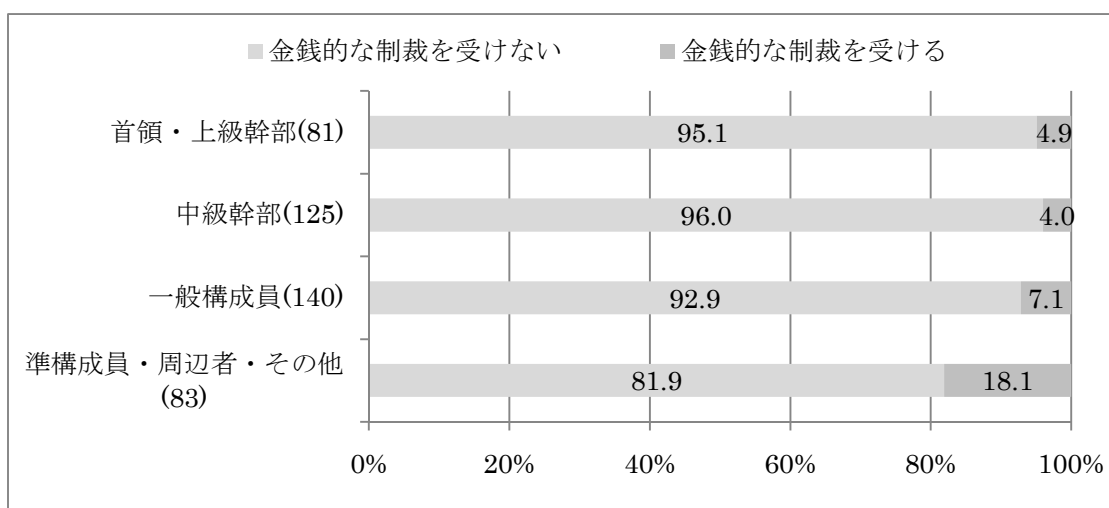


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=3.17, p=0.205$

図Ⅲ-2-15 地位と金銭的な制裁の有無 (N=429)



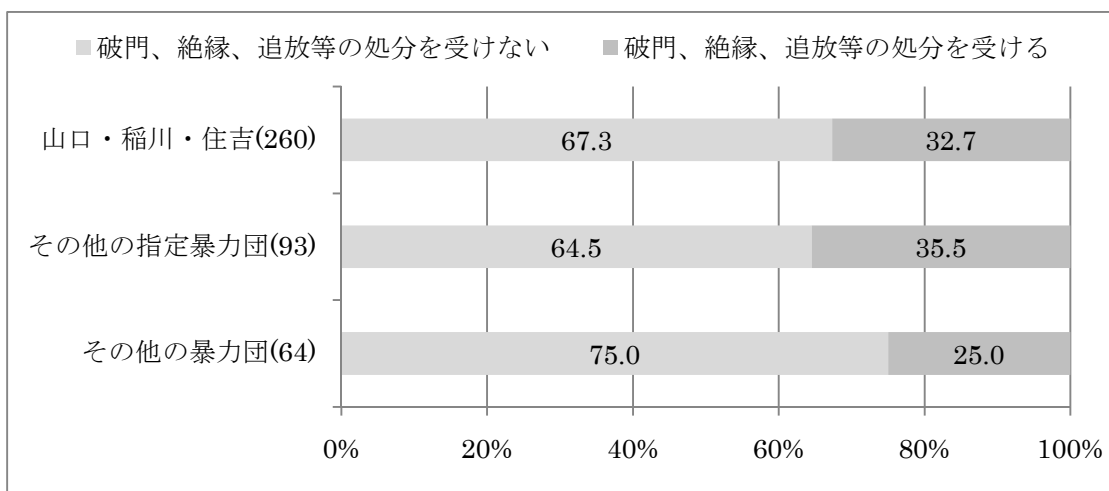
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=15.46, p=0.001$

破門や絶縁、追放などの処分については、暴力団の種類や暴力団員の地位とは関係が見られなかった(図Ⅲ-2-16 および図Ⅲ-2-17)。類型や地位とは関係なく、おおよそ3割の暴力団関係受刑者が、破門や追放などの処分を受けると回答していた。

図Ⅲ-2-16 暴力団の種類と破門などの処分の有無 (N=417)

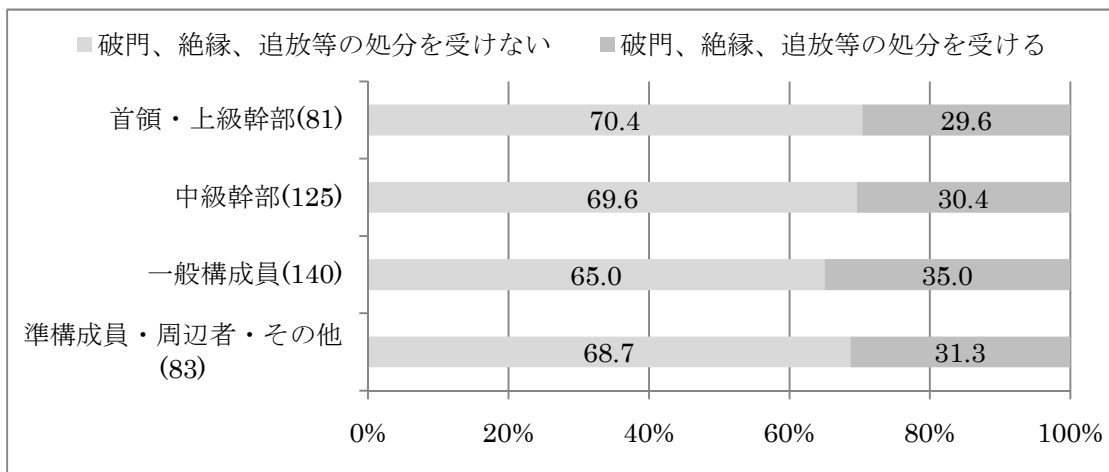


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=2.01, p=0.366$

図Ⅲ-2-17 地位と破門などの処分の有無 (N=429)



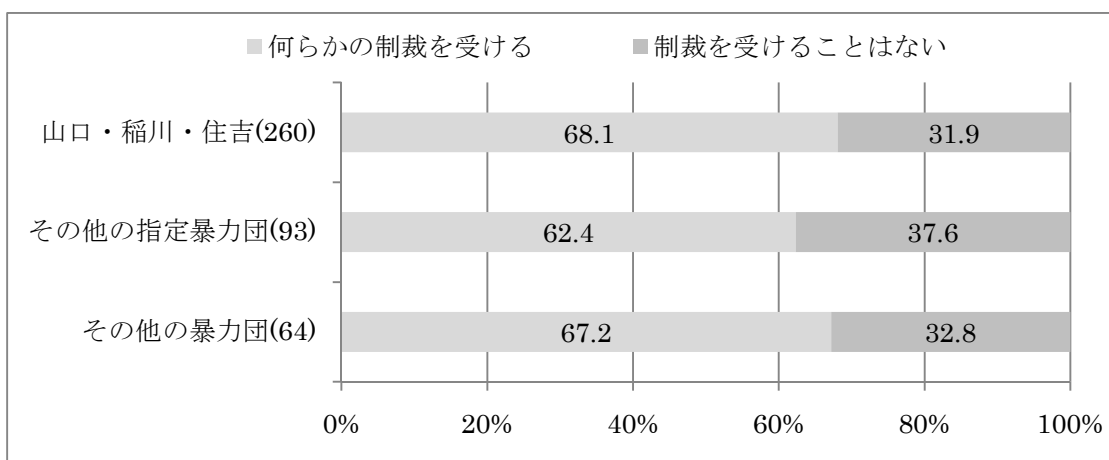
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=0.953, p=0.813$

図Ⅲ-2-18 および図Ⅲ-2-19 は、それぞれ暴力団の種類と組織内と地位別に、命令違反の際に何らかの制裁を受けるかどうかを見ている。グラフからも分かるように、暴力団の種類や組織内の地位別には、何らかの制裁を受けるかどうかについては統計的な差異は見られなかった。いずれの暴力団類型においても、おおよそ 60%強の暴力団関係受刑者らが何らかの制裁を受けると回答していた（図Ⅲ-2-18）。また、幹部や一般構成員などの地位とは特段関係なく、60%～70%の暴力団関係受刑者が何らかの制裁を受けると回答していた（図Ⅲ-2-19）。

図Ⅲ-2-18 暴力団の種類と制裁の有無（N=417）

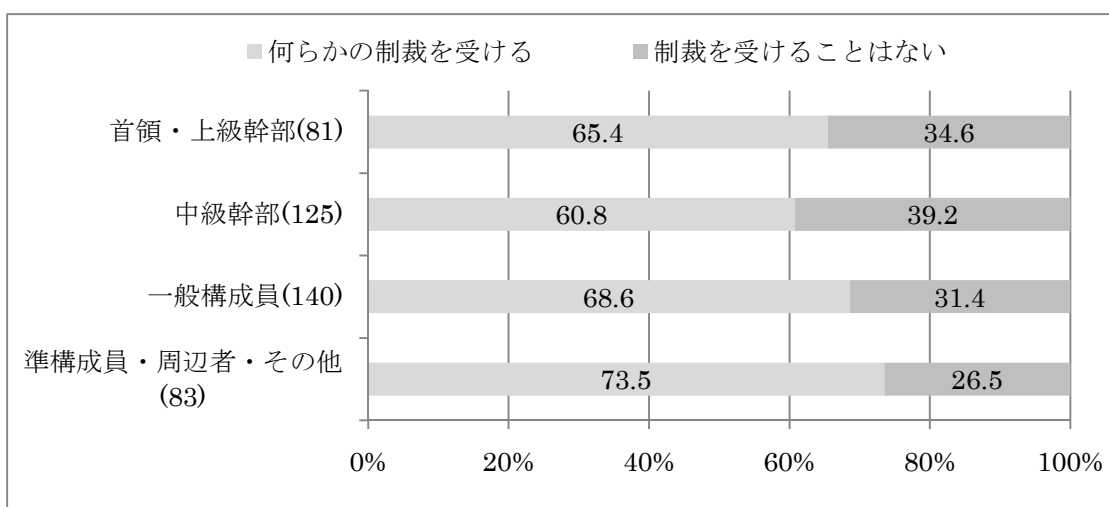


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=1.02, p=0.602$

図Ⅲ-2-19 地位と制裁の有無（N=429）



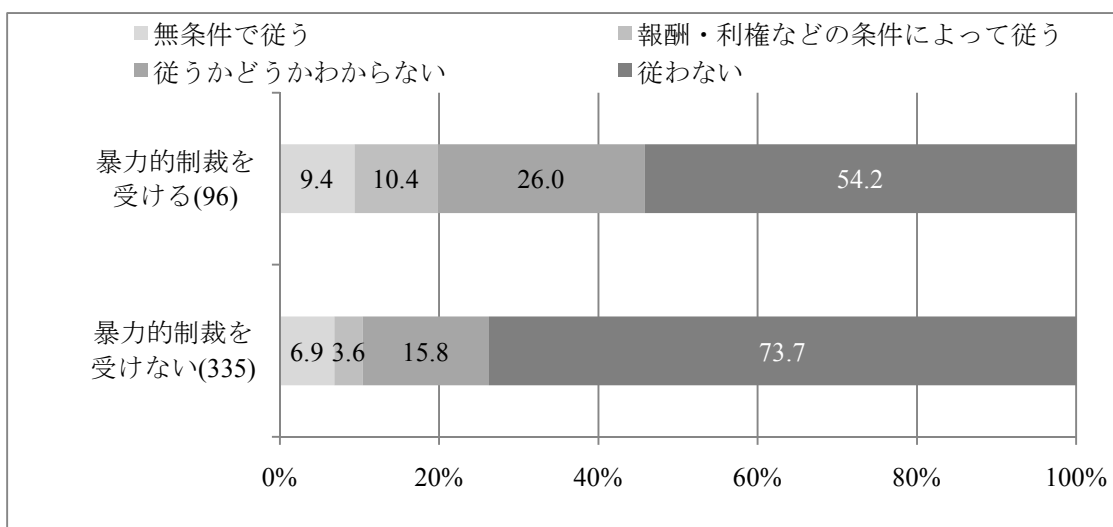
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=3.96, p=0.266$

最後に、制裁の種類と殺人命令との関係を分析した結果を、**図Ⅲ-2-20**～**図Ⅲ-22**に示す。興味深いことに、暴力的な制裁、金銭的な制裁、破門・追放などの処分が行われない団体に所属している者たちは、なんらかの制裁が行われる団体の者と比較して、殺人命令に従わないとはっきりと回答している割合が高かった。これらの関係は、それぞれ5%水準で統計的に有意であった。つまり、組織内の強制力は、組員の意識や忠誠心に影響を及ぼしていると考えられる。

図Ⅲ-2-20 暴力的な制裁の有無と殺人命令への態度 (N=431)

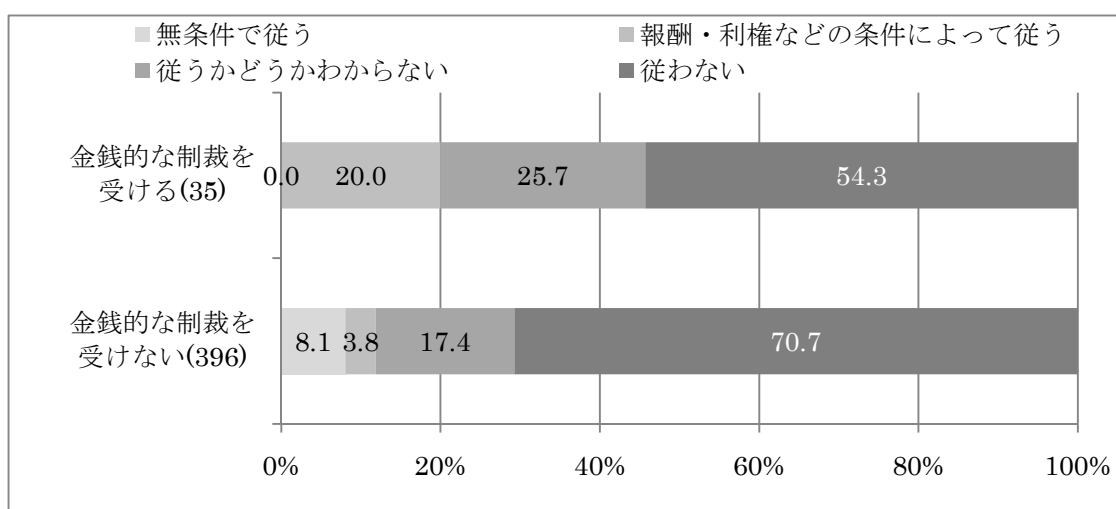


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=15.86, p=0.001$

図Ⅲ-2-21 金銭的な制裁の有無と殺人命令への態度 (N=431)

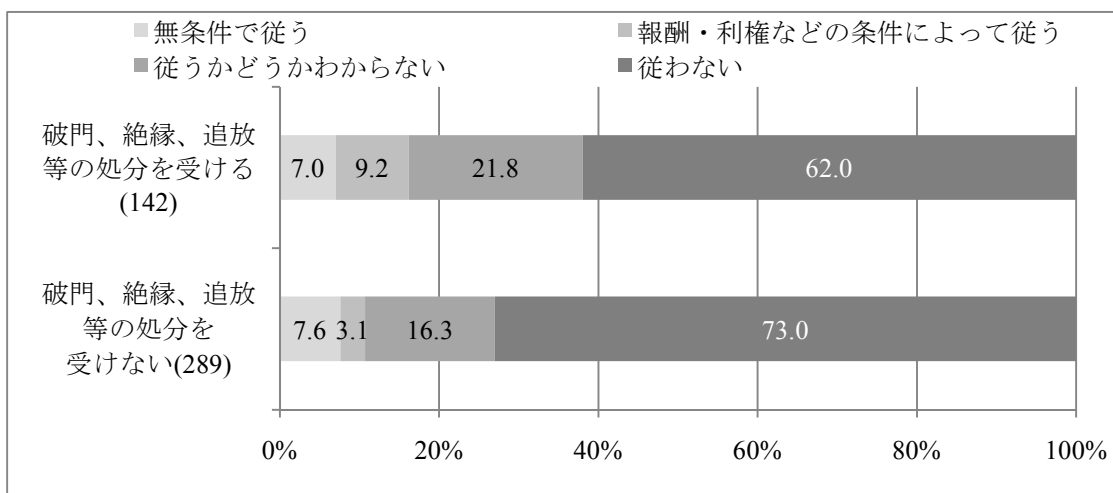


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=21.86, p<0.001$

図Ⅲ-2-22 破門などの処分の有無と殺人命令への態度 (N=431)



注1 ()内の数値は実人員である。

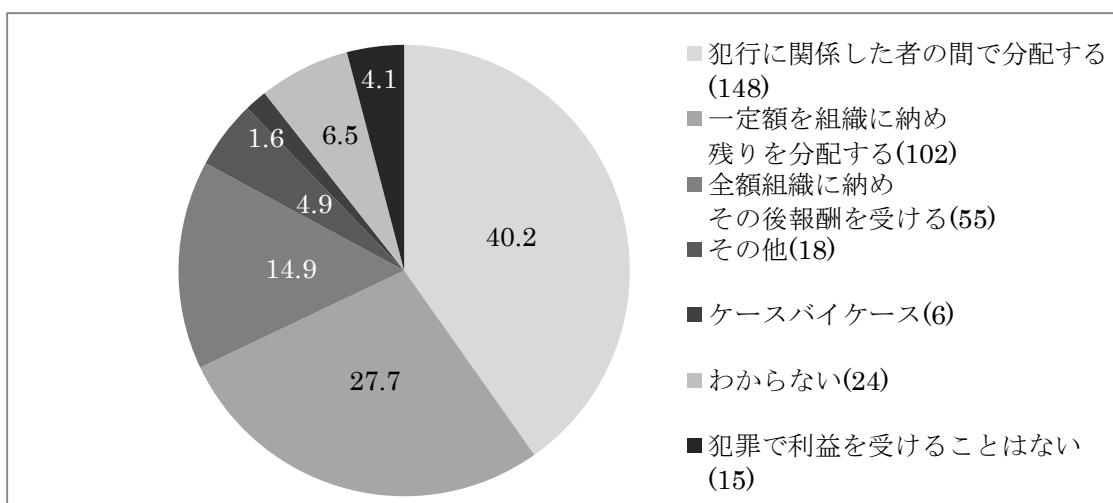
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=10.15, p=0.017$

3. 利益の配分方法

組織内での犯罪からの利益の配分方法について、設問「あなたの組織では、犯罪によって利益を得たときそれをどのように分配しますか」として尋ねた。最も多かったのは、犯行に関係した者の間で分配するというもので、40.2%であった。以下多かった順に、一定額を組織に納めて残りを分配する(27.7%)、全額組織に納めた後報酬を受ける(14.9%)であった(図Ⅲ-2-23)。

図Ⅲ-2-23 利益の配分方法の構成比 (N=368)

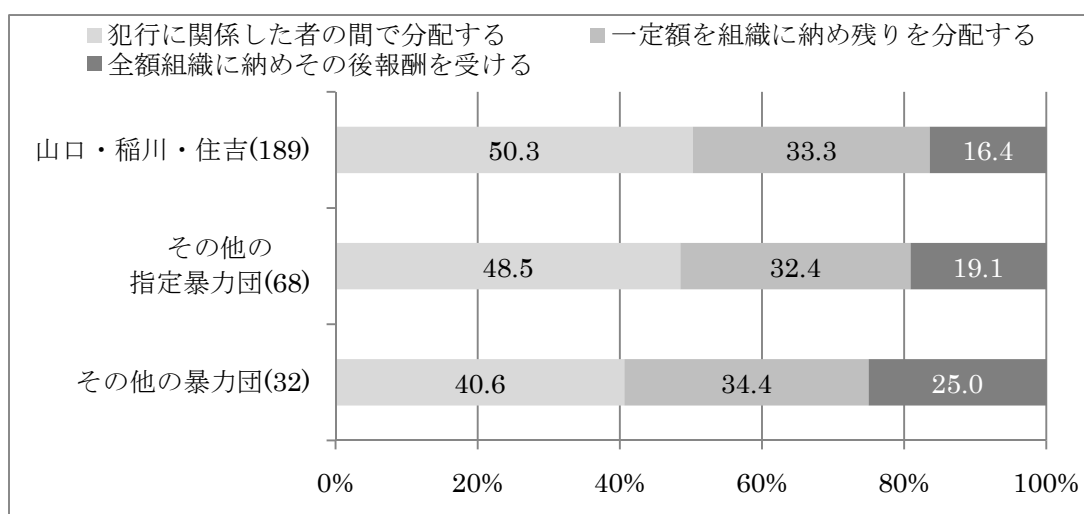


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

利益の配分方法については、暴力団の種類とは有意な関係がない一方で、地位とは関連があった。指定暴力団では犯行に関与した者同士で分配するということが多く、非指定暴力団では全額組織に納めた後に報酬を受けるといった場合が若干多い傾向にあったが、統計的に有意な結果ではなかった（図Ⅲ-2-24）。利益の配分方法と地位との間には、はっきりとした関係が見てとれ、統計的に有意な差があった。暴力団員の地位が高くなるにつれて、犯行に関与した者同士で分配するというものが多くなり、幹部以上ではこの配分方法が過半数を超えていた。一方で、準構成員や周辺者など非組員では、一定額を組織に納めた上で分配したり、全額を納めた後に報酬を受けたりするのが最も多かった（図Ⅲ-2-25）。

図Ⅲ-2-24 暴力団の種類と利益の配分方法（N=289）



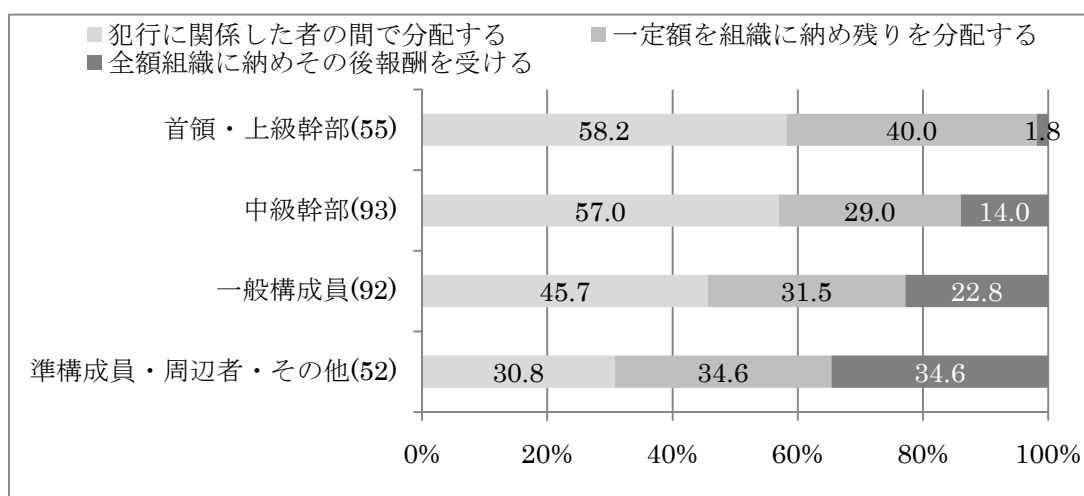
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=1.74, p=0.784$

注4 利益の配分方法は、質問紙中の選択肢のうち、特に回答数が多かった3類型についてのみの分析。

図Ⅲ-2-25 組織内の地位と利益の配分方法（N=292）



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=25.11, p<0.001$ 。

注4 利益の配分方法は、質問紙中の選択肢のうち、特に回答数が多かった3類型についてのみの分析。

4. まとめ

暴力団関係受刑者らは、加入動機・所属理由ともに、経済的な理由を挙げた者は少なく、人間関係による場合が多数を占めていた。また、多くの暴力団関係受刑者らは、組織からの離脱意思を示していた。調査方法に起因する社会的望ましさの可能性はある。しかしながら、離脱意思に影響を与えている要因を明らかにすることは、離脱指導に役立ちうる知見につながると考えられるため、第IV部でより詳細に分析を行う。

自らが所属している組織については、統制が厳しいと捉えている者が過半数を超えていた。また、主観的に感じている組織内の統制の厳しさは、暴力団関係受刑者らの年齢や組織への加入期間によって異なっていた。具体的には、若年層および 50 歳以上の者たちが、統制が厳しくないと捉える傾向にあった。また、加入期間が短い者の方が、加入期間が長い者と比較して、統制が厳しくないと捉える傾向にあった。

興味深いことに、組織内での命令違反に対しては、制裁を受けることはないという回答者が約 30%と比較的多かった。制裁を受ける場合には、破門・追放などの処分、暴力的な制裁、金銭的な制裁の順が多かった。また、暴力的な制裁については、地位や組織の類型により傾向が異なっていた。特に、準構成員や周辺者に対して暴力的な制裁が加えられる傾向があり、また、三大指定暴力団で暴力的な制裁が多い傾向にあった。さらに、何らかの制裁が加えられる組織に所属している者は、制裁がない団体と比較して、首領からの殺人命令に従う傾向にあることが明らかになり、組織内の統制の強さが暴力団関係受刑者の忠誠心に影響を与えていることが分かった。

最後に、暴力団関係者らの間では、犯罪からの利益の分配方法は地位によって異なっていることが調査結果から明らかになった。実際に犯行に関わった関係者らで分配するという方法は、特に地位が高い者の中で強い一方で、非組員（準構成員や周辺者）の場合には、組織に一定額・全額納めるということが多かった。

これらの調査結果に基づく提言としては、具体的な広報を通じて、暴力団への加入を思いとどまらせるといった対策が考えられる。調査結果は、準構成員や周辺者に対して、指示に従わない場合の暴力的・金銭的制裁が多いという傾向を明らかにしている。すなわち、暴力団員と関わることの危険性があらためて浮き彫りになった。また、前章の分析からも、暴力団は安定的な生活に結び付きにくいことが明らかになっている。したがって、これらの調査結果を広報のメッセージに具体的に含めることで、新規に加入する暴力団関係者を減らし、組織を弱体化することを目指すことが対策として考えられる。

第3章 暴力団関係者の犯罪

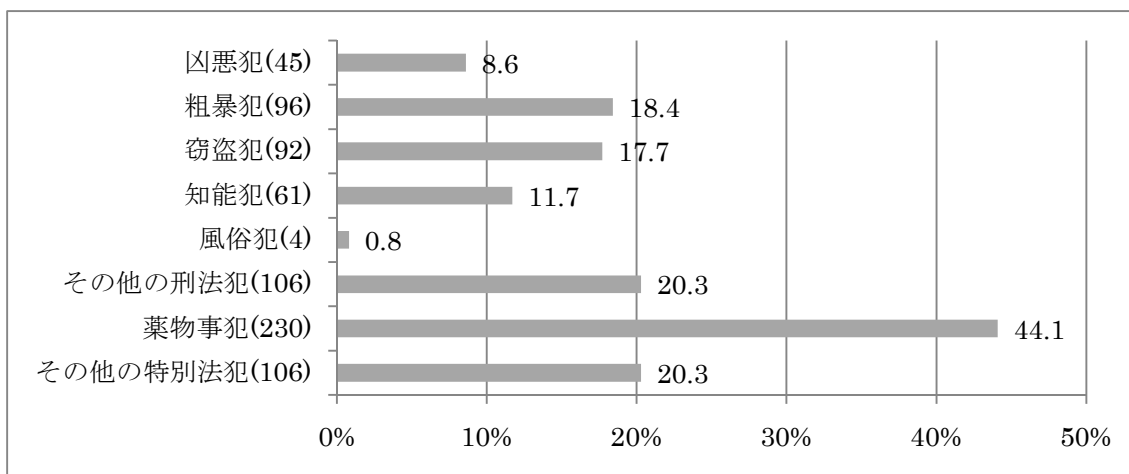
1. 服役の根拠となった犯罪

(1) 罪名

本調査の対象となった暴力団関係者（本章における「暴力団関係者」とは、暴力団構成員、準構成員の他、かつて暴力団に加入していた者および暴力団が経営する企業の役員・従業員等の周辺者を含む）の犯罪内容を、1刑の罪名について刑法犯包括罪種別および特別法犯についてみたのが、**図Ⅲ-3-1**である。なお、複数の罪名で入所した者については、それぞれの罪名に計上した。

刑法犯で最も多いのは粗暴犯（18.4%）で、次いで窃盗犯（17.7%）、知能犯（11.7%）、凶悪犯（8.6%）の順に多い。粗暴犯では、傷害と恐喝が最も多く、両者を合わせると全刑法犯中の17.1%を占め、知能犯では詐欺が9.4%を占めている。特別法犯では、薬物事犯（44.1%）が最も多く、なかでも覚せい剤取締法違反（43.8%）がそのほとんどを占めており、伝統的な資金獲得犯罪が依然として暴力団の有力な資金源となっている状況がうかがわれる。

図Ⅲ-3-1 暴力団関係受刑者の罪名別構成比（N=521）



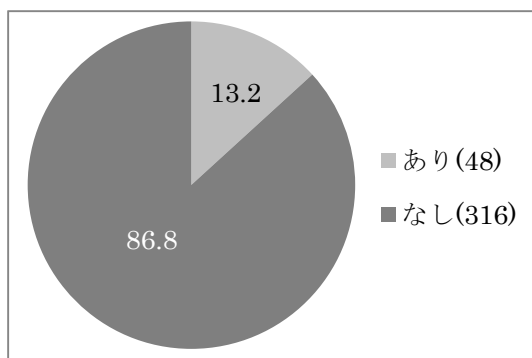
注（ ）内の数値は実人員である。

暴力団関係者の犯罪は、所属している組織、組織内の地位、組織への加入期間等によって、その犯罪特徴に相違のあることが予測される。以下の節では、主としてこれらの観点から検討を加え、実証的な結論を引き出すことを試みる。なお、所属している組織は「山口組・稲川会・住吉会」「その他の指定暴力団」および「その他の暴力団」の3類型、組織内の地位は「首領・上級幹部」「中級幹部」「一般構成員」「準構成員・周辺者・その他」の4類型に分類した。

(2) 凶器の使用状況

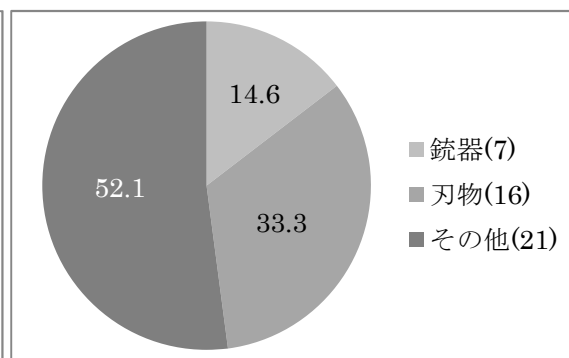
図Ⅲ-3-2は、服役の根拠となった犯罪における凶器使用の有無を、図Ⅲ-3-3は、使用した凶器の種類を、それぞれみたものである。凶器を使用して犯行に及んだ比率は13.2%であった。凶器を使用した犯行のうち、銃器使用が14.6%、刃物使用が33.3%であった。その他の凶器としては、その大半がこん棒、野球のバット、鉄パイプ、工具等の鈍器を用いた犯行である。

図Ⅲ-3-2 凶器使用の有無 (N=521)



注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答を除く。

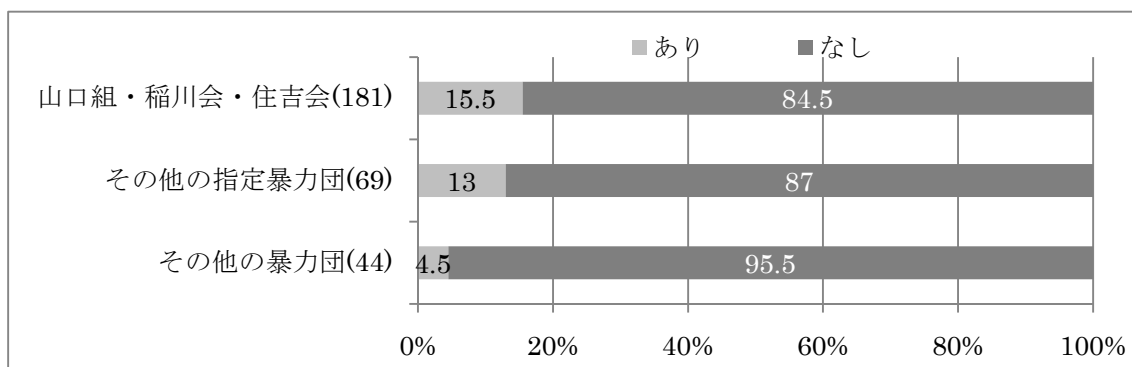
図Ⅲ-3-3 凶器の種類 (N=48)



注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答を除く。

図Ⅲ-3-4は、暴力団の種類と凶器使用の有無についてみたものである。山口組、稲川会、住吉会の3団体とそれ以外の指定暴力団は、その他の暴力団に比べて、凶器の使用率が高い傾向がみられる。しかし、暴力団の種類と凶器使用の有無との間には、統計的に有意な差は認められない。

図Ⅲ-3-4 暴力団の種類と凶器使用の有無 (N=294)



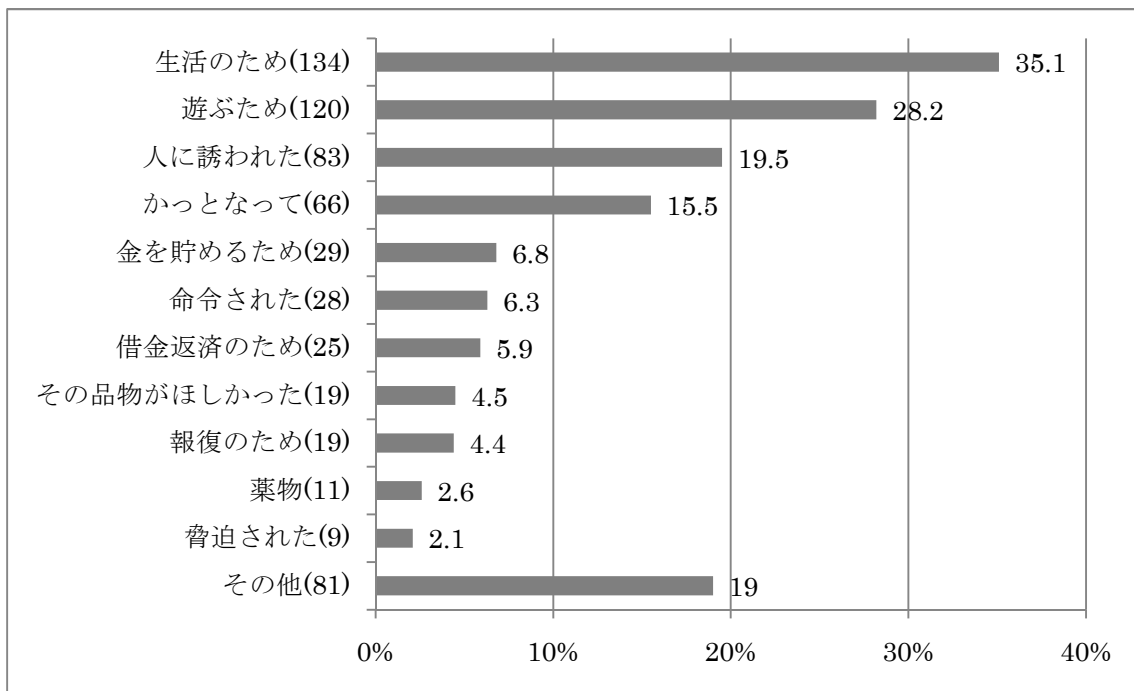
注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答を除く。
注3 カイ二乗検定, $\chi^2=3.675$, $df=2$, $p=0.159$

(3) 犯行の動機

図Ⅲ-3-5 は、「あなたが今回入所することになった犯罪の動機は何でしたか」との質問について、重複選択で回答を求めた結果を示したものである。「生活のため」「遊ぶため」といった動機が多く、全体的にみると、生活費や遊興費を得るための個人的動機による犯行が大半を占めている。要するに、犯罪に何らかの経済的要因（生活苦、利欲）のからむ犯行が 80.5%と大半を占め、「人に誘われて」「激情・報復」「命令された」を動機とする犯行は 45.7%である。

このことは、彼らの多くは、組織の利益のために働こうというのではなく、主に自分自身のために金を稼ぐことを考えていることを示すものであり、彼らが暴力団組織から十分な経済的基盤が得られていないことを意味しているものと思われる。使用者責任の問題もあり、調査対象者が組織の指令による犯行とは回答しない恐れがあるとも考えられるが、組織の指示に従って、あるいは安定した資金源に頼るルーティンな非合法活動をしていれば、十分な収入が得られるというシステムはできあがっていないとみられる。そのため、あらゆる機会をとらえて、個人的に収入を得ようとする必要性にせまられていると考えられる。

図Ⅲ-3-5 犯行の動機 (N=426)



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 「薬物」は、すべて覚せい剤等の自己使用である。

注3 無回答を除く。

注4 重複選択による。

表Ⅲ-3-1 は、暴力団の類型別に犯行の動機をみたものである。どの犯行動機についても暴力団の類型によって、その比率に大きな差はみられない。ここでは、検定の多重性を考慮し、個別の検定は行っていないが、恐らく、暴力団の類型は犯行動機に影響していないと考えられる。強いて挙げるなら、その他の指定暴力団に含まれる受刑者の回答に、「かっとなって」という理由が少なく、「命令された」という理由が多い背景には、対立抗争事件があるものと推測される。

表Ⅲ-3-1 暴力団の類型と犯行の動機

犯行の動機 \ 暴力団の類型	山口組・稲川会・住吉会	その他の指定暴力団	その他の暴力団
生活のため	65 (25.0%)	30 (30.9%)	16 (26.7%)
借金返済のため	13 (5.0%)	5 (5.2%)	2 (3.3%)
金を貯めるため	15 (5.8%)	5 (5.2%)	3 (5.0%)
遊ぶため	63 (24.2%)	23 (23.7%)	14 (23.3%)
その品物がほしかった	12 (4.6%)	3 (3.1%)	3 (5.0%)
報復のため	12 (4.6%)	2 (2.1%)	1 (1.7%)
かっとなって	37 (14.2%)	8 (8.2%)	9 (15.0%)
人に誘われた	42 (16.2%)	15 (15.5%)	9 (15.0%)
脅迫された	5 (1.9%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)
命令された	14 (5.4%)	9 (9.3%)	4 (6.7%)
その他	48 (18.5%)	11 (11.3%)	8 (13.3%)
薬物	5 (1.9%)	2 (2.1%)	1 (1.7%)

注1 無回答を除く。

注2 %は、動機にあげた人数÷暴力団の類型別の受刑者数である。

表Ⅲ-3-2 は、「組織・団体におけるあなたの地位について教えてください」との質問に対する回答と、犯行動機との関係をみたものである。

「生活のため」は主要な犯行動機の一つで、各々4分の1程度を占めており、地位によって大きな差は見られない。このことは組織内における地位の高低に関わらず、彼らが暴力団組織から十分な経済的基盤が得られていないことを意味するものであろう。他方、「借金返済のため」「金を貯めるため」という、金銭面を前面に押し出した回答の割合は少ない。金銭の工面は「生活のため」の営みのうちに当然含まれるが、「生活のため」という回答が多く、金銭の工面に関連する回答が少ないことには、任侠道を標榜する暴力団のアイデンティティが反映されていると考えられる。

「遊ぶため」という動機は、地位が上昇するにつれて減少している。ここでも検定の多重性の問題はあがるが、コクラン＝アーミテージ検定を行ったところ、Z統計量=1.655、p値=0.049（非減少傾向を帰無仮説とする片側検定）となった。すなわち、地位の上昇に伴い、「遊ぶため」と回答する者は減少する傾向がある。また、「その品物がほしかった」という動機も、回答数は少ないが、地位の低い者に多い。このことは、セルフコントロールの欠如を表すものであり、地位とセルフコントロールには関連があるものと考えられる。

「報復のため」という回答は数が少ないが、地位の上昇に伴って割合が多くなっている。これについては、さらなる分析が必要であるが、恐らく対立抗争に関与した受刑者であろうと予測される。

「かっとなって」「人に誘われた」は、「準構成員・周辺者・その他」に多く、地位の高い者ほど、暴力の使用を控えたり、犯罪への負担に慎重であったりする、あるいは関与していないように見える工作をしていることが考えられる。

「その他」は首領・上級幹部に突出して多い。また、薬物事犯で入所した者が44.1%を占めるにもかかわらず、「薬物」の回答者は非常に少ない。これらの理由は不明であり、今後さらに検討が必要であろう。

表Ⅲ-3-2 組織における地位と犯行の動機

組織内の地位 犯行の動機	首領・ 上級幹部	中級幹部	一般構成員	準構成員・周辺 者・その他
生活のため	21 (25.9%)	35 (30.9%)	36 (25.7%)	24 (28.9%)
借金返済のため	5 (6.2%)	10 (8.0%)	3 (2.1%)	3 (3.6%)
金を貯めるため	5 (6.2%)	8 (6.4%)	7 (5.0%)	5 (6.0%)
遊ぶため	14 (17.3%)	27 (21.6%)	40 (28.6%)	21 (25.3%)
その品物がほしかった	1 (1.2%)	1 (0.8%)	10 (7.1%)	7 (8.4%)
報復のため	6 (7.4%)	8 (6.4%)	3 (2.1%)	0 (0.0%)
かっとなって	4 (4.9%)	15 (12.0%)	23 (16.4%)	16 (19.3%)
人に誘われた	13 (16.0%)	17 (13.6%)	21 (15.0%)	16 (19.3%)
脅迫された	0 (0.0%)	2 (1.6%)	2 (1.4%)	2 (2.4%)
命令された	6 (7.4%)	9 (7.2%)	9 (6.4%)	3 (3.6%)
その他	22 (27.2%)	18 (14.4%)	22 (15.7%)	6 (7.2%)
薬物	1 (1.2%)	1 (0.8%)	3 (2.1%)	5 (6.0%)

注1 無回答を除く。

注2 %は、動機にあげた人数÷暴力団における地位別の受刑者数である。

表Ⅲ-3-3 は、暴力団への加入期間と犯行動機との関係を、図Ⅲ-3-6 は、データの分布の様相を視覚的に表した箱ひげ図である。図中の箱については、箱の左側を形成する線は25%分位点（全加入期間のうち小さいものから数えて25%の値）、内部の太線は中央値（50%分位点）、箱の右側を形成する線は75%分位点を指し、両端に延びる「ひげ」は、極値（最大値または最小値）までの間か、または箱の大きさの1.5倍に達するまで延ばしている。○は外れ値と見なしてよい値である。

まず、表Ⅲ-3-3 にみるように、「生活のため」「遊ぶため」「かっとなって」「人に誘われた」「その品物がほしかった」「命令された」といった理由による犯行の動機は、組織への加入期間が比較的短い者に多い。

また、図Ⅲ-3-6 の箱ひげ図をみると、「その品物が欲しかった」や「脅迫された」「命令された」などの動機は、中央値が低い結果となっており、組織における地位が下位にある者に相応の理由となっている。これに対して、「金を貯めるため」「報復のため」「その他」

については、中央値が高い結果となっている。前2者については、数こそ少ないものの、暴力団員として生活を送る中で将来に備えたり、あるいはしがらみができる中で犯行動機が形成されたものとして理解できる。「その他」については、おそらく教唆犯を含むと考えられるが、詳細はこれ以上の調査が必要である。

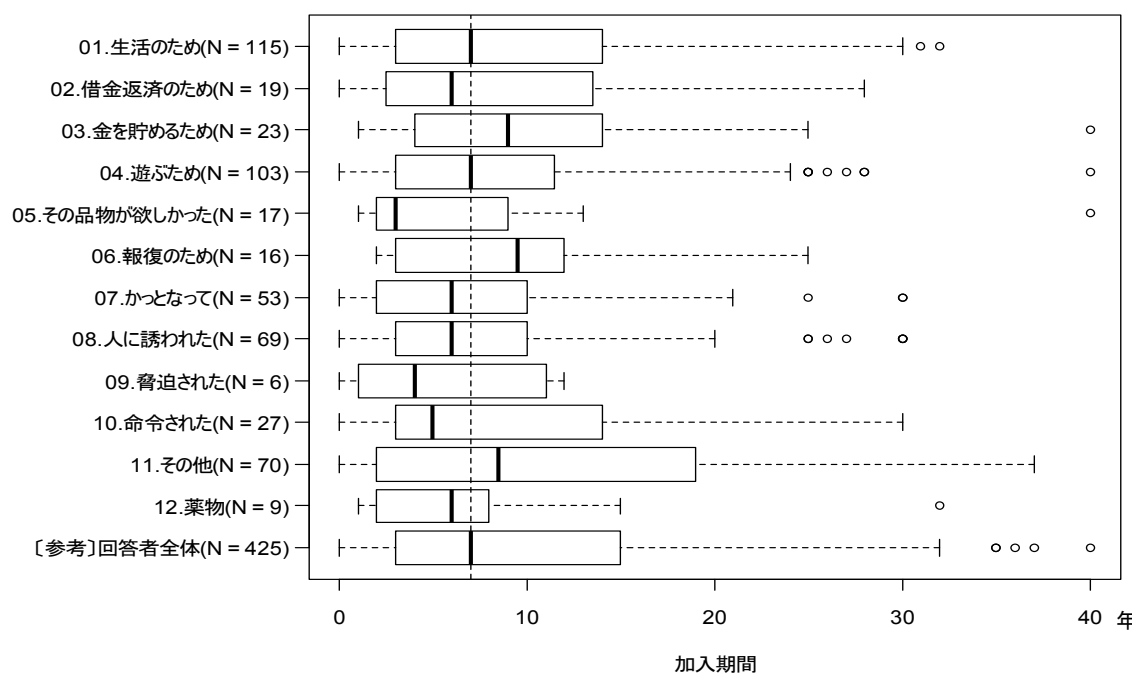
表Ⅲ-3-3 加入期間別の犯行動機

加入期間 \ 犯行の動機	1年未満	5年以下	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31年以上
01.生活のため	3	48	27	14	9	7	5	2
02.借金返済のため	1	7	4	3	1	1	2	0
03.金を貯めるため	0	10	5	3	3	1	0	1
04.遊ぶため	2	43	30	10	7	6	4	1
05.その品物が欲しかった	0	11	3	2	0	0	0	1
06.報復のため	0	6	5	3	0	2	0	0
07.かっとなって	5	21	17	4	2	2	2	0
08.人に誘われた	2	32	19	3	6	2	5	0
09.脅迫された	1	2	1	2	0	0	0	0
10.命令された	2	12	3	4	4	1	1	0
11.その他	1	28	9	10	10	3	6	3
12.薬物	0	4	3	1	0	0	0	1

注1 無回答を除く。

注2 重複選択によるため、列の合計は回答者全体の加入期間の分布に一致しない。

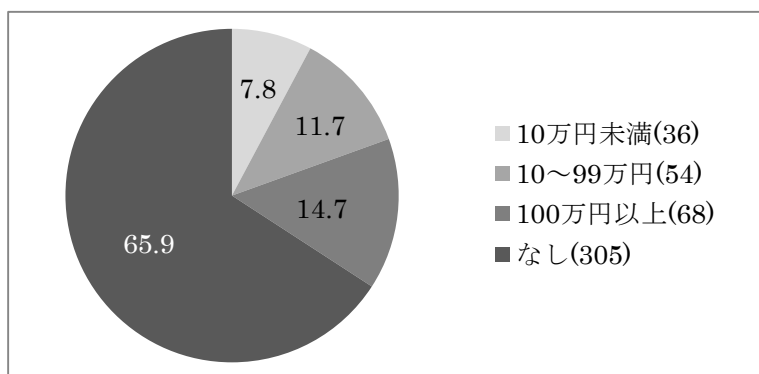
図Ⅲ-3-6 箱ひげ図



(4) 犯行で得た利益

図Ⅲ-3-7は、「今回の犯行であなたが得た利益はおおよそいくらぐらいでしたか」との質問に対する回答結果を示したものである。利益「なし」の構成比が高い主な理由は、本調査対象者が受刑する根拠となった犯罪の半数近くを、暴行、傷害、住居侵入、道路交通法違反等の財産犯以外の犯罪が占めているためである。したがって、「なし」は、必ずしも財産犯罪等によって得た収益がなかったことを意味するものではない。

図Ⅲ-3-7 犯罪で得た利益 (N=463)

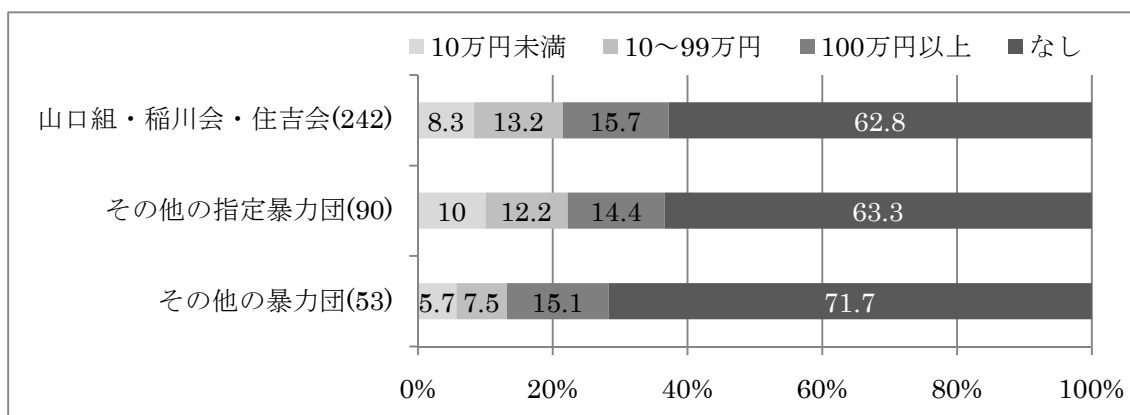


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

図Ⅲ-3-8は、暴力団の種類別に犯罪で得た利益を比較したものである。指定暴力団の犯罪収益が、その他の暴力団よりもやや多いが、暴力団の種類と犯罪によって得た利益との間には、統計上の有意な差は認められなかった。すなわち、暴力団の種類が犯罪からの利益の規模に差を生みだしているとはまではいえない。

図Ⅲ-3-8 暴力団の種類と利益 (N=385)



注1 ()内の数値は実人員である。

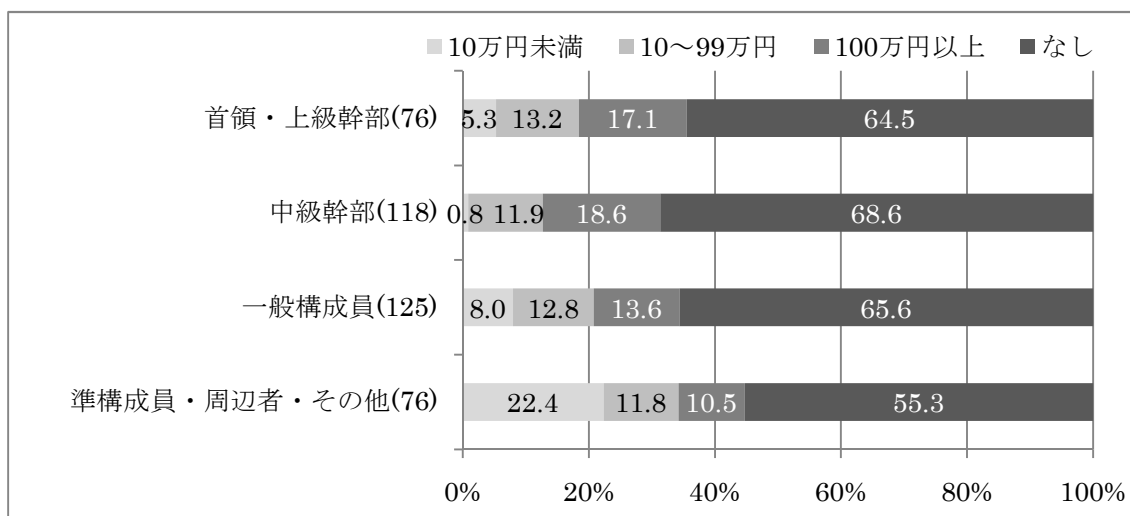
注2 無回答を除く。

注3 クラスカル=ウォリス検定, $\chi^2=1.113$, $df=2$, $p=0.573$

図Ⅲ-3-9 は、暴力団組織における地位と、犯罪によって得た利益との関係を見たものである。暴力団における地位と犯罪収益との間には、統計上の有意差は認められず、暴力団における地位が、犯罪からの利益に差を生みだしているとはまではいえない。

なお、図に示したのは調査対象者が受刑する根拠となった犯罪で得た利益であり、いわゆる「上納金」や企業活動、表経済への投資など、表沙汰になりにくいローリスクの収益システムによる獲得資金は含まれていない。したがって、暴力団の獲得資金の実態を示すものではなく、首領・幹部クラスの収入がこの程度というわけではない。

図Ⅲ-3-9 暴力団の地位と利益 (N=395)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 クラスカル=ウォリス検定, $\chi^2=0.834$, $df=3$, $p=0.841$

図Ⅲ-3-10 は、暴力団に加入している期間と犯罪によって得た利益との関係を見たものである。本図に関しては、本来、連続変数である加入期間をカテゴリ化しているため、検定を行うのは適切でない。図の注3は、参考までに行ったクラスカル=ウォリス検定の結果を示したものである。

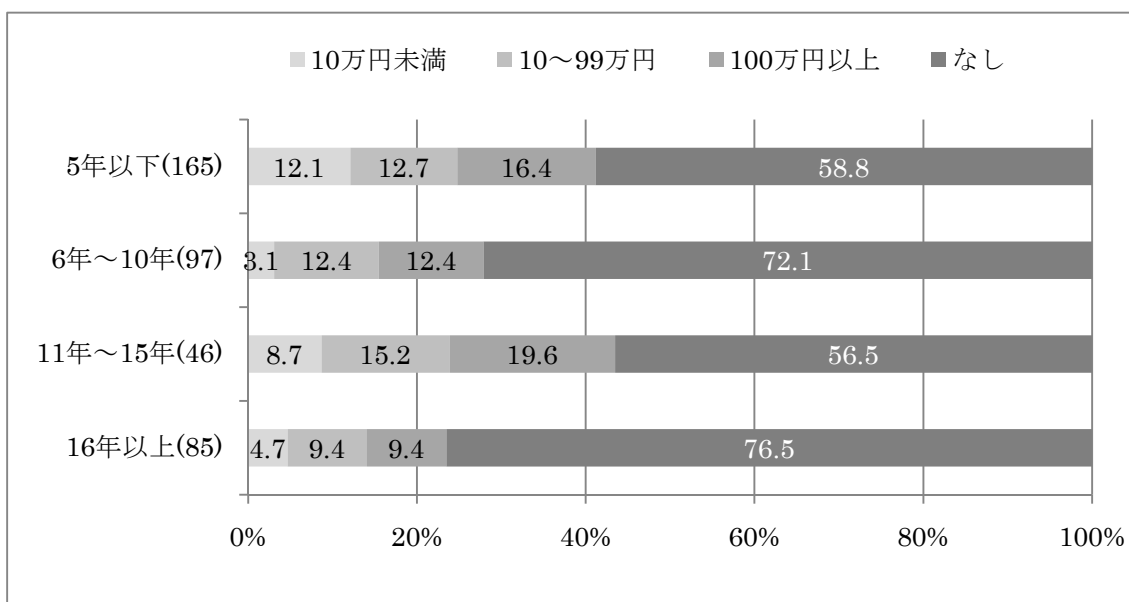
加入期間5年の間に利益をあげていた者が、比較的短期に検挙されている。また、6年を経過すると、高い利益を上げる者の割合は少なくなっている。よりマネジメントに近い部分の役割も担当するようになるため、労力を直接利益の上がる「シノギ(資金獲得活動)」に振り向ける余裕が少なくなる可能性も考えられる。11年以上15年以下の者は、再び高い利益率を有するようになる。10年間の経験を積み、どのような技能分野においても一人前として認められるだけの技術を備える年代であり、「シノギ」を行いつつ、部下の育成も行えるような人材として機能していると推測される。加入16年以上の者は自らの犯罪による利益を上げなくなることが目立つ。マネジメントに専念し、上納により収入をまかなっているためと推測される。また、加入期間の長い者ほど首領や上級幹部である可能性が高

く、使用者責任を問われる形での受刑などが影響し、回答には利益を記載しないケースがあるものと思われる。このような暴力団への加入期間と利益との関連は、言うなれば、日本の企業社会のように機能しているものと推測される。

拡大解釈の虞はあるが、平成 20 年 5 月に暴力団対策法の一部が改正され、暴力団組長の使用者責任を問えるようになってきているが、この法的責任の追及方法は、暴力団から資金を剥奪するのに極めて有効に機能すると予測される。今後、加入期間 10 年程度の者に対する法律を制定する案、例えば、使用者責任の対象者の拡大や、教唆犯としての追及をより容易とするような方法の構築は、さらに有効に機能することが期待される。

しかし、ここでの分析だけでは、利益により大きく影響する要因が、加入期間であるのか地位であるのか、判然としない。

図Ⅲ-3-10 暴力団に加入している期間と利益 (N=393)



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 参考：クラスカル=ウォリス検定, $\chi^2=9.905$, $df=3$, $p=0.019$

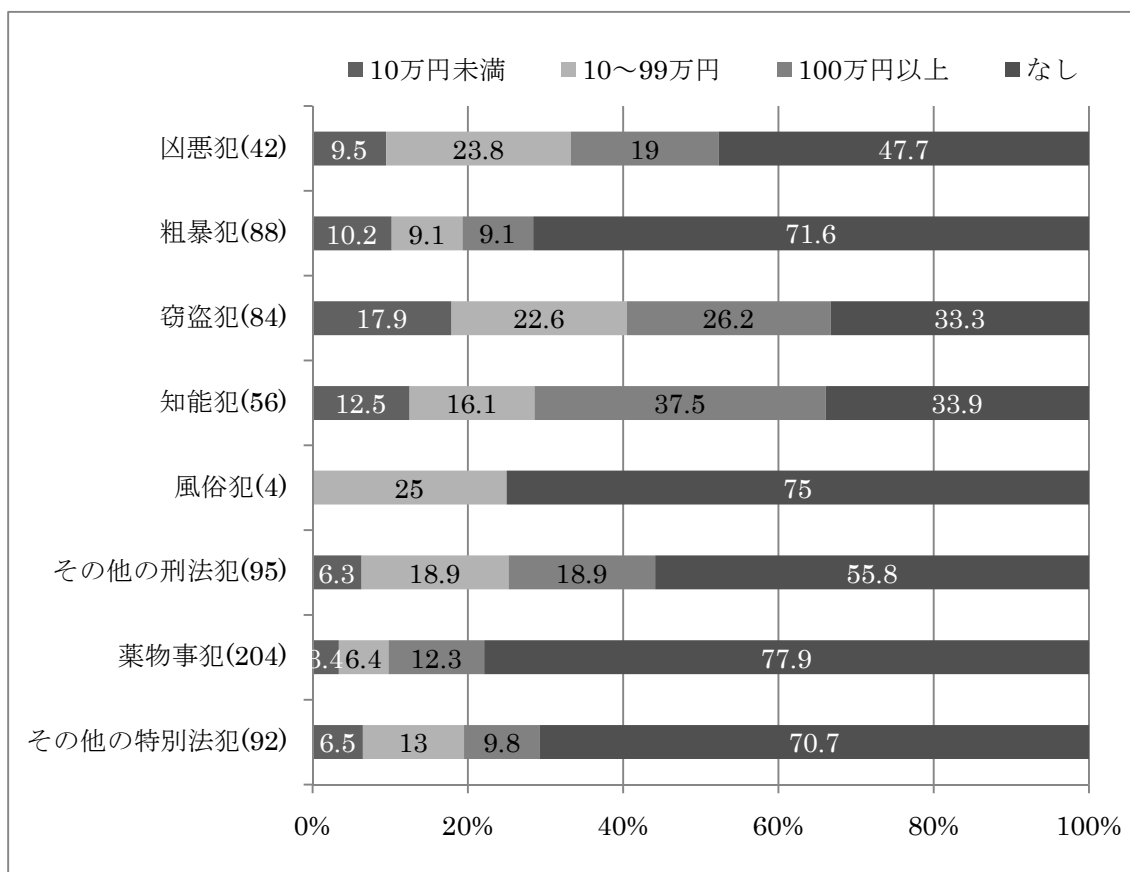
図Ⅲ-3-11 は、犯罪によって得た利益を、1 刑の罪名について刑法犯包括罪種別および特別法犯についてみたものである。なお、複数の罪名で入所した者は、それぞれの罪名に計上した。

これまで見てきたように、暴力団の類型および地位と犯罪によって得た利益との間には統計上の有意差は認められないが、罪種との間には有意な差がみられる。すなわち、包括罪種が異なると、犯罪から得た利益が異なるといえる。

犯罪による利益がなかった罪種の構成比は、窃盗犯 (33.3%)、知能犯 (33.9%)、凶悪犯 (47.7%) で低く、いずれも 50%以下となっている。利益が 100 万円以上あった罪種の

構成比は、知能犯が最も高く（37.5%）、次いで窃盗犯が高い（26.2%）。薬物事犯に利益なしが多いのは、逮捕されたために利益が得られなかったという解釈もできるが、それよりも暴力団が業として行う密輸・密売等よりも自己使用事犯の比率が高いことによると考えられる。

図Ⅲ-3-11 罪種と利益 (N=665)



注1 ()内の数値は実人員である。

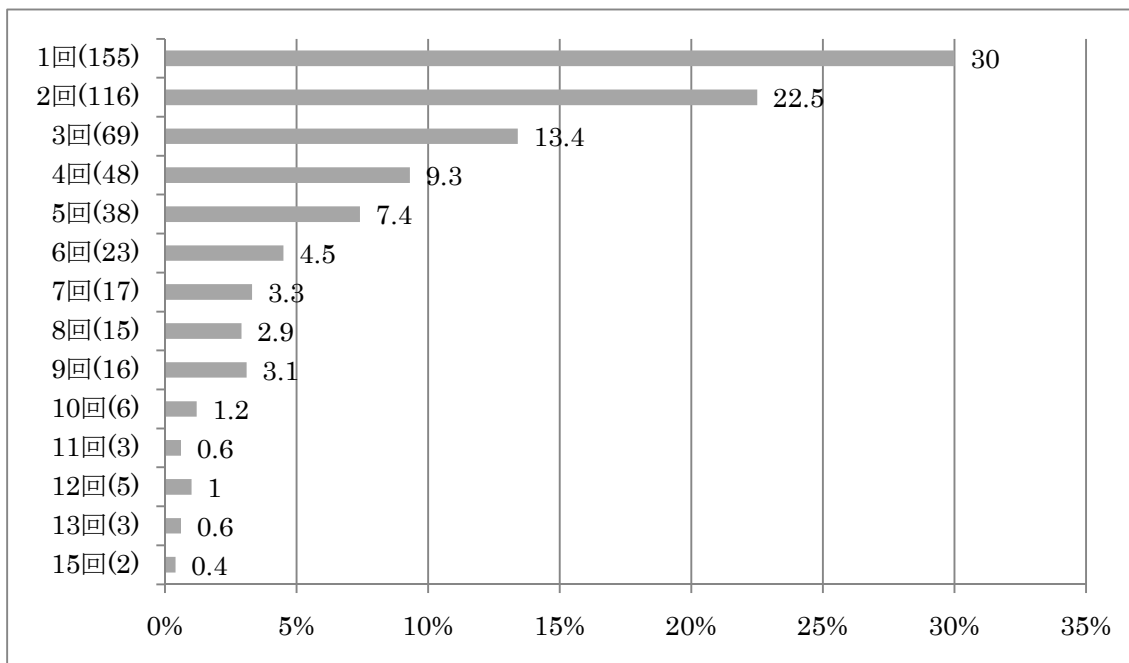
注2 無回答を除く。

注3 クラスカル=ウォリス検定, $\chi^2=76.431$, $df=7$, $p<0.001$

2. 犯罪歴

図Ⅲ-3-12は、日本の刑事施設への入所度数別の構成比をみたものである。今回の入所が初回の者が30.0%、以下、2回(22.5%)、3回(13.4%)、4回(9.3%)、5回(7.4%)の順であり、6~10回は15.0%、11回以上は2.6%であった。入所度数が2回以上の者の構成比は70.0%であり、平成21年の入所受刑者全体(54.8%)と比べて高い(矯正統計年報による)。

図Ⅲ-3-12 刑事施設への入所度数 (N=516)

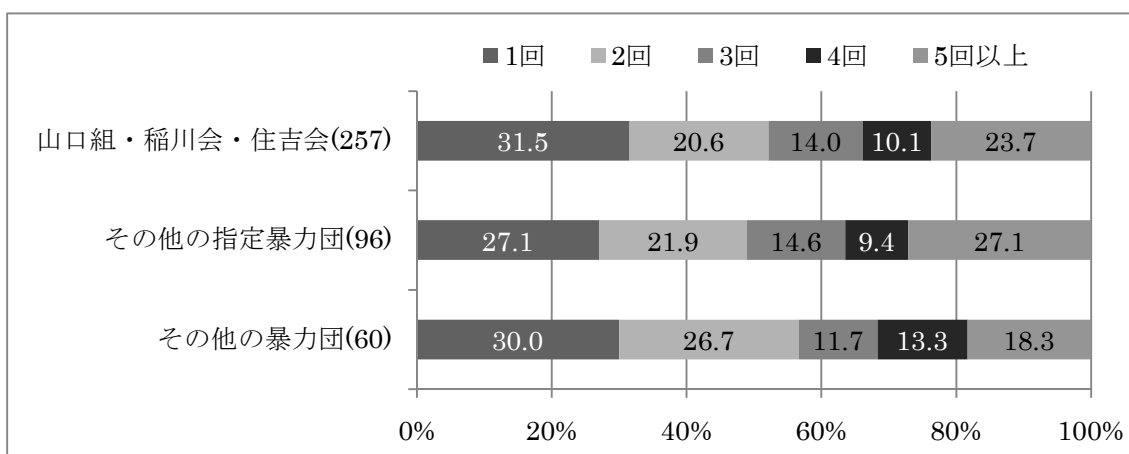


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

図Ⅲ-3-13は、所属する暴力団の類型と入所度数との関連をみたものである。暴力団の類型と入所度数との間に、統計上有意な差は認められなかった。

図Ⅲ-3-13 暴力団の類型と入所度数 (N=413)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 クラスカル=ウォリス検定, $\chi^2=0.948$, $df=2$, $p=0.623$

また、暴力団の類型が入所度数の平均に影響するか否かを検討するための手法として、より正確であると考えられる一元配置分散分析を行い、表Ⅲ-3-4の分散分析表を得た。そ

の結果、入所回数によるカテゴリ併合をせずに、実数値を用いても、暴力団の類型が入所度数の平均に影響するとはいえないとの結果を得た。

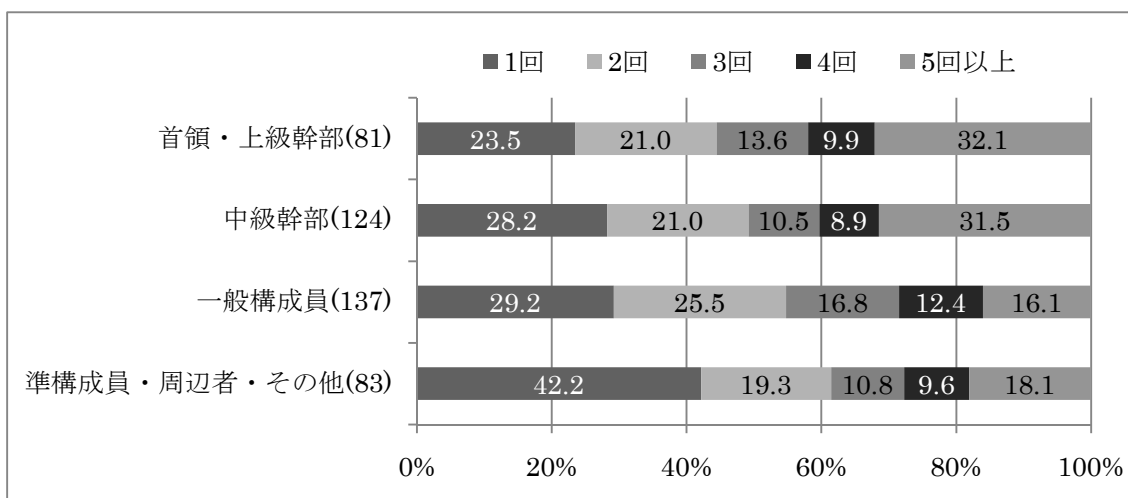
以上から、暴力団の類型は入所度数に影響するとまではいえないと考えられる。

表Ⅲ-3-4 暴力団の類型を水準とする分散分析表

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
暴力団の類型	3.861	2	1.931	0.272	0.762
残差	2907.698	410	7.092		
全体	2911.559	412			

図Ⅲ-3-14 は、所属する暴力団内での地位と入所度数との関連をみたものである。統計的検定の結果は、「地位の類型が異なると入所度数に差がある」というものであるが、実際には、中級幹部以上の者の入所度数が多い。これは後に示すように、暴力団員歴が長いためであり、また犯罪によって地位が上昇するためだともみられる。

図Ⅲ-3-14 暴力団の地位と入所度数 (N=425)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 クラスカル=ウォリス検定, $\chi^2=9.272$, $df=3$, $p=0.026$

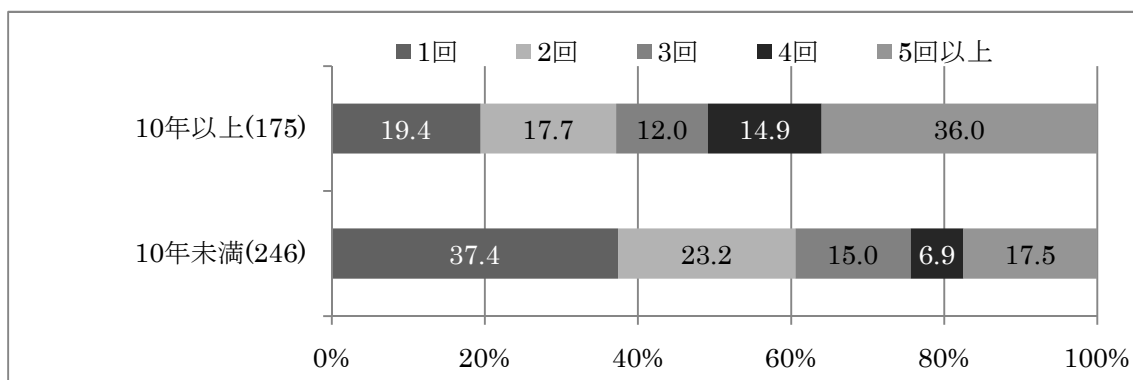
次に、調査対象者が所属する暴力団の類型に加え、組織内での地位が入所度数の平均に影響するか否かを検討するため、二元配置の分散分析を行い、表Ⅲ-3-5の分散分析表を得た。その結果、有意確率が5%以下となったのは暴力団の地位のみであった。暴力団の類型には、単独での影響も、また組織内の地位との相乗的な効果も認められない。他方、組織内の地位は、単独で入所度数に影響を与えている。言い換えれば、暴力団の類型、規模等に関わらず、組織内で上位の地位にある者は入所経験を多く有する。

表Ⅲ-3-5 暴力団の類型および地位を水準とする分散分析表

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
暴力団の類型	1.451	2	0.725	0.102	0.903
組織内の地位	76.777	3	25.592	3.595	0.014
交互作用	14.429	6	2.405	0.338	0.917
残差	2805.150	394	7.120		
全体	2900.128	405	7.161		

図Ⅲ-3-15 は、暴力団への加入期間と入所度数との関連をみたものである。加入期間の長さを10年で区分した場合、加入期間は入所度数に影響を与えている。すなわち、加入期間の長い者は入所度数が有意に多いといえる。これは後に示すように、暴力団員歴が長いためであり、また犯罪によって地位が上昇するためだともみられる。

図Ⅲ-3-15 暴力団への加入期間と入所度数 (N=421)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 マン=ホイットニー検定, Z=5.213, p=0.001

次に、カテゴリ併合をせずに実数値を用いて、行頭・行側の2変数間の関連性の度合いを示す測度であるクラーメルのVを計算した。ここでは、変数がすべて比尺度(ゼロとなる値を持ち、間隔に意味のある変数)のため、偏相関行列を計算した。偏相関行列は、表Ⅲ-3-6において、行頭・行側の変数の関連の強さを、残る2項目の影響を除いて表すものである。-1から1までの値をとり、0である場合には関連がない。

入所度数の列をみると、平成22年時点の年齢が入所度数に最も大きな影響を与えているといえるが、いずれも絶対値はゼロに近い。先のマン=ホイットニー検定の結果と矛盾するようであるが、加入期間の影響は、入所度数に対して小さなものであることが推測される。

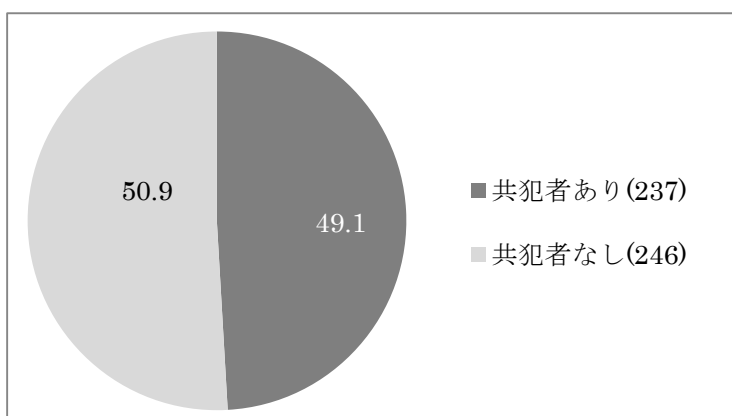
表Ⅲ-3-6 偏相関行列

	入所度数	加入期間	年齢 (平成 22 年)	入所時年齢
入所度数				
加入期間	0.054			
年齢 (平成 22 年)	0.070	-0.052		
入所時年齢	-0.039	0.073	0.998	

3. 共犯者

図Ⅲ-3-16 は共犯者の有無を、図Ⅲ-3-17 は共犯者の人数をそれぞれみたものである。無回答を除く暴力団関係受刑者の共犯事件（2人組以上での犯行）の比率は49.1%、単独事件は50.9%であった。共犯事件の共犯者の人数は、2人組（共犯者1人）の犯行が35.2%と最も多く、次いで、3人組（共犯者2人）の犯行が19.2%、4人組（共犯者3人）17.4%、6人組（共犯者5人）7.8%、5人組（共犯者4人）7.3%の順となっている。6人組以上の犯行が共犯事件の約2割を占めており、暴力団関係者による犯行は集団で組織的に敢行されている実態がうかがわれる。

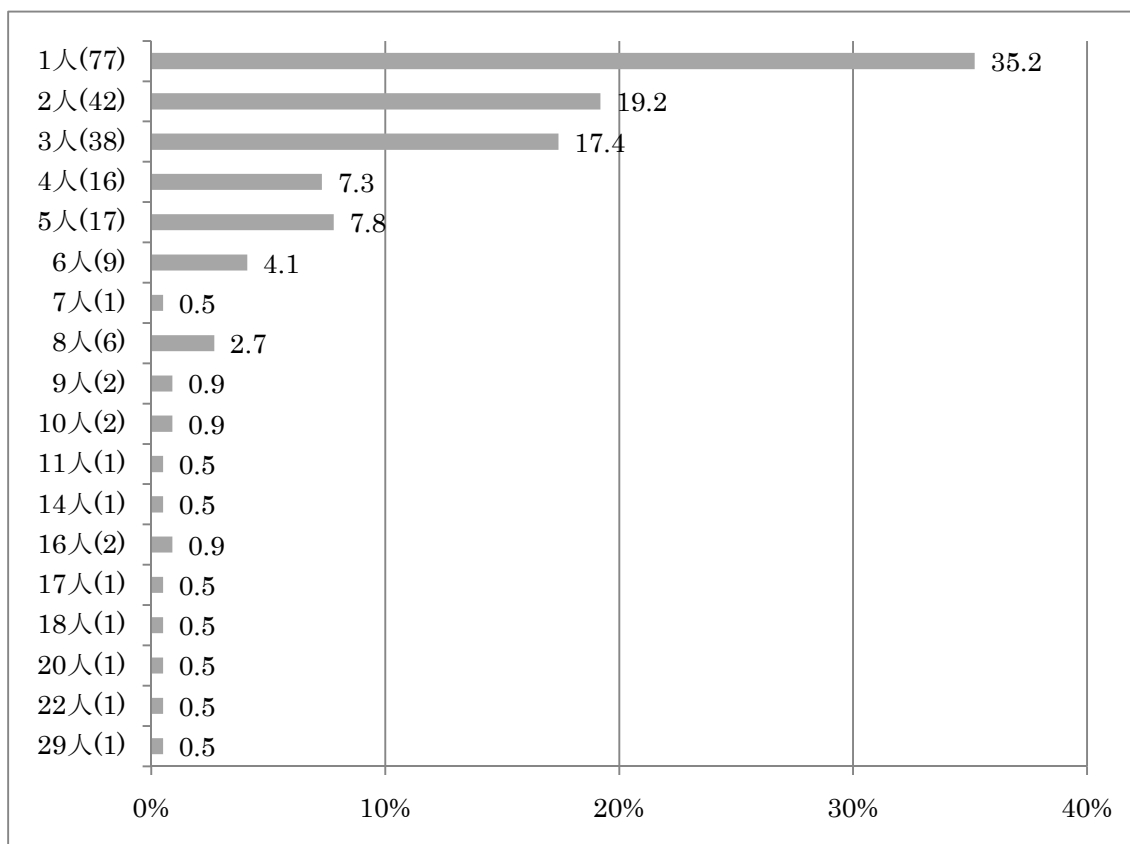
図Ⅲ-3-16 共犯者の有無 (N=483)



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

図Ⅲ-3-17 共犯者の人数 (N=219)



注1 ()内の数値は実人員である。

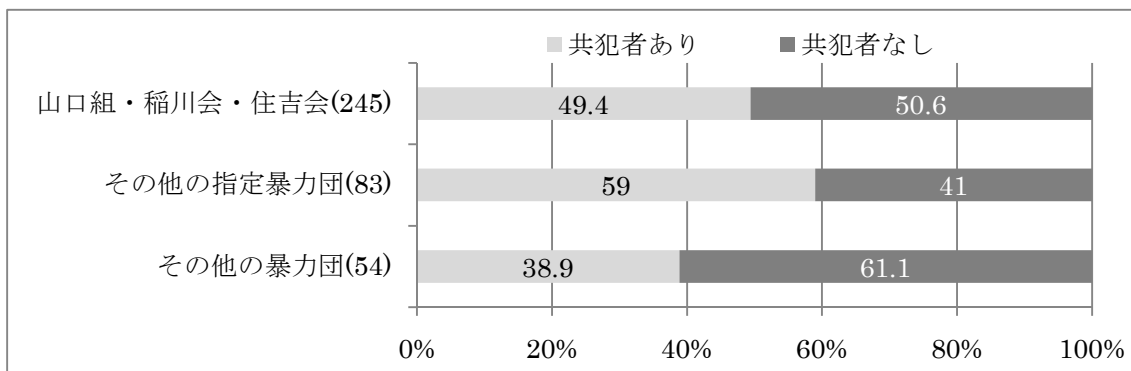
注2 無回答を除く。

注3 平均値：3.35、中央値：2

図Ⅲ-3-18、図Ⅲ-3-19 および図Ⅲ-3-20 は、暴力団の種類と共犯者の有無、暴力団の地位と共犯者の有無および暴力団への加入期間と共犯者の有無との関連を、それぞれみたものである。

暴力団の種類別にみると、共犯による犯行は、「その他の指定暴力団」に最も多く(59.0%)、次いで「山口組・稲川会・住吉会」に多い(49.4%)。カイ二乗検定の結果、暴力団の種類と共犯者の有無の間には有意な傾向がみられた。また、暴力団の地位別にみると、暴力団内の地位が高いほど、共犯による犯行の比率が高い。しかし、暴力団における地位と共犯者の有無の間には、統計上の有意差は認められなかった。暴力団への加入期間を10年以上と10年未満とに分類して、共犯者の有無との関連をみると、両者の間には比率にほとんど差がみられない。

図Ⅲ-3-18 暴力団の類型と共犯者の有無 (N=382)

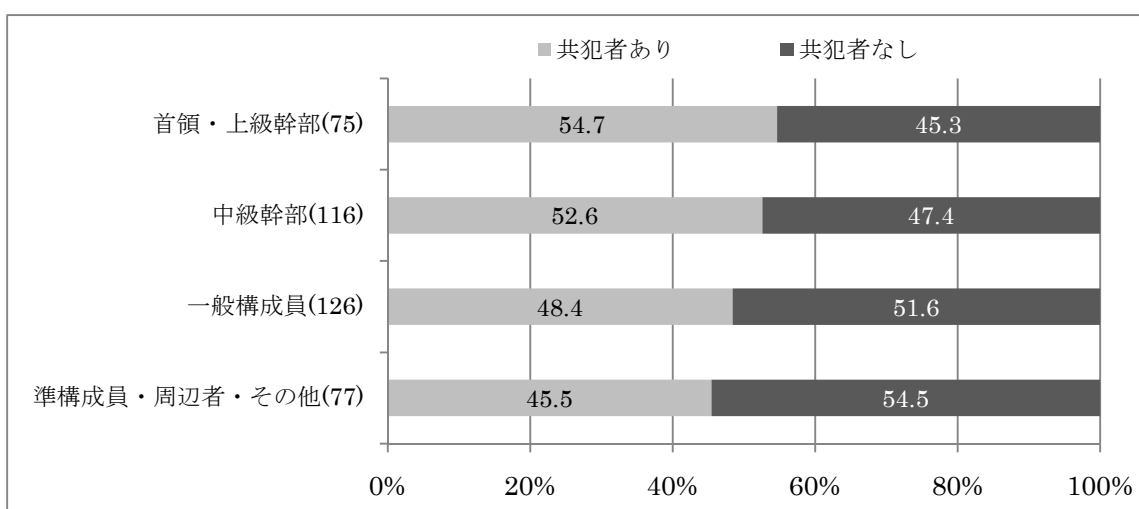


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 カイ二乗検定, $\chi^2=5.414$, $df=2$, $p=0.067$

図Ⅲ-3-19 暴力団の地位と共犯者の有無 (N=394)

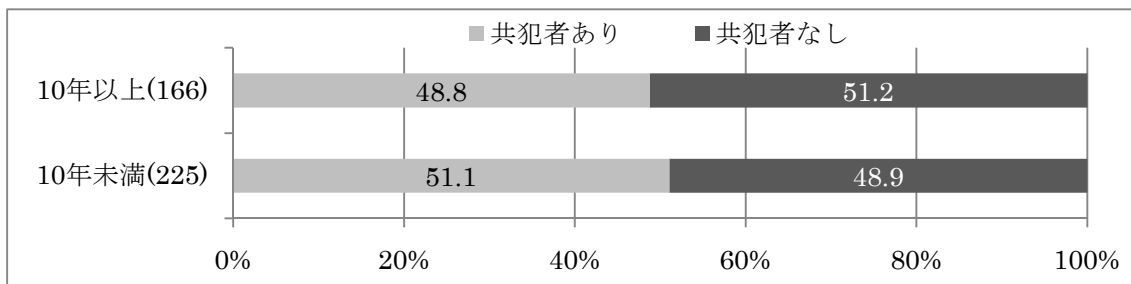


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 カイ二乗検定, $\chi^2=1.717$, $df=3$, $p=0.633$

図Ⅲ-3-20 暴力団への加入期間と共犯者の有無 (N=391)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 カイ二乗検定, $\chi^2=0.123$, $df=1$, $p=0.726$

暴力団の種類、地位、加入期間のうち、どの変数が共犯者の有無をよく予測するのかを検討するために、これらの変数を総当たり式で投入・除外して、ロジスティック回帰分析を行った。その結果、表Ⅲ-3-7に示すように、ロジスティック回帰分析全体の当てはまりが最もよくなる変数の組は、AIC（赤池情報量基準）によれば、暴力団の種類と加入期間の組であった。

回帰係数をみると、暴力団の種類が「その他の指定暴力団」である場合、共犯者がいる確率は43%上昇し、種類が「その他の暴力団」である場合、45%程度確率が減少する。また、加入期間1年ごとに、共犯者のいる確率が2%程度ずつ減少している。加入期間の長さは、暴力団員同士の情報交換、役割分担、地位上昇などにより、共犯者の存在を見えにくくする効果をもつものと予想される。

表Ⅲ-3-7 共犯者の有無に関するロジスティック回帰分析結果

	推定値	標準誤差	Z 値	有意水準
切片	0.24642	0.18226	1.352	0.1764
その他の指定暴力団	0.42986	0.26769	1.606	0.1083
その他の暴力団	-0.45106	0.32227	-1.400	0.1616
加入期間	-0.02364	0.01260	-1.877	0.0606

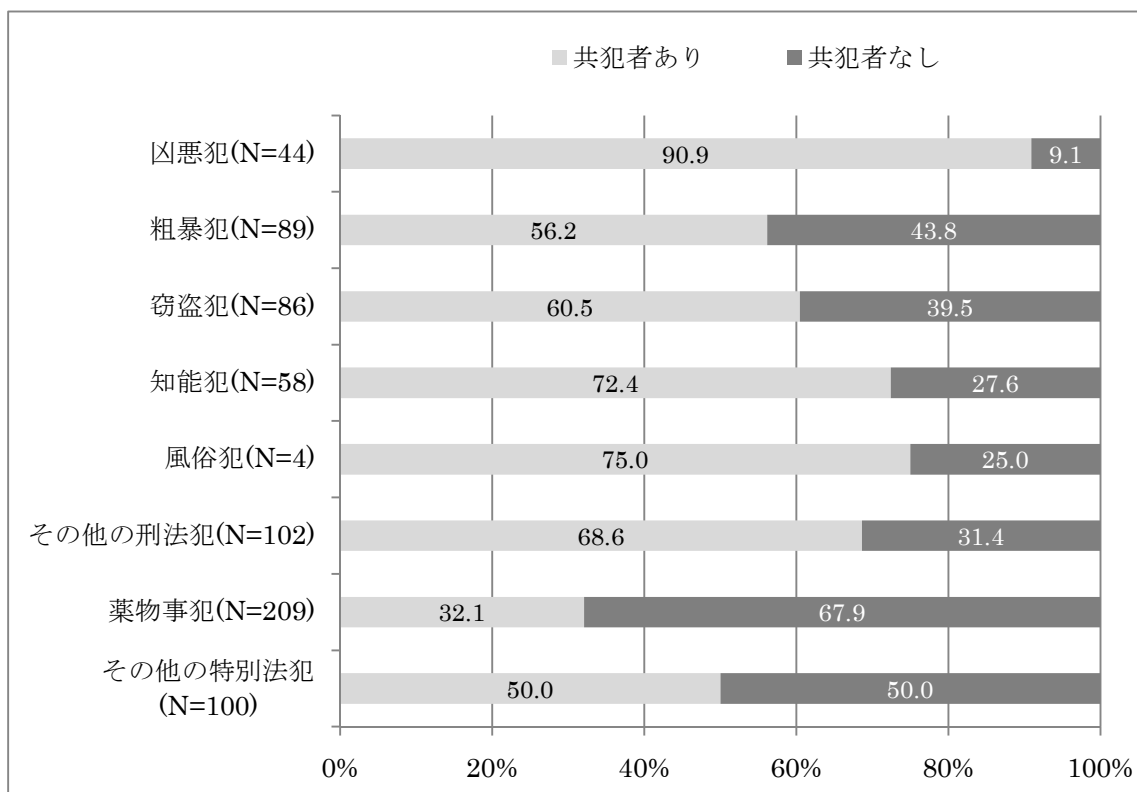
注 Null deviance: 498.89, df=359
 Residual deviance: 490.52, df=356
 AIC (赤池情報量基準): 498.52
 Number of Fisher Scoring interaction: 4

図Ⅲ-3-21は、包括罪種別に共犯の有無をみたものである。大半の罪種では、半数以上の割合で共犯を持つ。

凶悪犯では、9割程度が共犯を持つ。ただし、その経緯は不明である。共犯がいたから犯行がエスカレートしたのか、重大犯罪を敢行するために仲間を募ったのか、などについては、今後の調査が必要である。

薬物犯では、約三分の二が自己使用によるものである。

図Ⅲ-3-21 包括罪種別による共犯の有無 (N=692)



注1 ()内の数値は実人員である。

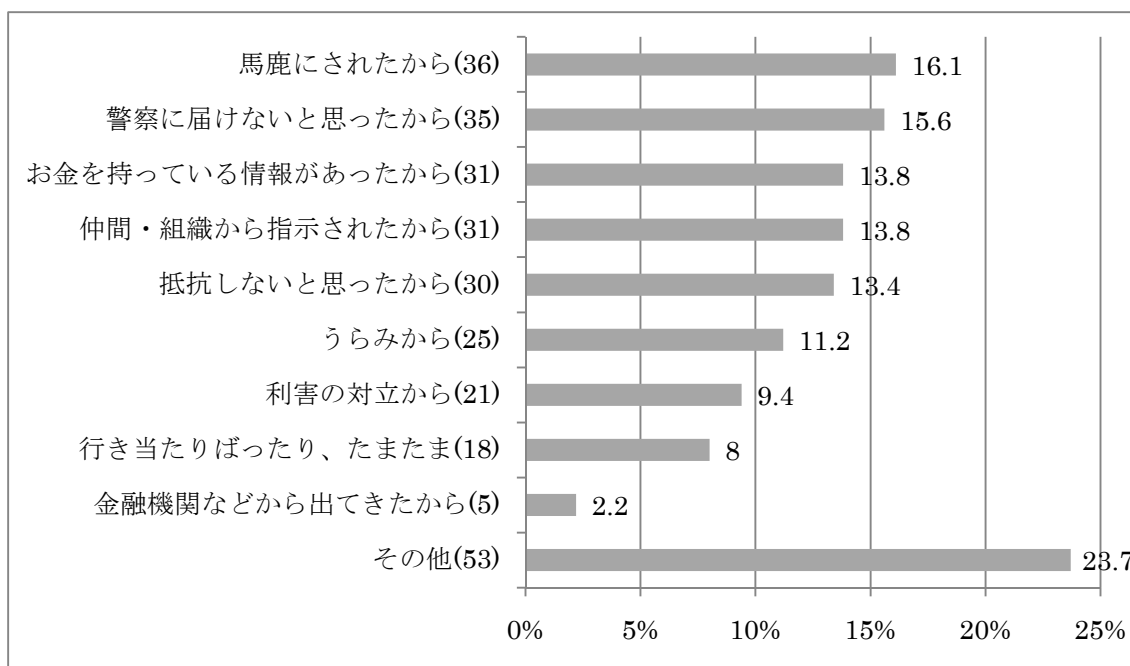
注2 無回答を除く。

注3 重複回答を含むため、一人の回答者が複数の包括罪種に計上されていることがある。

4. 被害者

被害者の国籍は、日本 281 人 (93.4%)、外国 20 人 (6.6%) である。図Ⅲ-3-22 は、「今回の犯行で被害者を選んだ理由は何ですか」と尋ね、当てはまる理由のすべてに回答を求めた結果を示したものである。図には「被害者はいない」という回答 (162 人) と無回答 (135 人) を除いて示した。被害者を選んだ理由で最も多いのは、「馬鹿にされたから」 (16.1%) で、次いで「警察に届けなかったから」 (15.6%)、「お金をもっている情報があったから」 (13.8%)、「仲間・組織から指示されたから」 (13.8%)、「抵抗しなかったから」 (13.4%)、「うらみから」 (11.2%) などの理由が多い。概して、短絡的、無計画な犯行が多く、図Ⅲ-3-5 に示した犯行の動機と合わせて考察すると、組織犯罪というよりは個人的理由による犯行が多い。

図Ⅲ-3-22 被害者を選んだ理由 (N=224)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 重複選択による。

5. まとめ

暴力団を壊滅させるためには、ヒトとカネの二つの側面からのアプローチが必要であろう。組織全体を叩くためには、まず首領・幹部クラスを逮捕することが重要である。下層部にいる組員などは使い捨てられる存在でしかない。暴力団対策法の改正により、暴力団組長の使用者責任の規定が設けられたことの意義は大きい。また、暴力団にとって資金の獲得は、組織を存続させる上で非常に重要な活動である。犯罪者を逮捕するだけでなく、組織やその構成員の資産も特定し、犯罪活動による収益を没収することも暴力団犯罪と闘う上で強力な手段となる。

主として、このような観点から本章をまとめると、次のようである。

1) 服役の根拠となった犯罪

刑法犯では粗暴犯が最も多く(18.4%)、次いで窃盗犯(17.7%)、知能犯(11.7%)、凶悪犯(8.6%)の順に多い。特別法犯では、薬物事犯(44.1%)が最も多く、中でも覚せい剤取締法違反(43.8%)がそのほとんどを占めており、伝統的な資金獲得犯罪が依然として暴力団の資金源になっている状況がうかがえる。

2) 犯行の動機

犯行の動機は、「生活のため」「遊ぶため」といった、生活費や遊興費を得るための個人的動機による犯行が大半を占めている。要するに、犯罪に何らかの経済的要因（生活苦、利欲）のからむ犯行が 80.5%と大半を占め、「人に誘われて」「激情・報復」「命令された」を動機とする犯行は 45.7%である。このことは、彼らの多くは、組織の利益のために働き、それを通じて自らの生活を維持するのではなく、自分自身のために金を稼ぐことを考えていることを示すものであろう。

また、暴力団における地位と犯行動機との関係を見ると、「生活のため」は主要な犯行動機の一つで、どの地位についても 4 分の 1 程度を占めており、地位によって大きな差はみられない。このことは、彼らが暴力団組織から十分な経済的基盤が得られていないことを意味しているものと思われる。すなわち、組織の指示に従って、あるいは安定した資金源に頼るルーティンな非合法活動をしていれば十分な収入が得られるというシステムが確立されていないとみられる。そのため、あらゆる機会をとらえて、個人的に収入を得る必要性にせまられていると考えられる。

3) 犯行で得た利益

暴力団の類型および地位と犯罪によって得た利益との間には関連がみられないが、罪種との間には有意な差がみられる。すなわち、包括罪種が異なると、犯罪から得た利益が異なる。利益が 100 万円以上あった罪種の構成比は、知能犯が最も高く (37.5%)、次いで窃盗犯が高い (26.2%)。このことは暴力団の資金獲得犯罪が、近年、暴力的な略奪的犯罪からより知能的で巧妙な犯罪へと変化している表れとみることができよう。

また、薬物事犯に利益なしの比率 (70.7%) が高いが、このことは、逮捕されたために利益が得られなかったという解釈もできるが、それよりも暴力団が業として行う密輸・密売等よりも自己使用事犯の比率が高いことによると考えられる。

4) 犯罪歴

入所度数別の構成比をみると、1 度の者が 30.0%で最も高く、以下、2 度 (22.5%)、3 度 (13.4%)、4 度 (9.3%)、5 度 (7.4%) の順であり、6~10 度 15.0%、11 度以上は 2.6%であった。暴力団の類型・規模等に関わらず、組織内で上位の地位にある者は入所度数が多い。これは、暴力団員歴が長いためであり、また犯罪によって地位が上昇するためだともみられる。

5) 共犯者

暴力団関係受刑者の共犯事件 (2 人組以上での犯行) の比率は 49.1%、単独事件は 50.9%であった。共犯事件の共犯者の人数は、2 人組の犯行が 35.2%と最も多く、次いで、3 人組の犯行が 19.2%、4 人組 17.4%、6 人組 7.8%、5 人組 7.3%の順となっている。6 人組以上の犯行が共犯事件の約 2 割を占めており、暴力団関係者による犯行は、動機のいかんにかかわらず、集団で組織的に敢行されている実態がうかがわれる。

6) 被害者

被害者を選んだ理由で最も多いのは、「馬鹿にされたから」(16.1%)で、次いで「警察に届けないと思ったから」(15.6%)、「お金をもっている情報があったから」(13.8%)、「仲間・組織から指示されたから」(13.8%)、「抵抗しなかったから」(13.4%)、「うらみから」(11.2%)などの理由が多い。概して、短絡的、無計画な犯行が多く、犯行の動機と合わせて考察すると、組織犯罪というよりは個人的理由による犯行が多い。

7) 本章の結果が示唆する対策

暴力団の階梯的組織の各段階における指揮権に応じた、使用者責任の対象者の拡大をはかる法的整備が望まれる。

第4章 中国人犯罪組織との関係

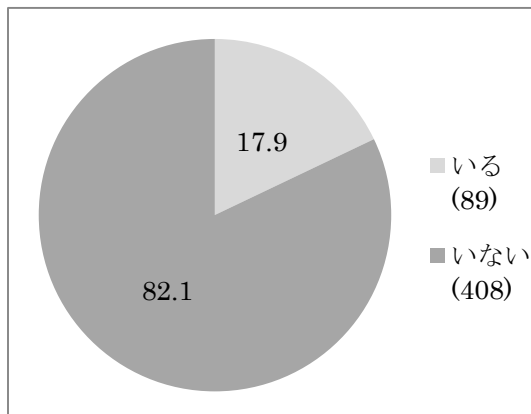
本章では、中国人犯罪組織と日本の暴力団との関係について、単純集計を中心に調査結果を報告する。組織犯罪は、国内のみでも犯罪対策上重要な課題であるが、国の枠組みを超えた組織的な犯罪は、対策を講じる上でより困難を伴うと考えられる。そこで、中国人犯罪組織と日本人暴力団組織との関係についてのより詳細な分析は、第IV部第2章でも行う。

1. 知り合い・関係の有無

日本人暴力団と中国人犯罪組織とのつながりを調べるために、2つの質問で尋ねた。まず、回答者本人と中国人犯罪組織とのつながりについて、設問「あなたは中国の犯罪組織に知り合いがいますか」と尋ねたところ、17.9%の回答者がいると答えた（図Ⅲ-4-1）。

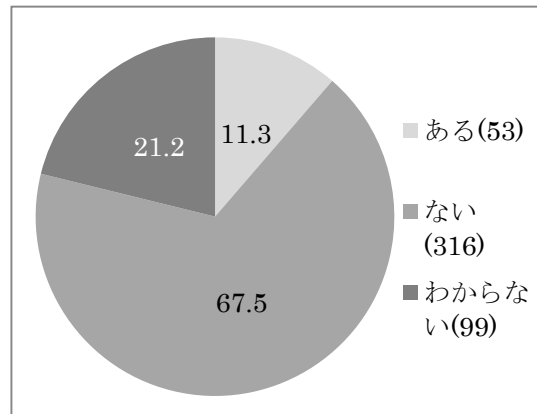
また、組織間の関係について、設問「あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか」と尋ねたところ、1割強の回答者が、関係があると答えた（11.3%）（図Ⅲ-4-2）。なお、関係がないと答えた者が約7割いた一方で、関係があるか「分からない」と答えた者も相当数いた（21.2%）。

図Ⅲ-4-1 中国人犯罪組織の知り合いの有無
(N=497)



注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答を除く。

図Ⅲ-4-2 中国人犯罪組織との関係
(N=468)



注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答を除く。

2. 役割分担

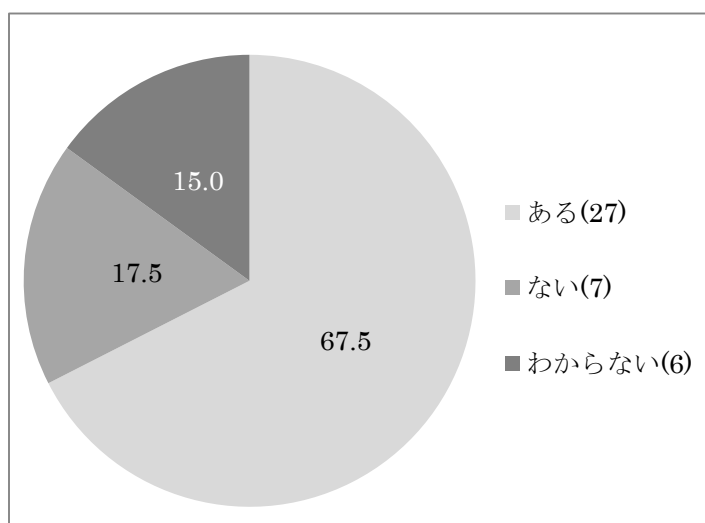
自分が所属している組織と中国人犯罪組織との間に関係があると答えた者については、その関係の特徴について、さらに詳細に尋ねた。

組織間の役割分担は、半数以上の者がいると答えていた（27人、67.5%）（図Ⅲ-4-3）。また、役割分担があると答えた者について、その具体的な役割分担の中身についての設問の結果をまとめたのが図Ⅲ-4-4と図Ⅲ-4-5である。役割分担の中身は、日中それぞれの組織について尋ねた。日本側の役割分担は、情報提供（74.1%）や計画と準備（55.6%）が最も多く、犯罪の実行（11.1%）は最も少なかった。また、犯行者の選定や犯行対象の選定なども少なく、個別具体的な指示にわたって犯罪に関わることは少ないことが分かる。これらの結果から、典型的な日本組織の役割は、間接的な側面支援であったり、大まかな指示であったりすることがうかがえる。

一方、対照的なのが、中国側の役割分担であり、犯罪に直接的に関わる役割が多かった（図Ⅲ-4-5）。最も多かったのは、犯罪の実行（65.4%）であり、次いで盗品の処分（46.2%）であった。なお、興味深いのは、情報提供が三番目に多いことである（42.3%）。したがって、日中の犯罪組織間で、情報のやりとりはある程度相互に行われていると解釈できる。

日中のどちらの組織に主導権があるか具体的に尋ねたところ、最も多かったのは、日本の組織に主導権があるというものであった（42.5%）。中国人犯罪組織に主導権があると答えた者は少なく（7.5%）、前述の役割分担の集計結果と合致している（図Ⅲ-4-6）。典型的には、日本組織が大まかな犯行指示を与えた上で、中国人犯罪組織が犯罪を実行するというイメージが想起される。なお、「時と場合による」と答えている者も相当数いるため、日本組織の主導権はある程度流動的とも読み取れる。

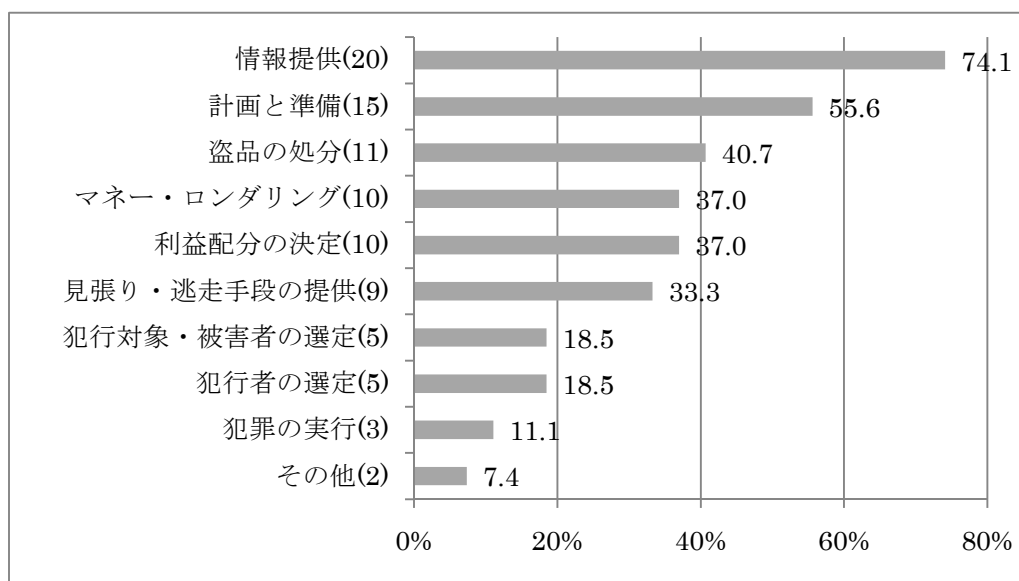
図Ⅲ-4-3 組織間の役割分担（N=40）



注1 ()内の数値は実人員である。

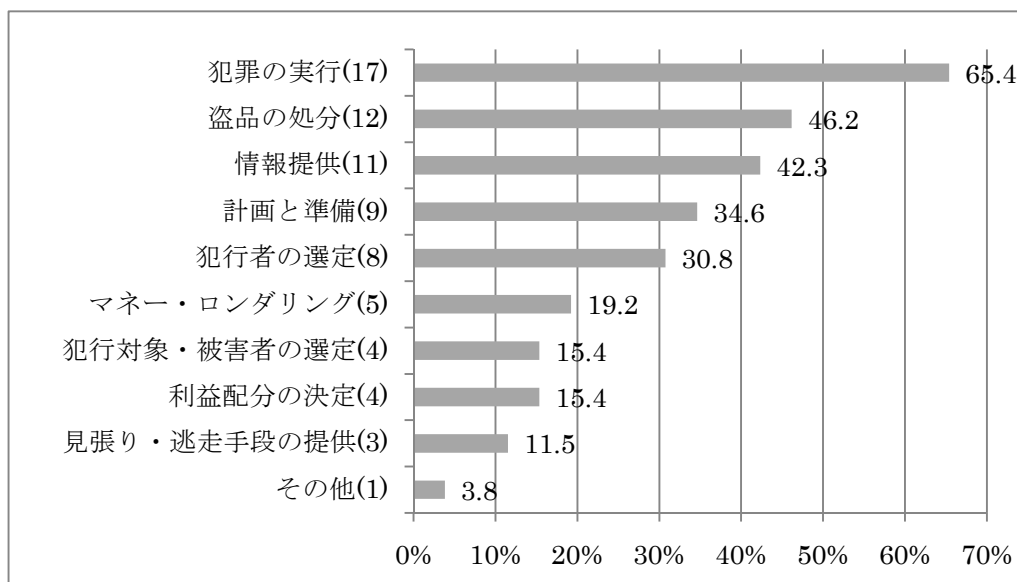
注2 無回答を除く。

図Ⅲ-4-4 日本の組織の役割 (N=27)



注 多重回答。

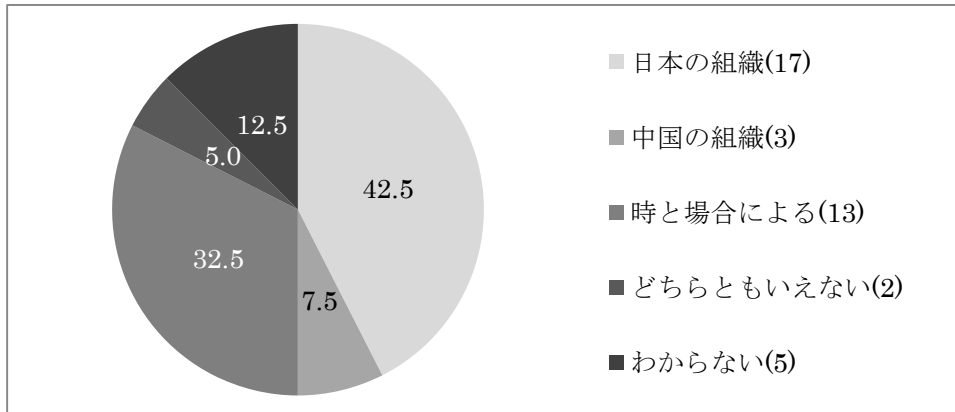
図Ⅲ-4-5 中国人犯罪組織の役割 (N=26)



注1 無回答(1)を除く。

注2 多重回答。

図Ⅲ-4-6 組織間の主導権の構成比 (N=40)



注1 ()内の数値は実人員である。

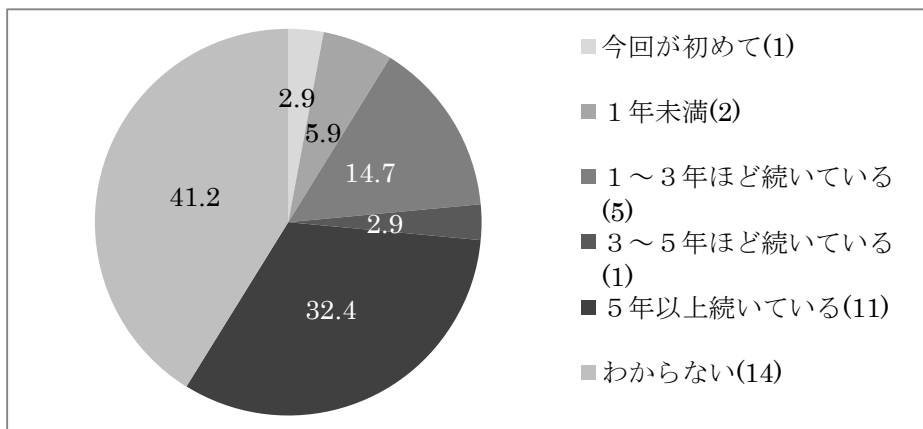
注2 無回答を除く。

3. 関係のきっかけと継続性

組織間の関係の期間の長さについて見てみると、わからない(41.2%)、5年以上(32.4%)という回答が多かった(図Ⅲ-4-7)。この結果から推測されるのは、中長期にわたって犯罪組織間のつながりは維持されてきてはいるものの、関係を築いた者とその後実際に犯罪を行ったりする者との間に隔たりがあることである。そもそも組織間に関係があるかという設問に対しても「わからない」という回答が多かったことから分かるように、暴力団関係者らも自己の組織についての知識は限定的のようである。

日中の組織犯罪関係者らの結びつきが生まれたきっかけは、日本側が積極的に動いた結果のようである(図Ⅲ-4-8)。最も多かったのは、日本の暴力団が協力を呼びかけた(35.3%)であり、次いでその他の日本人の仲介(29.4%)であった。

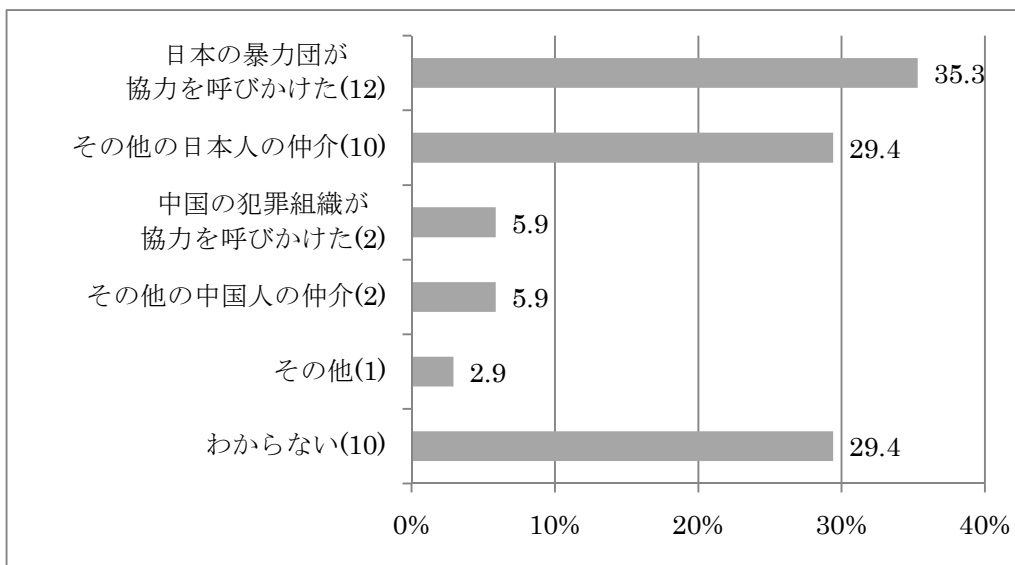
図Ⅲ-4-7 組織間の関係の期間の構成比 (N=34)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

図Ⅲ-4-8 組織間の関係が生じたきっかけ (N=34)

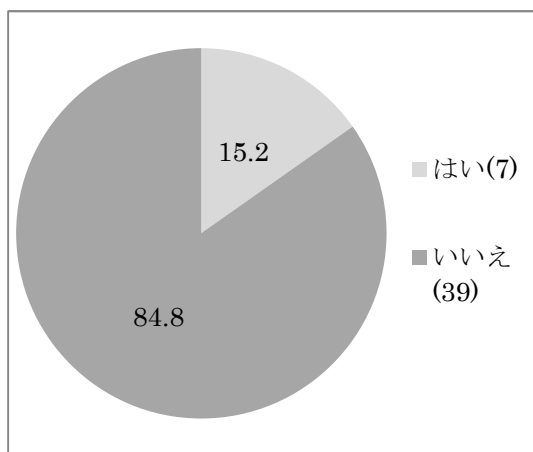


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答(19)を除く。

また、本件犯罪が組織の指示によって遂行されたのは、全体的には少なかったが(15.2%、図Ⅲ-4-9)、組織の指示による場合について見てみると、日本側の指示によるものが多かった(85.7%、図Ⅲ-4-10)。なお、これらの詳細質問については、該当者が非常に少ないため、割合の数値は不安定であり、一般化するような解釈には注意が必要である。

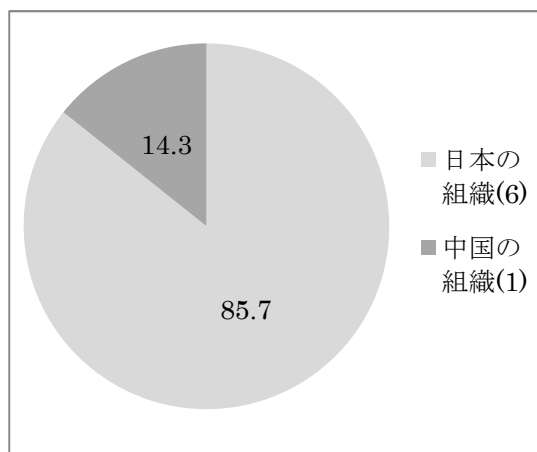
図Ⅲ-4-9 本件犯罪が組織の指示・役割によるものか否か (N=46)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

図Ⅲ-4-10 本件犯罪は、どちらの組織の指示・役割によるものか (N=7)



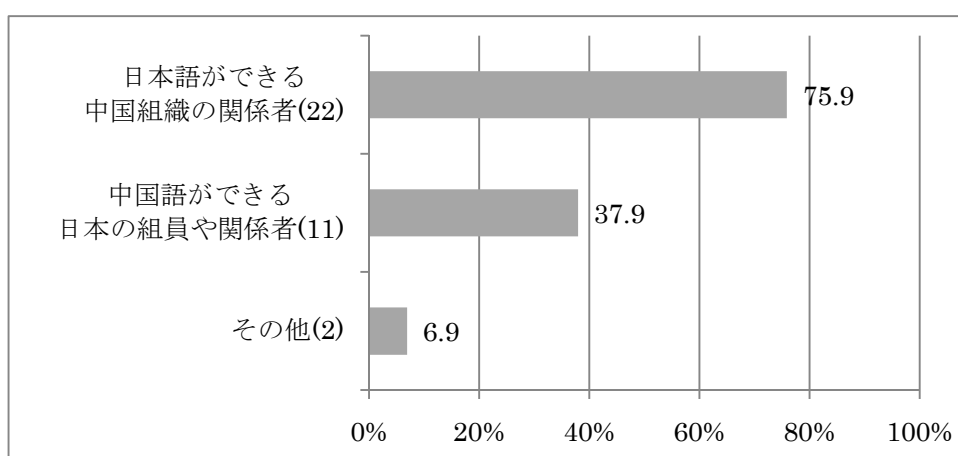
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

4. 連絡の手段

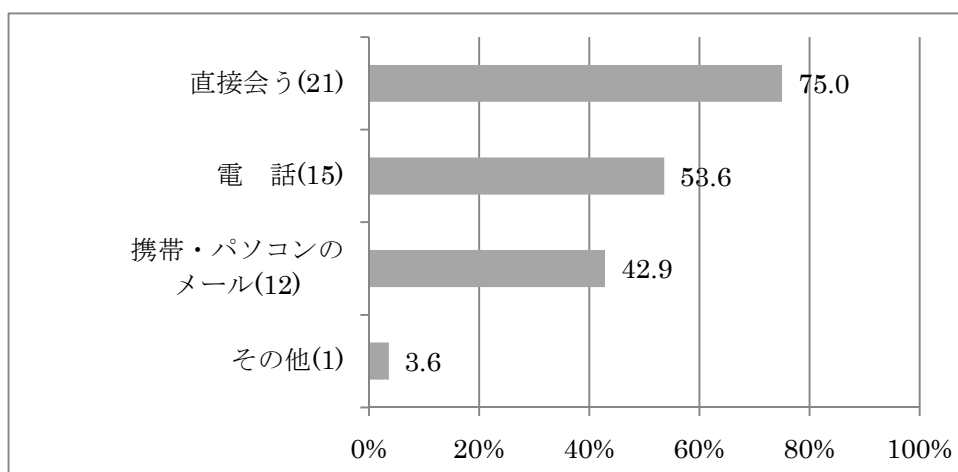
前述の通り、組織間の役割分担は、日本側が主導的に動いていた。しかしながら、組織間の連絡の担当者は、日本語ができる中国組織の関係者が最も多いことが分かった(75.9%、**図Ⅲ-4-11**)。また、組織間の連絡は、直接会うが最も多く(75.0%)、次いで電話(53.6%)、メール(42.9%)であった(**図Ⅲ-4-12**)。パソコンや携帯のメールが一般にコミュニケーションの手段として広まっても、違法行為に関する連絡は、直接会って行われている場合が多いことが示唆された。

図Ⅲ-4-11 連絡者と言語 (N=29)



注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答(24)を除く。
注3 多重回答。

図Ⅲ-4-12 組織間の連絡の手段 (N=28)



注1 ()内の数値は実人員である。
注2 無回答(25)を除く。
注3 多重回答。

5. まとめ

暴力団関係受刑者らのうち、中国人犯罪組織に知り合いがいる者は、比較的少なかった。個人的に知り合いがいる者は約 18%いたものの、自己が所属する組織が、組織レベルでつながりがあると回答した者は約 11%のみだった。特に組織間のつながりについては、「分からない」という回答が目立った。

組織間につながりがある場合には、日本側に主導権があるという連携の仕組みが明らかになった。日本側が情報提供や計画を行い、中国側が犯罪の実行を行うという構図である。そもそも関係が生まれたきっかけも日本の暴力団から積極的に呼びかけたという場合が多く、日本の犯罪組織が海外の組織との連携を模索している姿が明らかになった。組織間の連絡は、直接会う場合が最も多く、コミュニケーションの言語は日本語が最も多かった。

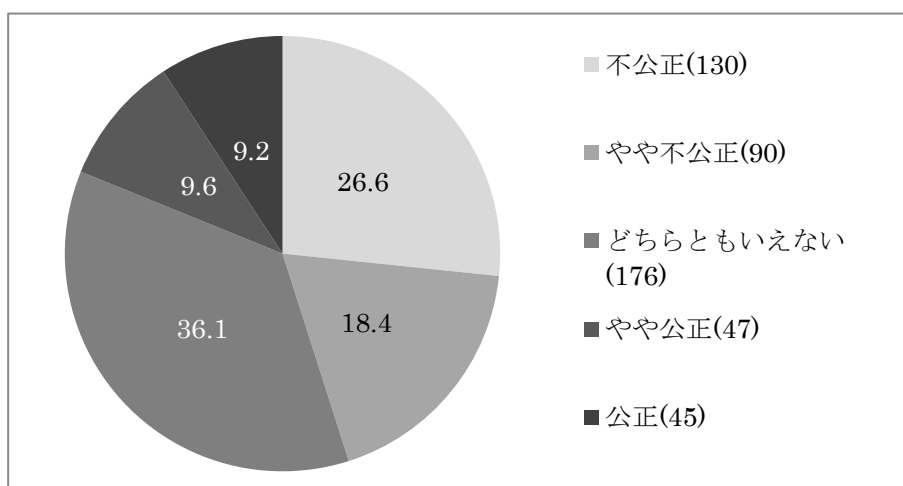
これらの調査結果からは、犯罪対策として、迅速な国外逃亡阻止対策をより強化していくことが挙げられる。日本の暴力団組織の計画のもとに、中国人犯罪組織が犯罪の実行を担っていることが調査結果から明らかになっている。したがって、中国人犯罪組織による **hit and away** を防ぐためにも、国外逃亡阻止対策をより強化することが考えられる。

第5章 刑事司法に対する意識

1. 裁判の公正性

日本の刑事裁判の公正性について、設問「日本の裁判は公正だと思いますか」として、暴力団関係受刑者らの意識を「不公正」から「公正」までの5件法で尋ねた。図Ⅲ-5-1 から、多くの暴力団関係受刑者らは、日本の刑事裁判が不公正であると捉える傾向にあることが分かる。「不公正」と「やや不公正」と回答した者の合計は、45%を占めていた。

図Ⅲ-5-1 裁判の公正性に対する意識の構成比 (N=488)

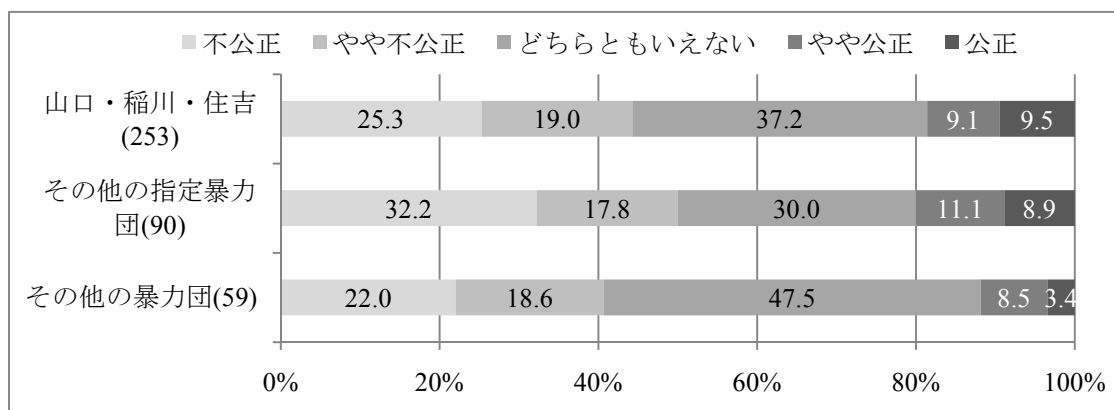


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

また、裁判の公正性についての認識と暴力団の種類との関連についてクロス集計と χ^2 による統計的検定を行ったところ、結果は有意ではなく、特段傾向も見られなかった。さらに、組織内での地位との関連については、地位が高くなるとともに、裁判が不公正である捉える傾向にあることが見られた。しかしながら、裁判の公正性についての認識と地位との関係も、統計的に有意な結果ではなかった(図Ⅲ-5-2~3)。

図Ⅲ-5-2 暴力団の類型と裁判の公正性に対する意識 (N=402)

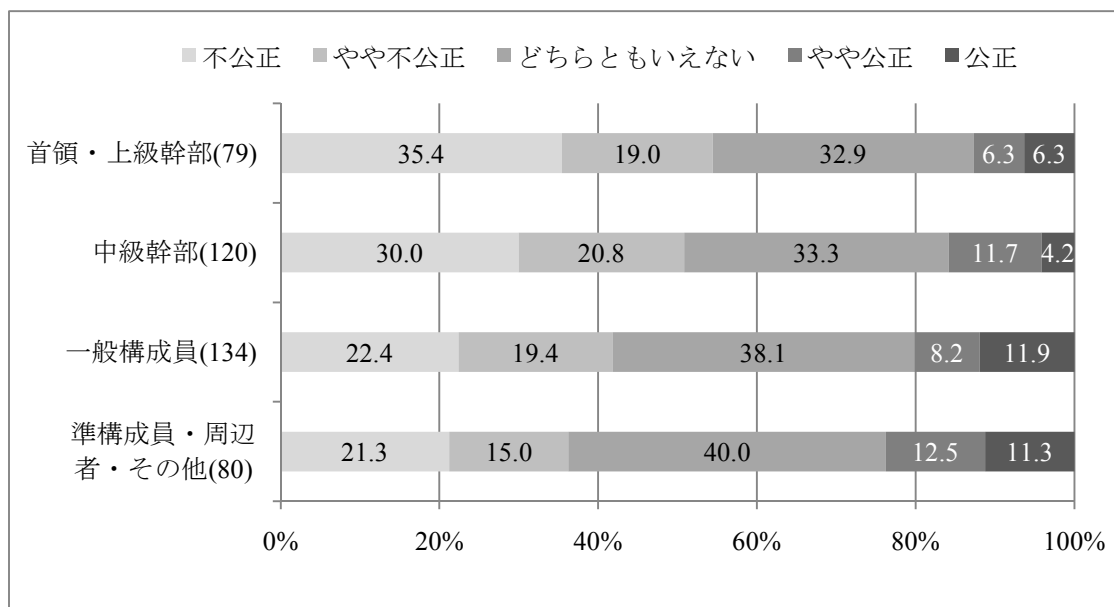


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=7.17, p=0.519$

図Ⅲ-5-3 地位と裁判の公正性に対する意識 (N=413)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

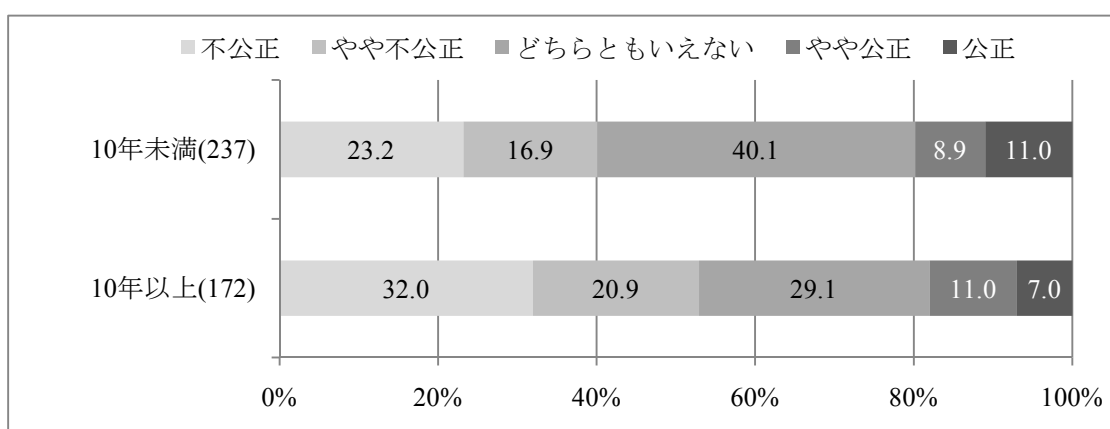
注3 $\chi^2=14.44, p=0.273$

一方で、暴力団への加入期間と刑事裁判の公正性についての意識との間では、10%水準で χ^2 が有意であった(図Ⅲ-5-4)。10年を閾値としてクロス集計を行ったところ、加入期間が長い集団ほど、刑事裁判を不公正と捉える割合が高かった。加入期間が10年以上の受刑者のうち半数以上が不公正・やや不公正と捉えていたのに対して、10年未満の受刑者ではその割合は40.1%であった。また、興味深いことに、やや公正・公正と答えた受刑者の割合は、加入期間が長いグループと短いグループそれぞれ20%弱であった。特に加入期間が

短い者の間では、「どちらともいえない」と回答した割合が高かった。加入期間 10 年未満の受刑者らは、刑事裁判を受ける経験がこれまでに少ないために、判断のしようがなかった可能性がある。

したがって、次に、これまでの刑事司法との関わりや実際の刑事罰と裁判に対する意識について分析を行った（図Ⅲ-5-5 および図Ⅲ-5-6）。グラフに示すように、過去の入所度数や本件の刑期と裁判の公正性についての意識との間には、関連が見られなかった。最後に、年齢と裁判の公正性についての意識について集計したところ、結果は有意ではなく、特段傾向も見受けられなかった（図Ⅲ-5-7）。

図Ⅲ-5-4 加入期間と裁判の公正性に対する意識（N=409）

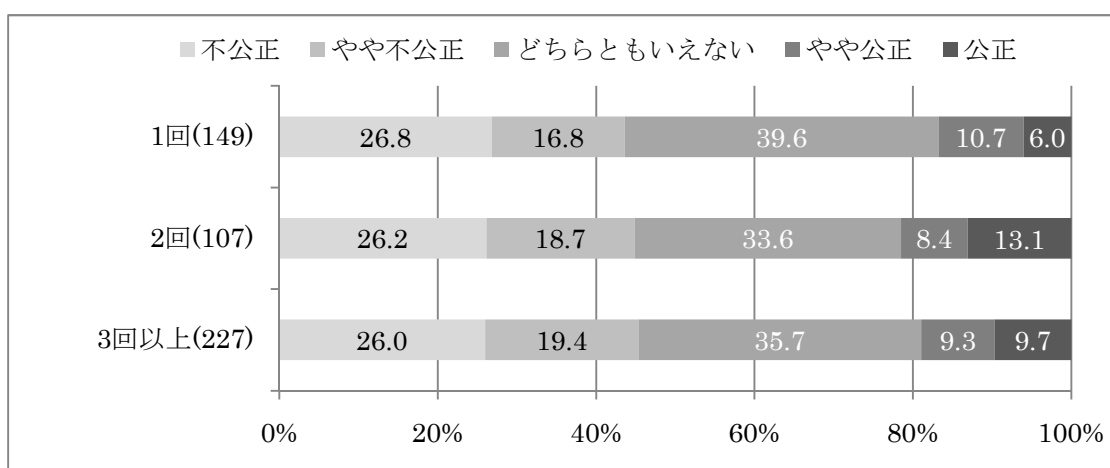


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=9.34, p=0.053$

図Ⅲ-5-5 入所度数と裁判の公正性に対する意識（N=483）

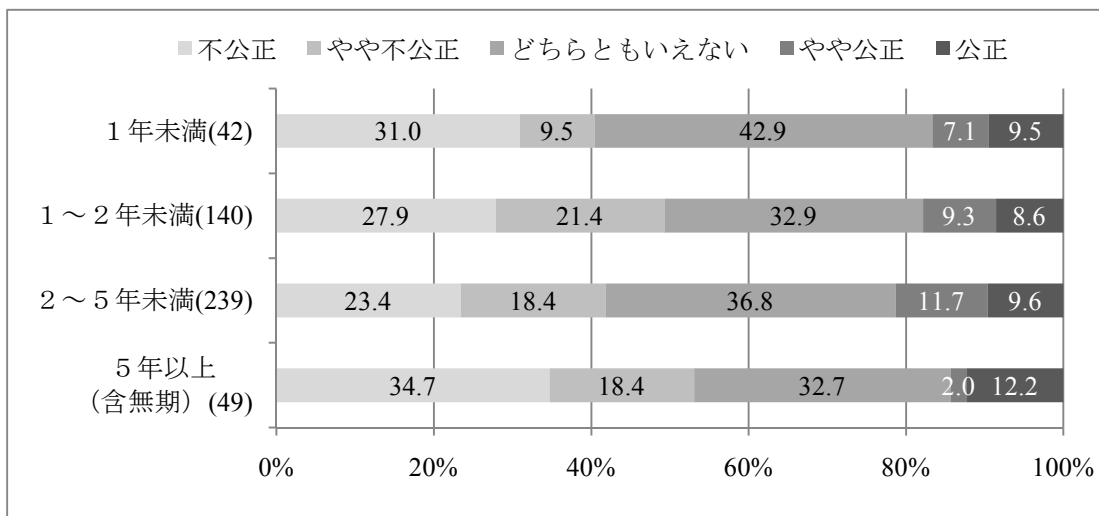


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=4.80, p=0.778$

図Ⅲ-5-6 刑期と裁判の公正性に対する意識 (N=470)

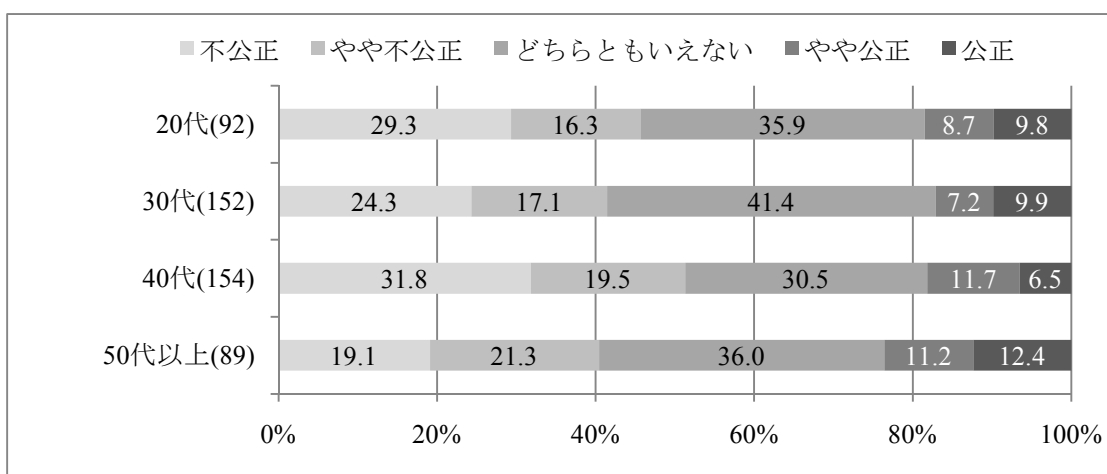


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=10.93, p=0.535$

図Ⅲ-5-7 年齢と裁判の公正性に対する意識 (N=487)



注1 ()内の数値は実人員である。

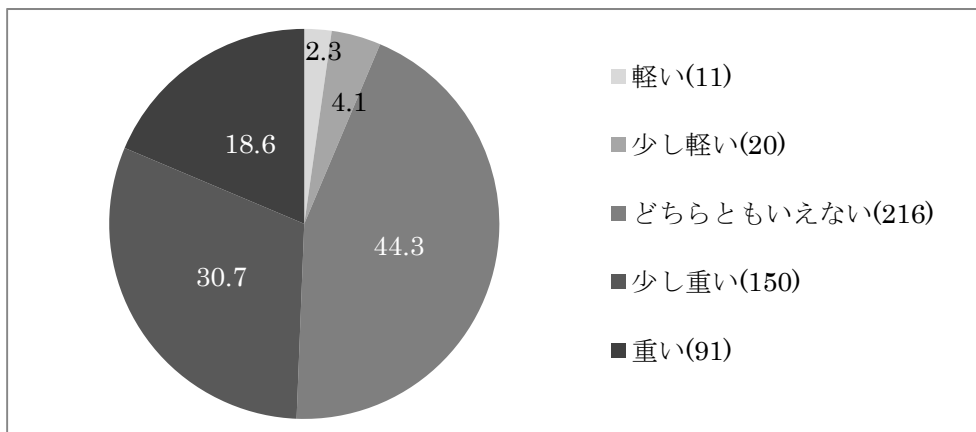
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=11.60, p=0.479$

2. 主観的刑罰の重さ

今回科された刑罰について、暴力団関係受刑者らがどう捉えているかについて、設問「科された刑罰についてどう思いますか」として、「軽い」から「重い」の5件法で尋ねた。図Ⅲ-5-8に示すように、おおよそ半数の暴力団関係受刑者が、今回科された刑罰は重いと捉えていた(49.3%)。裁判の公正性についての傾向と同様の結果となったことから、暴力団員受刑者らは、日本の刑事裁判に対しての不満があることが示唆される。

図Ⅲ-5-8 主観的刑罰の重さの構成比 (N=488)



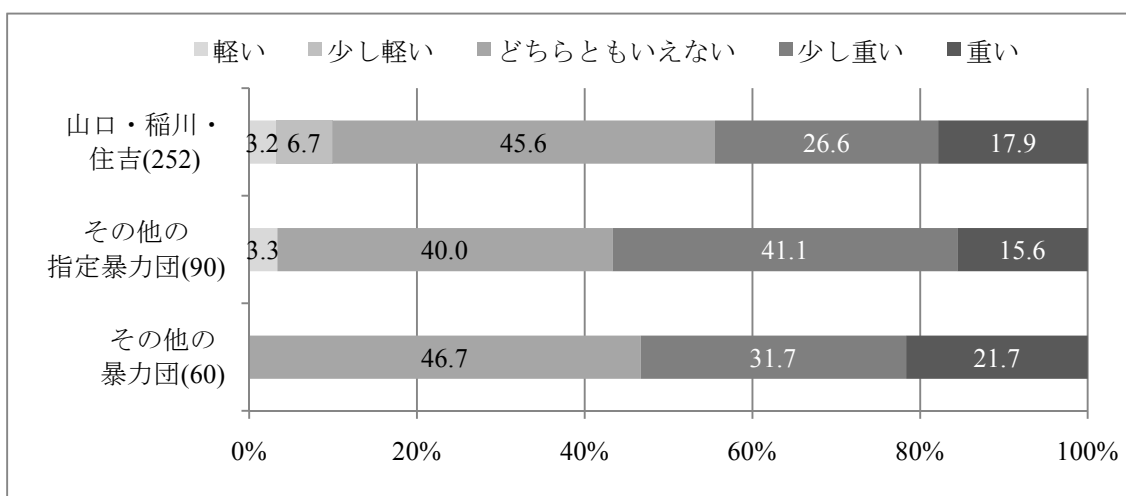
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

暴力団の類型別に見てみると、三大指定暴力団と比較して、その他の指定暴力団や非指定暴力団に所属している暴力団関係受刑者は科された刑罰を重いと捉える傾向にあった(図Ⅲ-5-9)。それぞれの団体類型に所属している者のうち半数以上が、自己に科された刑罰が「重い」もしくは「少し重い」と回答していた(その他の指定暴力団で56.7%、非指定暴力団で53.4%)。クロス集計でのセル内度数が少ないので、結果は暫定的であるものの、暴力団の類型と主観的刑罰の重さとの関係は、5%水準で有意であった。

一方で、受刑者の組織内における地位と主観的刑罰の重さについてのクロス集計では、統計的に有意な結果が得られなかった(図Ⅲ-5-10)。しかしながら、地位が高い者ほど刑罰が重いと捉える傾向にあることが見られる。

図Ⅲ-5-9 暴力団の類型と主観的刑罰の重さ (N=402)

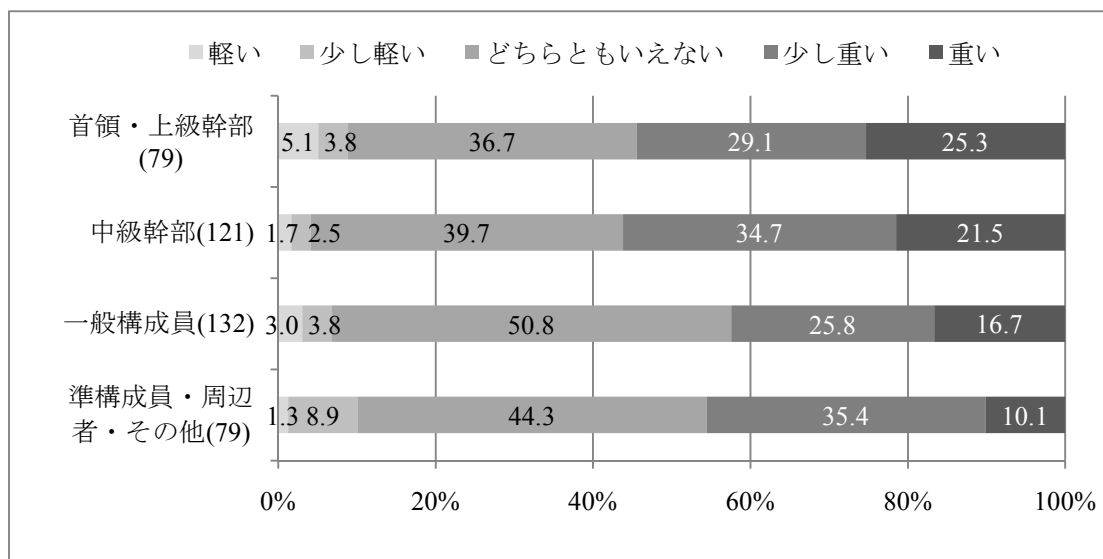


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=17.95, p=0.022$

図Ⅲ-5-10 地位と主観的刑罰の重さ (N=411)



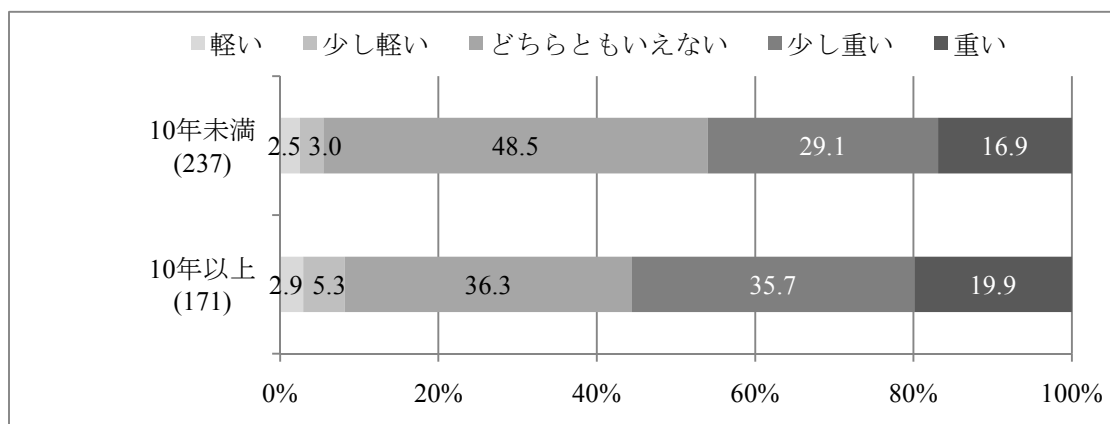
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=18.56, p=0.100$

また、裁判の公正性における分析とは異なり、加入期間と主観的刑罰の軽重の認識との間にも、関連は見られなかった(図Ⅲ-5-11)。逆にはっきりとした傾向が見られたのが、年齢の影響である(図Ⅲ-5-12)。暴力団関係受刑者の年齢が高くなるにつれて、刑罰を重いと認識する傾向にあり、この結果は統計的に有意であった。たとえば、刑罰が「少し重い」「重い」と捉えていた暴力団関係受刑者の割合は、20代で約35%であるのに対して、50代以上では約65%と際立って多かった。

図Ⅲ-5-11 加入期間と主観的刑罰の重さ (N=408)

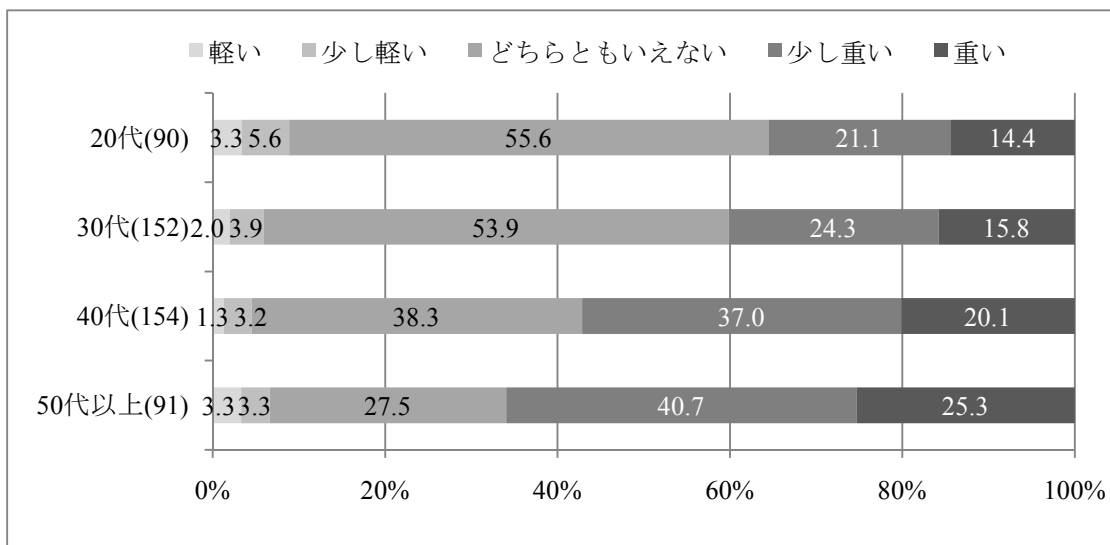


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=6.69, p=0.153$

図Ⅲ-5-12 年齢と主観的刑罰の重さ (N=487)



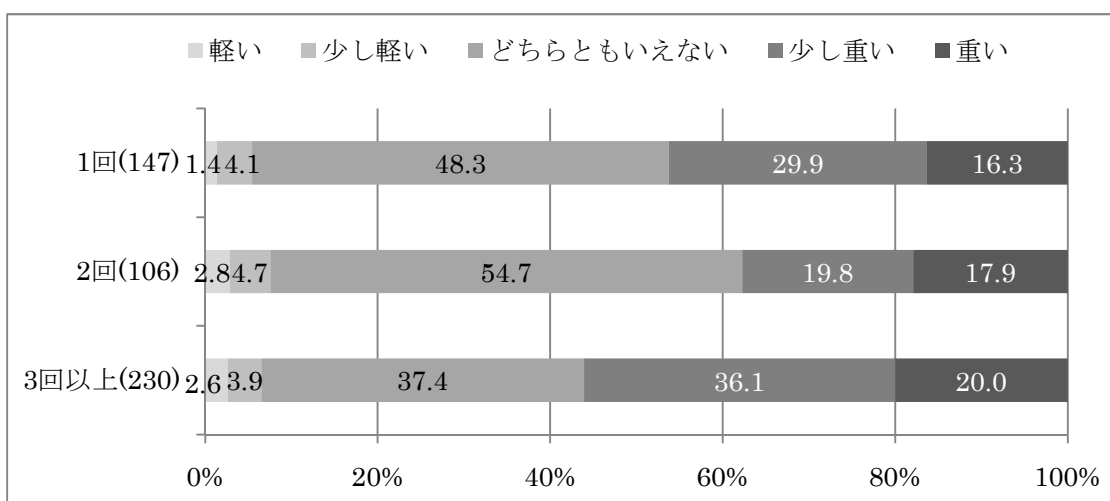
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=28.72, p=0.004$

最後に、刑事施設への入所度数や本件の刑期と主観的刑罰の認識について分析したところ、過去の入所度数が多いほど、また刑期が長いほど、刑罰を重いと認識する傾向にあることが示唆された(図Ⅲ-5-13~14)。しかしながら、この結果は統計的に有意ではなかった。

図Ⅲ-5-13 入所度数と主観的刑罰の重さ (N=483)

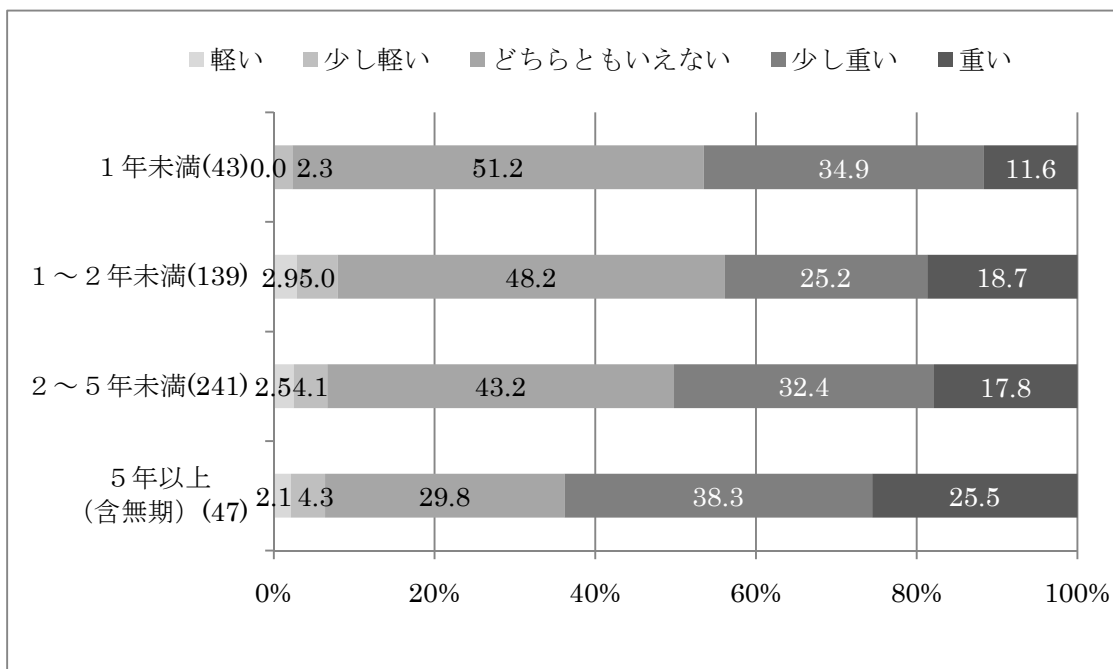


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=13.47, p=0.097$

図Ⅲ-5-14 刑期と主観的刑罰の重さ (N=470)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=10.15, p=0.603$

3. まとめ

暴力団関係受刑者の多くは、日本の裁判が不公正であると捉える傾向にあり、その傾向は、暴力団への加入期間が長い者で特に強かった。しかしながら、興味深いことに、裁判の公正感は、本人の犯罪傾向や刑事裁判の結果とは関連が無いようであった。具体的には、過去の入所度数や本件の刑期ごと分析したところ、裁判の公正性の認知に差は見られなかった。

また、多くの暴力団関係受刑者らは、今回科された刑期が重いと捉えていた。この傾向は、非指定暴力団や三大主要暴力団以外の指定暴力団に所属している者の間で、強い傾向にあった。さらに、年齢が高い者ほど刑罰が重いと感じる傾向にあった。一方で、本件刑期と主観的刑罰の重さとの間には、関連が見られなかった。

第Ⅳ部 暴力団受刑者調査の分析

第1章 暴力団受刑者の離脱意思の分析

前述の通り、本調査の回答者においては、半数以上の者が離脱意思を示していた(57.7%)。本章では、離脱意思について、「わからない」を除いて分析を行い、「離脱したい」「離脱したくない」を分けている背景要因を探ることを目指す。刑事施設における調査という社会的望ましさの問題があるにも関わらず、はっきりと離脱したくないと表明していた受刑者は、こういった属性を持ち合わせているのであろうか。

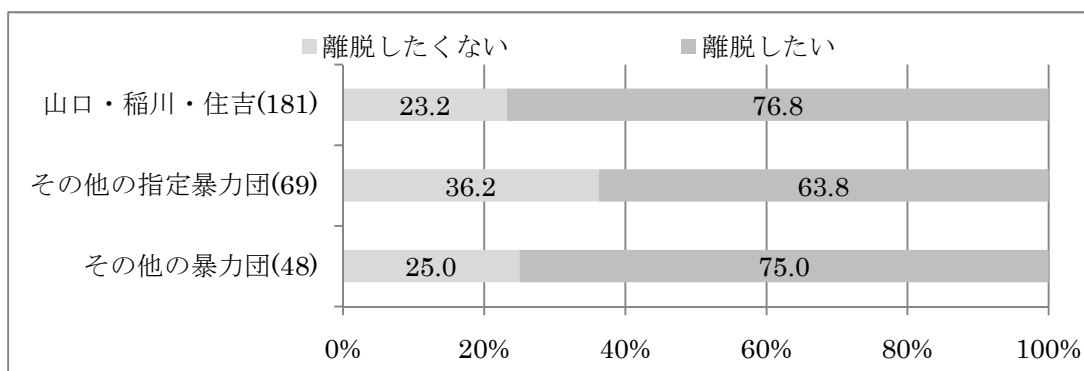
第一節では、暴力団関係受刑者の離脱意思に関して、受刑者らの属性に着目した2変数の分析を行う。つづいて、第二節では、ロジスティック回帰分析を使って、多変量的な観点から、暴力団関係受刑者の離脱意思に影響を与えている要因を統計的に検討する。

1. 離脱意思に関するクロス集計分析

暴力団の類型別に離脱意思を見てみると、それぞれの団体に所属している者のうち2割から3割の者が離脱意思を示していなかった(図IV-1-1)。その他の指定暴力団に所属している者が離脱したくないという意思を表明する傾向にあったものの、統計的に有意な結果ではなかった。三大指定暴力団や非指定暴力団に所属していた者のうち、約75%が離脱意思を示していた一方で、約64%のその他の指定暴力団関係者らが離脱意思を持っていた。

組織内の地位別に集計を行ってみると、はっきりとした傾向が現れた(図IV-1-2)。地位が高くなるにつれて離脱したくないと表明する暴力団関係受刑者の割合は増加し、首領・上級幹部らにいたっては、35.6%の者が組織への継続的な関わりの意思を持っていた。一方で、非組員である準構成員や周辺者らについては、90%近くの者が組織との関わりを絶ちたいと思っていた。

図IV-1-1 暴力団の類型と離脱意思 (N=298)

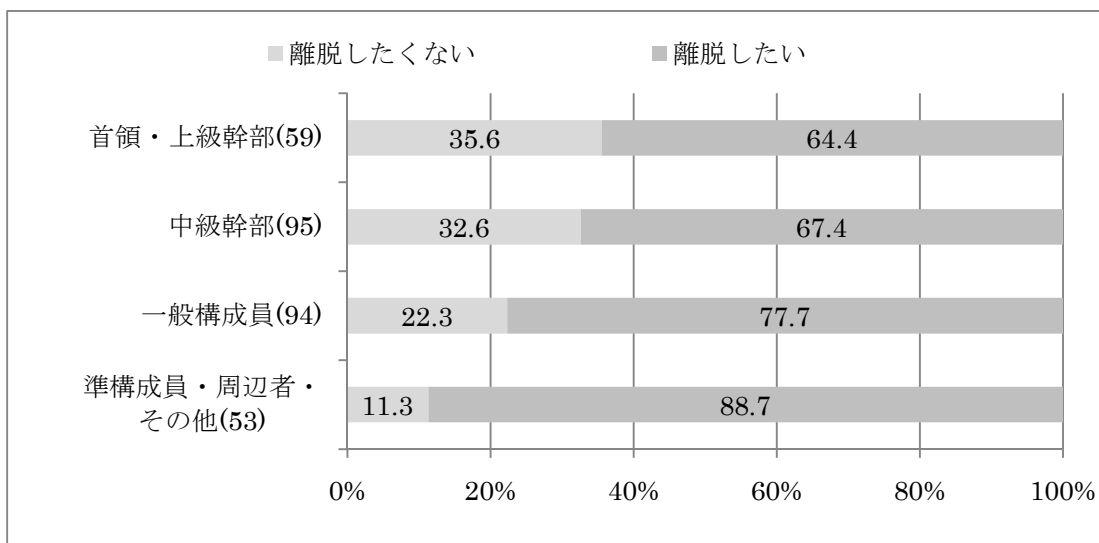


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=4.42, p=0.110$

図IV-1-2 地位と離脱意思 (N=301)



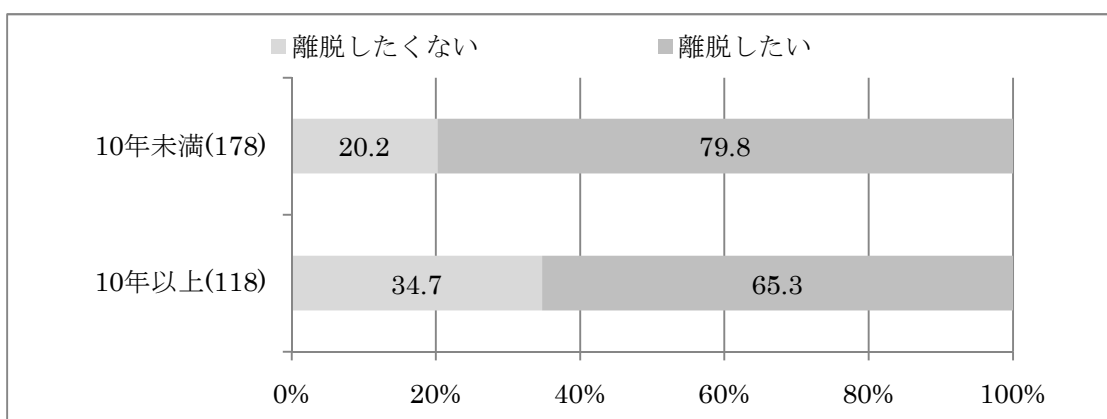
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=11.50, p=0.009$

また、加入期間は離脱意思に強い影響を与えていることも結果から示された(図IV-1-3)。10年を閾値として加入期間を分けた場合、加入期間10年以上の暴力団関係受刑者のうち約65%のみが離脱意思を表明していた。一方で、加入期間が10年未満の者たちのうち、約80%が離脱意思を表明していた。暴力団組織に長く関わっている者ほど、継続的に組織と関わり続けたいと思っていることが明らかになった。この結果は、前述の地位と離脱意思との関係と似ている。

図IV-1-3 加入期間と離脱意思 (N=296)



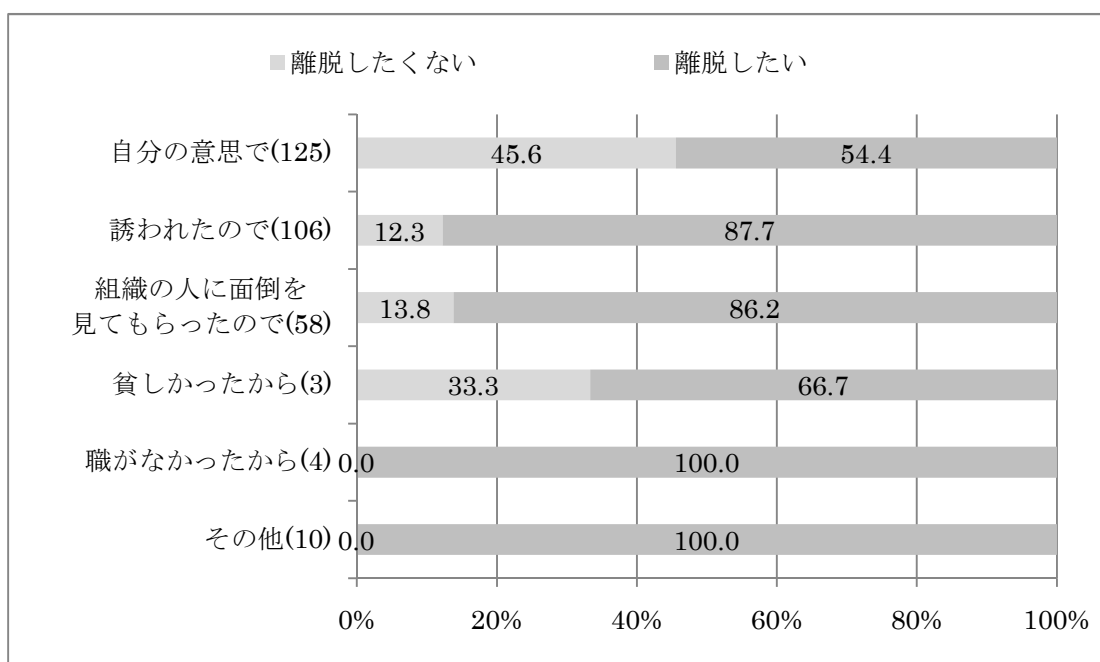
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=7.77, p=0.005$

離脱意思は、本人の加入動機や組織に所属している理由とも関連があることも示された（図IV-1-4 および図IV-1-5）。自分の意思で暴力団に加入した者の中では、おおよそ半数のみが離脱意思を表明していた（54.4%）。一方で、誘われたり、組織の人に面倒をってもらったことが加入した動機である者の中では、それぞれ85%以上の者が組織から離脱したいと思っていた。組織に所属している理由については、離脱意思を表明していた割合は高い順に、抜けられないから（96.9%）、仲間に顔がきくから（90.9%）、かっこいいから（85%）、義理があるから（73.4%）、金がもうかるから（71%）、その他（60.3%）であった。抜けたくても抜けられないという者の中で離脱意思が高いことは、驚くべき発見ではない。また、グラフから、義理という人間関係が所属理由である場合には、離脱意思が低いことが分かる。なお、特徴的なのは、所属理由がその他の者の中で離脱意思が低いことである。所属理由は多岐にわたっていることは前述したが、多様な理由で所属している暴力団員らの中では、離脱意思が低いことがうかがえる。

図IV-1-4 加入動機と離脱意思（N=306）

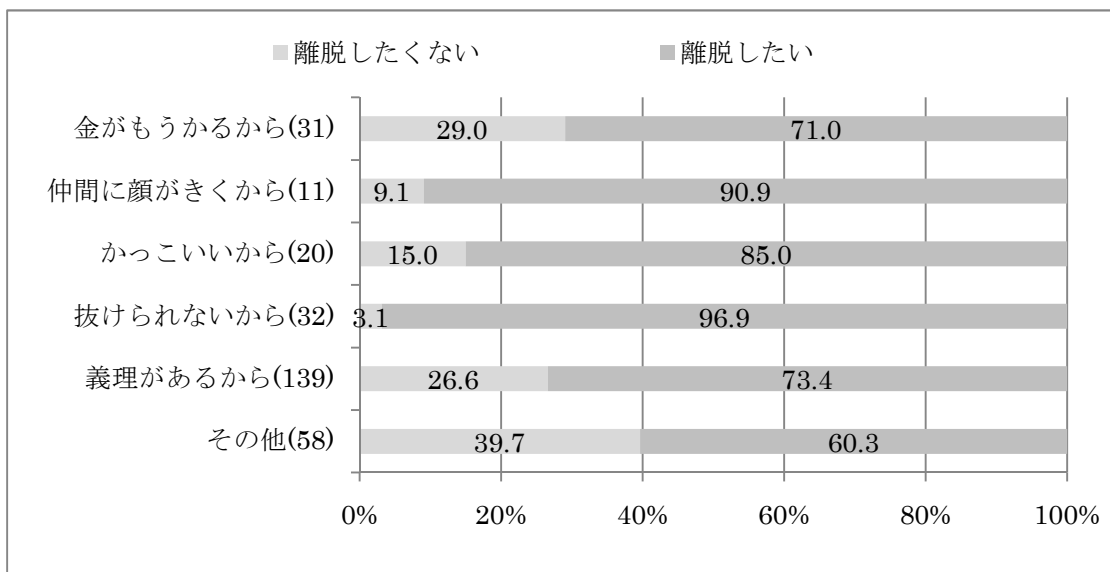


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=45.05, p<0.001$

図IV-1-5 組織の所属理由と離脱意思 (N=291)



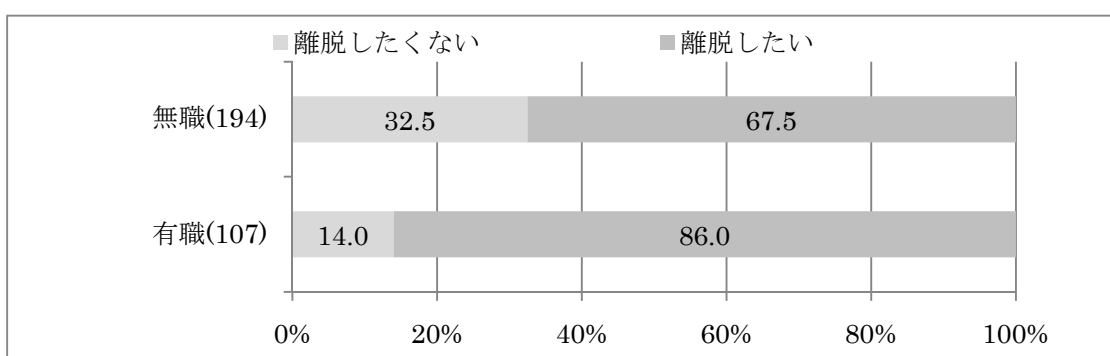
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=17.60, p=0.003$

離脱意思は、経済的な要因とも関連があることが示された((図IV-1-6 および図IV-1-7)。職の有無で離脱意思を比較した場合、無職者の約 33%が離脱したくないと思っているのに対して、有職者の 14%のみが離脱したくないと思っていた。職の有無で離脱意思の差が 20%程度あり、クロス集計の分析も統計的に有意であった。職がない暴力団関係受刑者らは、組織が日常の生活のよりどころとなっている可能性がうかがえる。

図IV-1-6 職の有無と離脱意思 (N=301)



注1 ()内の数値は実人員である。

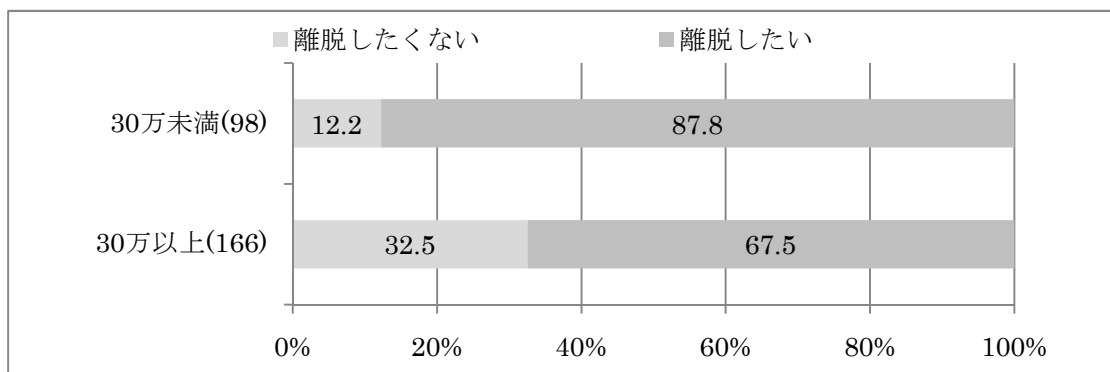
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=12.24, p<0.001$

また、月収と離脱意思との間では、月収が高い者ほど組織との関わりを継続して持ちたいと思っていることが分かった。月収が 30 万未満の者の間では、90%近くが離脱意思を表

明していた。一方で、月収が30万以上の者については、その割合は約68%であった。なお、月収には違法な収益が含まれることに注意が必要である。したがって、この結果は、組織との関わりによって、高い月収を得ている者がいると解釈されるべきであろう。

図IV-1-7 月収と離脱意思 (N=264)



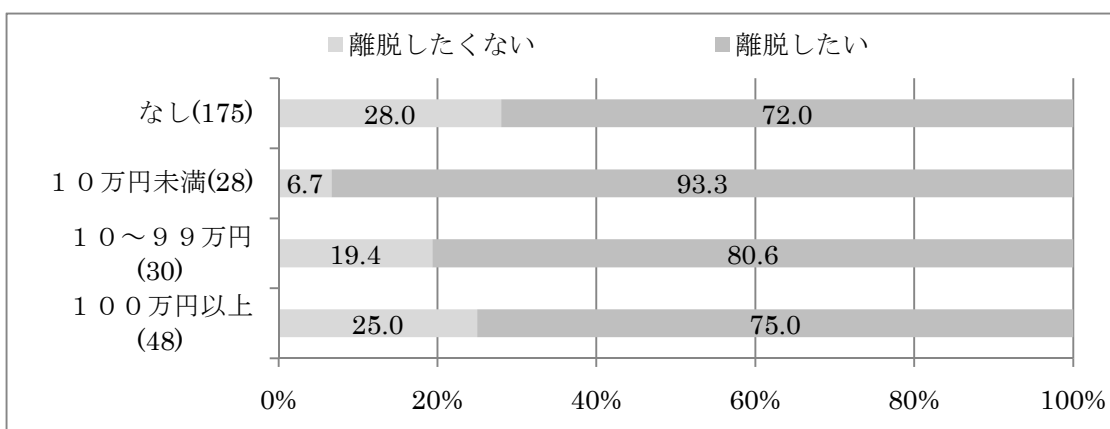
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=13.52, p<0.001$

月収と離脱意思との分析の解釈を支持するのが、本件犯罪からの収益の程度と離脱意思との関係を見た図IV-1-8である。今回調査には、粗暴犯など犯罪からの直接的な収益がない者が含まれることに注意しつつ、グラフを見てみると、犯罪からの収益が高くなるほど、離脱意思が低くなっていることが分かる。犯罪からの収益が10万未満であった者の中では、9割以上が離脱意思を表明していた。一方で、100万以上の利益を得た者は、75%のみが離脱意思を表明していた。犯罪は、リスクを背負ってやっても価値があるものと捉えられているのであろうか。

図IV-1-8 犯罪からの収益と離脱意思 (N=284)



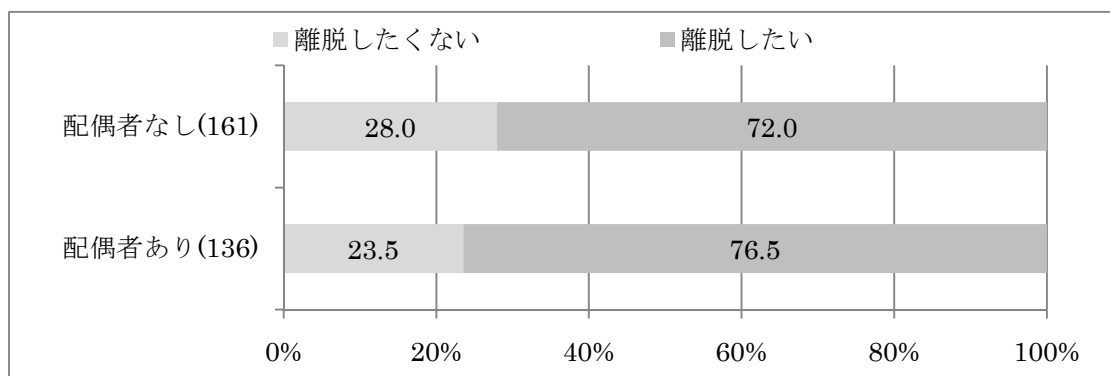
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=6.80, p=0.079$

配偶者の有無と離脱意思との関連について見たのが、**図IV-1-9**である。配偶者無しの受刑者の方が離脱したくないと思う割合が若干高いものの、統計的に有意な結果ではなかった。他の要因を考慮しなかった場合には、配偶者の有無に関わらず、おおよそ7割強の受刑者が離脱意思を表明していた。

図IV-1-9 配偶者と離脱意思 (N=297)



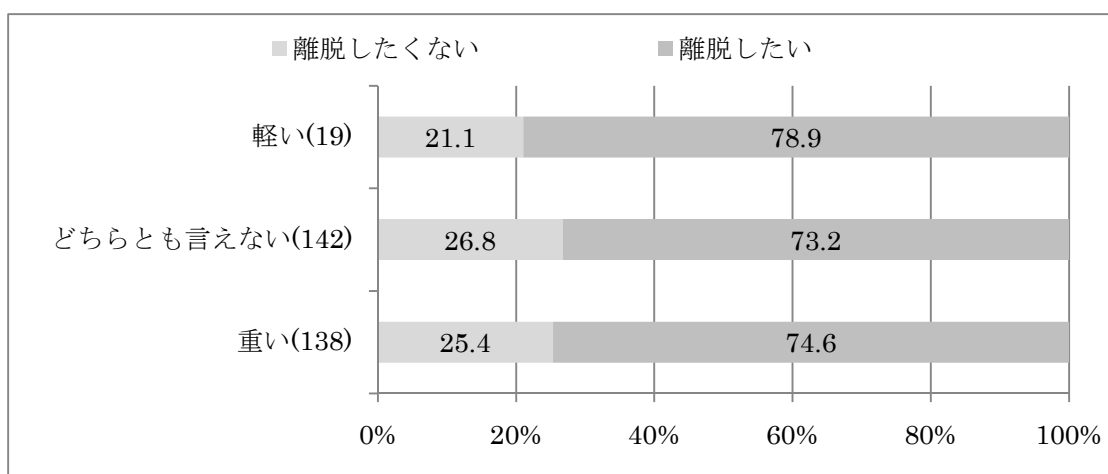
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=0.75, p=0.386$

刑事司法に関する意識と暴力団からの離脱意思との関係を分析したのが**図IV-1-10**および**図IV-1-11**である。主観的刑罰の重さと離脱意思との間には、特段傾向が見られなかった。一方で、裁判の公正性についての認識と離脱意思については、統計的に有意な関連が見られた。裁判が公正であると思っていた者ほど、離脱意思が高い傾向にあった。この結果は、本人の反省の度合いと離脱意思との関連を示唆していると読み取れる。

図IV-1-10 主観的刑罰の重さと離脱意思 (N=299)

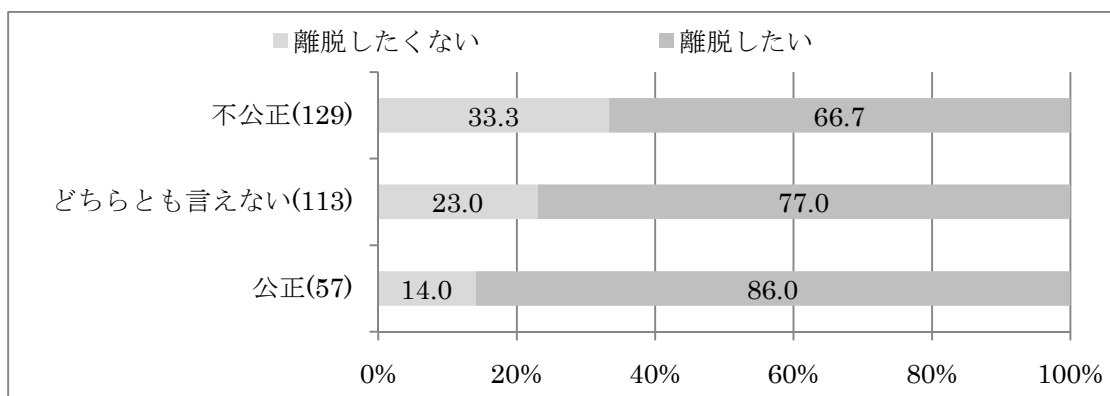


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=0.31, p=0.858$

図IV-1-11 裁判の公正性と離脱意思 (N=299)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

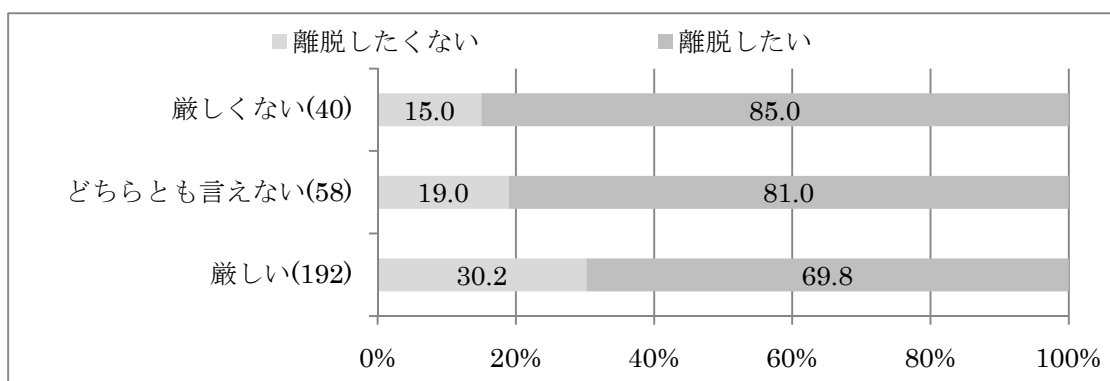
注3 $\chi^2=8.42$ $p=0.015$

組織内の統制の厳しさや組織の命令への服従の度合いは、離脱意思に影響を与えていることが示された。組織内の統制の度合いが厳しいほど、暴力団関係受刑者の離脱意思は減少傾向にあった(図IV-1-12)。組織内の統制が厳しいと答えた者の間では、30%程度が離脱したくないと思っているのに対して、統制が厳しくないと答えた者の間では、その割合は15%に減少していた。

また、殺人命令への態度と離脱意思についても、無条件で従う者と条件付きで従う者とを合計すると、37%の者が離脱したくないと答えていた(図IV-1-13)。一方で、従わないとはっきり答えていた者の間では、21%のみが離脱したくないと回答していた。なお、この結果は、厳密には10%水準で有意ではないものの、一定の傾向として読み取れる。

組織内の統制が厳しいと捉える者や首領への無条件服従する者に離脱意思がないという結果は、忠誠心のある成員が離脱意思を示していないとみることができる。

図IV-1-12 組織内の統制の厳しさと離脱意思 (N=290)

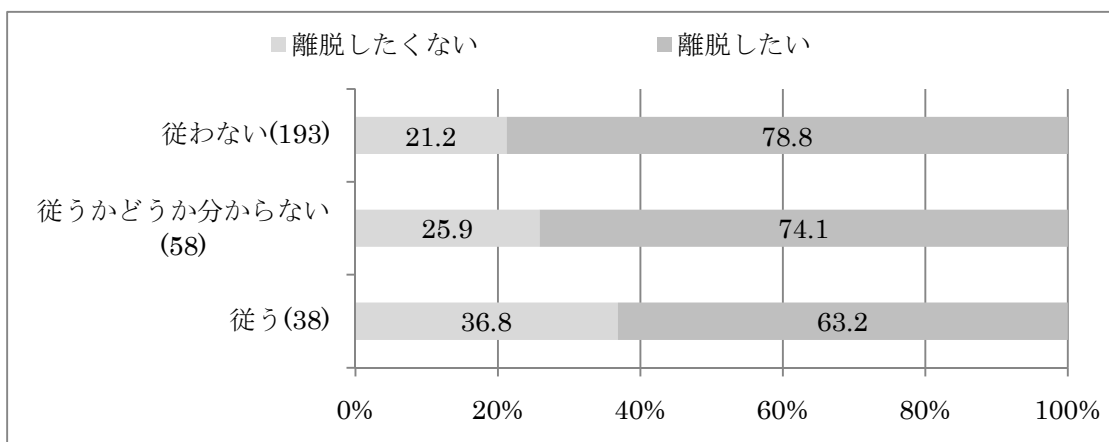


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=5.79$, $p=0.055$

図IV-1-13 殺人への命令と離脱意思 (N=289)



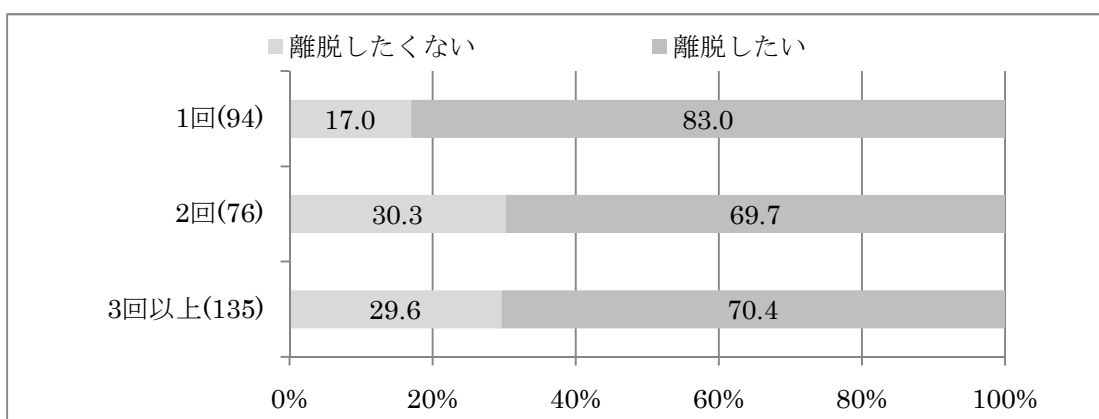
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=4.32, p=0.116$

最後に、本人の犯罪傾向や具体的な罪種と離脱意思との関係を示したのが図IV-1-14～図IV-1-19である。刑事施設への入所度数が多いものほど、離脱意思を持たない傾向にあることが、図IV-1-14から分かる。今回を含めて2度以上の入所歴を持っている者たちのうち、おおよそ30%の者が離脱したくないと思っていた。一方で、今回が初めての入所である者たちについては、8割以上の者が離脱意思を示していた。なお、本分析は、本来連続量である入所度数を3類型に分類して行っている。グラフの結果から、入所度数と離脱意思とは単純な線形な関係にはなく、初めての入所者とそれ以外とで離脱意思に大きな差があることが示唆される。

図IV-1-14 入所度数と離脱意思 (N=305)



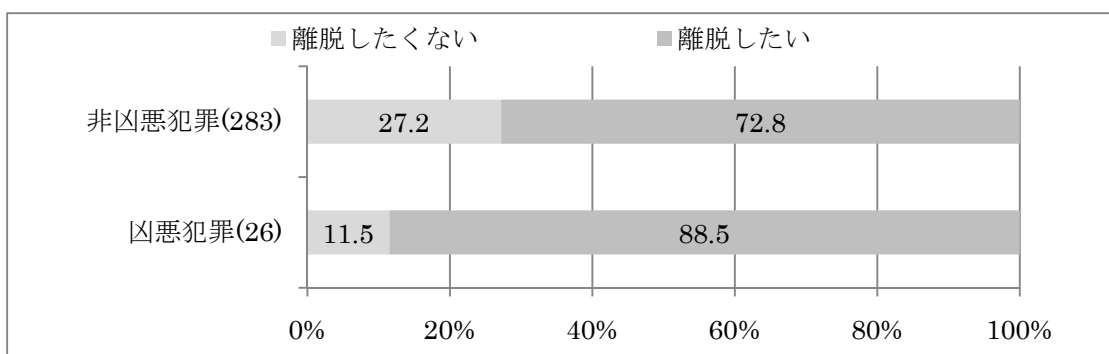
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=5.59, p=0.061$

罪種別に見てみると、凶悪犯と粗暴犯、窃盗犯に関わっている者とそうでない者との間で離脱意思が大きく異なることが示唆された。これら 3 罪種については、クロス集計の分析が 10%水準でのみ統計的に有意であるものの、はっきりとした傾向が見られた。分析結果から、粗暴犯らについては、離脱意思が低い一方で、凶悪犯や窃盗犯らは、離脱意思が高い傾向にあることが分かる。凶悪犯について見てみると、該当者の数がそもそも少ないものの、約 90%の者が離脱意思を持っていた（図IV-1-15）。また、粗暴犯とそれ以外とを比較すると、離脱意思を持っていた者の割合は、それぞれ約 40%と約 22%であった（図IV-1-16）。さらに、窃盗犯とそれ以外とを比べると、離脱意思の割合は、約 10%と約 30%であった（図IV-1-17）。これらの罪種間の傾向の違いは、以下のように解釈できる。すなわち、凶悪犯、粗暴犯は暴力団に伝統的な犯罪であり、これらの犯罪への関与は暴力団副次文化への同調を表すとみられるが、凶悪犯は一般に長い刑期を招くので、このことが離脱を志向させると考えられる。

図IV-1-15 凶悪犯罪と離脱意思 (N=309)

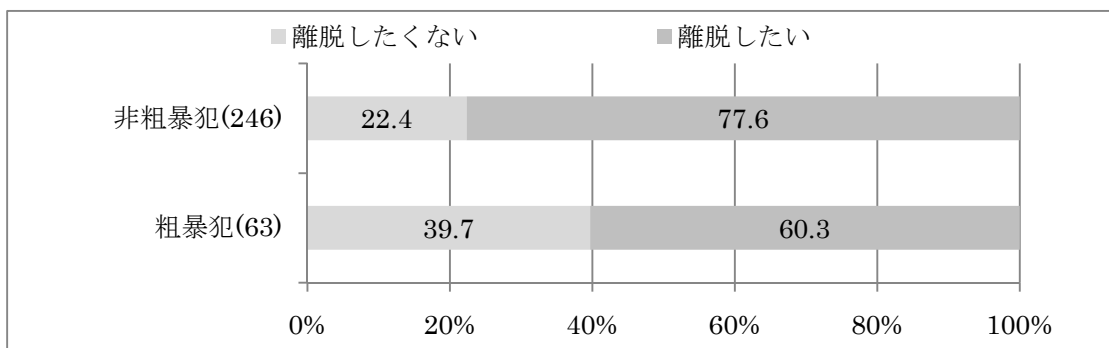


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2=3.05, p=0.081$

図IV-1-16 粗暴犯と離脱意思 (N=309)

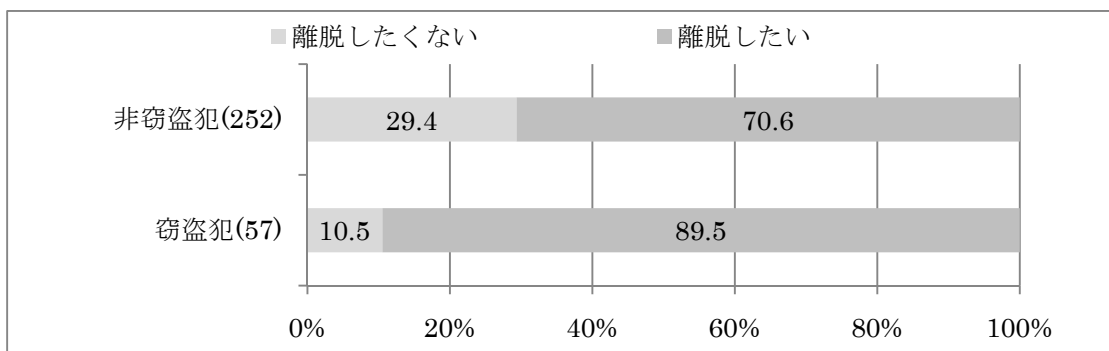


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2=7.85, p=0.005$

図IV-1-17 窃盗犯と離脱意思 (N=309)



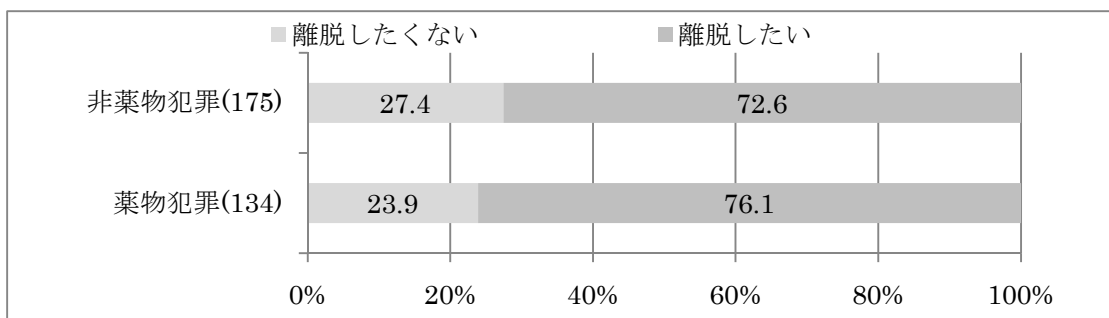
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=8.60, p=0.003$

図IV-1-18 および図IV-1-19 に示すように、薬物犯罪と知能犯に関しては、離脱意思に特に差が見られなかった。

図IV-1-18 薬物犯罪と離脱意思 (N=309)

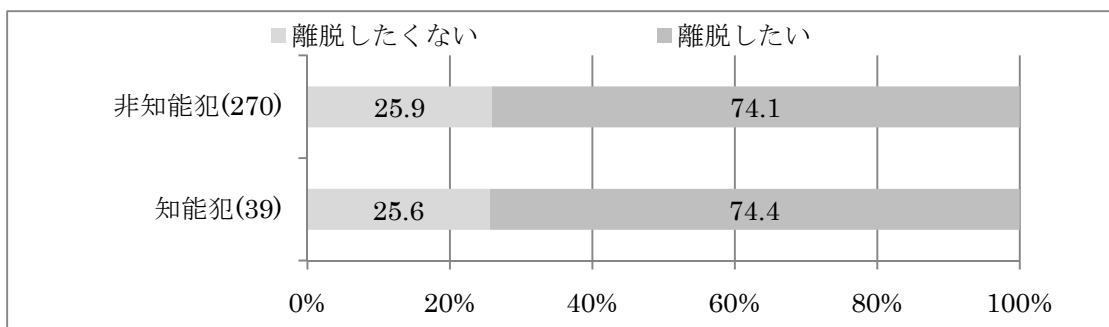


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=0.500, p=0.480$

図IV-1-19 知能犯と離脱意思 (N=309)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=0.001, p=0.970$

2. 離脱意思についての多変量解析

離脱意思に対しては、本人の年齢や社会経済的属性、暴力団の種類や団体内での地位、本人の犯罪傾向など様々な要因が影響を与えると考えられる。本章第一節では、それぞれの変数ごとに、離脱意思との関係を分析した。本節では、それらの変数すべての影響を同時に考慮したときに、どういった要因が強く離脱意思に影響を与えているかを分析する。

離脱意思は、「離脱したい」と「離脱したくない」の2値変数である。2値変数を従属変数として、それに対する多数の独立変数の影響を分析するには、ロジスティック回帰分析が適している。ロジスティック回帰分析の結果は、オッズ比で表され、直感的に解釈することが可能である。さらに、オッズ比で表された回帰係数を、確率に変換して解釈することで、研究者のみならず実務家にもその結果を還元しやすいという利点もある。

ロジスティック回帰分析の第一段階として、独立変数をそれぞれ一つずつ回帰式に投入した分析結果を表IV-1-1に示す。オッズ比は、1より大きい値が正の関係を示し、1未満が負の関係を示す。表に示されるように、それぞれ単独の影響を見た場合には、多くの変数が離脱意思と関係があることが分かる。たとえば、三大指定暴力団以外の指定暴力団に所属している者は、それ以外の者と比較して、離脱意思を持つオッズが46%低かった（Model 2のオッズ比が0.543であり、 $1-0.543 = 0.46$ ）。この結果は、5%水準で統計的に有意であった。

暴力団員の地位についてしてみると、ロジスティック回帰の結果から、幹部らの間で離脱意思が低いことがわかり（Model 4および5）、一方で、非組員（準構成員・周辺者・その他）で離脱意思が高いことが分かる（Model 6）。とくに、非組員は、幹部を含めた組員と比較して、離脱意思を表明するオッズが3倍以上高かった。

そのほか暴力団関係の変数について、組織内の統制も結果が5%水準で有意であった。組織内の統制を、「厳しくない」「どちらともいえない」「厳しい」という3値の順序変数とした場合、統制が厳しくなるほど離脱意思を持たないという傾向にあることが示された。統制の度合いが、一水準厳しくなるたびに、離脱意思を示すオッズが約39%低くなっていた。

次に、暴力団関係受刑者らの年齢と離脱意思について見てみると、両者は非線形な関係にあることが示唆された。年齢を連続変数として入れた場合には、統計的に有意な結果ではないものの、20代、30代というようにダミー変数として分析した場合、40代と50代とでそれぞれ有意であった。しかしながら、興味深いのは、その離脱意思との関係の方向である。40代では、オッズ比が0.59となっており、離脱意思を持たない傾向にあるのに対して、50代以上の暴力団関係受刑者らは、オッズ比が2.56となっており、その他の者と比較して離脱意思を強く表明する傾向にあった。また、統計的には有意ではないものの、オッズ比の方向を見てみると、20代では離脱意思を表明する傾向にあるのに対して、30代ではその逆であった。つまり、離脱意思は、若い世代と年配の世代で強く、中高年の暴力団関係受刑者では離脱意思が低い傾向にあるのである。

そのほか、暴力団関係受刑者の属性について、社会経済状況の観点から見てみると、職業の有無および月収が離脱意思に有意に影響を与えていた。さらに、有意であるだけでなく、ロジスティック回帰の係数の大きさからも、それぞれの影響は非常に強いことが分かる。有職の者は、無職のものと比較して離脱意思を表明するオッズが 195%高くなっていた（またはおよそ 3 倍のオッズ）。また、月収が高い者ほど離脱意思を表明しない傾向にあることが示された。具体的には、月収が一万円高くなるごとに、離脱意思を持つオッズが 0.5%低くなっていた。そのほかの個人属性について見てみると、最終学歴や配偶者の有無は、離脱意思とは単独の関連性が見られなかった。

本人の加入動機についてみてみると、3 つの理由それぞれの影響が統計的に有意であり、その係数の大きさからも、加入動機は離脱意思に強い影響を与えていることが分かる。自分の意思で加入した者は離脱意思が非常に低く、逆に誘われて入った者や面倒を見てもらったことが加入動機である者の場合は離脱意思が高い傾向にあった。

所属理由についても、離脱意思に影響を与えていることが分析結果から分かる。「顔がきく・かっこいいから」を所属理由としている者は、それ以外の者と比較して、離脱意思を表明する傾向にある。また、抜けたくても抜けられないために所属している者たちは、非常に強い離脱意思を表明しているが、これは驚くべき結果ではないだろう。

刑事司法に対する意識についてみてみると、裁判の公正性が離脱意思形成に影響を与えていることが分かる。裁判の公正性を「不公正」「どちらともいえない」「公正」と 3 類型の順序変数として分析した場合、公正と捉える程度が上がるほど離脱意思を持つ確率が高くなっていた。具体的には、裁判が公正だと捉える程度が一水準上がるたびに、離脱したいと思うオッズは 73%高くなっていた。

最後に、本人の犯罪傾向や罪種とのかかわりについてみてみると、刑期、凶悪犯罪、粗暴犯罪、窃盗犯罪は、離脱意思と関係があることが分かる。受刑者の刑期が 1 年長くなるほどに、離脱したいと思うオッズは 14%高くなっていた。また、凶悪犯罪や窃盗犯罪に関わっていた者は、それ以外の者と比較して離脱意思を持つオッズがそれぞれ 2.9 倍と 3.5 倍であった。一方で、恐喝や傷害などの粗暴犯罪を行って刑事施設入所に至っている者たちは、それ以外の者と比べて、離脱したいと思うオッズが 56%低かった。

表IV-1-1 離脱意思を従属変数としたロジスティック単回帰分析

		オッズ比	標準誤差	AIC	BIC	N
Model 1	山口・住吉・稲川	1.531	(0.407)	346.124	353.519	298
Model 2	その他の指定暴力団	0.543*	(0.160)	344.514	351.908	298
Model 3	その他の暴力団	1.098	(0.398)	348.614	356.008	298
Model 4	首領・上級幹部	0.570+	(0.177)	347.361	354.775	301
Model 5	中級幹部	0.627+	(0.172)	347.662	355.076	301
Model 6	一般構成員	1.353	(0.395)	349.421	356.835	301
Model 7	準構成員・周辺者・その他	3.268**	(1.488)	342.014	349.429	301
Model 8	加入期間 (10年)	0.557**	(0.083)	327.479	334.859	296
Model 9	統制の厳しさ	0.611*	(0.131)	329.573	336.913	290
Model 10	年齢(10歳単位・連続量)	1.086	(0.133)	356.374	363.834	308
Model 11	20代	1.159	(0.392)	356.64	364.10	308
Model 12	30代	0.943	(0.260)	356.79	364.25	308
Model 13	40代	0.585*	(0.159)	353.01	360.47	308
Model 14	50代	2.564*	(1.101)	351.14	358.60	308
Model 15	高校中退以上	0.781	(0.208)	345.036	352.47	304
Model 16	有職	2.950**	(0.938)	335.327	342.741	301
Model 17	配偶者あり	1.261	(0.338)	343.181	350.569	297
Model 18	月収(万円)	0.995*	(0.002)	292.438	299.59	264
Model 19	加入動機 (自分の意思で)	0.165**	(0.048)	310.256	317.703	306
Model 20	加入動機 (誘われたから)	3.524**	(1.170)	336.568	344.016	306
Model 21	加入動機 (面倒を見てもらったから)	2.507*	(1.018)	347.541	354.988	306
Model 22	所属理由 (金が儲かるから)	0.815	(0.343)	333.766	341.112	291
Model 23	所属理由 (顔がきく・かっこいいから)	2.487+	(1.377)	330.738	338.084	291
Model 24	所属理由 (抜けられないから)	12.17*	(12.48)	320.952	328.299	291
Model 25	所属理由 (義理があるから)	0.887	(0.239)	333.799	341.145	291
Model 26	刑罰の厳しさ	0.983	(0.215)	345.124	352.525	299
Model 27	裁判の公正性	1.728**	(0.331)	336.381	343.782	299
Model 28	入所度数	0.999	(0.049)	352.935	360.376	305
Model 29	刑期 (年月10進法)	1.135+	(0.084)	342.138	349.526	297
Model 30	凶悪犯罪	2.866+	(1.800)	353.889	361.355	309
Model 31	粗暴犯罪	0.438**	(0.131)	350.083	357.549	309
Model 32	窃盗犯罪	3.534**	(1.602)	347.476	354.943	309
Model 33	知能犯罪	1.015	(0.398)	357.435	364.901	309
Model 34	薬物犯罪	1.205	(0.318)	356.936	364.402	309

注 1 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

注 2 各モデルは、それぞれ独立変数を1つだけ含む。

表IV-1-1の結果から、年齢については、暴力団関係受刑者らの離脱意思と非線形の関係にある可能性が読み取れた。そこで、これまでダミー変数として扱っていた年齢を本来の連続変数にした上で、離脱意思と年齢との関係についてさらに検討を行った。具体的には、年齢の二乗項を独立変数として回帰式に組み込んだ。表IV-1-2に示すとおり、年齢とその二乗項の効果は、それぞれ統計的に有意であり、年齢と離脱意思との関係が非線形的であることがあらためて確認された。年齢そのものの効果が負であり（オッズ比が1未満）、年齢の二乗項の効果が正であった（オッズ比が1より大きい）。つまり、年齢が上がるとともに離脱意思は一時的に弱くなる傾向にあるものの、さらに年齢が上がると離脱意思は逆に強くなる傾向にあるという結果である。この分析結果をグラフに示したのが図IV-1-20であ

る。このグラフでは、ロジスティック回帰モデルから予測された離脱意思を表明する確率を縦軸に表し、横軸に年齢を表している。まず、暴力団関係受刑者らの間では、年齢に関係なく、離脱意思を表す確率は70%前後と全般的に高い傾向にあることが読み取れる。一方で、加齢とともに暴力団関係受刑者らの離脱意思も異なってくることもグラフが示している。つまり、若年層の暴力団関係受刑者らにおいては、年齢が上がるごとに離脱意思を表明する確率は下がる一方で、中高年の受刑者らの間では年齢が上がるともに離脱意思は高くなる傾向にあることが分かる。

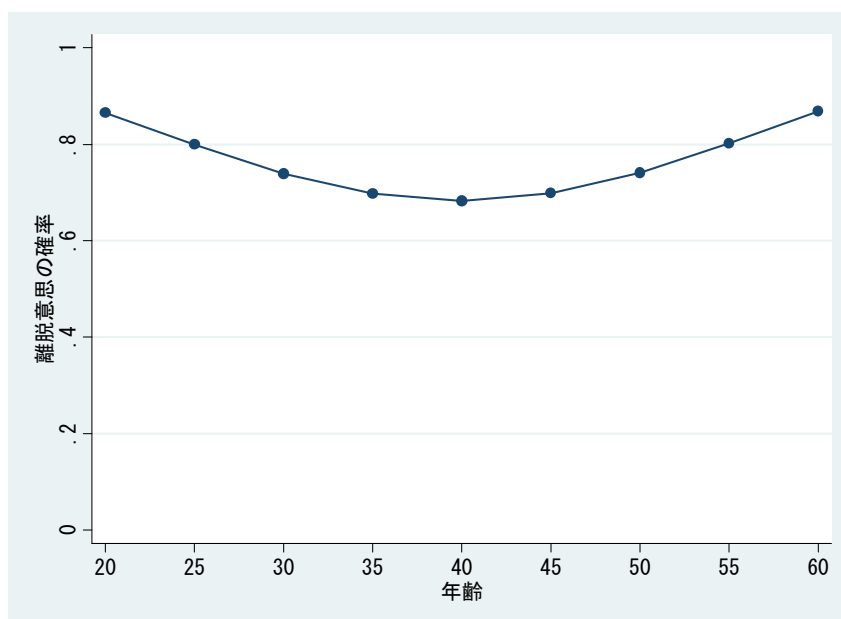
表IV-1-2 年齢と離脱意思のロジスティック回帰分析

	オッズ比	標準誤差
年齢	0.802**	0.076
年齢 ²	1.003**	0.001

注1 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

注2 N=210

図IV-1-20 年齢ごとの離脱意思の予測確率



これらの分析結果を踏まえて、総合的にどういった要因が暴力団関係受刑者らの離脱意思の形成に影響を与えているのかの検討を行った。具体的には、すべての独立変数を含むモデルを初期とした上で、ステップワイズ法（変数減少法）を用いて、離脱意思の形成に強い影響を与えている要因の抽出を行った（独立変数除去の条件は $p>0.15$ 、再投入の条件は $p<0.10$ ）。

表IV-1-3 に示すように、暴力団関係受刑者らの離脱意思は、団体の種類、団体への加入

期間、団体への加入動機、個人属性（年齢、職の有無、配偶者の有無、月収）、関わっていた罪種によって強い影響を受けていた。Pseudo R²の値は0.389であり、これら複数の要因を考慮することで、離脱意思の違いを説明している割合はある程度高いといえる。

まず三大指定暴力団に所属している者は、その他の者と比較して、離脱意思を表明するオッズが3倍以上高いことが示された。このオッズ比は、暴力団関係の変数の影響を単独でみた場合と比較して際立って大きくなっている。したがって、暴力団関係受刑者らの離脱意思を考える際には、所属団体の種類という構造的な要因だけでなく、個人属性や関わっていた罪種なども考慮することで、より精緻な予測ができることを示している。

また、個人属性などの影響について統制した上でも、暴力団との関わりの長さによって離脱意思の違いがあることが示された。具体的には、暴力団への加入期間が10年長くなるごとに離脱意思を表明するオッズが69%低くなっていた。つまり、暴力団とのかかわりが長い者ほど組織から離脱したいと思わない傾向にあるということである。

表IV-1-3 年齢と離脱意思のロジスティック回帰分析

	オッズ比	標準誤差	p値
<i>暴力団関係</i>			
山口組・稲川会・住吉会	3.32	1.53	0.009
加入期間（10年）	0.31	0.10	0.000
加入動機（誘われたから）	6.00	2.99	0.000
加入動機 （面倒を見てもらったから）	8.39	6.14	0.004
<i>個人属性</i>			
年齢	0.63	0.12	0.014
年齢 ²	1.01	0.00	0.008
有職	5.34	2.73	0.001
配偶者あり	3.81	1.76	0.004
月収（万円）	1.00	0.00	0.005
<i>罪種</i>			
凶悪犯罪	22.48	34.73	0.044
粗暴犯	0.47	0.25	0.150
窃盗犯	6.56	4.59	0.007
薬物犯	2.32	1.11	0.079

注1 N=210

注2 Pseudo R² = 0.389, Log-likelihood = -73.15

注3 変数減少法（変数除外条件 p>0.15, 変数再投入条件 p<0.10）

暴力団への加入動機も離脱意思と非常に強く結びついている事が分析結果から示された。具体的には、誘われたり面倒を見てもらったりしたことが加入動機である場合には、自分の意思やその他の理由で暴力団に加入した場合と比較して、非常に高い確率で離脱意思を表明する傾向にあることが示された。表Ⅳ-1-3 に示すように、加入動機が「誘われたから」と「面倒を見てもらったから」である場合には、離脱意思を持つオッズ比がそれぞれ 6.00 と 8.39 であった。つまり、自らの主体的な動機でもって暴力団に加入した者は、組織から離脱したいと思う傾向が低いのに対して、受動的な理由で組織に加入した者は離脱したいと思う傾向にあった。

暴力団関係受刑者らの個人属性によっても離脱意思は異なることが分析結果から示された。前述の分析と同様に、様々な要因の影響を考慮した上でもなお年齢と離脱意思とは非線形の関係にあることが明らかになった。つまり、加齢とともに離脱意思が一時的に弱くなる傾向にあるものの、中高年の暴力団関係受刑者らについては加齢とともに離脱意思が強くなる傾向にあった。また、暴力団関係受刑者らの社会経済的環境によっても離脱意思が影響を受けていた。具体的には、職を持っている者や配偶者を持っている者、月収が高い者は、無職者・単身者・低所得者と比較して、より高い確率で離脱意思を表明する傾向にあることが示された。

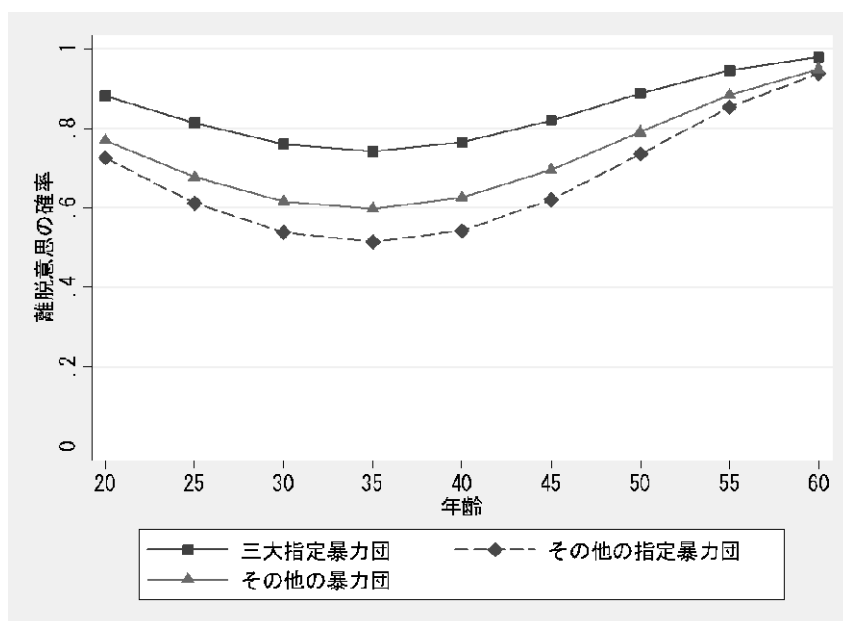
最後に、暴力団関係受刑者らの離脱意思は、関わっていた犯罪の種類によっても異なっていた。具体的には、凶悪犯罪や窃盗犯罪、薬物犯罪に関わっていた者の方が、それ以外の者と比較して、離脱意思を持つ確率が高い傾向にあった。

続いて、この多変量的な観点からの分析結果をより分かりやすくするために、ロジスティック回帰分析式に基づく離脱意思の予測確率をそれぞれの要因ごとに算出してみた。なお、予測確率の計算は、実際に独立変数の値を回帰式に代入することが必要である。今回の分析では、独立変数が名義尺度であるものが多く、独立変数がとり得る値すべての組み合わせについて予測確率を計算する事は煩雑になる。そこで、連続変数である月収と加入期間については代表値として平均値を代入した上で、名義尺度である独立変数一つずつについて予測確率を計算した（つまり、回帰式に名義変数である独立変数を一つと月収、加入期間を含めて予測確率を計算した）。したがって、算出される予測確率は、表Ⅳ-1-3 とは若干異なるが、ここでの主眼はあくまで、主要な独立変数が離脱意思に与える影響について結果をわかりやすく表現することにある。なお、これまでの分析において、年齢層ごとに離脱意思が異なることも一貫して示されていたため、年齢も考慮した上で分析を行った。

図Ⅳ-1-21 は、年齢と暴力団の種類ごとに異なる離脱意思の確率を表している。まずこれまでの分析同様に、暴力団の種類にかかわらず、年齢によって離脱意思が異なることがグラフから読み取れる。また、暴力団関係受刑者らの離脱意思は、暴力団の種類によっても異なることが分かる。具体的には、全ての年齢層において、三大指定暴力団に所属している者の離脱意思を表明する確率が一貫して高かった。一方で、その他の指定暴力団に所属している者は、特に 30 代にかけて、離脱意思が際立って低い傾向にあることが分かる。さ

らに、3本のグラフの線の差が、高齢の受刑者でほとんどなくなっていることが読み取れる。つまり、暴力団の類型に関係なく、高齢の受刑者らは離脱意思を持つ確率が高いことが分かる。

図IV-1-21 暴力団の類型ごとの離脱意思の予測確率



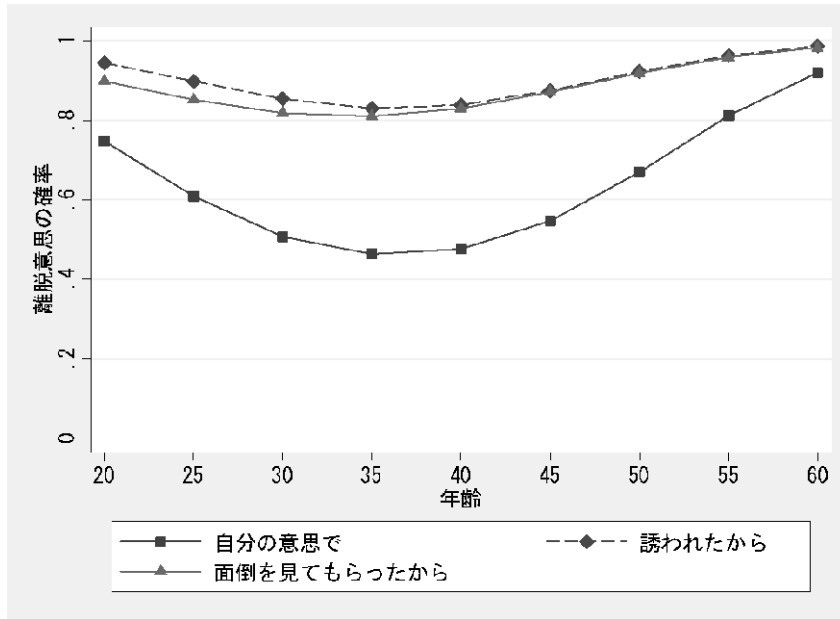
注1 月収と加入期間について統制した上で、予測確率をロジスティック回帰モデルから算出

注2 その他の独立変数はモデルから除外した上で算出

続いて、加入動機ごとに離脱意思を算出したのが図IV-1-22である。前述の分析結果の通り、自分の意思で暴力団に加入した者たちは、それ以外の者と比較して、離脱意思を表明する確率が非常に低いことが分かる。特に、30代の暴力団関係受刑者らにいたっては、離脱意思を持つ確率が50%を下回っていた。面倒を見てもらったり、誘われたりしたから暴力団に加入した者については、20代のうちのみ離脱意思を表明する度合いが異なっていた。具体的には、誘われたから暴力団に加入した者は、面倒を見てもらったから暴力団に加入した者よりも、離脱意思を表明する確率が若干高かった。いずれにしても、各年齢層をまたいで離脱意思を表明する確率は80%以上と非常に高かった。

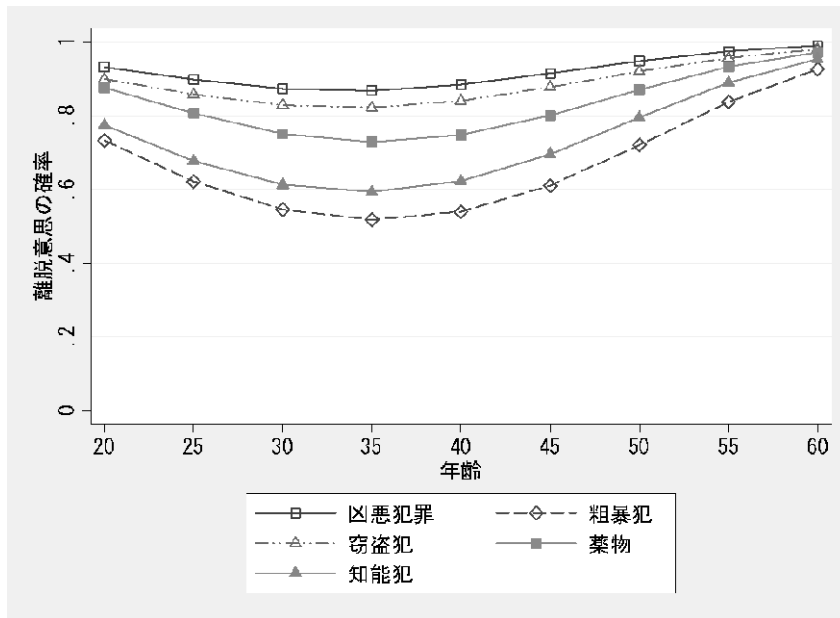
離脱意思と罪種との関連を可視化したのが図IV-1-22である。グラフからは、凶悪犯罪や窃盗犯は各年齢層ともに離脱意思を持つ確率が非常に高いことが分かる。一方で、粗暴犯については、年齢層ごとに離脱意思が異なっており、特に30代の暴力団関係受刑者らの離脱意思が低かった。

図IV-1-22 加入動機ごとの離脱意思の予測確率



注1 月収と加入期間について統制した上で、予測確率をロジスティック回帰モデルから算出
 注2 その他の独立変数はモデルから除外した上で算出

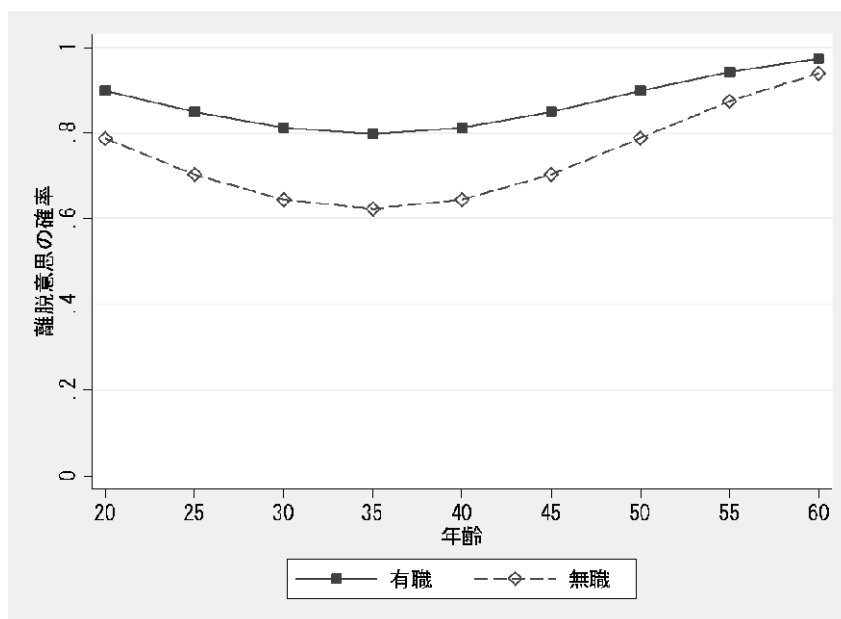
図IV-1-23 罪種ごとの離脱意思の予測確率



注1 月収と加入期間について統制した上で、予測確率をロジスティック回帰モデルから算出
 注2 その他の独立変数はモデルから除外した上で算出

図IV-1-24は、職の有無と離脱意思との関係を表している。各年齢層をまたいで、有職者の方が、無職者よりも、離脱意思を持つ確率が高いことが分かる。特に有職者は、月収や加入期間の影響について統制した場合には、すべての年齢層において離脱意思を持つ確率が80%を超えていた。

図IV-1-24 職の有無と離脱意思の予測確率



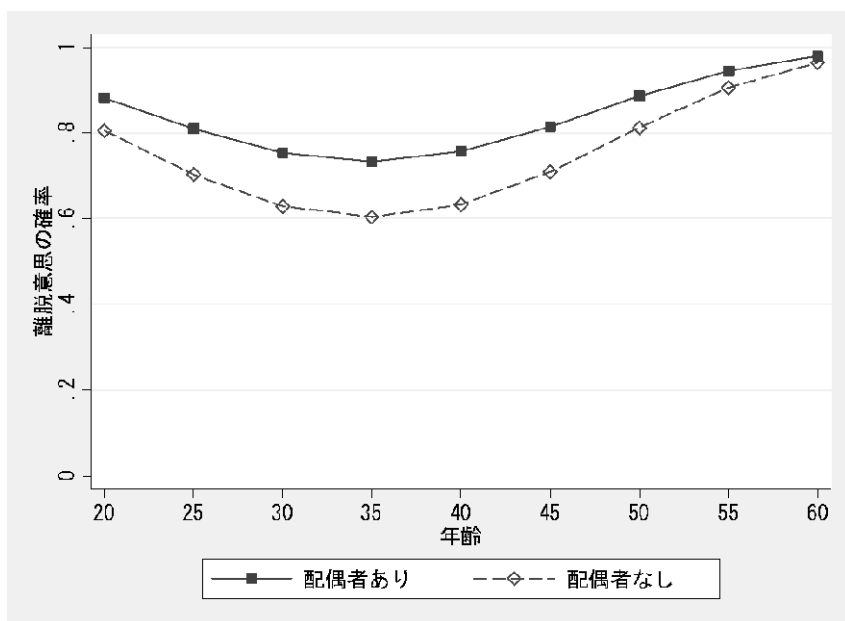
注1 月収と加入期間について統制した上で、予測確率をロジスティック回帰モデルから算出

注2 その他の独立変数はモデルから除外した上で算出

図IV-1-25は、配偶者の有無と離脱意思との関係を表している。グラフからは、配偶者の有無が離脱意思に与える影響は、年齢層によってある程度異なっている事が分かる。配偶者の有無によって異なる離脱意思の確率は20代～30代にかけてその差が大きくなっている一方で、高齢の受刑者らについては、配偶者の有無に関わらず離脱意思が高かった。

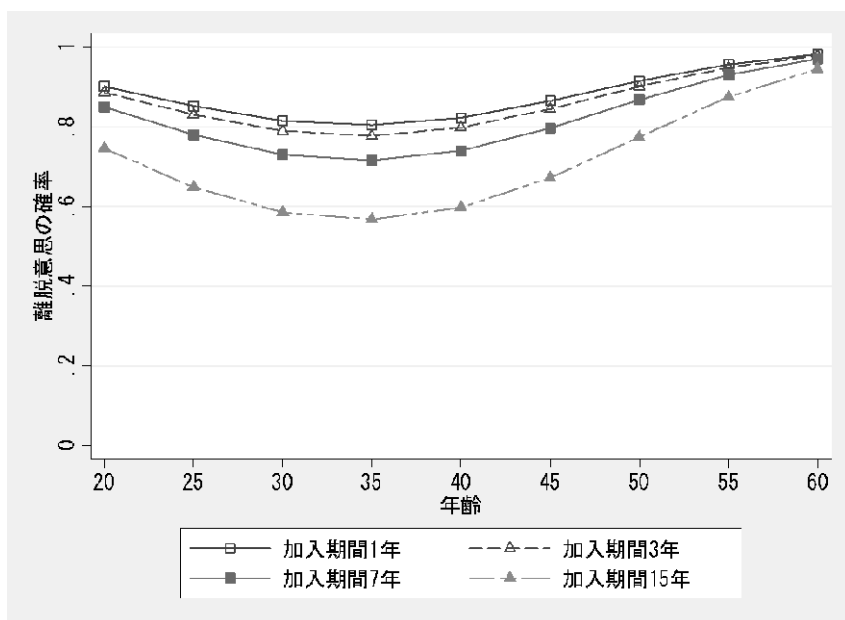
加入期間と離脱意思との関係を図IV-1-26に示す。分析結果をわかりやすくするために、仮に、加入期間1年に加えて、四分位点である3年、7年、15年について予測確率を算出した。グラフからは、加入期間が長い者ほど離脱意思を持つ確率が低くなっていることが読み取れる。なお、若年世代については、そもそも加入期間15年という値は現実的ではないものの、分析結果の分かりやすい表現のためにこれらの値を用いて計算を行った。

図IV-1-25 配偶者の有無と離脱意思の予測確率



注1 月収と加入期間について統制した上で、予測確率をロジスティック回帰モデルから算出
 注2 その他の独立変数はモデルから除外した上で算出

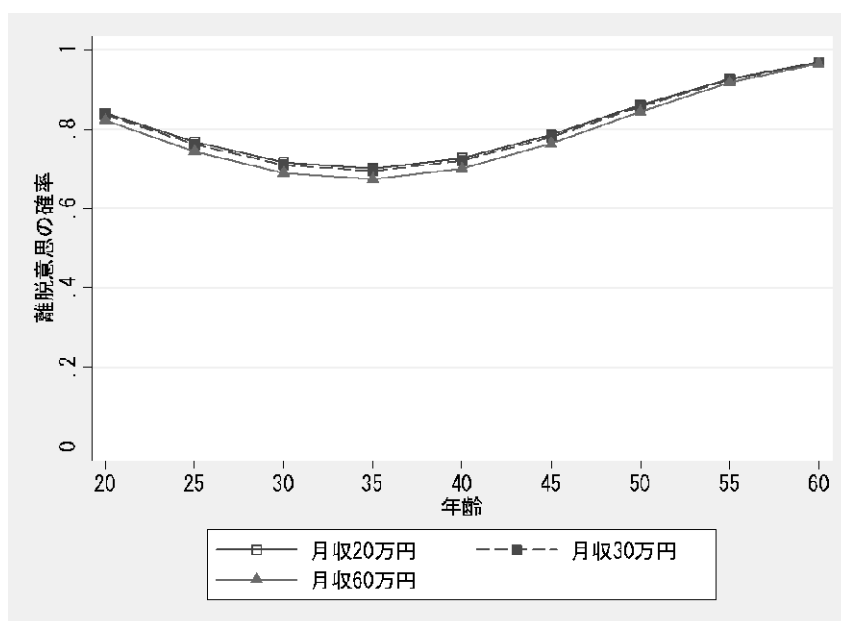
図IV-1-26 加入期間ごとの離脱意思の確率



注1 月収について統制した上で、予測確率をロジスティック回帰モデルから算出
 注2 その他の独立変数はモデルから除外した上で算出

最後に、月収と離脱意思との関係との関係について見てみる（図IV-1-27）。予測確率の算出にあたっては、四分位点である月収 20 万円、30 万円、60 万円を用いた。月収が高くなるごとに、グラフの線は若干低くなっており、月収が高くなるほど年齢層をまたいで離脱意思が低い傾向にあることが分かる。なお、前述のロジスティック回帰分析では月収の影響は統計的には有意ではあったが、その影響の実質的な大きさはあまり大きくないことも離脱確率の予測確率のグラフからは読み取れる。

図IV-1-27 月収ごとの離脱意思の確率



注1 加入期間について統制した上で、予測確率をロジスティック回帰モデルから算出

注2 その他の独立変数はモデルから除外した上で算出

3. まとめ

本章では、離脱意思に影響を与えている要因の分析を、多変量的な観点から行った。その結果、暴力団の組織的な要因に加え、個人的な要因などが離脱意思に強い影響を与えていることが明らかになった。

本調査結果の分析からは、三大指定暴力団に所属している者の方が離脱意思をより強く表明する傾向にあることが分かった。また、組織とのかかわりが長い者ほど、離脱意思を持たない傾向にあることが明らかになった。この結果は年齢の影響を考慮しても有意であり、長く組織に関わっている者については組織に依存するという生活様式が硬く形成されていた。

暴力団関係受刑者の個人的な属性という観点については、年齢と離脱意思とは密接に関係していることを分析結果は示していた。具体的には、年齢と離脱意思とは非線形的な関

係になっており、加齢とともに若年世代では離脱意思が弱まる傾向にあるのに対して、中高年世代では加齢とともに離脱意思が強まる傾向にあった。離脱意思を表明する確率が最も低かったのは、30代の暴力団関係受刑者らであった。

また、暴力団関係受刑者らの社会経済的環境に焦点を当てると、職と配偶者の有無、月収が離脱意思の形成に強い影響を与えていることが明らかになった。たとえば、職を有している者の方が組織から離脱したいと考える傾向にあった。さらに、配偶者を有している者も離脱意思を表明する傾向にあった。職や配偶者といったように、非合法活動に関わることにより失いうるものの存在が、犯罪組織との関わりを絶ちたいという意思に影響をあたえているようであった。一方で、月収が多い者の方が、継続して組織と関わりたいと思う傾向にあることには、注意が必要である。これらの者については、非合法活動の方が有益であるということであろうか。犯罪からの収益により生計が成り立っている者たちが、組織に依存して生活しているのである。犯罪からの収益を規制する手段を、社会的により強めていくことが必要であることが示唆される。

最後に、罪種とのかかわりについては、罪種ごとに離脱意思の傾向が異なることが示唆された。具体的には、粗暴犯罪を行っていた者たちは組織から離脱したいと思わない傾向にある一方で、凶悪犯や薬物犯罪に関わっていた者たちは離脱意思が強いことが明らかになった。これらの罪種間の傾向の違いを解釈すると、凶悪犯、粗暴犯は暴力団に伝統的な犯罪であり、これらの犯罪への関与は暴力団副次文化への同調を表すとみられるが、凶悪犯は一般に長い刑期を招くので、このことが離脱を志向させると解釈できる。

これらの調査結果の分析に基づいて、暴力団対策への提言としていくつか挙げられる。第一に、三大指定暴力団に対するさらなる取締まりの強化が考えられる。三大指定暴力団の成員に離脱意思をもつ者が多いため、特にそれらの者に対して離脱のきっかけを作ること、暴力団組織の構成員を効率的に減少につなげられるといえる。検挙そのものが離脱のきっかけになりうるだけでなく、刑事施設への収容による離脱指導もより効果的になるであろう。

第二に、就職支援や職業技術の習得支援のさらなる充実が挙げられる。就職支援や職業技術の習得支援は全般的に必要なものの、特に、年齢層を絞った手厚い支援は、暴力団からの離脱に効果的である可能性がある。調査結果は有職者、低月収者らの間で離脱意思が強い傾向にあることを示していた。また、20歳代・50歳代以上の成員は、中年層よりも強い離脱意思を持つ傾向にあった。したがって、20歳代・50歳代への職業支援は、より効果的になると考えられる。

第三の提言は、生活指導のさらなる充実である。本調査の結果は、配偶者のある者に離脱意思を持つ者が多いことを示していた。また、海外の縦断的調査研究においても、結合力の強い結婚や安定した雇用が遵法的生活を回復させることが明らかになっている (Laub and Sampson, 1993)。したがって、就職支援とともに、一般の人との社会関係の保持や安定した生活様式の確立のための生活指導は、犯罪生活からの脱却に効果的であると考えら

れる。

第四に、暴力団への資金を断ち切ることが挙げられる。月収の多い暴力団員は離脱しようとしなかったことが明らかになったため、彼らに対する資金源を枯渇させる必要がある。

【参考文献】

Laub,J.M. and Sampson,R.J. (1993). “Turning Points in the Life Course: Why Change Matters to the Study of Crime”. *Criminology*. 31: 301-325.

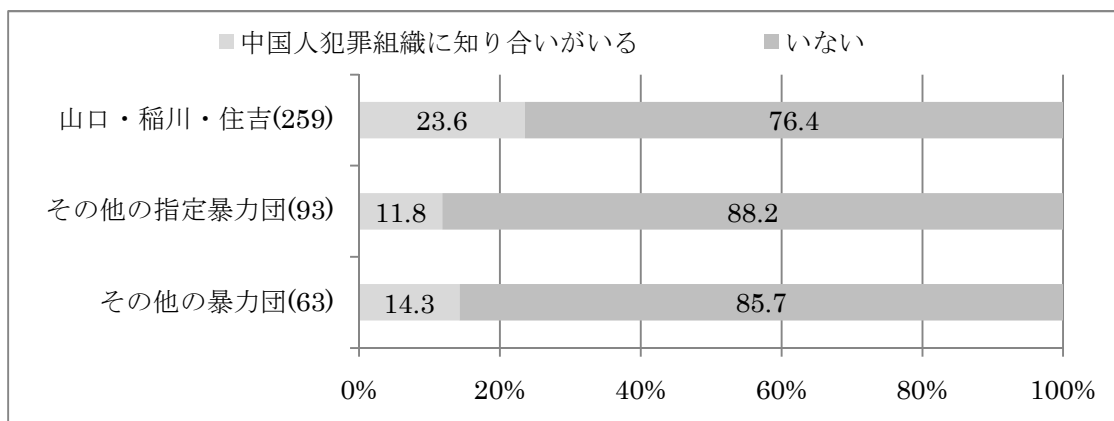
第2章 日中の犯罪組織の関係の分析

本章では、日中の犯罪組織の関係についてのより詳細な分析として、中国人犯罪組織に知り合いがいるか、また自身が所属する暴力団組織と中国人犯罪組織との間に関係があるかどうかについて、分析を行う。

1. クロス集計を用いた分析

図IV-2-1は、暴力団の類型別に中国人犯罪組織に知り合いがいるかを集計したものである。カイ二乗が5%水準で有意であり、暴力団の種類と中国人犯罪組織の間には、関連があるという結果である。知り合いがいる割合は、三大指定暴力団で最も高く、約24%であり、次いで非指定暴力団で約15%であった。一方で、その他の指定暴力団は、3類型の中で中国人犯罪組織に知り合いがいる割合が最も低く、約12%であった。日本国内でも勢力が大きい三大指定暴力団は、国外にもその影響力を広げているという構図であろうか。また、小規模暴力団も新たな市場として、中国人犯罪組織との関係を築いている可能性がある。

図IV-2-1 暴力団の類型と中国人犯罪組織の知り合い (N=415)



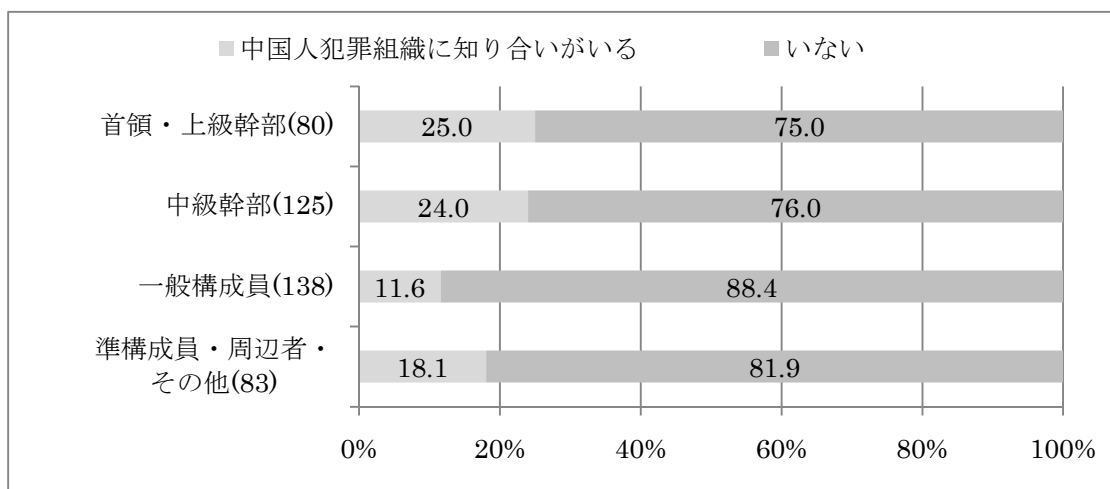
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=7.28, p=0.026$

中国人犯罪組織の知り合いの有無は、暴力団員の地位と関連があることも示唆された(図IV-2-2)。幹部の間では、おおよそ四分の一が知り合いがいると答えている一方で、一般構成員ではその割合は1割強のみであった。特筆すべきは、非組員である準構成員や周辺者らの間で知り合いがいる割合がある程度高いことである。おおよそ18%の非組員が中国人犯罪組織に知り合いがいると答えていた。

図IV-2-2 地位と中国人犯罪組織の知り合い (N=426)



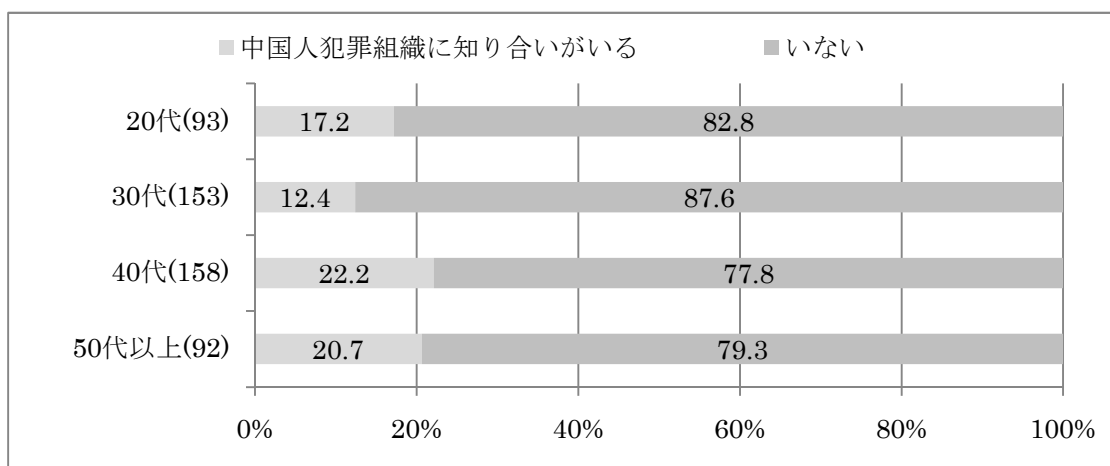
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=8.86, p=0.031$

年齢別に知り合いの有無についてみてみたのが図IV-2-3である。30代の暴力団関係受刑者らで知り合いがいる者の割合が低く、40代以上で知り合いがいる割合が高かったが、統計的に有意な結果ではなかった。また、加入期間との関連についてみると、組織とのかかわりが長い者ほど、中国人犯罪組織に知り合いがいる割合が若干高かったものの、この傾向は、10%水準でのみ有意であった(図IV-2-4)。10年以上暴力団に加入している者のうち約22%の回答者が、中国人犯罪組織に知り合いがいると答えていたのに対して、加入期間が10年未満の者のうち15%のみが知り合いがいるとしていた。

図IV-2-3 年齢と中国人犯罪組織の知り合い (N=496)

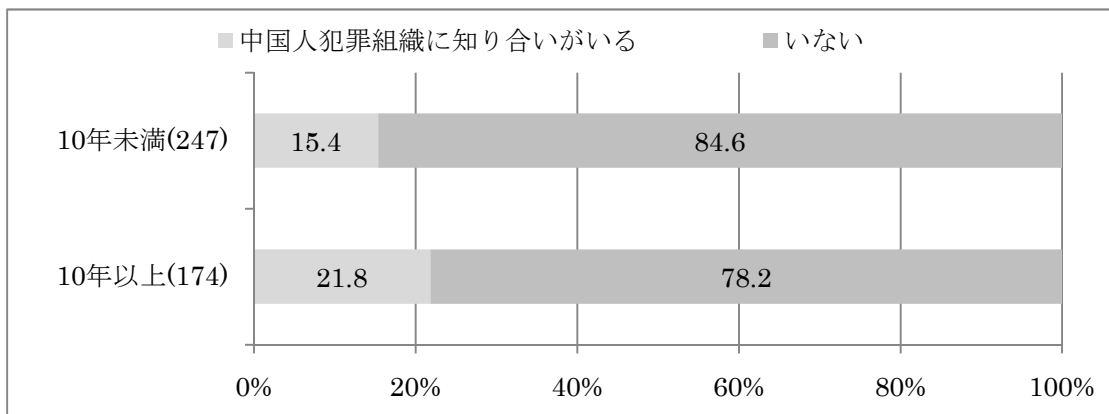


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=5.57, p=0.135$

図IV-2-4 加入期間と中国人犯罪組織の知り合い (N=421)



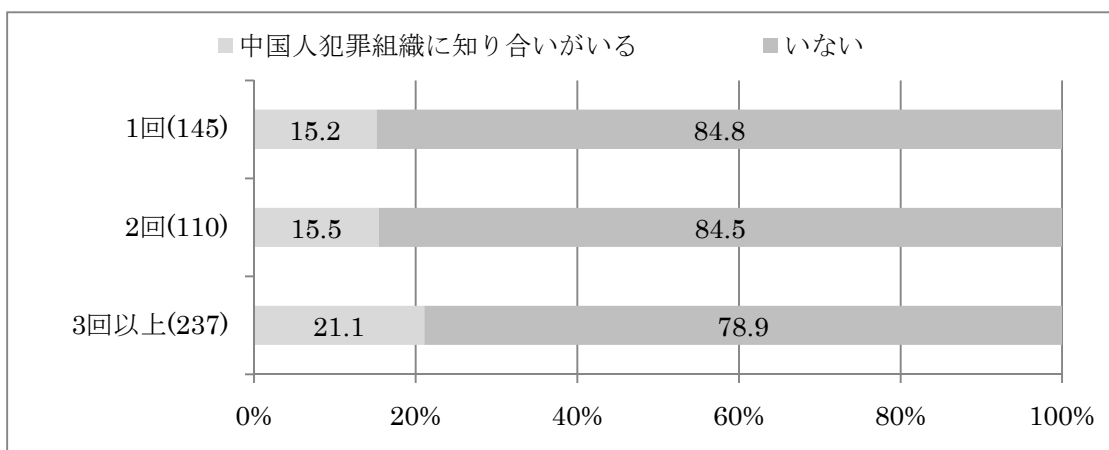
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=2.88, p=0.090$

図IV-2-5 では、犯罪傾向と中国人犯罪組織とのつながりを分析したものである。入所度数が多い者ほど中国人犯罪組織に知り合いがいる割合が高い傾向にあるように見えるが、統計的に有意な結果ではなかった。入所度数が2回以下の者たちのうちおよそ15%が中国人犯罪組織に知り合いがいると答えていたのに対して、入所度数が3回以上の者たちのうち約20%以上の者は知り合いがいると回答していた。

図IV-2-5 入所度数と中国人犯罪組織の知り合い (N=492)



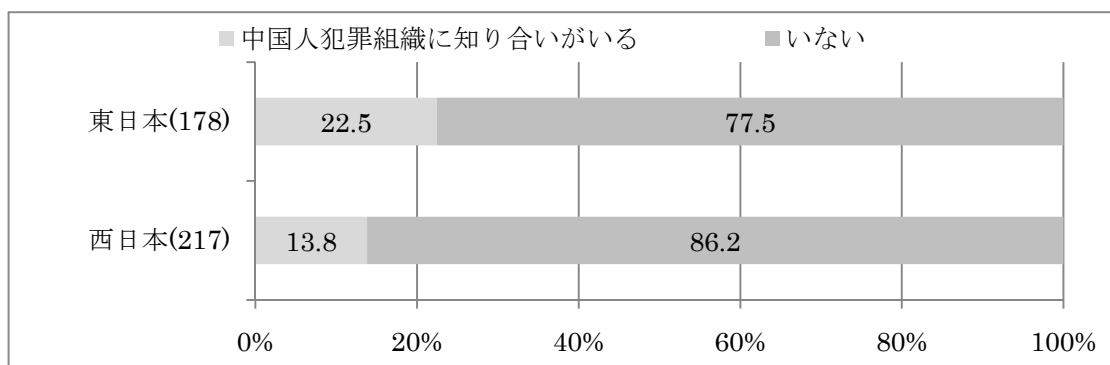
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=2.80, p=0.247$

中国人犯罪組織の知り合いの有無を地域別にみたのが図IV-2-6 である。その結果、東日本にある組織の方が、中国人犯罪組織に知り合いがいる割合が高かった。知り合いがいる割合は、東日本で約23%であるのに対して、西日本では約14%であった。

図IV-2-6 地域と中国人犯罪組織の知り合い (N=395)



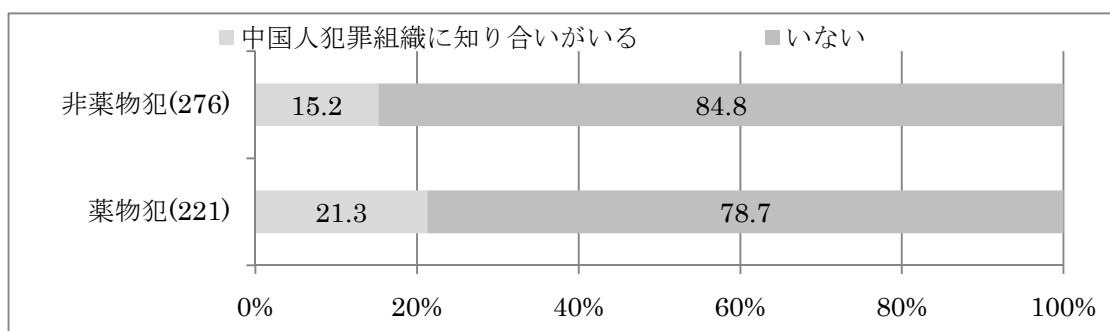
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=5.02, p=0.025$

最後に、罪種との関連を見たのが図IV-2-7である。特に、薬物犯罪を行っている者たちの間で、中国人犯罪組織とのつながりが推測されたため、分析を行った。その結果、10%水準でのみ有意な結果が得られ、薬物犯罪に関わっている者たちで、中国人犯罪組織に知り合いがいる割合が高い傾向にあることが示された。知り合いがいる割合は、薬物犯で約21%なのに対して、非薬物犯では約15%であった。

図IV-2-7 薬物犯と中国人犯罪組織の知り合い (N=497)



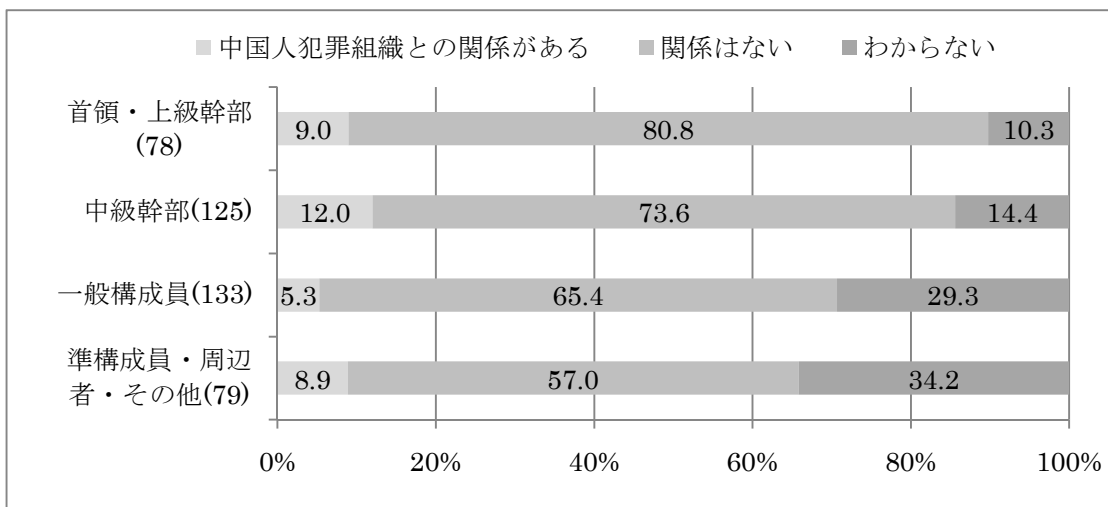
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=3.06, p=0.080$

次に、自己が所属している組織と中国人犯罪組織とで関係があるかについて分析を行った。地位別に見てみると、幹部の間で関係があると答える者の割合が若干高い傾向にあった(図IV-2-8)。特に特徴的だったのは、分からないと答えているものの割合である。組織内の地位が低い者ほど、分からないと答えている割合が高くなる傾向にあり、準構成員など非組員らの間では約34%の者が日中の組織間のつながりについて分からないと答えていた。当該質問が、組織に関して尋ねているため、地位が低い者は組織に関する知識が限定的であるからであろう。

図IV-2-8 地位と中国人犯罪組織との関係の有無 (N=415)



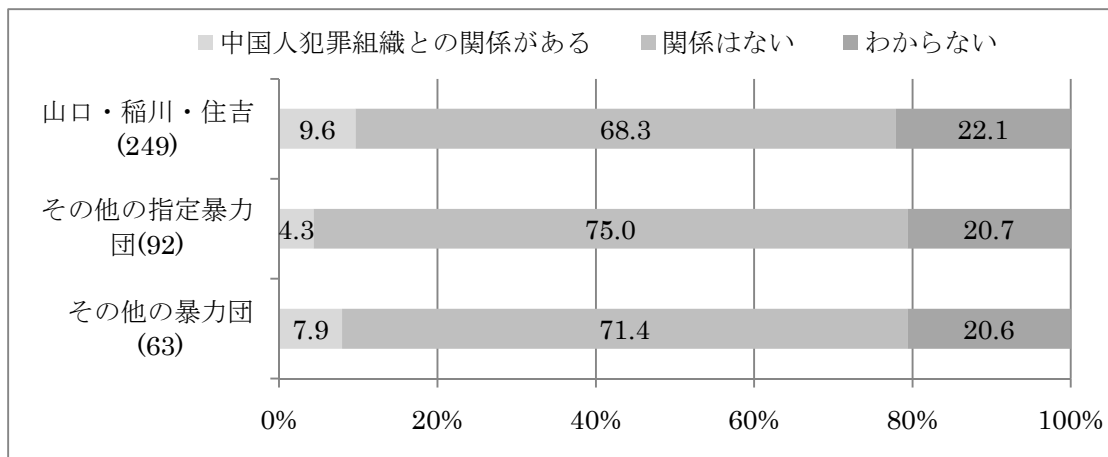
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=23.84, p=0.001$

暴力団の類型別に見てみると、特段傾向は見られなかった(図IV-2-9)。三大指定暴力団では、約10%の者が中国人犯罪組織とつながりがあると答えていた。同様に、その他の指定暴力団では約4%、非指定暴力団では約8%が中国組織とのつながりを認めていた。

図IV-2-9 暴力団の類型と中国人犯罪組織との関係の有無 (N=404)



注1 () 内の数値は実人員である。

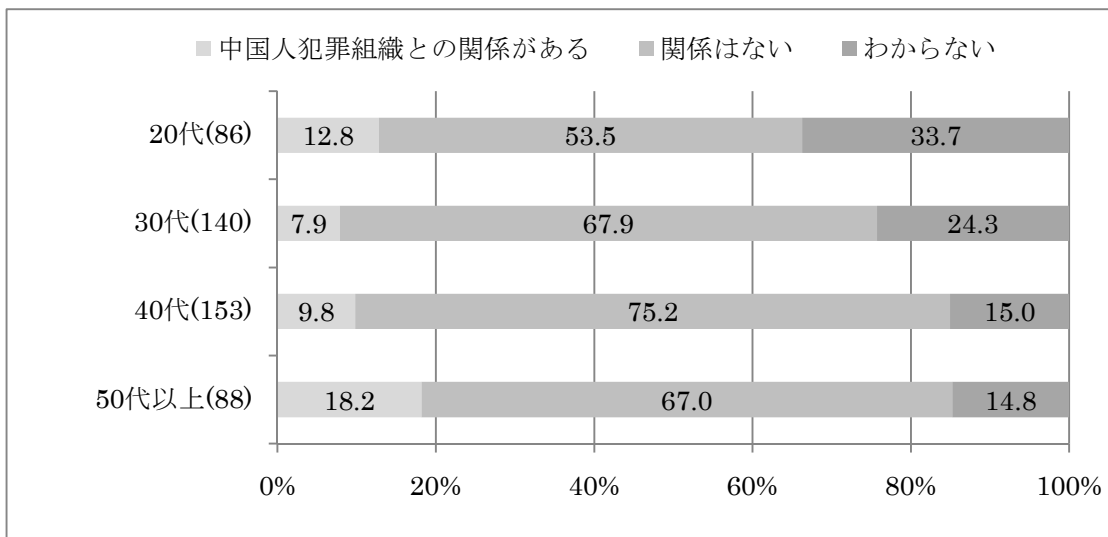
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=2.85, p=0.584$

年齢別に、中国人犯罪組織とのつながりの分析を行ったのが、図IV-2-10である。つながりがあると答えた割合は、50代以上で最も高く(18.2%)、次いで20代(12.8%)、40代(9.8%)、30代(7.9%)であった。また、地位別の分析同様に、若い者の間では、わから

ないと回答していた者の割合が高い傾向にあり、たとえば20代の受刑者らのうち約34%が分からないと回答していた。

図IV-2-10 年齢と中国人犯罪組織との関係の有無 (N=467)



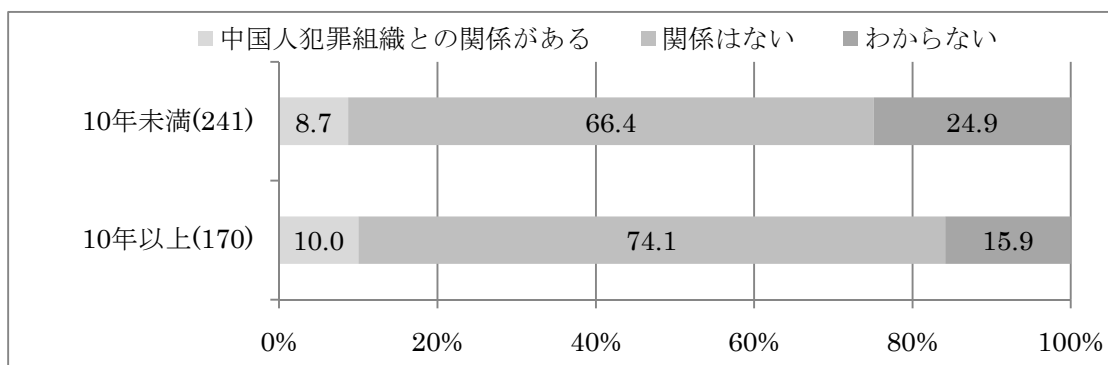
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=20.89, p=0.002$

加入期間別に中国人犯罪組織とのつながりを見てみると、つながりがあると答えた者の割合に違いはなかった。つながりがあると答えた者の割合は、加入期間が10年未満の者たちで8.7%、10年以上の者たちで10%であった(図IV-2-11)。地位や年代の分析同様に、組織とのかかわりが短い成員において、組織間のつながりについて分からないと答える割合が高かった(10年未満で24.9%)。

図IV-2-11 加入期間と中国人犯罪組織との関係の有無 (N=411)



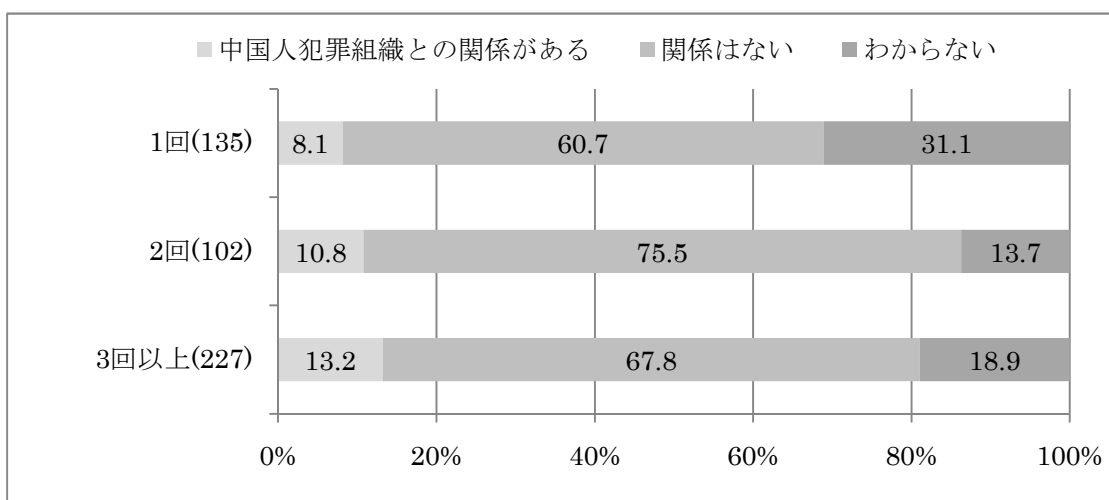
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=4.86, p=0.088$

入所度数との関連を分析してみると、犯罪傾向が高い者たちほど中国人犯罪組織とのつながりがあると答える割合が高かった。初入の者たちでは、中国人犯罪組織に知り合いがいると答えた者は 8.1%であるのに対して、その割合は入所 2 回目の者で 10.8%、3 度以上で 13.2%であった。また、これまでの地位や年齢、加入期間の分析同様に、犯罪とのかかわりが短い者たちの間では、分からないと答える者の割合が高い傾向にあった(図IV-2-12)。

図IV-2-12 入所度数と中国人犯罪組織との関係の有無 (N=464)



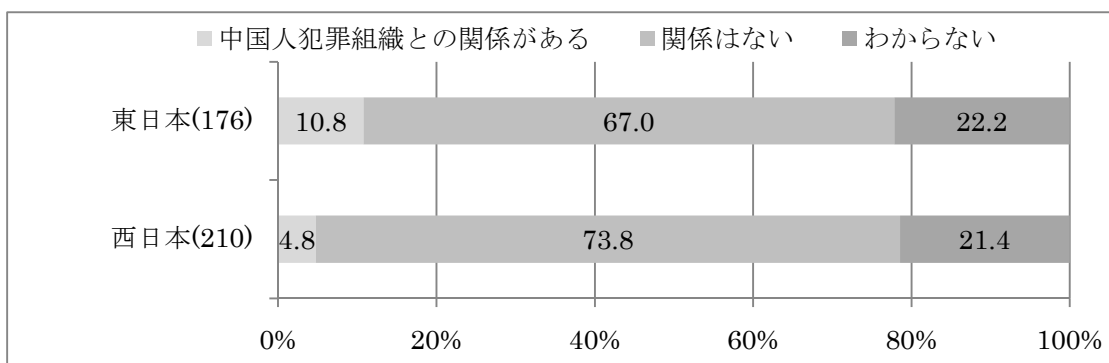
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=13.27, p=0.010$

組織間のつながりを地域別に見たのが図IV-2-13である。中国に知り合いがいるかについての分析同様に、組織間のつながりも、東日本の組織で若干強い傾向にあった。中国人犯罪組織とのつながりがあるのは、東日本の組織で約 11%、西日本の組織で約 5%であった。

図IV-2-13 地域と中国人犯罪組織との関係の有無 (N=386)



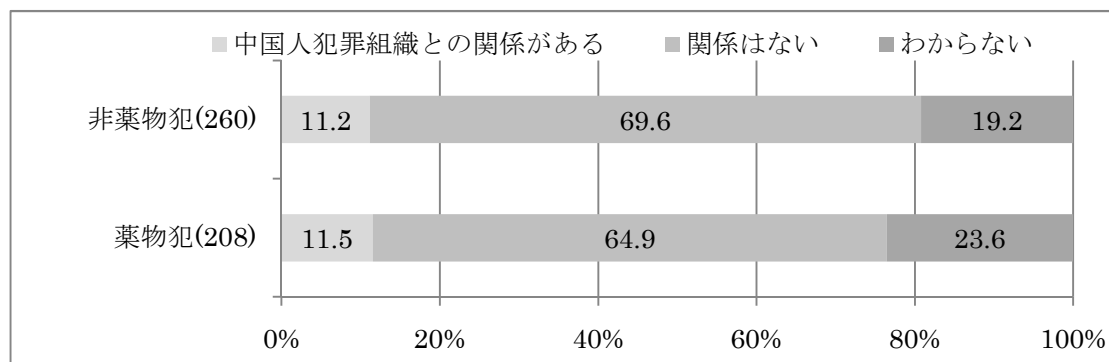
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=5.28, p=0.071$

最後に、薬物犯罪と組織間のつながりについてクロス集計を行ったのが図IV-2-14である。これといった傾向は見られず、中国人犯罪組織との関係の有無については、薬物犯・非薬物犯とで統計的に有意な差はなかった。

図IV-2-14 薬物犯と中国人犯罪組織との関係の有無 (N=468)



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=1.42, p=0.492$

2. 中国人犯罪組織の知り合いの分析

本節では、日中の犯罪者のつながりをさらに詳細に分析するために、これまでの分析を踏まえた上で、複数の要因を同時に考慮して検討を行う。ロジスティック回帰分析の第一段階として、中国人犯罪組織との関係を構築するのに影響を与えると考えられる変数をそれぞれ一つずつロジスティック回帰モデルに含めた分析を行った。結果を表IV-2-1に示す。

暴力団の類型別には、三大指定暴力団に所属している者は、それ以外の者と比較して、中国人犯罪組織に知り合いがいるオッズが2倍以上であった。一方で、その他の指定暴力団や非指定暴力団では、中国人犯罪組織に知り合いがいる確率が低い傾向にあった。組織内の地位別に見た場合は、幹部とそれ以外で、知り合いのいる確率に大きな差があった。中級幹部以上では、中国人犯罪組織に知り合いがいる傾向にあるのに対して、一般構成員や非組員は知り合いがいない傾向にあった。また、組織への加入期間の長さについても、組織との関わりが長い者たちの方が、短い者と比較して、中国人犯罪組織に知り合いがいる確率が高かった。

暴力団関係受刑者の個人属性の観点から見てみると、30代と40代がそれぞれ中国人犯罪組織に知り合いのいる確率に有意に影響を与えていた。なお、興味深いことに、30代と40代とでは、正負の符号が逆転していた。統計的に有意ではなかった結果を含めて年代について結果を見てみると、20~30代と40代~50代とで中国人犯罪組織の知り合いがいる確率が大きく異なっているようであった。

また、犯罪との関わりという観点からは、入所度数が多い者ほど、中国人犯罪組織に知

り合いがいる確率が高く、また薬物犯罪に関わっている者ほどその確率が高かった。これら2つの変数は、10%水準で結果が有意であった。

表IV-2-1 中国人犯罪組織の知り合いの有無のロジスティック回帰分析

		オッズ比	標準誤差	AIC	BIC	N
Model 1	山口・住吉・稲川	2.095**	(0.588)	406.24	414.297	415
Model 2	その他の指定暴力団	0.483*	(0.168)	408.797	416.854	415
Model 3	その他の暴力団	0.648	(0.249)	412.349	420.405	415
Model 4	首領・上級幹部	1.557	(0.458)	416.264	424.373	426
Model 5	中級幹部	1.548+	(0.402)	415.674	423.783	426
Model 6	一般構成員	0.450**	(0.135)	410.614	418.723	426
Model 7	準構成員・周辺者・その他	0.926	(0.293)	418.376	426.485	426
Model 8	加入期間(10年)	1.479**	(0.201)	393.624	401.709	421
Model 9	年齢(10歳)	1.104	(0.118)	469.928	478.341	496
Model 10	20代	0.939	(0.285)	470.729	479.142	496
Model 11	30代	0.553*	(0.154)	465.926	474.34	496
Model 12	40代	1.497+	(0.363)	468.06	476.473	496
Model 13	50代	1.242	(0.359)	470.225	478.638	496
Model 14	高校中退以上	0.855	(0.202)	462.648	471.045	492
Model 15	有職	0.933	(0.231)	464.884	473.269	489
Model 16	入所度数	1.078+	(0.0444)	466.028	474.425	492
Model 17	刑期(年月10進法)	1.039	(0.0456)	450.764	459.104	478
Model 18	凶悪犯罪	1.237	(0.488)	470.885	479.302	497
Model 19	粗暴犯罪	0.790	(0.251)	470.593	479.01	497
Model 20	窃盗犯罪	1.268	(0.375)	470.541	478.959	497
Model 21	知能犯罪	1.469	(0.486)	469.881	478.298	497
Model 22	薬物犯罪	1.505+	(0.353)	468.13	476.547	497

注1 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

注2 各モデルは、それぞれ独立変数を1つのみ含む。

続いて、これらの複数の変数を同時に考慮した上で、こういった要因が中国人犯罪組織の知り合いの有無に影響をあたえているかを検討した(表IV-2-2)。分析に際しては、独立変数を暴力団関係、個人属性、犯罪傾向、罪種のようにグループ化し、階層的にロジスティック回帰モデルに組み込んだ。Model 1では、暴力団関係の各変数の影響を同時に考慮して分析を行っている。三大指定暴力団と団体内での地位の効果が統計的に有意である一方で、暴力団への加入期間の影響は有意ではなかった。表IV-2-1に示した単変数の分析では、加入期間の効果は単独で見た場合には有意であった。しかしながら、加入期間の効果は、暴力団の類型や、特に組織内での地位について統制すると有意ではなくなった。したがって、暴力団との関わりが長いからといって中国人犯罪組織に知り合いがいる場合が多いということではない。むしろ、加入期間の長い者は高い地位に就いている場合が多く、それら幹部たちは、中国人犯罪組織に知り合いがいるケースが多いと解釈できる。

表IV-2-2 中国人犯罪組織の知り合いの有無を従属変数としたロジスティック回帰分析

	<u>Model 1</u>	<u>Model 2</u>	<u>Model 3</u>	<u>Model 4</u>
<i>暴力団関係</i>				
山口・住吉・稲川	2.279** (0.695)	2.145* (0.663)	2.139* (0.681)	2.128* (0.692)
幹部	1.994* (0.608)	1.955* (0.606)	1.785+ (0.572)	1.983* (0.650)
加入期間 (10年)	1.141 (0.184)	1.114 (0.201)	1.233 (0.232)	1.230 (0.236)
<i>個人属性</i>				
年齢 (10歳)		0.997 (0.147)	0.824 (0.153)	0.816 (0.157)
高校中退以上		0.839 (0.227)	0.778 (0.219)	0.763 (0.219)
有職		0.909 (0.261)	0.988 (0.294)	0.993 (0.301)
<i>犯罪傾向</i>				
入所度数			1.103 (0.0682)	1.091 (0.070)
刑期 (年月10進法)			1.082 (0.0617)	1.013 (0.085)
<i>罪種</i>				
凶悪犯罪				2.356 (1.711)
粗暴犯罪				1.373 (0.578)
窃盗犯罪				1.792 (0.689)
知能犯罪				2.034 (0.942)
薬物犯罪				2.377* (0.825)
AIC	367.141	361.622	347.905	349.443
BIC	383.006	389.166	383.004	404.042
N	390	378	365	365

注 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

Model 2 では、暴力団関係の変数に加えて、暴力団関係受刑者の個人属性の影響をモデルに組み込んでいる。個人属性の影響について統制した上でも、暴力団の類型や組織内での地位の効果は統計的に有意であった。一方で、連続変数として考えた年齢、教育水準（高

卒以上のダミー変数)、職の有無については、それぞれ統計的に有意な結果ではなかった。

Model 3 では、犯罪傾向の指標として、過去の入所度数と本件の刑期をそれぞれ連続変数として分析に含めている。しかしながら、両変数ともに、中国人犯罪組織に知り合いがいるかどうかに対して統計的に有意な影響を与えていなかった。最後に、Model 4 では、本件の罪種についての検討である。罪種別に見てみると、薬物犯罪のみ統計的に有意であった。その他の要因について統制した上で、薬物犯罪に関わっていた者は、それ以外の者と比較して、中国人犯罪組織に知り合いがいるオッズが約 2.4 倍高かった。

Model 1 から 4 についてあらためて見てみると、まず暴力団の種類と組織内での地位の影響が一貫して統計的に有意なのが際立っている。つまり、中国人犯罪組織に知り合いがいるか否かは、暴力団の種類や組織内での地位といった構造的な要因が大きな影響を与えていると考えられる。さらに、オッズ比の大きさから、薬物犯罪への関わりによっても、中国人犯罪組織の知り合いの有無が大きく異なっていることもわかる。

そこで、暴力団の種類や組織内での地位、薬物犯罪との関わりによって、中国人犯罪組織の知り合いの有無がどのように異なるかについて、分析結果をよりわかりやすく可視化してみる。表IV-2-3 は、これら 3 つを主要な独立変数として、中国人犯罪組織の知り合いの有無を従属変数としたときのロジスティック回帰分析の結果である。この結果をもとに、中国人犯罪組織に知り合いがいるという予測確率を算出したのが図IV-2-15 である。3 つの独立変数は、それぞれ 2 つの値をとりうるため、すべての組み合わせ (8 つ) について予測確率を計算し、グラフで示している。

まず、中国人犯罪組織に知り合いがいる確率が最も高いのは、山口組・稲川会・住吉会といった三大指定暴力団に幹部として所属していて、薬物犯罪に関わっているような暴力団関係受刑者である。この場合には、中国人犯罪組織に知り合いがいる確率は、約 35% となっていた。2 番目に予測確率が高かったのは、薬物犯以外に関わっていた三大指定暴力団の幹部で、26% であった。したがって、暴力団の種類や組織内での地位といった構造的な要因によって、中国人犯罪組織に知り合いがいるかどうかが大きく異なるということがあらためて浮き彫りになった。また、薬物犯罪の重要性もグラフから読み取れる。たとえば、一般構成員・準構成員・周辺者といった幹部以外の者であっても、三大指定暴力団に所属していて薬物犯罪に関わっていた場合には、中国人犯罪組織に知り合いがいる確率は 21% と比較的高かった。

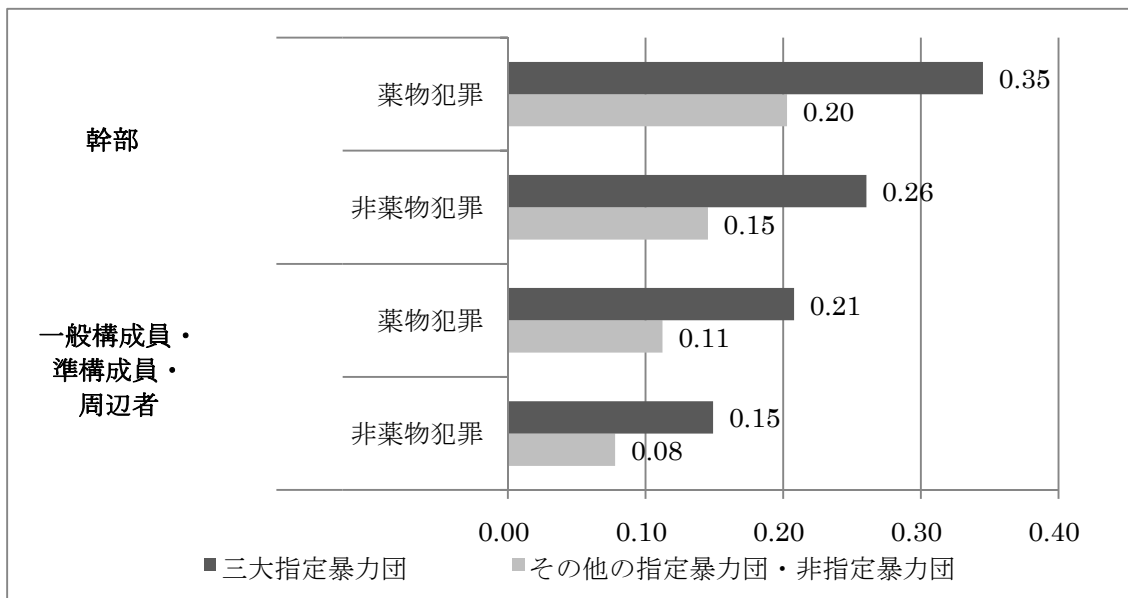
表IV-2-3 主要な変数と中国人犯罪組織の知り合いの有無のロジスティック回帰分析

	オッズ比	標準誤差	p 値
山口組・稲川会・住吉会	2.072	0.593	0.011
幹部	2.009	0.520	0.007
薬物犯罪	1.497	0.381	0.113

注 1 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

注 2 N=408

図IV-2-15 中国人犯罪組織に知り合いがいる予測確率



注 表IV-2-3 に示したロジスティック回帰分析に基づく。

表IV-2-1 における分析では、30代と40代とで中国人犯罪組織に知り合いがいるかどうかについて、統計的に有意な差があることが示されていた。そこで、暴力団関係や犯罪傾向、個人属性などを考慮した上で、中国人犯罪組織に知り合いがいるかどうかについて、年齢による差異があるかどうかを詳細に検討した。分析結果を表IV-2-4に示す。ここでは、年齢の影響が非線形的である可能性も考慮して、表IV-2-2のように年齢を連続変数として扱わず、年代ごとにダミー変数を作成して分析を行った。Model 1から4は、それぞれ20代、30代、40代、50代以上というダミー変数を1つずつモデルに組み込んでいる。これまでの分析同様に、暴力団関係や犯罪傾向、個人属性などもモデルに含めることで、それらの変数の影響について統制している。まずこれらの統制変数について見てみると、暴力団の種類や組織内での地位、薬物犯罪の影響が、年齢層に関係なく一貫して統計的に有意であることがModel 1からModel 4までの比較からわかる。また、ここでの主眼である年齢層についてみてみると、Model 1の20代の効果のみ、10%水準ではあるものの、統計的に有意であった。具体的には、20代の暴力団関係受刑者とそれ以外の者とを比較すると、前者に中国人犯罪組織の知り合いがいるオッズが約2倍高かった。したがって、あくまで統計的有意性は10%であり暫定的な結果として解釈されるべきではあるものの、若年世代において中国人犯罪組織にネットワークが広がっている可能性が示唆される。

表IV-2-4 年齢と中国人犯罪組織の知り合いの有無とのロジスティック回帰分析

	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4
山口・住吉・稲川	2.305* (0.750)	2.278* (0.738)	2.212* (0.717)	2.214* (0.722)
幹部	2.120* (0.713)	1.927* (0.624)	1.885* (0.610)	1.894* (0.612)
加入期間 (10年)	1.216 (0.223)	1.117 (0.200)	1.145 (0.207)	1.153 (0.208)
高校中退以上	0.763 (0.219)	0.736 (0.211)	0.745 (0.213)	0.747 (0.213)
有職	0.984 (0.300)	0.969 (0.295)	0.974 (0.295)	0.974 (0.295)
入所度数	1.072 (0.059)	1.035 (0.057)	1.051 (0.056)	1.054 (0.062)
刑期 (年月10進法)	1.022 (0.087)	1.010 (0.084)	1.004 (0.084)	1.005 (0.084)
凶悪犯罪	2.089 (1.508)	2.419 (1.721)	2.649 (1.896)	2.639 (1.890)
粗暴犯罪	1.433 (0.601)	1.508 (0.636)	1.434 (0.602)	1.429 (0.604)
窃盗犯罪	1.795 (0.690)	1.770 (0.678)	1.794 (0.688)	1.798 (0.689)
知能犯罪	1.868 (0.873)	2.008 (0.925)	2.066 (0.953)	2.062 (0.951)
薬物犯罪	2.546** (0.897)	2.398* (0.838)	2.329* (0.814)	2.338* (0.815)
20代	2.121+ (0.960)			
30代		0.648 (0.223)		
40代			1.052 (0.318)	
50代				0.966 (0.393)
Pseudo R-square	0.081	0.078	0.073	0.073
Log Likelihood	-159.959	-160.478	-161.284	-161.295
AIC	347.918	348.956	350.569	350.590
BIC	402.517	403.555	405.167	405.189
N	365	365	365	365

注 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

なお、この結果は、表IV-2-1 に示した結果と比較すると興味深い。すなわち、年齢層だけを見た場合には、20代・30代では、中国人犯罪組織に知り合いがいるオッズが低いのに対して、40代・50代以上はそのオッズが高い傾向にあった（オッズ比の大小を比較）。しかしながら、暴力団の類型や組織内での地位、罪種などの影響を考慮すると、20代の暴力

団関係受刑者には、中国人犯罪組織とつながりがある者がいる可能性が逆に高いという結果が示唆された。したがって、表IV-2-1に示した年配者と中国人犯罪組織の知り合いとの関係には、組織内における地位が第三変数として介在していた可能性がある（年配者は地位が高い傾向にあり、地位が高い者は中国人犯罪組織に知り合いが多い）。

3. 中国人犯罪組織との関係の分析

ここまでの分析の焦点は、中国人犯罪組織に（個人的な）知り合いがいるかについてであった。ここからは、分析の軸を組織レベルでの日中の犯罪組織のつながりに移していく（表IV-2-5）。それぞれ単独の影響を分析したところ、組織間のつながりの有無に影響を与えていた変数は、50代のみであった（10%水準で有意）。なお、ここでの分析の従属変数は、中国人犯罪組織との関係が「ある」「ない」という2値変数であり、「わからない」を除いている。組織レベルでのつながりについては、一組員の知識は限定的である可能性がある。また、そもそも組織レベルでのつながりについては、暴力団関係受刑者の個人属性いかなんにはよらないということが考えられる。

表IV-2-5 中国人犯罪組織との関係の有無を従属変数としたロジスティック単回帰分析

		オッズ比	標準誤差	AIC	BIC	N
Model 1	山口・住吉・稲川	1.788	(0.732)	213.605	221.123	317
Model 2	その他の指定暴力団	0.430	(0.237)	212.951	220.468	317
Model 3	その他の暴力団	0.948	(0.486)	215.746	223.264	317
Model 4	首領・上級幹部	0.858	(0.382)	229.686	237.241	323
Model 5	中級幹部	1.514	(0.546)	228.515	236.071	323
Model 6	一般構成員	0.555	(0.244)	227.843	235.399	323
Model 7	準構成員・周辺者・その他	1.298	(0.586)	229.486	237.042	323
Model 8	加入期間(10年単位, 連続量)	1.072	(0.205)	238.109	245.671	324
Model 9	年齢(10歳単位, 連続量)	1.045	(0.144)	307.276	315.092	368
Model 10	20代	1.532	(0.573)	306.151	313.968	368
Model 11	30代	0.607	(0.219)	305.311	313.127	368
Model 12	40代	0.686	(0.224)	306.000	313.817	368
Model 13	50代	1.876+	(0.623)	303.993	311.809	368
Model 14	高校中退以上	0.938	(0.281)	302.519	310.313	364
Model 15	有職	1.449	(0.444)	303.742	311.52	361
Model 16	入所度数	1.080	(0.052)	300.407	308.207	365
Model 17	刑期(年月10進法)	1.002	(0.056)	296.513	304.263	356
Model 18	凶悪犯罪	1.366	(0.653)	307.283	315.105	369
Model 19	粗暴犯罪	0.821	(0.322)	307.428	315.25	369
Model 20	窃盗犯罪	0.808	(0.332)	307.408	315.229	369
Model 21	知能犯罪	0.810	(0.376)	307.474	315.296	369
Model 22	薬物犯罪	1.110	(0.331)	307.567	315.388	369

注1 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

注2 各モデルは、それぞれ独立変数を1つのみ含む。

続いて、中国人犯罪組織との関係の有無について多変量的な観点から検討を行った（表IV-2-6）。中国人犯罪組織の知り合いの有無の分析と同様に、独立変数を階層的にモデルに組み込んで分析を行った。結果を見てみると、中国人犯罪組織との関係については、組織の類型や組織内での地位など、構造的な要因によって違いはないようであった。個人属性についてみてみると、犯罪傾向の影響を考慮した後でのみ、年齢による効果が10%水準で統計的に有意となっていた。また、入所度数の影響が統計的に有意であり、入所度数が1増えるごとに、中国人犯罪組織との関係があると回答するオッズが約26%高くなっていた。

表IV-2-6 中国人犯罪組織との関係の有無のロジスティック回帰分析

	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4
<i>暴力団関係</i>				
山口・住吉・稲川	1.467 (0.620)	1.374 (0.592)	1.121 (0.503)	1.078 (0.488)
幹部	1.447 (0.661)	1.480 (0.687)	1.500 (0.757)	1.378 (0.701)
加入期間（10年）	1.186 (0.272)	1.270 (0.334)	1.529 (0.442)	1.533 (0.447)
<i>個人属性</i>				
年齢（10歳）		0.878 (0.197)	0.544+ (0.175)	0.525+ (0.178)
高校中退以上		0.800 (0.318)	0.749 (0.314)	0.757 (0.320)
有職		1.692 (0.676)	1.921 (0.829)	1.939 (0.837)
<i>犯罪傾向</i>				
入所度数			1.272** (0.118)	1.257* (0.117)
刑期（年月10進法）			0.913 (0.121)	1.031 (0.146)
<i>罪種</i>				
粗暴犯罪				1.115 (0.627)
窃盗犯罪				0.445 (0.356)
知能犯罪				0.558 (0.461)
薬物犯罪				0.971 (0.502)
Pseudo R-square	0.016	0.027	0.079	0.086
Log Likelihood	-95.864	-91.418	-81.724	-79.321
AIC	199.729	196.836	181.447	184.642
BIC	214.530	222.452	214.128	230.981
N	299	287	279	261

注 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

最後に、中国人犯罪組織に知り合いがどうかの分析と同様に、中国人犯罪組織との関係の有無についても、年齢に関して予備的な分析を行った（表IV-2-7）。興味深いことに、20代の暴力団関係受刑者らは、それ以外の者と比較して、中国人犯罪組織との関係があると回答する傾向が高かった（Model 1）。

表IV-2-7 中国人犯罪組織との関係の有無のロジスティック回帰分析（年齢層別の分析）

	<u>Model 1</u>	<u>Model 2</u>	<u>Model 3</u>	<u>Model 4</u>
山口・住吉・稲川	1.310 (0.601)	1.211 (0.546)	1.230 (0.558)	1.168 (0.531)
幹部	1.562 (0.831)	1.292 (0.646)	1.233 (0.614)	1.268 (0.630)
加入期間（10年）	1.320 (0.338)	1.169 (0.291)	1.225 (0.306)	1.214 (0.302)
高校中退以上	0.770 (0.326)	0.757 (0.319)	0.746 (0.314)	0.750 (0.315)
有職	1.908 (0.826)	1.890 (0.809)	1.871 (0.803)	1.903 (0.816)
入所度数	1.162* (0.082)	1.111 (0.076)	1.119+ (0.075)	1.135+ (0.087)
刑期（年月10進法）	0.998 (0.144)	0.983 (0.140)	0.983 (0.140)	0.991 (0.140)
粗暴犯罪	1.214 (0.682)	1.361 (0.763)	1.301 (0.724)	1.283 (0.719)
窃盗犯罪	0.417 (0.335)	0.403 (0.322)	0.419 (0.334)	0.418 (0.333)
知能犯罪	0.481 (0.403)	0.588 (0.484)	0.587 (0.484)	0.587 (0.483)
薬物犯罪	1.007 (0.526)	0.938 (0.492)	0.966 (0.511)	0.934 (0.488)
20代	3.995* (2.741)			
30代		0.749 (0.396)		
40代			0.814 (0.372)	
50代				0.829 (0.488)
Pseudo R-square	0.084	0.064	0.064	0.063
Log Likelihood	-79.476	-81.239	-81.290	-81.341
AIC	184.952	188.479	188.581	188.683
BIC	231.291	234.817	234.919	235.022
N	261	261	261	261

注 + p<0.1 * p<0.05 ** p<0.01

4. まとめ

暴力団関係受刑者のうち、中国人犯罪組織とのつながりを認めた者は比較的少ない。個人的に知り合いがいると回答した者は約 18%いたものの、自己が所属する組織が組織レベルで中国人組織とつながりがあると回答した者は 11%のみであった。

中国人犯罪組織に知り合いがいるかどうかは、暴力団の種類や組織内における地位、関わっていた犯罪の種類によって異なっていることが分析結果から明らかになった。具体的には、三大指定暴力団に属していて、中級幹部以上の地位にあり、薬物犯罪に関わっている者は、中国人犯罪組織に知り合いがいる確率が最も高かった。また興味深いことに、暴力団の種類や地位、罪種などさまざまな要因を考慮に入れたときには、20 代の暴力団関係受刑者は、中国人犯罪組織に知り合いがいる場合も多い可能性があることが分かった。この結果は、10%水準での有意性であるため暫定的な結果として解釈されるべきではあるものの、若年世代において犯罪ネットワークを拡大しようとしている動きがある可能性を示唆している。今後、調査対象者を絞った上で、質的研究手法などを活用して、若年世代の国際犯罪ネットワークをより詳細に探る必要があるのかもしれない。

また、組織レベルにおいて、日中の犯罪組織間でつながりがあるかについては、暴力団の種類や個人属性による差異はほとんどなかった。組織レベルでのつながりについては、調査対象者が知り得ていることが少ないことがその理由のひとつとして考えられる。また、組織レベルでのつながりの有無は、暴力団関係受刑者の個人属性とは関係のない要因が大きく影響を与えている可能性がある。なお、組織レベルでのつながりについても、様々な要因を考慮した上では、20 代の暴力団関係受刑者らが中国人犯罪組織とつながりがあると回答する確率が高い可能性が示唆された。この理由については、そもそも来日中国人に若年層が多いことや、犯罪の実行を担う中国人に若年層が多いことなどが考えられる。この点について、将来の研究においては、サンプル数を増やした上でさらなる量的な分析を行ったり、質的な手法による詳細な情報収集を行ったりすることで、国際レベルでの犯罪ネットワークを明らかにすることが必要であろう。

これらの調査結果からは、中国人犯罪組織との関係を阻むための対策として、特定の暴力団成員に対する取締りの強化が挙げられる。中国人犯罪組織とのネットワークは、日本の暴力団組織の間で均一には広がってはいない。具体的には、三大指定暴力団の中堅幹部以上の、特に薬物犯罪に関わっていた者の間で、中国人犯罪組織とのつながりが広がっていることが調査結果から示された。したがって、これらの者に対するさらなる取締りの強化は、犯罪組織の国際ネットワークを阻むことに有効であると考えられる。また、20 代の成員の間でも中国人犯罪組織とのつながりが生まれている可能性が示唆されたため、若い成員に対する取締りのさらなる強化も考えられるだろう。

第 V 部 資料編

資料 1 調査票

日本人受刑者アンケート（職員記載用）

アンケートを記載する受刑者について、次の設問の該当する事項の数字に○を付け、（ ）内には数字又は具体的に記載してください。

施設名 _____ 刑務所 _____ 受刑者の称呼番号 _____

問 1 性別 1. 男性 2. 女性

問 2 生年月 昭和・平成（ ）年（ ）月

問 3 入所時の年齢 （ ）歳

問 4 刑事施設への入所年月 平成（ ）年（ ）月

問 5 罪名（下表のあてはまる符号すべてに○）

符号	罪 名	符号	罪 名	符号	罪 名	符号	罪 名
1	公務執行妨害	13	賭博・富くじ	23	窃盗	51	公職選挙法
2	逃走	14	贈収賄	24	強盗	52	軽犯罪法
3	犯人蔵匿・証拠隠滅	15	殺人	25	強盗致死傷	53	銃砲刀剣類所持等取締法
4	騒乱	16	傷害	26	強盗強姦・同致死	54	売春防止法
5	放火	17	傷害致死	27	詐欺	55	児童福祉法
6	住居侵入	18	暴行	28	恐喝	56	麻薬及び向精神薬取締法
7	通貨偽造	34	危険運転致死傷	29	横領・背任	57	覚せい剤取締法
8	文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造	19	業務上過失致死傷	30	盗品等関係	58	職業安定法
9	偽造・虚偽告訴	20	重過失致死傷	31	決闘罪に関する件	59	道路交通法
10	わいせつ・わいせつ文書頒布等	35	自動車運転過失致死傷	32	爆発物取締罰則	60	出入国管理及び難民認定法
11	強制わいせつ・同致死傷	21	脅迫	33	暴力行為等処罰に関する法律	70	その他の特別法犯
12	強姦・同致死傷	22	略取・誘拐	40	その他の刑法犯		

問 6 刑期 1. 無期懲役 2. 懲役（ ）年（ ）月

問 7 入所度数 （ ）回

2回以上の場合

問 7-1 前回入所したときの罪名（主な事件ひとつだけ）
 （ ）（上表の符号でも可）

問 7-2 前回の刑期、出所年、出所種別
 刑 期：（ ）年（ ）月
 出 所 年：昭和・平成（ ）年
 出所種別： 1. 仮釈放 2. 満期釈放 3. その他

問 8 共犯者の有無 1. 共犯者あり→問 8-1 から問 8-4 に記入してください
 2. 共犯者なし→問 9 へ

問 8-1 共犯者の人数 () 人

問 8-2 共犯者の国籍 (判明している範囲で、あてはまるものすべてに○)
 1. 日本 2. 中国 3. その他の国 (国名:)

問 8-3 共犯者との関係 (あてはまるものすべてに○)

1 家族	2 親戚	3 友人・知人
4 仕事関係の人	5 学校関係の人	6 インターネット等で知り合った人
7 遊び仲間	8 日本の暴力団員	9 中国の黒社会の人
10 刑務所で知り合った人	11 その他 (具体的に)	

問 8-4 本人の役割

1 主導的な役割

2 補助的な役割 → 具体的な役割は何ですか (ひとつに○)

1 見張り	2 運転手	3 盗品の処分	4 運び屋
5 情報提供	6 その他 (具体的に)		

問 9 本件被害者・犯行手口・凶器使用の有無・薬物の種類 (分かる範囲であてはまるものすべてに○)

被害者の国籍: 1. 日本 2. 中国 3. その他 ()

被害者との関係: 1. 家族・親族 2. 友人・知人 3. 見知らぬ人 4. その他 ()

犯行手口: 1. 路上強盗 2. 店舗強盗 3. 住宅侵入強盗 4. 侵入窃盗 (戸建て)
 5. 侵入窃盗 (共同住宅) 6. 乗り物盗 7. 車上狙い・部品盗
 8. 脅迫 9. 逮捕・監禁

凶器使用の有無: 1. なし 2. あり→ (1. 銃器 2. 刃物 3. その他 ())

薬物の種類: 1. 覚せい剤 2. 大麻 3. コカイン 4. ヘロイン
 (薬物犯罪の場合) 5. MDA・MDMA 6. その他 ()

問 10 犯罪歴 (あてはまる罪種のみについて回数を記入してください)

強盗 () 回 恐 喝 () 回 賭博 () 回 窃盗 () 回
 詐欺 () 回 カード関係 () 回 横領 () 回 薬物 () 回 その他 () 回

問 11 配偶者の有無 1. なし 2. あり

問 12 最終学歴 1. 小学校 2. 中学校 3. 高等学校 4. 専門学校・短大
 5. 大学・大学院 6. 不就学 7. 不詳 8. その他 ()

1~5の場合 → 問 12-1 就学状況

1. 在学	2. 中退	3. 卒業
-------	-------	-------

問 13 入所直前の居住地 1. 不定 2. () 都・道・府・県 () 市・郡

問 14 入所直前の職業 (判明している範囲で○)

1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者
4 販売従事者	5 サービス職業従事者	6 保安職業従事者
6 農林・漁業作業者	7 運輸・通信従事者	8 工員・職人・単純労務者
9 アルバイト・パートタイマー	10 学生	11 主婦・家事従事者・無職
12 その他 (具体的に)		

アンケートのお願い

このアンケート調査は、公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする研究機関である「財団

法人 社会安全研究財団」が実施するもので、外国人受刑者と日本人受刑者の特性を明らかにする

目的で行うものです。

誠に恐縮ですが、このアンケート調査の趣旨をご理解いただき、お答えいただきますよう、ご協力

をお願いします。

ご回答にあたって

・名前は書かなくてかまいません。答えていただいたアンケートは1通ずつ封筒に入れて集めますので、刑務

所の職員が見ることはありません。

・アンケートの回答内容は、犯罪と関連性が考えられる背景要因を特定するための研究資料としてのみ使用

します。個人の事件内容を取り扱うものではなく、個人を特定できるような情報が開示されることは

一切ありません。

・刑事施設における成績評価等には一切関係はなく、本回答により不利益を受けることはありません。

・各設問の該当する事項に○を付け、()内には具体的に記入してください。

質問1. あなたが加入している、または関わりがある組織・団体について教えてください。

(ア) 所属しているまたは関係のある組織・団体について教えてください。

そしきめい だんたいめい 組織名・団体名と	そしき だんたいめい 組織・団体名 ()
しょざいち 所在地	しょざいち () と・どう・ふ・けん () 区・市・郡
だんたい にんずう 団体の人数	() 人

(イ) 組織・団体におけるあなたの地位について教えてください (ひとつに○)。

1 しゅりょう 首領	2 じょうきゆうかんぶ 上級幹部	3 ちゅうきゆうかんぶ 中級幹部	4 いっぱんこうせいいん 一般構成員
5 じゅんこうせいいん 準構成員	6 しゅうへんしゃ 周辺者	7 その他 (具体的に)	

(ウ) 組織・団体に加入した時期はいつですか。また加入している期間はどのくらいですか。

() の中に数字を書いてください。

かにゆうじき 加入時期	しょうわ へいせい () ねん 昭和・平成 () 年
かにゆうきかん 加入期間	やく () ねんかん 約 () 年間

(エ) 組織・団体に加入した動機は何ですか (もっともあてはまるものひとつだけに○)。

1 じぶん いし 自分の意思で	2 さそ 誘われたので	3 そしき ひと めんどう み 組織の人に面倒を見てもらったので
4 まず 貧しかったから	5 しょく 職がなかったから	
6 その他 (具体的に)		

(オ) 組織・団体に所属している理由は何ですか (もっともあてはまるものひとつだけに○)。

1 かね 金もうかるから	2 なかま かお 仲間に顔がきくから	3 3 かっこいいから
4 む 抜けられないから	5 ぎり 義理があるから	
6 その他 (具体的に)		

(カ) 組織から離脱しようと思いますか (ひとつに○)。

1 りだつ 離脱したい	2 りだつ 離脱したくない	3 3 わからない
----------------	------------------	-----------

質問2. あなたは中国の犯罪組織に知り合いがいますか。

- 1 いる 2 いない

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

- 1 ある
2 ない
3 わからない
- } 5ページの質問5へ

(ア) 日本の組織と中国の組織の間に犯行にあたっての役割分担はありますか。

1 ある	それぞれの組織の役割は何ですか（日本と中国それぞれあてはまるものすべてに○）	
	日本の組織の役割 1 情報提供 2 計画と準備 3 犯行対象・被害者の選定 4 犯行者の選定 5 犯罪の実行 6 見張り・逃走手段の提供 7 盗品の処分 8 マネー・ロンダリング 9 利益配分の決定 10 その他（ ）	中国の組織の役割 1 情報提供 2 計画と準備 3 犯行対象・被害者の選定 4 犯行者の選定 5 犯罪の実行 6 見張り・逃走手段の提供 7 盗品の処分 8 マネー・ロンダリング 9 利益配分の決定 10 その他（ ）
2 ない		
3 わからない		

(イ) 犯行にあたっての主導権は主にどちらの組織にありますか（ひとつに○）。

- 1 日本の組織 2 中国の組織 3 時と場合による
- 4 どちらともいえない 5 わからない 6 その他（具体的に ）

(ウ) 2つの組織の関係が生じたきっかけは何ですか (あてはまるものすべてに○)。

1	日本の暴力団が協力を呼びかけた	2	その他の日本人の仲介
3	中国の犯罪組織が協力を呼びかけた	4	その他の中国人の仲介
5	わからない		
6	その他 (具体的に)		

(エ) 2つの組織の関係はどのくらい続いていますか (ひとつに○)。

1	今回が初めて	2	1年未満	3	1～3年ほど続いている
4	3～5年ほど続いている	5	5年以上続いている	5	わからない

(オ) 2つの組織の連絡は誰が何語で行っていますか (あてはまるものすべてに○)。

1	中国語ができる日本の暴力団組員や関係者	2	日本語ができる中国組織の関係者
3	その他 (具体的に)		

(カ) 2つの組織の連絡はどのような手段を用いていますか (あてはまるものすべてに○)。

1	電話	2	直接会う	3	携帯・パソコンのメール
4	その他 (具体的に)				

質問4. あなたの今回の犯罪は、組織の指示あるいは組織の中の役割に基づいて行われたものですか。

1	はい	それは日本・中国どちらの組織の指示・役割に基づくものですか (ひとつに○)						
		<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>日本の組織</td> <td>2</td> <td>中国の組織</td> <td>3</td> <td>両方の組織</td> </tr> </table>	1	日本の組織	2	中国の組織	3	両方の組織
1	日本の組織	2	中国の組織	3	両方の組織			
2	いいえ							

質問5. あなたの加入している（関係を持っている）組織での決まりや指示を守る統制の厳しさはどの程度ですか（ひとつに○）。

- 1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5
- きび 厳しくない あまりきび 厳しくない どちらとも いえない きび やや厳しい きび 非常に厳しい

質問6. お金を奪うことを目的として人を殺すように、あなたの組織の首領から命じられたら、あなたはどのようにしますか（ひとつに○）。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 無条件で従う | 2 報酬・利権などの条件によって従う |
| 4 従うかどうかわからない | 4 従わない |

質問7. 首領からの犯行の指令を断ると、何らかの制裁を受けますか（あてはまるものすべてに○）。

- | | | |
|---------------------|---------------------|--------------|
| 1 殺される | 2 暴力的制裁を受ける（指つめを含む） | 3 金銭的な制裁を受ける |
| 4 破門、絶縁、追放などの処分を受ける | 5 制裁を受けることはない | |
| 6 その他（具体的に | | ） |

質問8. あなたの組織では、犯罪によって利益を得たときそれをどのように分配しますか（ひとつに○）。

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 犯行に関係した者の間で分配する | |
| 2 一定額を組織に納め、残りを犯行に関係した者の間で分配する | |
| 3 全額を組織に納め、その後報酬を受ける | |
| 4 その他（具体的に | ） |

質問9. あなたが今回入所することになった犯罪の動機は何でしたか（あてはまるものすべてに○）。

- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| 1 生活のため | 2 借金返済のため | 3 金を貯めるため |
| 4 遊ぶため | 5 その品物が欲しかった | 6 報復のため |
| 7 かつとなって | 8 人に誘われた | 9 脅迫された |
| 10 命令された | 11 その他（具体的に |) |

質問10. 今回の犯行で被害者を選んだ理由は何ですか（あてはまるものすべてに○）。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 抵抗しないと思ったから | 2 警察に届けないと思ったから |
| 3 お金を持っているという情報があったから | 4 金融機関などから出てきたから |
| 5 利害の対立から | 6 うらみから |
| 7 馬鹿にされたから | 8 仲間・組織から指示されたから |
| 9 その他（具体的に | 10 被害者はいない |

質問11. 今回の犯行であなたが得た利益はおおよそいくらぐらいでしたか（ひとつに○）。

- | | | | |
|------|----------|-----------|-----------|
| 1 なし | 2 10万円未満 | 3 10～99万円 | 4 100万円以上 |
|------|----------|-----------|-----------|

質問12. 日本の裁判は公正だと思いますか（ひとつに○）。

- 1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5
- ふこうせい ふこうせい どちらとも こうせい こうせい
不正 やや不正 いえない やや公正 公正

質問 1 3. ^か科された^{けいばつ}刑罰について^{おも}どう思いますか (ひとつに○)。

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

かる かる どちらとも おも おも
軽い 少し軽い いえない 少し重い 重い

質問 1 4. ^{たいほじ}逮捕時に^す住んでいた^{じゆうきよ}住居について^{おし}教えてください。

たてもの しゆるい 建物の種類	1 アパート・マンション	2 ^{りょう} 寮
	3 ^{いっこだ} 一戸建て	4 その他 (具体的に)
しよゆう けいたい 所有の形態	1 ^{も いえ} 持ち家	2 ^{ゆうじん ちじんたく むりょう} 友人・知人宅 (無料)
	3 ^{しゃくや げつがくやちん} 借家 (月額家賃 :) ^{えん} 円	
どうきよにん にんずう 同居人の人数	^{じぶん ふく} 自分を含めて () ^{にん} 人	

質問 1 5. ^{たいほまえ}逮捕前のあなたの^{げっしゆう}月収とその^{しゆうにゆうげん}収入源について^{おし}教えてください。

げっしゆう 月収	おおよそ () ^{まんえん} 万円		
しゆうにゆうげん 収入源	1 ^{じぶん はたら} 自分で働く	2 ^{はいぐうしゃ じょうふ} 配偶者・情婦から	3 ^{じぶん しょぞく そしき} 自分の所属する組織から
おも (主なもの)	4 ^{た ぐたいてき} その他 (具体的に)		
ひとつに○)			

^{しつもん いじょう}質問は以上です。^{きょうりょく}ご協力ありがとうございました。

このアンケートは、^{わた}お渡しした^{ふうとう い}封筒に入れて、^{あと}のりづけした^{けいむかん ていしゆつ}後、刑務官に提出してください。

資料 2 単純集計表

【施設】 - 1 -

【 合 計 】	札幌				仙台				東京							
	札幌	旭川	帯広	網走	宮城	秋田	福島	水戸	前橋	府中	東京 (拘)	横浜	川越 (少)	新潟	甲府	松本 (少)
521	47	2	25	36	8	7	47	6	7	19	2	15	1	6	6	10
100.0	9.0	0.4	4.8	6.9	1.5	1.3	9.0	1.2	1.3	3.6	0.4	2.9	0.2	1.2	1.2	1.9

【施設】 - 2 -

【 合 計 】	名古屋				大阪				広島				高松			
	富山	金沢	岐阜	名古屋	名古屋 (拘)	京都	大阪	神戸	姫路 (少)	鳥取	松江	広島	徳島	高松	高松	高知
521	10	1	3	13	6	10	41	17	6	1	7	24	2	4	20	
100.0	1.9	0.2	0.6	2.5	1.2	1.9	7.9	3.3	1.2	0.2	1.3	4.6	0.4	0.8	3.8	

【施設】 - 3 -

【 合 計 】	福岡									
	福岡	佐世保	長崎	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄			
521	30	9	17	4	9	36	7			
100.0	5.8	1.7	3.3	0.8	1.7	6.9	1.3			

問1 性別

【 合 計 】	男性		女性		無回答	
	521	100.0	-	-	-	-
521	521	-	-	-	-	-
100.0	100.0	-	-	-	-	-

問2 生年月 (西暦)

【 合 計 】	1949年以前		1950～1959年		1960～1969年		1970～1979年		1980～1989年		1990年以降		無回答	
	521	100.0	31	67	164	31.5	160	30.7	99	19.0	-	-	-	-
521	521	6.0	12.9	31.5	30.7	19.0	-	-	-	-	-	-	-	-
100.0	100.0	6.0	12.9	31.5	30.7	19.0	-	-	-	-	-	-	-	-

問3 入所時の年齢

	合計	19歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	無回答	平均 (歳)
【合計】	521 100.0	97 18.6	164 31.5	162 31.1	66 12.7	31 6.0	1 0.2	40.1

問4 刑事施設への入所年月(西暦)

	合計	2003 年以前	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	無回答
【合計】	521 100.0	- -	1 0.2	1 0.2	- -	- -	2 0.4	280 53.7	236 45.3	1 0.2

問5 罪名

1刑

- 1 -

	合計	公務執行 妨害	逃走	犯人蔵匿 ・証拠隠 滅	騒乱	放火	住居侵入	通貨偽造	文書偽造 ・有価証 券偽造・ 印章偽造	偽造・ 虚偽告訴	わいせつ ・わいせ つ文書頒 布等	強制わい せつ・同 致死傷	強姦・ 同致死傷	賭博・ 賭博・ 富くじ	贈收賭	殺人	傷害	傷害致死	暴行
【合計】	521 100.0	6 1.2	- -	1 0.2	- -	1 0.2	34 6.5	1 0.2	18 3.5	1 0.2	- -	2 0.4	2 0.4	2 0.4	- -	15 2.9	51 9.8	2 0.4	13 2.5

問5 罪名

1刑

- 2 -

	合計	危険運転 致死傷	業務上過 失致死傷	重過失致 死傷	自動車運 転過失致 死傷	脅迫	略取・ 誘拐	窃盗	強盗	強盗致死 傷	強盗強姦 ・同致死	詐欺	恐喝	横領・ 背任	盗品等関 係	決闘罪に 関する件	爆発物取 締罰則	暴力行為 等処罰に 関する法 律	その他の 刑法犯
【合計】	521 100.0	1 0.2	1 0.2	- -	6 1.2	2 0.4	- -	92 17.7	16 3.1	12 2.3	1 0.2	49 9.4	38 7.3	3 0.6	4 0.8	- -	- -	9 1.7	50 9.6

問5 罪名
1刑
- 3 -

【 合計 】	公職選挙 法	軽犯罪法	銃砲刀剣 類所持等 取締法	売春防止 法	児童福祉 法	麻薬及び 向精神薬 取締法	覚せい剤 取締法	職業安定 法	道路交通 法	出入国管 理及び難 民認定法	その他の 特別法犯	無回答
521	-	-	19	2	3	11	228	-	56	-	30	1
100.0	-	-	3.6	0.4	0.6	2.1	43.8	-	10.7	-	5.8	0.2

問5 罪名
2刑
- 1 -

【 合計 】	公務執行 妨害	逃走	犯人藏匿 ・証拠隠 滅	騒 乱	放 火	住居侵入	通貨偽造	文書偽造 ・有価証 券偽造・ 印章偽造	偽造・ 虚偽告訴	わいせつ ・わいせ つ文書頒 布等	強制わい せつ・同 致死傷	強姦・ 同致死傷	賭博・ 賭博・ 富くじ	贈収賄	殺 人	傷 害	傷害致死	暴 行
521	2	-	1	-	-	6	-	3	-	-	-	1	-	-	1	8	-	-
100.0	0.4	-	0.2	-	-	1.2	-	0.6	-	-	-	0.2	-	-	0.2	1.5	-	-

問5 罪名
2刑
- 2 -

【 合計 】	危険運転 致死傷	業務上過 失致死傷	重過失致 死傷	自動車運 転過失致 死傷	脅 迫	略取・ 誘拐	窃 盗	強 盗	強盗致死 傷	強盗強姦 ・同致死	詐 欺	恐 喝	横領・ 背任	盗品等関 係	決闘罪に 関する件	爆発物取 締罰則	暴力行為 等処罰に 関する法 律	その他 の刑法犯
521	-	1	-	-	-	-	20	1	-	-	-	12	8	-	-	-	-	4
100.0	-	0.2	-	-	-	-	3.8	0.2	-	-	-	2.3	1.5	-	-	-	-	0.8

問5 罪名
2刑
- 3 -

【 合計 】	公職選挙 法	軽犯罪法	銃砲刀剣 類所持等 取締法	売春防止 法	児童福祉 法	麻薬及び 向精神薬 取締法	覚せい剤 取締法	職業安定 法	道路交通 法	出入国管 理及び難 民認定法	その他の 特別法犯	無回答
521	-	-	-	-	1	2	21	-	12	-	2	440
100.0	-	-	-	-	0.2	0.4	4.0	-	2.3	-	0.4	84.5

問5 罪名

3 刑

- 1 -

【 合計 】		公務執行妨害	逃走	犯人藏匿・証隠滅	騒乱	放火	住居侵入	通貨偽造	文書偽造・有価証券偽造・印章偽造	偽造・虚偽告訴	わいせつ・わいせつ文書類等	強姦・強姦わいせつ・同致死傷	強姦・強姦わいせつ・同致死傷	賭博・賭博・富くじ	贈収賄	殺人	傷害	傷害致死	暴行
	521 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.2	- -	- -

問5 罪名

3 刑

- 2 -

【 合計 】		危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	自動車運転過失致死傷	脅迫	略取・誘拐	窃盗	強盗	強盗致死傷	強盗強姦・同致死傷	詐欺	恐喝	横領・背任	盗品等関係	決闘罪に関する件	爆発物取締罰則	暴行行為等処罰に関する法律	その他の刑法犯
	521 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 0.4	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.2

問5 罪名

3 刑

- 3 -

【 合計 】		公職選挙法	軽犯罪法	銃砲刀剣類所持等取締法	売春防止法	児童福祉法	麻薬及び向精神薬取締法	覚せい剤取締法	職業安定法	道路交通法	出入国管理及び難民認定法	その他の特別法犯	無回答		
	521 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.2	- -	1 0.2	- -	1 0.2	515 98.8		

問5 罪名

4 刑

- 1 -

【 合計 】		公務執行妨害	逃走	犯人藏匿・証隠滅	騒乱	放火	住居侵入	通貨偽造	文書偽造・有価証券偽造・印章偽造	偽造・虚偽告訴	わいせつ・わいせつ文書類等	強姦・強姦わいせつ・同致死傷	賭博・賭博・富くじ	贈収賄	殺人	傷害	傷害致死	暴行	
	521 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

問5 罪名
4 刑
- 2 -

【合計】	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	自動車運転過失致死傷	脅迫	略取・誘拐	窃盗	強盗	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	詐欺	恐喝	横領・背任	盗品等関係	法闘罪に関する件	爆発物取締罰則	暴行行為等処罰に関する法律	その他の刑法犯
521	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪名
4 刑
- 3 -

【合計】	公職選挙法	軽犯罪法	銃砲刀剣類所持等取締法	売春防止法	児童福祉法	麻薬及び向精神薬取締法	覚せい剤取締法	職業安定法	道路交通法	出入国管理及び難民認定法	その他の特別法犯	無回答
521	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	521
100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0

問6 刑期

【合計】	無期懲役	懲役1年未満	懲役2年未満	懲役3年未満	懲役4年未満	懲役5年未満	懲役5年以上	懲役5年以上年月不明	罰金・労役	無回答
521	5	45	153	153	68	32	51	1	-	13
100.0	1.0	8.6	29.4	29.4	13.1	6.1	9.8	0.2	-	2.5

問6 刑期 (2刑)

【合計】	無期懲役	懲役1年未満	懲役2年未満	懲役3年未満	懲役4年未満	懲役5年未満	懲役5年以上	懲役5年以上年月不明	罰金・労役	無回答
521	-	4	36	29	5	-	2	1	3	441
100.0	-	0.8	6.9	5.6	1.0	-	0.4	0.2	0.6	84.6

問6 刑期 (3刑)

【合計】	無期懲役	懲役1年未満	懲役2年未満	懲役3年未満	懲役4年未満	懲役5年未満	懲役5年以上	懲役5年以上年月不明	罰金・労役	無回答
521	-	2	2	1	-	-	-	-	-	516
100.0	-	0.4	0.4	0.2	-	-	-	-	-	99.0

問6 刑期（4刑）

	合計	無期懲役	懲役1年未満	懲役2年未満	懲役3年未満	懲役4年未満	懲役5年以上5年未満	懲役5年以上年月不明	罰金・労役	無回答
【合計】	521 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	521 100.0

問7 入所度数

	合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答	平均(回)
【合計】	521 100.0	155 29.8	116 22.3	69 13.2	176 33.8	5 1.0	3.3

問7-1 前回入所したときの罪名 - 1 -

合計	公務執行妨害	逃走	犯人藏匿・証拠隠滅	騒乱	放火	住居侵入	通貨偽造	文書偽造・有価証券偽造・印章偽造	偽造・虚偽告訴	わいせつ・わいせつ文書頒布等	強姦・わいせつ・同致死傷	強姦・同致死傷	賭博・富くじ	贈収賄	殺人	傷害	傷害致死	暴行
【合計】	361 100.0	4 1.1	-	-	-	-	-	2 0.6	1 0.3	-	2 0.6	1 0.3	-	-	2 0.6	27 7.5	1 0.3	4 1.1

問7-1 前回入所したときの罪名 - 2 -

合計	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	自動車運転過失致死傷	脅迫	略取・誘拐	窃盗	強盗	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	詐欺	恐喝	横領・背任	盗品等関係	決闘罪に關する件	爆発物取締罰則	暴力行為等処罰に関する法律	その他の刑法犯
【合計】	361 100.0	-	4 1.1	-	1 0.3	4 1.1	38 10.5	5 1.4	2 0.6	1 0.3	8 2.2	15 4.2	-	1 0.3	-	-	2 0.6	2 0.6

問7-1 前回入所したときの罪名 - 3 -

合計	公職選挙法	軽犯罪法	銃砲刀剣類所持等取締法	売春防止法	児童福祉法	麻薬及び向精神薬取締法	覚せい剤取締法	職業安定法	道路交通法	出入国管理及び難民認定法	その他の特別法犯	無回答
【合計】	361 100.0	-	-	1 0.3	1 0.3	1 0.3	149 41.3	-	10 2.8	-	4 1.1	68 18.8

問7-2 前回の刑期

	合計	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	5年以上	無回答
【合計】	361 100.0	241 66.8	28 7.8	31 8.6	14 3.9	6 1.7	13 3.6	28 7.8

問7-2 前回の出所年

	合計	1999年以前	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	無回答
【合計】	361 100.0	21 5.8	1 0.3	7 1.9	9 2.5	10 2.8	22 6.1	21 5.8	35 9.7	75 20.8	87 24.1	43 11.9	30 8.3

問7-2 前回の出所種別

	合計	仮釈放	満期釈放	その他	無回答
【合計】	361 100.0	109 30.2	222 61.5	1 0.3	29 8.0

問8 共犯者の有無

	合計	共犯者あり	共犯者なし	不明
【合計】	521 100.0	237 45.5	246 47.2	38 7.3

問8-1 共犯者の人数

	合計	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人以上	無回答	平均 (人)
【合計】	237 100.0	77 32.5	42 17.7	38 16.0	16 6.8	17 7.2	9 3.8	1 0.4	6 2.5	2 0.8	2 0.8	1 0.4	-	8 3.4	18 7.6	3.4

問8-2 共犯者の国籍

	合計	日本	中国	その他の国	無回答
【合計】	237 100.0	218 92.0	6 2.5	3 1.3	17 7.2

問8-3 共犯者との関係

	合計	家族	親戚	友人・知人	仕事関係の人	学校関係の人	インターネット等で知った人	遊び仲間	日本の暴力団員	中国の黒社会の人	刑務所で知り合った人	その他	無回答
【合計】	237 100.0	14 5.9	1 0.4	90 38.0	16 6.8	3 1.3	2 0.8	24 10.1	110 46.4	-	9 3.8	10 4.2	13 5.5

問8-4 本人の役割

	合計	主導的な役割	補助的な役割	無回答
【合計】	237 100.0	167 70.5	54 22.8	16 6.8

問8-4 本人の役割（具体的な役割）

	合計	見張り	運転手	盗品の処分	運び屋	情報提供	その他	無回答
【合計】	54 100.0	9 16.7	7 13.0	4 7.4	4 7.4	2 3.7	25 46.3	3 5.6

問9 本件被害者・犯行手口・凶器使用の有無・薬物の種類
※被害者の国籍

	合計	日本	中国	その他	無回答
【合計】	521 100.0	281 53.9	2 0.4	18 3.5	222 42.6

問9 本件被害者・犯行手口・凶器使用の有無・薬物の種類

※被害者との関係

	合計	家族・ 親族	友人・ 知人	見知らぬ 人	その他	無回答
【合計】	521 100.0	11 2.1	61 11.7	154 29.6	58 11.1	250 48.0

問9 本件被害者・犯行手口・凶器使用の有無・薬物の種類

※犯行手口

	合計	路上強盗	店舗強盗	住宅侵入 強盗	侵入窃盗 (戸建て)	侵入窃盗 (共同住 宅)	乗り物盗	車上狙い ・部品盗	脅迫	逮捕・ 監禁	その他	無回答
【合計】	521 100.0	5 1.0	13 2.5	9 1.7	32 6.1	6 1.2	9 1.7	9 1.7	37 7.1	14 2.7	-	399 76.6

問9 本件被害者・犯行手口・凶器使用の有無・薬物の種類

※凶器使用の有無・種類

	凶器使用の有無				凶器使用の種類				
	合計	なし	あり	無回答	合計	銃器	刃物	その他	無回答
【合計】	521 100.0	316 60.7	48 9.2	157 30.1	48 9.2	7 1.3	16 3.1	25 4.8	1 0.2

問9 本件被害者・犯行手口・凶器使用の有無・薬物の種類

※薬物の種類

	合計	覚せい剤	大麻	コカイン	ヘロイン	MDA・ MDMA	その他	無回答・ 非該当
【合計】	521 100.0	201 38.6	17 3.3	-	-	5 1.0	8 1.5	308 59.1

問10 犯罪歴
強 盗

	合計	1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【 合計 】	521 100.0	24 4.6	2 0.4	2 0.4	1 0.2	492 94.4	1.3

問10 犯罪歴
恐 喝

	合計	1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【 合計 】	521 100.0	73 14.0	31 6.0	4 0.8	1 0.2	412 79.1	1.4

問10 犯罪歴
賭 博

	合計	1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【 合計 】	521 100.0	5 1.0	-	1 0.2	-	515 98.8	1.3

問10 犯罪歴
窃 盗

	合計	1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【 合計 】	521 100.0	87 16.7	41 7.9	12 2.3	20 3.8	361 69.3	2.0

問10 犯罪歴
殺 人

	合計	1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【 合計 】	521 100.0	7 1.3	1 0.2	-	-	513 98.5	1.1

問10 犯罪歴
詐欺

	合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【合計】	521 100.0	53 10.2	10 1.9	2 0.4	4 0.8	452 86.8	1.4

問10 犯罪歴
カード関係

	合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【合計】	521 100.0	5 1.0	1 0.2	-	-	515 98.8	1.2

問10 犯罪歴
横領

	合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【合計】	521 100.0	3 0.6	-	-	-	518 99.4	1.0

問10 犯罪歴
薬物

	合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【合計】	521 100.0	71 13.6	64 12.3	46 8.8	76 14.6	264 50.7	3.1

問10 犯罪歴
強姦

	合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・ 非該当	平均 (回)
【合計】	521 100.0	7 1.3	1 0.2	1 0.2	-	512 98.3	1.3

問 1 1 配偶者の有無

	合計	なし	あり	無回答
【 合計 】	521 100.0	277 53.2	225 43.2	19 3.6

問 1 2 最終学歴

合計	小学校	中学校	高等学校	専門学校・短大	大学・大学院	不就学	不詳	その他	無回答
【 合計 】	521 100.0	-	246 47.2	251 48.2	6 1.2	13 2.5	-	3 0.6	2 0.4

問 1 2 - 1 就学状況

合計	在学	中退	卒業	無回答	
【 合計 】	516 100.0	1 0.2	198 38.4	315 61.0	2 0.4

問 1 3 入所直前の居住地

合計	不定	あり	無回答	
【 合計 】	521 100.0	99 19.0	417 80.0	5 1.0

問 1 3 入所直前の居住地（都道府県） - 1 -

合計	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	
【 合計 】	417 100.0	40 9.6	2 0.5	-	15 3.6	-	9 2.2	10 2.4	7 1.7	10 2.4	23 5.5	23 5.5	388 9.1	16 3.8	5 1.2	1 0.2	1 0.2	-	-	1 0.2

問 1 3 入所直前の居住地（都道府県） - 2 -

	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛
【合計】	417	5	9	18	5	8	4	34	11	4	3	-	1	6	5	10	1	1	9
	100.0	1.4	2.2	4.3	1.2	1.9	1.0	8.2	2.6	1.0	0.7	-	0.2	1.4	1.2	2.4	0.2	0.2	2.2

問 1 3 入所直前の居住地（都道府県） - 3 -

	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	無回答
【合計】	417	6	45	-	2	7	-	1	9	6
	100.0	1.4	10.8	-	0.5	1.7	-	0.2	2.2	1.4

問 1 3 入所直前の居住地 <エリア>

	北海道	東北	関東	北陸・信越	東海	近畿	中国	四国	九州	無回答
【合計】	417	40	26	127	14	37	64	22	17	70
	100.0	9.6	6.2	30.5	3.4	8.9	15.3	5.3	4.1	16.8

問 1 4 入所直前の職業

	専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	保安職業従事者	農林・漁業作業従事者	運輸・通信従事者	工員・職人・単純労働者	アルバイト・パート・フリー	学生	主婦・家事従事者・無職	その他	無回答
【合計】	521	4	12	4	18	-	6	9	83	4	-	332	11	8
	100.0	0.8	2.3	0.8	3.5	-	1.2	1.7	15.9	0.8	-	63.7	2.1	1.5

質問 1. あなたが加入している、または関わりがある組織・団体について教えてください。

(ア) 所属しているまたは関係のある組織・団体について教えてください。

組織名・団体名 - 1 -

	山口組	会津小鉄会	旭導会	飯島会	稲川会	沖繩旭琉会	九州誠道会	極心連合会	極東会	工藤会	五代目共政会	酒梅組	三代目快道会	三代目誠友会	住吉会住吉一家	道仁会	中野会	七代目合田一家	二代目弘道会
【合計】	521	4	2	2	41	9	7	3	7	14	3	3	3	4	72	23	2	4	2
	100.0	0.8	0.4	0.4	7.9	1.7	1.3	0.6	1.3	2.7	0.6	0.6	0.6	0.8	13.8	4.4	0.4	0.8	0.4

質問1. あなたが加入している、または関わりがある組織・団体について教えてください。
 (ア) 所属しているまたは関係のある組織・団体について教えてください。

組織名・団体名 - 2 -

	二代目福 博会系三 代目平野 組	東組	松葉会	四代目小 椋一家	その他	無回答	
【 合 計 】	521 100.0	2 0.4	3 0.6	11 2.1	2 0.4	47 9.0	104 20.0

質問1. あなたが加入している、または関わりがある組織・団体について教えてください。
 (ア) 所属しているまたは関係のある組織・団体について教えてください。

団体の人数

	100人 未満	100 ～ 299人	300 ～ 499人	500 ～ 999人	1000 ～ 1999人	2000 ～ 2999人	3000 ～ 4999人	5000 人以上	無回答	平均 (人)
【 合 計 】	521 100.0	223 42.8	68 13.1	25 4.8	17 3.3	2 0.4	2 0.2	6 1.2	154 29.6	478.7

質問1. あなたが加入している、または関わりがある組織・団体について教えてください。
 (イ) 組織・団体におけるあなたの地位について教えてください。

	首 領	上級幹部	中級幹部	一般構成 員	準構成員	周辺者	その他	無回答	
【 合 計 】	521 100.0	3 0.6	78 15.0	125 24.0	140 26.9	29 5.6	33 6.3	21 4.0	92 17.7

質問1. あなたが加入している、または関わりがある組織・団体について教えてください。
 (ウ) 組織・団体に加入した時期はいつですか。また加入している期間はどのくらいですか。
 加入時期 (西暦)

	1999 年以前	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	無回答
【 合 計 】	521 100.0	214 41.1	18 3.5	14 2.7	16 3.1	24 4.6	28 5.4	21 4.0	29 5.6	24 4.6	10 1.9	100 19.2

質問1. あなたが加入している、または関わりのある組織・団体について教えてください。
 (ウ) 組織・団体に加入した時期はいつですか。また加入している期間はどのくらいですか。
 加入期間 (年間)

	合計	1年間未満	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	6年間	7～10年間	11～14年間	15～18年間	19～22年間	23～26年間	27年間以上	無回答	平均 (年間)
【合計】	521 100.0	12 2.3	37 7.1	40 7.7	45 8.6	19 3.6	28 5.4	20 3.8	84 16.1	32 6.1	37 7.1	25 4.8	19 3.6	27 5.2	96 18.4	9.7

質問1. あなたが加入している、または関わりのある組織・団体について教えてください。
 (エ) 組織・団体に加入した動機は何ですか。

	合計	自分の意思で	誘われたので	組織の人に見てもらったので	質しかつたから	職がなかったから	その他	無回答
【合計】	521 100.0	182 34.9	159 30.5	75 14.4	6 1.2	6 1.2	17 3.3	76 14.6

質問1. あなたが加入している、または関わりのある組織・団体について教えてください。
 (オ) 組織・団体に所属している理由は何ですか。

	合計	金がもうかるから	仲間がきつから	仲間顔がきつから	かっこいいから	抜けられないから	義理があるから	その他	無回答
【合計】	521 100.0	42 8.1	18 3.5	27 5.2	34 6.5	187 35.9	98 18.8	115 22.1	

質問1. あなたが加入している、または関わりのある組織・団体について教えてください。
 (カ) 組織から離脱しようと思いませんか。

	合計	離脱したい	離脱したくない	離脱している	わからない	わからない	無回答
【合計】	521 100.0	229 44.0	80 15.4	17 3.3	71 13.6	124 23.8	

質問2. あなたは中国の犯罪組織に知り合っていますか。

	合計	いる	いない	無回答
【合計】	521 100.0	89 17.1	408 78.3	24 4.6

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

	合計	ある	ない	わからない	無回答
【合計】	521	53	316	99	53
	100.0	10.2	60.7	19.0	10.2

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

(ア) 日本の組織と中国の組織の間に犯罪に犯行にあたっての役割分担はありますか。

	合計	ある	ない	わからない	無回答
【合計】	53	27	7	6	13
	100.0	50.9	13.2	11.3	24.5

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

(ア) 日本の組織と中国の組織の間に犯罪に犯行にあたっての役割分担はありますか。

それぞれの組織の役割は何ですか。(日本の組織の役割)

合計	情報提供	計画と準備	犯罪対象・被害者の選定	犯罪者の選定	犯行の実行	見張り・逃走手段の提供	盗品の処分	マネー・ロンダリング	利益配分の決定	その他	無回答
27	20	15	5	5	3	9	11	10	10	2	-
100.0	74.1	55.6	18.5	18.5	11.1	33.3	40.7	37.0	37.0	7.4	-

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

(ア) 日本の組織と中国の組織の間に犯罪に犯行にあたっての役割分担はありますか。

それぞれの組織の役割は何ですか。(中国の組織の役割)

合計	情報提供	計画と準備	犯罪対象・被害者の選定	犯行の実行	見張り・逃走手段の提供	盗品の処分	マネー・ロンダリング	利益配分の決定	その他	無回答
27	11	9	4	8	3	12	5	4	1	1
100.0	40.7	33.3	14.8	29.6	11.1	44.4	18.5	14.8	3.7	3.7

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

(イ) 犯行にあたっての主導権は主にどちらの組織にありますか。

	合計	日本の組織	中国の組織	時と場合による	どちらともいえない	わからない	その他	無回答
【合計】	53 100.0	17 32.1	3 5.7	13 24.5	2 3.8	5 9.4	-	13 24.5

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

(ウ) 2つの組織の関係が生じたきっかけは何ですか。

	合計	日本の要 力団が協 力を呼び かけた	その他の 日本人の 仲介	中国の犯 罪組織が 協力を呼 びかけた	その他の 中国人の 仲介	わからな い	その他	無回答
【合計】	53 100.0	12 22.6	10 18.9	2 3.8	2 3.8	10 18.9	1 1.9	19 35.8

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

(エ) 2つの組織の関係はどのくらい続いていますか。

	合計	今回が初 めて	1年未満	1～3年 ほど続い ている	3～5年 ほど続い ている	5年以上 続いている	わからな い	その他	無回答
【合計】	53 100.0	1 1.9	2 3.8	5 9.4	1 1.9	11 20.8	14 26.4	1 1.9	19 35.8

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

(オ) 2つの組織の連絡は誰が何語で行っていますか。

	合計	中国語が できる日 本の組員 や関係者	日本語が できる中 国の組員 や関係者	その他 無回答
【合計】	53 100.0	11 20.8	22 41.5	2 3.8
				24 45.3

質問3. あなたが所属している組織と中国の犯罪組織との間に関係がありますか。

(カ) 2つの組織の連絡はどのような手段を用いていますか。

	合計	電話	直接会う	携帯・ パソコン のメール	その他	無回答
【合計】	53 100.0	15 28.3	21 39.6	12 22.6	1 1.9	25 47.2

質問4. あなたの今回の犯罪は、組織の指示あるいは組織の中での役割に基づいて行われたものですか。

	合計	はい	いいえ	無回答
【合計】	53 100.0	7 13.2	39 73.6	7 13.2

質問4. あなたの今回の犯罪は、組織の指示あるいは組織の中での役割に基づいて行われたものですか。それは日本・中国どちらの組織の指示・役割に基づくものですか。

	合計	日本の組織	中国の組織	両方の組織	無回答
【合計】	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	-

質問5. あなたの加入している（関係を持っている）組織での決まりや指示を守る統制の厳しさはどの程度ですか。

	合計	厳しくない	あまり厳しくない	どちらともいえない	やや厳しい	非常に厳しい	無回答
【合計】	521 100.0	14 2.7	44 8.4	78 15.0	133 25.5	144 27.6	108 20.7

質問6. お金を奪うことを目的として人を殺すように、あなたの組織の首領から命じられたら、あなたはどうしますか。

	無条件で従う	報酬・利権などの条件によって従う	従うかどうかかわからない	従わない	無回答
【合計】	521 100.0	32 6.1	22 4.2	78 15.0	90 17.3

質問7. 首領からの犯行の指令を断ると、何らかの制裁を受けますか。

	殺される	暴力的制裁を受ける（指め含む）	金銭的な制裁を受ける（指め含む）	破門、絶縁、追放等の処分を受ける	制裁を受けることはない	指令の内容による	指令を受けた事がないので分らない	その他	無回答	
【合計】	521 100.0	12 2.3	97 18.6	35 6.7	142 27.3	151 29.0	11 2.1	21 4.0	30 5.8	122 23.4

質問 8. あなたの組織では、犯罪によって利益を得たときそれをどのように分配しますか。

合計	犯行に関係した者 の間で分 配する	一定額を 組織に納 め残りを 分配する	全額組織 に納めそ の報酬 を受ける	ケースバ イケース に依る	わからな い	犯罪で利 益を受け ない	その他 無回答		
【 合計 】	521 100.0	148 28.4	102 19.6	55 10.6	6 1.2	24 4.6	15 2.9	18 3.5	153 29.4

質問 9. あなたが今回入所することになった犯罪の動機は何でしたか。

合計	生活のた め	借金返済 のため	金を貯め るため	遊ぶため	その品物 が欲しか った	報復のた め	かっとな って	人に誘わ れた	脅迫され た	命なされ た	棄 物	その他 無回答	
【 合計 】	521 100.0	134 25.7	25 4.8	29 5.6	120 23.0	19 3.6	66 12.7	83 15.9	9 1.7	28 5.4	11 2.1	81 15.5	59 11.3

質問 10. 今回の犯行で被害者を選んだ理由は何か。

合計	抵抗しな いと思っ たから	警察に届 けないと 思ったか ら	お金を持 っている 情報があ ったから	金融機関 などから 出てきた から	利害の対 立から	うらみか ら	馬鹿にさ れたから	仲間・組 織から指 示された から	行きあた りばつた り、たま に	その他	被害者は いない	無回答	
【 合計 】	521 100.0	30 5.8	35 6.7	31 6.0	5 1.0	21 4.0	25 4.8	36 6.9	31 6.0	18 3.5	53 10.2	162 31.1	135 25.9

質問 11. 今回の犯行であなたが得た利益はおおよそいくらぐらいでしたか。

合計	なし	10万円 未満	10万 99万円 円以上	100万 円以上	無回答	
【 合計 】	521 100.0	305 58.5	36 6.9	54 10.4	68 13.1	58 11.1

質問 12. 日本の裁判は公正だと思いますか。

合計	不正	やや不正	どちらと もいえな い	やや公正	公正	無回答	
【 合計 】	521 100.0	130 25.0	90 17.3	176 33.8	47 9.0	45 8.6	33 6.3

質問1.3. 科された刑罰についてどう思いますか。

	合計	軽い	少し軽い	どちらともいえない	少し重い	重い	無回答
【合計】	521 100.0	11 2.1	20 3.8	216 41.5	150 28.8	91 17.5	33 6.3

質問1.4. 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。
建物の種類

	合計	アパート・マンション	寮	一戸建て	住所不定	その他	無回答
【合計】	521 100.0	332 63.7	9 1.7	98 18.8	17 3.3	25 4.8	40 7.7

質問1.4. 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。
所有の形態

	合計	持ち家	友人・知人宅(無料)	借家	無回答
【合計】	521 100.0	77 14.8	49 9.4	300 57.6	95 18.2

質問1.4. 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。
借家(月額家賃)

	合計	なし	5万円未満	5万円台	6万円台	7万円台	8万円台	9万円台	10万円台	11万円台	12万円台	13万円台	14万円台	15万円以上	無回答	平均(円)
【合計】	300 100.0	1 0.3	80 26.7	54 18.0	42 14.0	29 9.7	16 5.3	5 1.7	21 7.0	2 0.7	6 2.0	4 1.3	1 0.3	8 2.7	31 10.3	63124

質問1.4. 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。
同居人の人数

	合計	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	平均(人)
【合計】	521 100.0	110 21.1	136 26.1	76 14.6	55 10.6	32 6.1	11 2.1	8 1.5	2 0.4	2 0.4	2 0.4	87 16.7	2.7

質問15. 逮捕前のあなたの月収とその収入源について教えてください。

合計	なし	10万円未満	10～20万円未満	20～30万円未満	30～40万円未満	40～50万円未満	50万円以上	無回答	平均 (万円)	
【合計】	521 100.0	18 3.5	12 2.3	46 8.8	83 15.9	71 13.6	28 5.4	161 30.9	102 19.6	62.1

質問15. 逮捕前のあなたの月収とその収入源について教えてください。

合計	自分で働く	配偶者・情婦から	自分の所属する組織から	いろいろな	生活保護等の給付金	犯罪・非合法活動	その他	無回答	
【合計】	521 100.0	342 65.6	17 3.3	20 3.8	7 1.3	22 4.2	17 3.3	19 3.6	77 14.8

資料 3 自由記述

質問 1 (イ)「地位」、質問 1 (エ)「加入動機」、質問 1 (オ)「所属理由」、質問 3 (ア)「役割分担」、質問 3 (ウ)「関係のきっかけ」、質問 3 (カ)「連絡手段」、質問 7「命令違反の際の制裁」、質問 8「犯行利益の分配方法」、質問 9「犯行動機」、質問 10「被害者選択理由」に記された自由回答を掲載する。

質問 1 (イ) 組織・団体におけるあなたの地位について教えてください

「元組員」

「脱退しています。」

「現在は関係無し」

「今は破門中です。」

「元、一般構成員」

「元上級幹部」

「もうやめました。」

「破門」

「破門されてます。」

「元構成員」

「元組員」

「元構成員」

「加入時期は組員でした。」

「今は離脱して 8 年。」

「今は破門されてるが出所後復帰する予定。」

質問 1 (エ) 組織・団体に加入した動機は何ですか。

「兄貴が、出所して来た為」

「親がいなく行く所がなかったので」

「親にあずけられました。」

「勝手に組員という事にされていた。」

「加入していない」

「加入してません。」

「加入はしていない。」

「金をかりてしまった。」

「産廃の仕事をする際に名前を登録しないと任せる事は出来ないと言われて、断ったが知らない内に登録されていた。ヤクザの事柄は一切やらせず、名前だけだからと言われてそのままにしておいた。その後、産廃の仕事は無かったので、だまされた様なものだ。」

「知り合いの人が名前を貸してくれと言われたので名前を貸しました。」
「ただ、出入していただけなので組織の事は分かりません。」
「知人にハマられたから」
「的屋とゴミ収集の仕事を手伝って生活していた時社長に勝手に入れられていた。」
「三島組で10年居たが、組がかいさんあずかりになっていたの。」
「無理矢理」
「若げのいたり、今は関係ありません。」
「命を助けてもらったため。」
「仕事の後ろだてになってもらってから。」
「親分が好きだから。」
「孤独感、さみしさから。」
「鳶、鍛冶で300人程の団体が地方工事の為に必要。」

質問1（オ） 組織・団体に所属している理由は何ですか。

「10年前にやめています。」
「愛情、水が合う、無理なく生活できる。」
「当たり前前を当たり前出来る人が多く勉強になるから」
「兄貴（会長）が好きだから」
「兄貴分が人工とうせきを受けていて一人には出来ないから。」
「以前は金もうけ、今は堅義。」
「今さら、定職にはつけない為。」
「今は、破門中でカタギです。」
「今は所属していない。」
「今はもう入っていません。」
「縁が有ったから。」
「男、己をみがく為」
「男は心です。」
「男を磨くため。」
「親方のことを父親のように自分の気持ちが入ったから。」
「親父にホレているから。」
「親分の人間性に引かれて」
「学がなかったの。」
「覚せい剤の前科が有り、一般の会社がやとってくれなかったの。」
「家族を守る為。」
「加入したつもりはありません。」

「基本的に修行は死ぬまでするものだし、まだまだ人間として完成もされておらず、今だに間違いを犯す自分がヤクザをやめるなど、10年早いです。」

「兄弟分が同じ組織に居たから。」

「現在、所属はしていません。」

「現在所属していません。」

「現在は関係無し」

「現在は所属していません。」

「現在は離脱している。」

「現在は離脱している。」

「現在離脱しています。」

「工事妨害、トラブル防止」

「この生き方をして、立派な男になろうと思ったからです。」

「この道が好きだから。」

「この道が唯々好きだったからにすぎない。」

「仕事が組織がからむ事が多いので、組織に入ってる则何かと楽。」

「従って来る若い者の面倒をみるため。」

「自分が男としてみとめる人が居て、その人に付いて行きたいから。」

「自分が好きで組織に所属して居ます。」

「自分自身の修行、男としての修行の道。」

「自分に合う生き方だから」

「自分に合ってる所があるから」

「自分の生きる道と信じていたから。」

「自分の一番好きな生き方だから。」

「自分の戒めの為犯罪を抑止するため。」

「自分の親分にほれているから。」

「自分の時間が多くとれる。」

「自分の仕事をいつもせわしてくれたから。」

「自分のライフスタイルに合っているから。」

「地元のつながり」

「所属していない」

「所属してません。」

「知らない内に入っており判り次第脱退したのでわからないです。」

「好きだったから。」

「好きな人が居るから。」

「既に破門されて今は堅気だ。」

「スナックや建設会社を経営していたから付き合いもあつて。」

「住む家がなかったから」
「先輩等から相談。」
「組織が解散しています。」
「そのとうじ親分に気にいられて居ましたから。」
「それしか出来ない人間も居ります。」
「そんけいしている人がいるから」
「脱退しています。」
「楽しいから」
「誰か、好きな人に命をあずけれるから。」
「知人と一緒に行った。」
「てつだっていたがそのまま所属になっていた。」
「とっくに破門されていて所属していないのに書けません。」
「友達にたのまれたから。運転手をやって欲しいと言われただけです。」
「何もして無かったので。」
「なりたかったから。」
「なり行きでなったが、今は生き方だから。」
「なんとなくいままでいました。」
「任侠団体だから。」
「任侠道を全うしたい。」
「任侠の世界が好きなので」
「必要悪も無ければならないと思うから。」
「人が人にほれたから」
「他から来て、もう一度、華を咲かせたかったから。」
「まじめにもなれないし」
「昔から良く知って居て友人が多数所属しているから。」
「昔は、地域の為と云う心意気が有った。」
「もう脱退しました。」
「もうやめている。」
「元なのでもう辞めている。」
「ヤクザとしての自分を必要としてくれる人達が居るから。」
「約束から」
「やめました。」
「有名になりたかったから。」
「夢があったから」
「離脱しています。」
「離脱済」

「離脱をしようと思っています。」

「龍勢会というところから引き継ぎ」

「理由はともあれ、今年の8月に状が出てますし、ヤクザとしての盃事も一切していないので、自分としては、ヤクザと思っていません。もう10月には魂竜会はなくなっています。」

「ヤクザから大切な者達を守るには自分がヤクザであるしかない。」

「仲の良い友達が入っていたため」

「堅気では、出来無い仕事を企業舎弟のようにしていた。」

「わからない」

質問3（ア） 日本の組織の役割は何ですか。

「偽装結婚等」

質問3（ア） 中国の組織の役割は何ですか。

「偽装結婚等」

質問3（ウ） 2つの組織の関係が生じたきっかけは何ですか。

「最初は密入国関係から協力し合う」

「ない」

「暴力団対策法みたいな愚法を作ったから。」

「六代目山口組はありません。」

質問3（カ） 2つの組織の連絡はどういう手段を用いていますか。

「中間に立ったものが紹介する場合もある。」

「とってない。」

質問7 首領からの犯行の指令を断ると、何らかの制裁を受けますか。

「相手にされなくなる。」

「悪質な犯罪の指令を受ける事は無いと思う。」

「今の世の中、首領からの指命はない、自分の意志。」

「今は所属していないから解らないし、質問がふざけている。その様な指令されないし、

している組織はヤクザと呼ばない。」
「家族へのイヤがらせ。」
「金を奪うことの目的などない」
「金を奪えなど指令をする親はいない。」
「組での居場所がなくなると思う。みんなから変な目で見られる。」
「質問のような命令はあり得ない。」
「首領からの指令で動く事はありませんし、ありえませんが。」
「処分はされませんが、冷や飯を食わされたり白眼視される。」
「指令をする者はいない。」
「信義に反する事柄の指令は無い」
「そういう間違った命令は組織としてありえない。(お金を奪うことなど)」
「そういうむじゅんした人には付いて行かないし、もしむりに言われたら相手と喧嘩をする。」
「そういう命令は、まずあり得ない。」
「組織での自分の立場がなくなる。」
「その様な理不尽な事で、命令を出す事は、ありえ無い。」
「任侠道に生きる人間はそんな強盗や強殺などしない。」
「犯行は、自分の意志でする事なので組からそう云う指令は有りません。」
「人からはずれた指令はしない。」
「もう現在は処分を受けています。」
「ヤクザ組織で、金目的の殺人を命じられる事は有り得ない。」
「ろくな仕事が回ってこない、ひやめしをくう。」
「私の居た組織は断わる様なムチャな事は言わなかった。」

質問8 あなたの組織では、犯罪によって利益を得たときそれをどのように分配しますか。

「各自のシノギなので組織は関係無し。」
「かけないよお～」
「決まりはない。」
「組織がらみの犯罪はあまりない。」
「組織の名前などだして仕事やらした事がないです。」
「そんな事はしていなかった。」
「別に分けない」
「本人の気持ちしだい。」

質問9 あなたが今回入所することになった犯罪の動機は何でしたか。

「足代わりに車が必要だった。」

「意志の弱さ」

「意志の弱さ。」

「痛み止め」

「違法の呼び込みを受けたから。」

「イヤな事を忘れるため」

「依頼された内妻に」

「弟がやっていてしかたなく一緒に」

「恩があったから。」

「快樂の為」

「家族の病気に金が必要だった。」

「身体の痛み止め」

「体の病気・体を動かす為。」

「軽い気持ち」

「関係なく独壇上の事。」

「気の弱さ。」

「気ばらしのため。」

「興味本位」

「軽率な考え」

「現実逃避。」

「国策」

「個人的なこと。」

「今回は、誤解からです。」

「酒に酔っていた」

「酒を飲んで車の運転したから。」

「酒を飲んで理性を失った。」

「事故の後遺症」

「事故の様なもの。」

「したいから。」

「品物をあずかった。」

「自分勝手に仕事をしたため。」

「自分自身の弱さ。」

「自分で好きでやってしまった。」

「自分に自信が無くなって、人を信じる事が出来なくなったから。」

「自分のあやまち」

「じぶんのいしのよわさ」
「自分の意思の弱さ」
「自分の意志の弱さ、快樂。」
「自分の下にいる若い者のため」
「自分の弱さ」
「自分の若い者を教育のつもりが、叩いた事に対し警察に通報した。」
「社会的、道徳の欠如。」
「集金等」
「使用者責任で冤罪。」
「筋道を正そうとしてやった」
「ストレス解消」
「絶対に必要だったから。」
「窃盗ですが考えての犯行ではない。」
「前妻との生活がうまい事いかなかった為」
「組織から離脱したい為。」
「組織のため」
「その時のかるい気持ち。」
「騙されました。」
「たまたま」
「知人との遊びの流れで。」
「道交法違反」
「道交法の為犯罪に関係なし」
「逃走する為」
「どうなっても良いと思って。」
「どうなるのか、というこうきしん。」
「道路交通法」
「突発的犯行でした。」
「日常的に使用していた。」
「母を亡くした原因が私に有り耐えられなくなったから」
「まが差した。」
「巻き込まれたと思う。」
「虫がわいてやりました。」
「面子のため」
「元妻が元妻の母にそそのかされて無断で離婚届けを出した為に問いた為。」
「やめていたのに魔がさした。」
「私は自分の金でやった。」

質問 10 今回の犯行で被害者を選んだ理由は何ですか。

「新しい知人関係。」

「兄、たんに近所だったから。」

「うたがって。」

「選んでない、勝手にボンネットに乗ってきた。」

「カーローン成立後の車検証等の確認が無いと教えられたから。」

「客と売人」

「共犯を選んだ。」

「共犯として一緒に窃盗をしたので一切関係はありません。」

「近所の人でした。」

「空腹のため」

「車上」

「車に誰もいなかったから。」

「ケンカを売って来た相手だから。」

「嫉妬による喧嘩、自分の女。」

「自分が選んだのではない。」

「借金を返してもらう為。」

「籍が入っていた妻だった為。」

「相談をされた為」

「知人がからまれていた為」

「突発的な喧嘩。」

「ばくちの客」

「バレないと思った。」

「犯罪者だったから。」

「被害者から家族の身を守る為。」

「被害者から頼まれ」

「本人が法を犯しているから。」

「無許可でやってたから。悪い事をしてたから。」

「私の若い者で行儀が悪かったから。」

日中組織犯罪共同研究 日本側報告書Ⅰ
—暴力団受刑者に関する調査報告書—

平成23年6月発行

発行 財団法人 社会安全研究財団

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-7-8

(大手町佐野ビル6階)

電話 03-3219-5177 Fax 03-3219-2338

企画・編集 財団法人 社会安全研究財団内「組織犯罪受刑者調査研究会」

代表 石川正興

本報告書を引用する際は、出典を明らかにし、転載された刊行物、公表資料などを財団法人 社会安全研究財団までお送りください。

